

逗子市地域防災計画

地震津波対策計画編

(令和2年度改訂)

逗子市防災会議

逗子市地域防災計画

地震津波対策計画編

目 次

第1章 総則

第1節	計画の目的と位置付け	1
第2節	逗子市の概況	4
第3節	地震被害の想定	7
第4節	逗子市地震防災戦略	19
第5節	地震津波対策計画の推進主体とその役割	21

第2章 都市の安全性の向上

第1節	計画的な土地利用と市街地整備の推進	31
第2節	公園・緑地等の防災空間の確保	33
第3節	道路、河川、橋りょうの安全対策と交通環境の整備	34
第4節	がけ崩れ対策等の推進	36
第5節	津波対策	38
第6節	液状化対策	43
第7節	ライフラインの安全対策	44
第8節	危険物施設の安全対策	46
第9節	建築物の安全確保対策	47
第10節	住宅対策	48

第3章 災害予防計画

第1節	防災力強化の取組	49
第2節	避難対策	59
第3節	帰宅困難者対策	62
第4節	要配慮者等に対する対策	64
第5節	災害医療・防疫体制等の強化	68
第6節	文教対策	71
第7節	緊急輸送体制の整備	73
第8節	災害に強い人づくりの推進	76
第9節	災害に強い地域づくりの推進	83
第10節	観光客対策	87

第4章 災害応急対策計画

第1節	災害応急対策の基本方針	88
第2節	災害対策本部の設置	90
第3節	職員の出動体制	102
第4節	情報の収集と伝達	104
第5節	避難対策計画	115
第6節	消防対策計画	126
第7節	津波対策計画	131
第8節	食料・生活関連物資等供給計画	137
第9節	飲料水供給計画	141
第10節	住宅対策計画	143
第11節	医療救護対策計画	147
第12節	防疫・保健衛生対策計画	149
第13節	遺体等の捜索、対応、埋葬計画	153
第14節	災害廃棄物等の処理対策	157
第15節	障害物の除去計画	161
第16節	緊急輸送対策計画	163
第17節	学校教育等計画	168
第18節	警備・交通対策計画	173
第19節	海上災害対策計画	175
第20節	応援要請計画	177
第21節	災害救助法運用計画	180
第22節	災害ボランティア活動支援計画	185
第23節	二次災害の防止活動	187
第24節	ライフライン施設対策計画	189
第25節	鉄道施設対策計画	196
第26節	公共施設等対策計画	199
第27節	危険性物質等対策計画	200

第5章 復旧・復興計画

第1節	復興体制の整備	202
第2節	復興対策の実施	204
第3節	復興財源の確保	208
第4節	市街地復興	212
第5節	都市基盤施設等の復興対策	217
第6節	生活再建支援	221
第7節	地域経済復興支援	226

第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節	総則	229
第2節	関係者との連携協力の確保	235
第3節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	236
第4節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	242
第5節	防災訓練計画	243
第6節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	244
第7節	津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	246

逗子市地域防災計画(地震津波対策計画編)用語集	247
-------------------------	-----

第1章 総則

第1節 計画の目的と位置付け

主管課：防災安全課

1 逗子市地域防災計画の目的

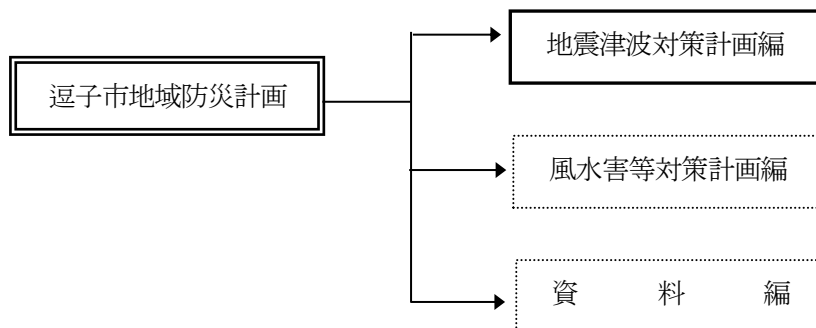
(1) 計画の目的

逗子市地域防災計画は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、逗子市防災会議が本市の地域に関わる災害の対策について、災害の予防、災害応急対策及び災害復旧・復興についての事項を定め、防災活動を総合的かつ効果的に実施することにより防災の万全を期するとともに、社会秩序の維持及び公共福祉の確保に資することを目的とします。

(2) 計画の構成

逗子市地域防災計画は、地震・津波災害に対処することを目的とした「地震津波対策計画編」、風水害等に対処することを目的とした「風水害等対策計画編」及び各編に必要な資料を「資料編」として構成されています。

逗子市及び防災関係機関等は、逗子市地域防災計画に定める諸活動を行うに当たって具体的な行動計画等を定め、その推進に努めるものとします。



2 逗子市地域防災計画「地震津波対策計画編」

(1) 目的

本書で示された計画は、逗子市地域防災計画「地震津波対策計画編」（以下「本計画」という。）であり、本市、指定地方行政機関、警察、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関等がその対策を実施することにより、「安全で安心して暮らせる社会の実現」を目指し、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とします。

(2) 本計画の位置づけ

本計画は、市内の地震津波災害に対する基本的な対応策を定めるもので、本市の各部局及び防災関係機関等が各種の防災活動を行うに当たっての指針となるものです。

ア 国、神奈川県との関係

本計画は、国の防災基本計画及び神奈川県（以下「県」という。）の地域防災計画等他の防災関係計

第1章 総則 第1節 計画の目的、位置付け

画との関連、整合に配慮しており、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）の規定に基づき、県が定める地震防災緊急事業五箇年計画の基礎となる計画です。

イ 市の総合計画との関係

本計画は、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法及び地震防災対策特別措置法等の関係法令、国及び県の防災関係計画等に基づくものですが、本計画に係る本市所管の施策または事業等については、逗子市総合計画に位置付けるものとします。

ウ 市の各部局及び防災関係機関の定める計画等との関係

本計画に基づく防災上の諸活動に当たって必要と認められる細部の事項については、市の各部局及び各防災関係機関において別に定めるものとします。

(3) 本計画の構成・内容

本計画は、地震津波災害に関して、総合的かつ基本的な対策を定めるものであり、本市が行うべき各対策を、「都市の安全性の向上」「予防」「応急対策」「復旧・復興」の時系列に配することにより、各部局の業務に応じた活動詳細計画及び防災関係機関等の防災計画の策定、諸活動の実施等における基本体系となる構成になっています。

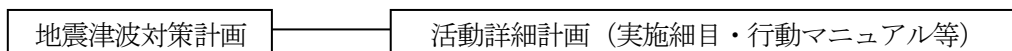
また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に基づき、大きな被害が予測される南海トラフ地震に対する対策等を定めます。

本計画の構成及び主な内容は次のとおり。

構成	主な内容
第1章 総則	本市に影響が懸念される地震及び被害想定、本市及び防災関係機関等が行うべき業務の大綱等
第2章 都市の安全性の向上	災害時において被害を最小限に防止するための災害に強いまちづくりに必要な事項等
第3章 災害予防計画	被害を未然に防止または最小限に止めるために、本市、防災関係機関、市民及び事業者等が行うべき措置等
第4章 災害応急対策計画	地震発生直後から応急対策の終了に至るまでの間における、災害応急対策に関わる体制・措置等
第5章 復旧・復興計画	市民生活の早期回復と生活安定を図るための措置、公共施設の復旧及び復興事業等
第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画	南海トラフ地震に発生に伴う津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等

(4) 活動詳細計画

各部局長は、逗子市災害対策本部の設置及び運営に関する要綱（昭和40年6月18日施行）に基づき、本計画に定める対策の実施について、活動詳細計画を策定します。また、活動詳細計画は毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正します。



(5) 計画の習熟

各部局及び防災関係機関等は、日頃から災害対策に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対

する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育・訓練の実施等を通して、本計画及びこれに関連する他の詳細計画等の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとします。

(6) 計画の着実な推進

本計画を推進するためには、各防災機関が多くの上業を実施する必要があるため、長期間にわたり膨大な投資が求められます。そこで地域社会の実情、各種対策の水準等を点検しながら、「減災」の考え方を基本方針として、緊急度の高いものから優先的かつ重点的に実施していきます。

(7) 計画の修正

本計画は、地震災害に迅速かつ的確に対処するため、常に社会情勢の変化等を反映させる必要があることから、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは速やかにこれを修正するものとします。

このため、本市及び防災関係機関等は、平素から研究、訓練その他の方法により、本計画及び本計画に関連する他の計画の習熟に努めるとともに、毎年3月末日までに計画の修正内容を逗子市防災会議事務局へ提出するものとします。

計画の修正に当たっては、県、関係機関等と協議、調整を行います。

また、地域における災害対策の総合的な推進を図るため、特に必要な事項については住民に公表します。

3 業務継続計画の策定

大規模な地震発生時においては、本計画に基づく応急対策及び災害復旧・復興対策はもとより、市民生活等に重要な業務については、維持・継続して行う必要があります。

そのため、本計画に基づき定める活動計画に、市民生活に密接に関係する通常業務を継続・早期復旧させるための手順等も加えるなど、災害対応業務と必要通常業務との位置付けや関連性を明確にした業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、随時見直しを行っていきます。

第2節 逗子市の概況

1 自然的条件

(1) 位置及び面積

本市は、県の南東、三浦半島の頸部に当たり、東は横須賀市、北は横浜市、北西は鎌倉市、南は葉山町にそれぞれ境を接し、西は海岸線 4.16 km で相模湾に面しています。市域は東西 6.96 km、南北 4.46 km、周囲 21.20 km、面積は、17.28k m²となっています。

(2) 地形

本市の地形は、市の南西から北北西にかけて三方を丘陵性の山地に馬蹄形に囲まれた自然豊かな住宅都市で、西に海を臨む特徴的で独立性の高い地形構造を持っています。河川は、市のほぼ中央部を田越川が東から西へ流れ、他の小河川の主流をなしており、丘陵と平地が接する部分には谷戸と呼ばれる細かく入り組んだ谷がみられます。

また、本市は明治からの別荘地としての発展が市街化の契機となっていることから、その後の市街化も海側から山側へと進み、地形構造に沿った土地利用がなされています。

(3) 地盤

本市を囲む丘陵地は新生代第三紀の堆積岩を基盤として、堆積岩の風化した礫や泥が覆い、その上に関東ローム層と腐植土が覆っています。第三紀の地層は東西方向に広がり、北に傾斜しています。南側の丘陵地の斜面はなだらかで崖地が少なく、北側の斜面は風化した第三紀の急峻な崖地となっている部分が多く見られます。

本市の中心部を形成する田越川と久木川が形成した沖積低地には二つの河川が運んだ砂泥が厚く堆積しており、最大でおよそ 30m になる場所もあります。南西部の田越川の河口から国道 134 号線沿いに海岸砂丘が発達していて砂泥の上に砂の層が見られます。

小坪地域では入り組んだ谷戸には砂泥が薄く堆積しています。小坪漁港南部では第三紀層と礫からなる磯浜海岸が見られますが、漁港付近にはかつての砂浜は無く、大きく改変された人工地盤になっています。

(4) 地質

本市の基盤を形成するのはフィリピン海プレートの上に乗って運ばれてきた葉山層群（1800 万～1400 万年前）です。砂岩やシルト岩を主体に深海（2000～3000m）でつくられ、本州に付加しました。この葉山層群を不整合に覆うのが逗子層（700 万～440 万年前）で、およそ 1500m の深海でつくられた地層で火山灰やシルト岩のほかに陸から供給された砂の層を含むので、トラフ（海溝の浅いもの）の陸側に堆積した地層であることがわかります。

逗子層の上にはおよそ 1000m の深海に多くの火山噴出物を堆積した池子層（420 万～250 万年前）が見られます。東の方を調査すると大小の同時礫を含むことから、火山のすそ野のような急傾斜地に堆積したことが想定されます。米軍の池子住宅建設に伴う調査では湧水に伴うシロウリガイ類化石のコロニーも確認されました。

池子層の堆積後はプレートの動きによる圧縮を受けて地盤は隆起し、およそ 10 万年前に陸地となりました。丘陵地には関東ローム層が堆積し、平地部分には砂や泥を主体とする沖積層が堆積しました。また、プレートの圧縮に伴って三浦半島には 5 つの活断層も形成されて今日に至っています。

(5) 活断層

三浦半島断層群主部は、過去の活動時期の違いから、北側の衣笠・北武断層帯と南側の武山断層帯の二つに分けられます。

衣笠・北武断層帯の最新活動時期は、6～7世紀であったと考えられ、信頼度は低いとその平均的な活動間隔は概ね1900～4900年程度であった可能性があります。武山断層帯の最新活動時期は、概ね2300年前以後、1900年前以前であったと考えられ、その平均的な活動間隔は1600～1900年程度であったと推定されています。

なお、1923年の関東大震災の際に、武山断層帯の陸域部の東端付近で、地震断層が出現したことが知られていますが、地震断層が現れた範囲は1km程度とごく短い区間であることから、これは関東地震に付随した活動であり、武山断層帯固有の活動ではないと推定されています。

2 社会的条件**(1) 人口及び世帯**

本市の人口は57,425人、世帯数は24,103世帯と、この5年間で人口は877人減少し、世帯数は259世帯増加しています。

また、65歳以上の高齢人口は、18,005人(31.5%)となっています。

(注)「平成27年国勢調査結果」(総務省統計局)による。

(2) 土地利用**ア 土地利用概況**

平成31年3月13日現在の本市の面積は、神奈川県総面積の0.72%を占めています。用途地域別面積では、住居系の用途地域が約93%を占めています。市中心部である逗子地区以外では、建築面積の約9割を住宅面積が占める住宅都市となっています。

イ 市街化区域及び市街化調整区域

平成31年3月31日現在の市街化区域面積は832ha、市街化調整区域面積は896haとなっています。

(3) 建物

本市の建物棟数は、約23,500棟であり、このうち約72%が木造建物です。

また、建築年別でみると改正建築基準法が施行された昭和56年以降に建築された建物が約61%です。

(注)平成25年住宅・土地統計調査による。

(4) 道路

本市の道路は、海岸沿いと谷筋に沿って幹線道路が伸びており、他の自治体とは基本的にトンネルで連結するが、山上に住宅団地が造成されているため住宅地の区画道路が市境となっている箇所も見られます。幹線道路を含め大半の道路が2車線以下です。

本市における幹線道路は、横浜横須賀道路、逗葉新道、国道134号のほか、県道24号(横須賀逗子)、県道205号(金沢逗子)、県道207号(森戸海岸)、県道217号(逗子葉山横須賀)、県道311号(鎌倉葉山)の県道5路線が隣接地域への接続道路となっています。

(5) 都市の構造

ア 人口の減少化

本市では、昭和40年代の宅地開発により人口が急増しましたが、昭和50年代以降、開発の規模及び件数が減少したことに伴って、人口の増加が止まり、平成24年以降は57,000人台の数値で推移しています。今後日本社会全体で人口の減少が予想されており、本市においても減少傾向が続くものと予想されます。

高齢化率は県内都市町村で上位を示していますが、今後も人口増加の見込めない中で、高齢化率は増加していくものと予測されます。

イ 商工サービス産業

インターネットによる電子商取引の拡大により、これまで画期的な伸びの見られなかった本市の商工業活動にも変化が見られます。個人商店が中心となり、日常生活の支えとして寄与してきた商店街も、インターネットによる情報発信により顧客の拡大につなげるなど、新しい商工業の展開に大きな期待が持てます。

市民が逗子らしさを感じる風景や場所として、逗子海岸を挙げる人が最も多くなっています。海水浴客が減少した現在、昭和30年代から昭和40年代頃のにぎわいはすっかり様変わりしましたが、遠浅で波静かな逗子海岸は、家族向きの海水浴場といえます。また、ウィンドサーフィンやヨットなどのマリンスポーツや散策等、一年を通して親しめる逗子らしい環境となっています。

ウ 漁業

小坪漁港では、沿岸漁業により魚介類や海藻類が水揚げされます。ワカメ漁が最盛期となる春先には、漁港一帯にワカメ干しの光景が広がります。なかでも小坪のしらす、ワカメといえば近県にも親しまれている名産の一つとなっています。

しかし、漁業資源の減少や後継者の不足等により、生産者の経営基盤は年々厳しい状況に置かれています。

エ 農林業

農業は、年々生業を潜め、現在ではほとんど産業としての生産はありません。一方では、家庭菜園やガーデニングに親しむ人が増え、自然の大切さや必要性がますます求められてきます。これまでもきずな森や名越緑地での活動、アダプトプログラムによる里山活用事業、生産緑地の保全等農林業への理解を深める事業を進めてきましたが、今後は、市民のオアシスとしての自然環境を保つ手立てを、より積極的に研究していく必要があります。

(6) 橋りょう

本市内の道路橋りょうの総数は、74橋となっており、幹線道路においては、国道134号線上に2橋、県道24号線（横須賀逗子）上に4橋、県道205号線（金沢逗子）上に4橋、県道217号線（逗子・葉山・横須賀）上に1橋、県道311号線（鎌倉葉山）上に1橋が各々架橋されています。

(7) トンネル

本市内の道路には20箇所の供用中のトンネルがあり、隣接市町への接続がされているものは14箇所であり、うち幹線道路に係るものは13箇所となっています。

(8) 鉄道

本市内には、東日本旅客鉄道（株）の横須賀線、京浜急行電鉄（株）の逗子線が運行しています。

第3節 地震被害の想定

主管課：防災安全課

地震被害想定は、将来市域に発生することが予想される地震の特徴を過去の地震等から明らかにし、地震の発生時期、気象等一定条件下で、地勢、人口密度、土地利用の状況等を前提として被害の様相を想定するもので、震災の予防やその被害に応じた災害応急対策、復旧対策及び復興計画の検討をより効果的に進めることを目的とします。

県の地震被害想定調査結果を踏まえ、本市の地震被害想定の見直しを行います。

1 津波浸水予測

(1) 津波対策を構築するに当たり、次の二つのレベルの津波を想定しました。

ア 避難体制の整備に当たっての最大クラスの津波

概ね数百年から千年に一回程度発生する最大クラスの津波に対して、減災を目的に避難することを最優先とし、避難体制の整備を進めます。

イ 津波の侵入を防ぐ海岸保全施設等の整備に当たっての津波

概ね数十年から百数十年に一回程度発生する規模の津波に対して、海岸保全施設等の整備を進めます。

(2) 想定地震

県が被害想定調査を実施し、9の津波を検討した結果、県における最大クラスの津波は、「相模トラフ沿いの海溝型地震（中央モデル、西側モデル）」「慶長型地震」「元禄関東地震タイプの地震」「元禄関東地震タイプと国府津-松田断層帯地震の連動地震」によるものとした。

(3) 浸水想定の見直し

県の地震被害想定調査の見直しが行われた場合は、必要に応じて見直しを行います。

検討対象地震一覧（津波浸水予測）

参考・神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）令和2年3月

No.	検討対象地震	説明	最大津波高等
①	慶長型地震	1605年の慶長地震は、地震の揺れはあまり大きくなくても津波が大きい地震（津波地震）として知られており、痕跡等の史料は乏しいが、県に最大規模の津波を生じる可能性があるため対象としました。 明応型地震よりも沖合の相田（1981）の断層モデルをもとに、高角正断層として房総沖まで延長し、県に最大クラスの津波を生じる地震として想定しました。	逗子地区 ・最大津波到達時間：77分 ・最大津波高：7.8m 小坪地区 ・最大津波到達時間：78分 ・最大津波高：8.6m
②	明応型地震	1498年の明応地震は地震の揺れも津波も大きく、痕跡等の史料は乏しいが、鎌倉付近で過去最大規模の津波が生じていることから対象としました。 東海道沖の相田（1981）の断層モデルをもとに、プレート内地震として反転した高角正断層として、県に最大クラスの津波を生じる地震として想定しました。	逗子地区 ・最大津波到達時間：54分 ・最大津波高：8.1m 小坪地区 ・最大津波到達時間：55分 ・最大津波高：10.0m
③	元禄型関東地震タイプと国府津-松田断層帯の連動地震	可能性がある連動ケースとして、元禄関東地震タイプと国府津-松田断層帯地震の連動を想定しました。	逗子地区 ・最大津波到達時間：10分 ・最大津波高：6.2m 小坪地区 ・最大津波到達時間：9分 ・最大津波高：7.1m
④	神奈川県西部地震	従来と同じ断層モデルをもとに地形条件を変更して再検証を行いました。 切迫性が指摘され、津波被害についても想定される地震であり、これまでの海岸保全における津波防護目標です。過去に発生した地震から次のように評価されています。 ・発生間隔：70年	逗子地区 ・最大津波到達時間：42分 ・最大津波高：3.1m 小坪地区 ・最大津波到達時間：14分 ・最大津波高：3.8m
⑤	大正関東地震タイプ	これまでの海岸保全における津波防護目標であり、内閣府「首都直下地震モデル検討会」において検討された断層モデルをもとに再検証を行いました。相模トラフ沿いではM8クラスの地震が200～400年間隔で発生しており、1923年に発生した大正関東地震から約90年が経過し、当面発生する確率は低いものの、今後100年先頃には地震発生の可能性が高くなっていると考えられます。	逗子地区 ・最大津波到達時間：11分 ・最大津波高：5.5m 小坪地区 ・最大津波到達時間：9分 ・最大津波高：6.1m
⑥	西相模灘地震	最新の調査結果より、西相模灘（伊豆半島の東方沖）を震源とする地震として、内閣府「首都直下地震モデル検討会」において検討された地震であり、津波被害が想定されます。	逗子地区 ・最大津波到達時間：54分 ・最大津波高：1.6m 小坪地区 ・最大津波到達時間：37分 ・最大津波高：1.7m

⑦	元禄関東地震タイプ	<p>過去、実際に発生した地震であり、大きな津波被害を起こすことが予想されることから、内閣府「首都直下地震モデル検討会」において検討された断層モデルをもとに検証しました。房総半島南端部を大きく隆起させるような元禄関東地震（Mw8.5）と同等あるいはそれよりも大きな規模の地震は、2千年から3千年間隔で発生しており、元禄関東地震が1703年に発生したことを踏まえると、これと同等またはこれよりも大きな地震発生の可能性はしばらくのところほとんど無いと考えられます。</p>	<p>逗子地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最大津波到達時間：10分 ・最大津波高：6.2m <p>小坪地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最大津波到達時間：9分 ・最大津波高：7.1m
⑧ ⑨	相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル、中央モデル）	<p>過去に発生した事例はないが、今後、相模トラフ沿いで発生する可能性がある最大クラスの地震として、内閣府「首都直下地震モデル検討会」において検討された地震で、本県に対し最大規模の津波を生じる可能性があるため検討の対象としました。この地震による地殻変動は房総半島で5～10mと元禄関東地震と同等あるいはそれ以上の隆起となっています。最大クラスの地震の発生間隔は2千年から3千年あるいはそれ以上と考えられています。</p>	<p>（西側モデル）</p> <p>逗子地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最大津波到達時間：11分 ・最大津波高：10.4m <p>小坪地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最大津波到達時間：11分 ・最大津波高：12.8m <p>（中央モデル）</p> <p>逗子地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最大津波到達時間：29分 ・最大津波高：6.9m <p>小坪地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最大津波到達時間：29分 ・最大津波高：9.8m

2 想定地震と被害の想定

県は、平成25年度から26年度にかけて地震被害想定調査を実施しました。平成23年に発生した東日本大震災の災害調査結果から明らかになった多くの教訓や課題を踏まえるとともに、地震学、地震工学、災害社会学等の最新の知見を取り入れ、建造物の損壊、火災の発生等の物的被害、そこから発生する人的被害等を想定しています。

(1) 想定地震の選定の視点

県は、県に及ぼす被害の量的・地域的な状況や、発生の切迫性等を考慮して、以下の㉠～㉤の視点により、6地震を選定しております。

また、㉤のように、発生確率が極めて低く、県の防災行政やまちづくり行政等において超長期的な対応となる地震や、国の被害想定において最新の知見による震源モデルが示されたものの被害量は想定されていない5地震を、参考地震として選定しています。

- ㉠ 地震発生の切迫性が高いとされている地震
- ㉡ 法律により対策を強化する地域の指定に用いられる地震
- ㉢ 地震防災戦略・地域防災計画・中央防災会議等において対策の対象としている地震
- ㉤ 発生確率は極めて低いが、発生すれば甚大な被害が県全域に及ぶ可能性があり、超長期的な対応となる地震

(2) 想定地震の一覧

想定地震名	モーメント マグニチュード	県内で想定される 最大震度	発生確率	選定の視点	
都心南部直下地震	7.3	横浜市・川崎市を 中心に震度6強	(南関東地域のM7クラスの 地震が30年間で70%)	㉠㉡	
三浦半島断層群の地震	7.0	横須賀三浦地域で 震度6強	30年以内 6～11%	㉢㉣	
神奈川県西部地震	6.7	県西地域で 震度6強	(過去400年の間に同クラス の地震が5回発生)	㉢㉣	
東海地震	8.0	県西地域で 震度6弱	(南海トラフの地震は 30年以内70%程度)	㉢㉣㉤	
南海トラフ巨大地震	9.0	県西地域で 震度6弱	(南海トラフの地震は 30年以内70%程度)	㉢㉣	
大正型関東地震	8.2	湘南地域・県西地 域を中心に震度7	30年以内 ほぼ0%～5% (2～4百年の発生間隔)	㉣	
参 考 地 震	元禄型関東地震	8.5	湘南地域・県西地 域を中心に震度7	30年以内 ほぼ0% (2～3千年の発生間隔)	㉤
	相模トラフ沿いの最 大クラスの地震	8.7	全県で震度7	30年以内 ほぼ0% (2～3千年あるいはそれ以上 の発生間隔)	㉤
	慶長型地震	8.5	(津波による被害 のみ想定)	(評価していない)	㉤
	明応型地震	8.4	(津波による被害 のみ想定)	(評価していない)	㉤

元禄型関東地震と国府津－松田断層帯の連動地震	8.3	(津波による被害のみ想定)	(評価していない)	⊕
------------------------	-----	---------------	-----------	---

※ 発生確率については「地震調査研究推進本部（文部科学省：平成27年1月14日現在）」、「中央防災会議首都直下地震モデル検討会報告書（内閣府：平成25年12月）」等による評価

(3) 地震の説明

① 都心南部直下地震

首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とする地震です。東京湾北部地震にかわり、国が防災対策の主眼を置く地震としており、県内全域が「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急対策区域に指定されています。

② 三浦半島断層群の地震

三浦半島断層帯を震源域とする活断層型の地震です。前回の調査では、モーメントマグニチュード6.9としていましたが、最新の知見からモーメントマグニチュードを変更しています。

③ 神奈川県西部地震

神奈川県西部を震源域とする地震です。

④ 東海地震

駿河トラフを震源域とする地震です。神奈川県地域防災計画において地震の事前対策について位置づけ、また、県内の概ね西半分の市町が「大規模地震対策特別措置法」の地震防災対策強化地域に指定されています。

⑤ 南海トラフ巨大地震

南海トラフを震源域とする地震です。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した南海トラフの最大クラスの地震であり、県内の一部の市町村が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されています。

なお、地震の規模が大きく、長周期地震動による影響を考慮せざるを得ないものの、神奈川県については揺れによる被害が比較的小さくなっています。

⑥ 大正型関東地震

相模トラフを震源域とする地震です。1923年の大正関東地震を再現した地震で、国では長期的な防災・減災対策の対象としています。

⑦ 元禄型関東地震（参考）

相模トラフから房総半島東側を震源域とする地震です。1703年の元禄関東地震を再現した地震で、現実に発生した最大クラスの地震であることから、発生確率が極めて低い地震ですが、参考地震として被害量を算出しています。

⑧ 相模トラフ沿いの最大クラスの地震（参考）

元禄型関東地震の震源域に加え関東北部までを震源域とする地震です。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した相模トラフ沿いの最大クラスの地震であることから、発生確率が極めて低い地震ですが、参考地震として被害量を算出しています。

⑨ 慶長型地震（参考）

南海トラフ沖と相模トラフ沿いを繋ぐ断層を設定し、そこで想定した正断層型の地震です。最大クラスの津波による被害を周知して津波避難の普及啓発を図る観点から、参考地震として津波による被害量を算出しています。

⑩ 明応型地震（参考）

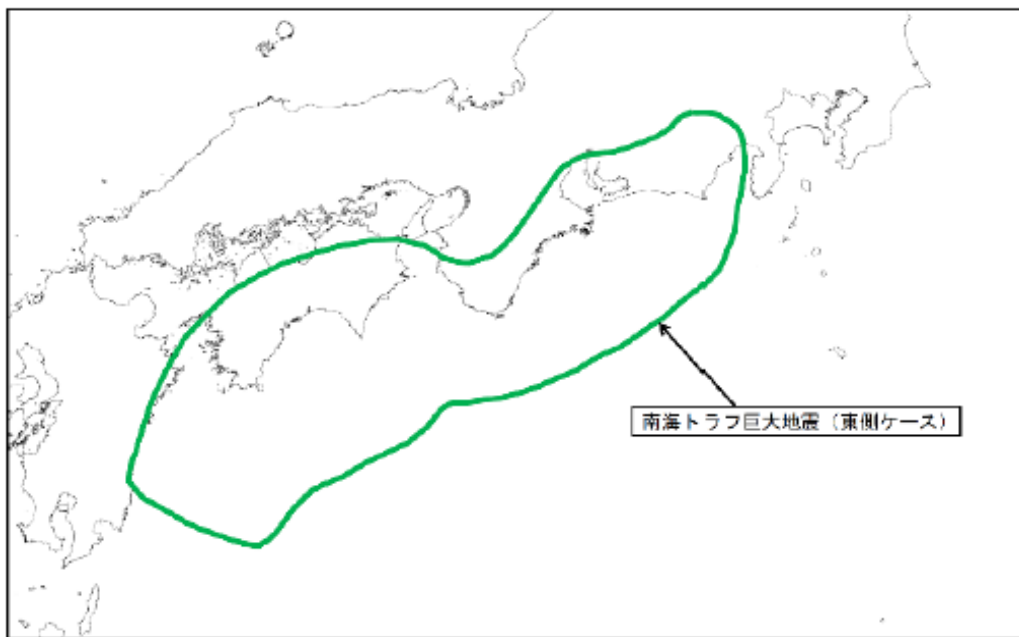
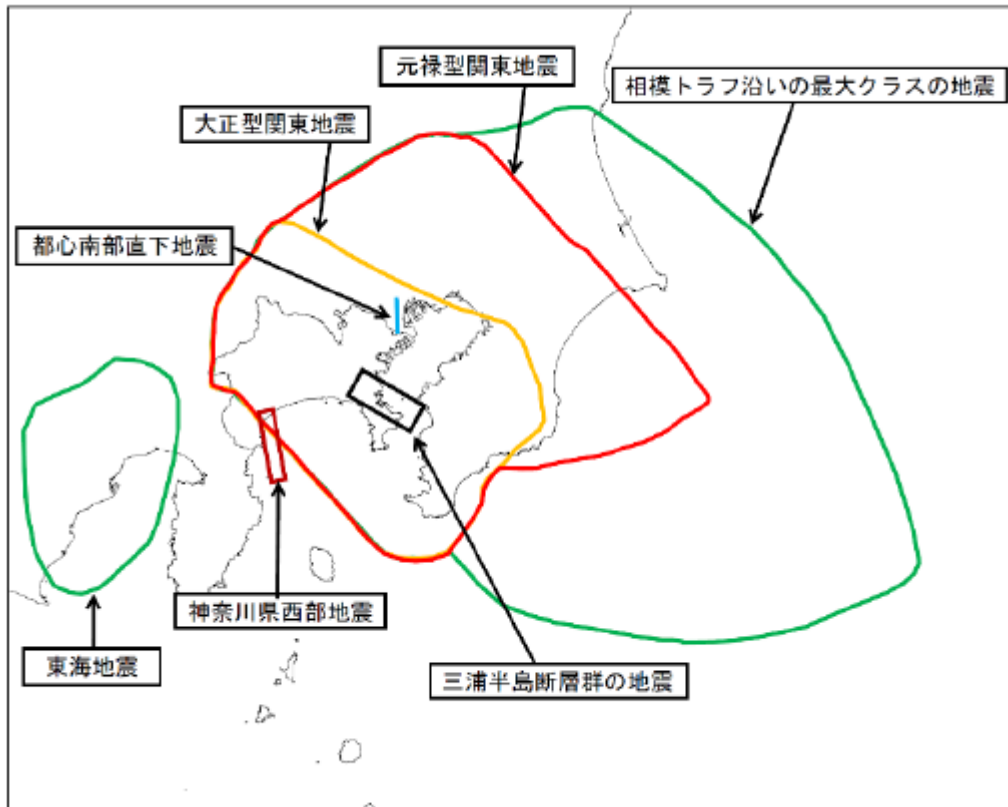
南海トラフから錢洲海嶺に伸びるフィリピン海プレート内の断層を設定し、そこで想定した逆断層型の地震です。最大クラスの津波による被害を周知して津波避難の普及啓発を図る観点から、参考地震として津波による被害量を算出しています。

⑪ 元禄型関東地震と国府津－松田断層帯の連動地震（参考）

相模トラフで発生する海溝型と国府津－松田断層帯の地震が連動発生する地震です。最大クラスの津波による被害を周知して津波避難の普及啓発を図る観点から、参考地震として津波による被害量を算出しています。

震源断層モデル（震源断層域）の位置

【地震被害想定調査結果（H25～26年度実施）】



(4) 被害想定結果

ア 想定条件

- (ア) 季節：冬
- (イ) 日：平日
- (ウ) 発生時刻：18時
- (エ) 風速・風向：気象観測結果に基づく地域ごとの平均

イ 想定結果の概要

① 都心南部直下地震

- ＜震度＞ 県の中央部から東部にかけて震度6弱の揺れが想定されます。逗子市では、震度6弱から6強の揺れが想定されます。
- ＜津波＞ 県内では最大でも1mの水位が想定されますが、被害は発生しません。
- ＜建物＞ 建物の被害（揺れ、液状化、急傾斜地崩壊）は、市内で全壊棟数が510棟、半壊棟数が2,440棟と想定されます。
- ＜火災＞ 火災については、市内でわずかに出火しますが、焼失は発生しないことが想定されます。
- ＜人的被害＞ 市内での人的被害は、死者20人、重症者20人、中等症者220人、軽症者310人と想定されます。
- ＜帰宅困難者＞ 地震の発生直後には、帰宅困難者は市内で2,020人に達すると想定されますが、1日後には解消されると想定されます。
- ＜災害廃棄物＞ 建物の全壊・半壊・焼失により生じる災害廃棄物の総量は、市内で16万トンに達すると想定されます。

② 三浦半島断層群の地震

- ＜震度＞ 横須賀三浦地域から湘南地域、横浜市、川崎市の一部で震度6弱以上の揺れが想定されます。逗子市では、震度6弱から6強の揺れが想定されます。
- ＜津波＞ 東京湾内で2m以下、相模湾内で1m以下の水位が想定されます。
- ＜建物＞ 建物の被害（揺れ、液状化、急傾斜地崩壊、津波）は、市内で全壊棟数が1,080棟、半壊棟数が3,250棟と想定されます。
- ＜火災＞ 火災については、市内で焼失棟数は410棟と想定されます。
- ＜人的被害＞ 市内での人的被害は、死者50人、重症者40人、中等症者310人、軽症者430人と想定されます。
- ＜帰宅困難者＞ 地震の発生直後には、帰宅困難者は市内で2,020人に達すると想定されます。
鉄道は県東部で9～13日程度不通が続くため、長期間にわたって帰宅困難者が発生すると想定されます。
- ＜災害廃棄物＞ 建物の全壊・半壊・焼失により生じる災害廃棄物の総量は、市内で32万トンに達すると想定されます。

③ 神奈川県西部地震

- ＜震度＞ 県西地域で震度6弱の揺れが想定されます。逗子市では、震度4から5弱の揺れが想定されます。
- ＜津波＞ 相模湾内で2～6m、東京湾内で2m以下の水位が想定されます。津波の到達時間は、相模湾内で5～30分、東京湾内で60分以上と想定されます。

- 〈建物〉建物の被害（揺れ、液状化、急傾斜地崩壊、津波）は、市内で全壊棟数がわずか、半壊棟数が150棟と想定されます。
- 〈火災〉火災については、市内で出火件数0件、焼失棟数0棟と想定されます。
- 〈人的被害〉市内での人的被害は、死者180人、重症者わずか、中等症者10人、軽症者10人と想定されます。
- 〈帰宅困難者〉地震の発生直後には、帰宅困難者は市内で2,020人に達すると想定されますが、すぐに解消されると想定されます。
- 〈災害廃棄物〉建物の全壊・半壊・焼失により生じる災害廃棄物の総量は、市内で1万トンに達すると想定されます。

④ 東海地震

- 〈震度〉県の中央部から県西地域にかけて震度5強の揺れが想定されます。逗子市では、震度5弱の揺れが想定されます。
- 〈津波〉相模湾内で3～8m、東京湾内で2～4mの水位が想定されます。津波の到達時間は、相模湾内で25～40分、東京湾内で60分以上と想定されます。
- 〈建物〉建物の被害（揺れ、液状化、急傾斜地崩壊、津波）は、市内で全壊棟数が610棟、半壊棟数が1,870棟と想定されます。
- 〈火災〉火災については、市内での出火、焼失（延焼）は発生しないことが想定されます。
- 〈人的被害〉市内での人的被害は、死者180人、重症者わずか、中等症者20人、軽症者20人と想定されます。
- 〈帰宅困難者〉地震の発生直後には、帰宅困難者は市内で2,020人に達すると想定されますが、2日後には解消されると想定されます。
- 〈災害廃棄物〉建物の全壊・半壊・焼失により生じる災害廃棄物の総量は、市内で16万トンに達すると想定されます。

⑤ 南海トラフ巨大地震

- 〈震度〉県西地域の一部で震度6弱の揺れが想定されます。逗子市は、震度5弱と想定されます。
- 〈津波〉相模湾から東京湾内にかけて、2～9mの水位が想定されます。津波の到達時間は、相模湾内で30～40分、東京湾内で60分以上と想定されます。
- 〈建物〉建物の被害（揺れ、液状化、急傾斜地崩壊、津波）は、市内で全壊棟数が1,730棟、半壊棟数が2,450棟と想定されます。
- 〈火災〉火災については、市内での出火、焼失（延焼）は発生しないことが想定されます。
- 〈人的被害〉市内での人的被害は、死者500人、重症者わずか、中等症者20人、軽症者20人と想定されます。
- 〈帰宅困難者〉地震の発生直後には、帰宅困難者は市内で2,020人に達すると想定されますが、2日後には解消されると想定されます。
- 〈災害廃棄物〉建物の全壊・半壊・焼失により生じる災害廃棄物の総量は、市内で36万トンに達すると想定されます。

⑥ 大正型関東地震

- 〈震度〉県西地域と県北部の一部を除き、ほぼ県全域で震度6強以上の揺れが想定されます。逗子市は、震度6強と想定されます。

- ＜津波＞ 相模湾内で6～10m以上、東京湾内で2～4mの水位が想定されます。津波の到達時間は、相模湾内で5～10分、東京湾内で25～45分と想定されます。
- ＜建物＞ 建物の被害（揺れ、液状化、急傾斜地崩壊、津波）は、市内で全壊棟数が4,100棟、半壊棟数が5,570棟と想定されます。
- ＜火災＞ 火災については、市内で10件程度の出火が想定され、焼失棟数は1030棟と想定されます。
- ＜人的被害＞ 市内での人的被害は、死者1,860人、重症者120人、中等症者840人、軽症者980人と想定されます。
- ＜帰宅困難者＞ 地震の発生直後には、帰宅困難者は県内で2,020人に達すると想定されます。鉄道は全県で14日以上不通が続くため、長期間にわたって帰宅困難者が発生すると想定されます。
- ＜災害廃棄物＞ 建物の全壊・半壊・焼失により生じる災害廃棄物の総量は、市内で95万トンに達すると想定されます。

(5) 被害想定結果一覧

項目		想定地震					
		① 都心南部 直下地震	② 三浦半島断 層群の地震	③ 神奈川県 西部地震	④ 東海地震	⑤ 南海トラフ 巨大地震	⑥ 大正型 関東地震
モーメントマグニチュード (Mw)		7.3	7.0	6.7	8.0	9.0	8.2
建物被害	全壊棟数	510	1,080	*	610	1,730	4,100
	半壊棟数	2,440	3,250	150	1,870	2,450	5,570
火災被害	出火件数	*	*	0	0	0	10
	焼失棟数	0	410	0	0	0	1,030
死傷者数	死者数	20	50	180	180	500	1,860
	重症者数	20	40	*	*	*	120
	中等症者数	220	310	10	20	20	840
	軽症者数	310	430	10	20	20	980
避難者数	1日目～3日目	5,860	10,990	790	8,340	13,280	29,510
	4日目～1週間後	4,700	8,340	790	8,340	13,280	28,380
	1ヶ月後	4,700	8,340	230	4,510	8,590	20,650
要配慮者	避難者	1,040	1,940	140	1,470	2,340	5,210
	断水人口	660	1,650	0	0	0	5,740
	家屋被害	1,390	2,220	80	1,290	2,180	5,010
帰宅困難者数	直後	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020
	1日後	0	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020
	2日後	0	2,020	0	0	0	2,020
自力脱出困難者 (要救出者)		50	110	0	0	0	660
ライフライン	上水道 (断水人口・直後)	11,060	16,710	0	0	0	34,620
	下水道 (機能支障人口)	2,170	2,930	330	430	430	4,830
	都市ガス (供給停止件数)	0	0	0	0	0	22,380
	LPGガス (供給支障数)	50	50	0	0	0	70
	電力 (停電件数)	41,470	41,470	41,470	41,470	41,470	41,470
	通信 (不通回線数)	21,180	21,810	21,170	21,880	23,170	21,430
エレベータ停止台数		50	50	0	0	0	50
災害廃棄物量 (万トン)		16	32	1	16	36	95

※ * : わずか (計算上0.5以上10未満) 0 : 計算上0.5未満は0とした。

第1章 総則 第3節 地震被害の想定

(参考地震)

項目		想定地震				
		⑦ 元禄型 関東地震	⑧ 相模トラフ 沿いの最大 クラスの地 震	⑨ 慶長型地震	⑩ 明応型地震	⑪ 元禄型関東地 震と国府津一 松田断層帯の 連動地震
モーメントマグニチュード (Mw)		8.5	8.7	8.5	8.4	8.3
建物被害	全壊棟数	5,250	7,900	2,400	3,260	1,730
	半壊棟数	6,190	5,140	2,360	1,930	2,330
火災被害	出火件数	10	20	—	—	—
	焼失棟数	1,030	2,160	—	—	—
死傷者数	死者数	6,740	11,460	690	930	4,860
	重症者数	120	160	*	*	20
	中等症者数	850	1,070	20	20	130
	軽症者数	990	1,140	20	20	130
避難者数	1日目～3日目	33,200	40,660	—	—	—
	4日目～1週間後	32,220	40,180	—	—	—
	1ヶ月後	23,950	32,580	—	—	—
要配慮者	避難者	5,860	7,180	—	—	—
	断水人口	5,740	7,820	—	—	—
	家屋被害	5,910	7,320	—	—	—
帰宅困難者数	直後	2,020	2,020	—	—	—
	1日後	2,020	2,020	—	—	—
	2日後	2,020	2,020	—	—	—
自力脱出困難者(要救出者)		660	1,180	—	—	—
ライフライン	上水道(断水人口・直後)	34,620	44,270	—	—	—
	下水道(機能支障人口)	4,830	6,570	—	—	—
	都市ガス(供給停止件数)	22,380	22,380	—	—	—
	LPガス(供給支障数)	70	70	—	—	—
	電力(停電件数)	41,470	41,470	—	—	—
	通信(不通回線数)	21,630	22,060	—	—	—
エレベータ停止台数		50	50	—	—	—
災害廃棄物量(万トン)		115	167	—	—	—

※ 想定地震⑨⑩⑪の死者数は津波による人的被害とする。

* : わずか(計算上0.5以上10未) 0 : 計算上0.5 未満は0とした。

— : データなし

第4節 逗子市地震防災戦略

主管課：防災安全課

県では、「神奈川県地震防災戦略」を策定し、大規模地震による被害を軽減するための減災対策に取り組んでおり、県地震防災戦略において、「減災目標」を定め、その目標を達成するために必要な対策について、数値目標や減災効果等を明示しています。

県は、地震被害想定調査結果で想定された、大正型関東地震の3万人を超える死者数を、平成28年度から令和6年度までの9年間で、概ね半減させることを減災目標に、県地震防災戦略を平成28年3月に改定しました。

市は、県が策定した「神奈川県地震防災戦略」に基づき人的被害を軽減する「減災目標」を定め、県、市民、事業者等と協力して、被害の軽減を図るための対策に取り組めます。

1 減災目標

大正型関東地震による死者数を概ね半減

2 減災目標を達成するための重点施策

※ []内は、計画内の主な関連箇所

揺れによる死者数を減らす		
重点施策1	住宅の耐震化	【2章9節】
重点施策2	多数の者が利用する建築物の耐震化	【2章9節】
重点施策3	防災拠点となる公共施設等の耐震化	【2章9節】
重点施策4	屋内収容物等の耐震対策	【2章1節】
重点施策5	防災訓練の実施（揺れ対策）	【3章2節、3章8節】
重点施策6	がけ崩れ等の対策	【2章4節】
重点施策7	防災知識の普及・啓発	【3章8節、3章9節】
重点施策8	防災教育の強化	【3章6節】
重点施策9	ハザードマップ等による意識啓発	【3章8節】
重点施策10	消防団、自主防災組織に対する啓発・教育、活動への支援 （揺れ対策・津波対策）	【3章9節】
重点施策11	企業の防災に関する取組みへの支援	【3章1節、3章8節】
重点施策12	地域住民による救護活動の実施への支援	【3章8節、3章9節】
重点施策13	医療救護訓練の実施	【3章5節】
重点施策14	災害時医療救護体制の整備	【3章5節】
重点施策15	大規模災害時の広域医療搬送体制の整備	【3章5節、3章7節】
重点施策16	道路・橋りょう・鉄道の整備	【2章3節】
重点施策17	帰宅困難者対策	【3章3節】
津波による死者数を減らす		
重点施策18	津波避難に関する啓発	【2章5節】
重点施策19	津波からの一時避難施設や避難路等の整備	【2章5節】
重点施策20	防災訓練の実施（津波対策）	【2章5節】
重点施策21	海岸保全施設等の整備	【2章5節】

重点施策22	要配慮者の避難・安全確保に関する対策	【2章5節】
重点施策23	市民等への情報発信体制の整備	【2章5節】
火災による死者数を減らす		
重点施策24	建物の防火・不燃化対策	【2章9節】
重点施策25	防災訓練の実施（火災対策）	【3章2節】
重点施策26	消防団、自主防災組織に対する啓発・教育、活動への支援（火災対策）	【3章8節、3章9節】
重点施策27	上水道施設の整備	【2章3節】
重点施策28	市街地の整備	【2章1節】
重点施策29	避難場所・避難路等の整備	【3章2節】
重点施策30	消火活動体制の強化	【3章1節】

第5節 地震津波対策計画の推進主体とその役割

主管課：防災安全課

1 計画の進め方

(1) 防災力の向上に向けた取組み及び連携

地域の防災力を向上させるためには、市民、事業者、県、市及びその他防災関係機関が自らの責任を果たすと同時に、相互に協調した取組みを進めることが基本であり、また、国の支援も重要となります。

本計画は、長期的には災害に強い安全なまちづくりを進めながら都市の防災性の向上を図ること、災害の発生に備えた事前準備を進めること、想定される被害の様相に対応した応急活動対策を定め、その実効性を確保するための訓練等に努めること、さらに復旧・復興対策の検討等との調和を保ちながら総合的に展開することが求められます。

これらの諸対策の推進に当たっては、市民、事業者等の主体的な取組みと地域住民に最も密着した市の役割が大きくなります。

特に、発災時には、市民、地域の主体的な取組みと市の防災力が一体となった対応を図ることが、被害を軽減、減少させることにつながります。

そのため、市民の一人ひとりが「自らの命は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」ことが大切であるとの認識を持ち、平常時から食料、飲料水等の備蓄や防災訓練への参加など事前の準備を行うとともに、発災時には自らの安全を守る行動、初期消火活動、近隣の負傷者、避難行動要支援者等の救助、避難所における自発的行動など、地域の自主防災組織等、災害救援ボランティア、消防団、市等と連携した防災活動を実施することが重要になります。

また、逗子市地域防災計画に沿って消防力等を最大限に発揮するとともに、被害状況と応急対策活動の状況を把握し、応援体制を活用する等、防災活動を機動的に推進することが重要になります。

このように、本計画の実施に当たっては、関係者の主体的な取組みと連携が大切になってきます。そこで平常時においては、逗子市防災会議において各種対策の実施状況を把握し、本計画の進捗の調整を図り、災害発生時には、災害対策本部において応急対策活動の調整を行っていきます。

(2) 市民活動の展開

いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害・経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政の「公助」による活動には限界があることから、個々人の自覚に根ざした「自助」、身近な地域コミュニティ等による「共助」が必要であり、個人や家族、地域、事業者、及びNPO・ボランティア団体等、社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動とその実践を促進する市民活動を展開する必要があります。

(3) 男女共同参画等の推進

本計画は、多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力向上を図るため、男女双方の視点等の多様な視点到配慮して進めることが重要です。市は、被災時における男女のニーズの違い等に十分配慮し、避難所において被災者の良好な生活環境が保たれるよう努めるとともに、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大するなど、男女共同参画をはじめとした多様な視点を意識し、本計画の推進に努めます。

2 防災関係機関の役割

災害応急活動を実施するに当たって、県、市及びその他の関係機関の果たすべき役割は次のとおりです。

(注) 県及び市立の施設については、指定管理者制度やPFI等により民間事業者等が管理している場合もあるため、県及び市は、施設管理者が対応可能な範囲について留意しつつ、これらの施設における平常時や災害時の施設管理者の対応をあらかじめ明確にしておく必要があります。

(1) 県

県は、市町村を包括する広域的な自治体として、県土並びに県民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他の自治体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務または業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行います。

なお、県は、平成30年6月に災害救助法が改正され、指定都市が国から救助実施市の指定を受けることで、救助の実施主体になり得ることとなったことを受け、大規模災害時に、救助主体が複数になっても、県の広域調整の下で迅速で公平な救助ができるよう、平成30年12月に「災害救助に係る神奈川県資源配分計画」を策定しました。

(2) 市

市は、防災の第一義的責任を有する基礎的な自治体として、市域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他の自治体の協力を得て防災活動を実施します。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県土並びに県民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を行います。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力します。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から地震災害予防体制の整備を図るとともに、地震災害時には災害応急措置を実施します。

また、市その他の防災関係機関の防災活動に協力します。

3 市民等の役割

(1) 市民

ア 「自らの身は、自ら守る。」という自助の観点から、最低3日分、奨励一週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄や家具・ブロック塀等の転倒防止対策の実施等の予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくりなど、市民自らが防災対策を行います。

イ 「皆のまちは、皆で守る。」という共助の観点から、自主防災組織等の結成及びその活動への積極的な参画に努めます。

ウ 防災訓練、防災に関する研修等に積極的に参加し、習得した地震防災に関する知識、技能等を地震発

生時に発揮できるよう努めます。

エ 地震が発生した場合には、地域において相互に協力し、情報の入手、出火の防止、初期消火、救出救助及び応急手当等に努めるとともに、避難するに当たっては冷静かつ積極的に行動するように努めます。

オ 災害時の家族の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておきます。

カ 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、自ら災害教訓の伝承に努めます。

(2) 事業者

ア 日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保や食料、飲料水等の備蓄や消火及び救出救助等のための資機材を整備するとともに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努めます。

イ 地震対策の責任者を定め、地震が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地域住民及び自主防災組織等と連携して、地域における地震防災活動に参加するための体制を整備するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めます。

ウ 地震が発生した場合には、従業員等の安全確保や従業員等が帰宅困難者にならないような措置を講じるとともに、地域住民及び自主防災組織等と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出救助、応急手当及び避難誘導等を積極的に行うよう努めます。

4 災害ボランティアの役割

(1) 日頃から、地域・行政・関係機関が開催する防災に関する研修会や訓練等に協力・参加し、関係者との連携を深めるよう努めます。

(2) 災害時の活動の際には、食料、水、寝具及び衣料品等を携行し、ごみは持ち帰るなど自己完結型の活動に努めるとともに、被災地の状況を把握し、被災者の心情を勘案して活動します。また、ボランティア団体相互の連絡を取り合い、効果的な活動に努めます。

(3) 県、市及び関係機関は、災害時にボランティア活動が円滑に行われるよう、研修会や養成講座の開催、活動拠点の確保等、環境整備に努めます。

5 本市及び防災関係機関等の業務大綱

(1) 市

ア 逗子市防災会議の事務

イ 防災組織の整備及び育成指導

ウ 防災知識の普及及び教育

エ 災害教訓の伝承に関する啓発

オ 防災訓練の実施

カ 防災施設の整備

キ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備

ク 消防活動その他の応急措置

ケ 避難対策

コ 地震に関する情報の収集、伝達及び広報

サ 被災者に対する救助及び救護の実施

- シ 保健衛生対策
- ス 文教対策
- セ 被災施設の復旧
- ソ 被害調査
- タ その他の災害応急対策
- チ その他災害発生の防御及び拡大防止のための措置

(2) 神奈川県

ア 県

- (ア) 防災組織の整備
- (イ) 市町村及び防災関係機関の防災事務または業務の実施についての総合調整
- (ロ) 防災知識の普及及び教育
- (ハ) 災害教訓の伝承に関する啓発
- (ニ) 防災訓練の実施
- (ホ) 防災施設の整備
- (ヘ) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄及び整備
- (ヘ) 地震に関する情報の収集、伝達及び広報
- (ケ) 緊急輸送の確保
- (コ) 交通規制、その他の社会秩序の維持
- (ク) 保健衛生
- (ク) 文教対策
- (ケ) 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援
- (セ) 災害救助法に基づく被災者の救助（救助実施市域を除く）及び資源配分の連絡調整
- (ソ) 被災施設の復旧
- (タ) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

イ 横須賀三浦地域県政総合センター

- (ア) 市町村及び防災関係機関との連絡調整
- (イ) 災害時における情報の収集等

ウ 横須賀土木事務所

- (ア) 災害時における県管理の道路及び橋りょう等公共土木施設の応急対策
- (イ) 県管理の道路及び橋りょう等公共土木施設の被害調査及び復旧

エ 鎌倉保健福祉事務所

- (ア) 災害時における管内市域の保健衛生対策
- (イ) 災害時における所轄地域の医療・保健活動の総合調整

オ 企業庁鎌倉水道営業所

- (ア) 災害用指定配水池における応急飲料水の確保と給水活動支援
- (イ) 水道施設の被害状況の調査及び復旧
- (ロ) 被害を受けた水道施設の二次災害の防止

カ 神奈川県警察（逗子警察署）

- (7) 警戒体制の確立
- (イ) 災害に関する情報の収集及び伝達
- (ロ) 避難誘導、被災者の救出その他人命の保護活動
- (エ) 行方不明者の捜索、遺体の検視・調査等
- (オ) 交通規制及び緊急交通路の確保
- (カ) 犯罪の予防・取り締まりその他治安維持活動

(3) 指定地方行政機関

ア 関東財務局（横浜財務事務所）

- (7) 横浜第2合同庁舎を帰宅困難者用一時滞在施設及び津波避難施設として開設
- (イ) 応急措置に活用可能な未利用地及び庁舎等の国有財産情報の提供
- (ロ) 災害が発生した場合における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付等
- (エ) 民間金融機関による非常金融措置の実施要請等
- (オ) 地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付
- (カ) 主務省の要請による災害復旧事業費の査定の立会

イ 関東農政局（神奈川県拠点）

- (7) 農業関係の被害状況の情報収集及び報告に関すること
- (イ) 応急用食料等の支援に関すること
- (ロ) 食品の需要・価格動向や食品安全等に関すること

ウ 関東運輸局（神奈川運輸支局）

災害時における関係機関、輸送機関との連絡調整

エ 第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部）

- (7) 大規模地震災害対策訓練等の実施
- (イ) 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発
- (ロ) 港湾の状況等の調査研究
- (エ) 船艇、航空機等による警報等の伝達
- (オ) 船艇、航空機等を活用した情報収集
- (カ) 活動体制の確立
- (キ) 船艇、航空機等による海難救助等
- (ク) 船艇、航空機等による傷病者、医師、避難者及び救援物資等の緊急輸送
- (ケ) 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与
- (コ) 要請に基づく、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援
- (ク) 排出油等の防除等
- (シ) 避難勧告、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保
- (ス) 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示
- (セ) 海上における治安の維持
- (ソ) 危険物積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置

第1章 総則 第5節 地震津波対策計画の推進主体とその役割

- (g) 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のための適切な措置
- (f) 災害復旧・復興に係る工事に関する海上交通安全の確保

オ 東京管区气象台（横浜地方气象台）

- (7) 津波警報・注意報及び地震、津波に関する各種情報の関係機関への通報
- (4) 南海トラフ地震に関連する情報の通報並びに周知
- (9) 地震、津波に係わる防災情報伝達体制の整備
- (5) 地震、潮位及び地殻ひずみに係わる観測施設の整備及び運用
- (4) 地震活動に関する調査及び資料の作成、提供
- (6) 地震、津波防災に係わる広報活動、知識の普及及び関係機関の計画等への助言
- (5) 地震、津波に係わる防災訓練の実施及び関係機関との協力
- (7) 二次災害の防止のための地震活動に関する情報、気象警報・注意報、気象等に関する情報等の提供及び専門職員の派遣
- (6) 復旧・復興に向けた支援のための気象・地象等総合的な情報提供及び解説

カ 関東総合通信局

- (7) 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
- (4) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出し
- (9) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施
- (5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供

キ 神奈川労働局

工場事業場における労働災害の防止

ク 関東地方整備局

- (7) 防災上必要な教育及び訓練
- (4) 水防に関する施設及び設備の整備
- (9) 災害危険区域の選定
- (5) 災害に関する予報並びに警報の発表及び伝達
- (4) 災害に関する情報の収集及び広報
- (6) 水防活動の助言
- (5) 災害時における交通確保
- (7) 災害時における応急工事及び緊急対応事業の実施
- (6) 災害復旧工事の施工
- (2) 再度災害防止工事の施工
- (4) 港湾施設及び海岸保全施設等の整備
- (3) 港湾施設、海岸保全施設等に関わる応急対策及び復旧対策の指導、協力
- (2) 港湾施設、海岸保全施設の災害応急対策及び復旧対策

ケ 南関東防衛局

- (7) 所管財産の使用に関する連絡調整

- (イ) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整
- (ロ) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

(4) 指定公共機関

ア 電信電話機関（東日本電信電話㈱神奈川事業部、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱、
㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ神奈川支店）

- (ア) 電気通信施設の整備及び点検
- (イ) 電気通信の特別取扱
- (ロ) 電気通信施設の被害調査及び災害復旧

イ 日本銀行（横浜支店）

- (ア) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節
- (イ) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
- (ロ) 金融機関の業務運営の確保に係る措置
- (ハ) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
- (ニ) 各種措置に関する広報

ウ 日本赤十字社（神奈川県支部）

- (ア) 医療救護
- (イ) こころのケア
- (ロ) 救援物資の備蓄及び配分
- (ハ) 血液製剤の供給
- (ニ) 義援金の受付及び配分
- (ホ) その他応急対応に必要な業務

エ 東日本高速道路(株)（関東支社）

- (ア) 道路の耐震整備
- (イ) 道路の保全
- (ロ) 道路の災害復旧
- (ハ) 災害時における緊急道路網の確保

オ KDDI(株)

- (ア) 電気通信施設の整備及び保全
- (イ) 災害時における電気通信の疎通

カ 鉄道機関（東日本旅客鉄道(株)）

- (ア) 鉄道、軌道施設の整備、保全
- (イ) 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
- (ロ) 災害時の応急輸送対策
- (ハ) 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧

キ 東京ガス(株)

- (7) ガス供給施設の耐震設備
- (4) 被災地に対する燃料供給の確保
- (9) ガス供給施設の被害調査及び復旧

ク 日本通運(株) (横浜支店)

- (7) 災害対策用物資の輸送確保
- (4) 災害時の応急輸送対策

ケ 東京電力パワーグリッド(株) (藤沢支社)

- (7) 電力供給施設の整備及び点検
- (4) 災害時における電力供給の確保
- (9) 被災施設の調査及び復旧

コ 日本郵便(株) (逗子郵便局)

- (7) 被災地における郵便物の送達の確保
- (4) 被災地あて救援物資を内容とするゆうパック及び被災地あて寄付金を内容とする現金書留郵便物の料金免除
- (9) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除
- (5) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(5) 指定地方公共機関等

ア 鉄道機関 (京浜急行電鉄(株))

- (7) 鉄道、軌道施設の整備、保全
- (4) 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
- (9) 災害時の応急輸送対策
- (5) 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧

イ 自動車運送機関 (一般社団法人神奈川県バス協会、京浜急行バス(株)、一般社団法人神奈川県トラック協会、一般社団法人神奈川県タクシー協会)

- (7) 被災地の人員輸送の確保
- (4) 災害時の応急輸送対策
- (9) 災害対策用物資の輸送確保

(6) 自衛隊 (陸上自衛隊第31普通科連隊・海上自衛隊横須賀地方総監部)

ア 防災関係資料の基礎調査

イ 自衛隊災害派遣計画の作成

ウ 神奈川県地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施

エ 命又は財産の保護のために行う必要のある応急救護又は応急復旧

オ 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

(7) 消防団

- ア 消火活動及び救助活動の実施
- イ 地域住民の避難誘導の実施
- ウ 災害に関する情報の収集、伝達及び被害状況の把握

(8) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- ア (一社) 逗葉医師会、(一社) 逗葉歯科医師会、逗葉薬剤師会
 - (7) 傷病者に対する診察、治療、調剤、応急処置、保健・服薬指導
 - (イ) 病院または診療所への転送の手配
 - (ロ) 死亡の確認及び遺体の検案
 - (エ) 医薬品等の優先供給
 - (オ) 医薬品等の集積場所における医薬品等の仕分け及び管理
 - (カ) 救護活動に必要な医薬品及び医療機材の提供(キ) その他必要と判断した処置等

イ 病院等医療施設の管理者

- (7) 避難施設^(注)の整備、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施
 - (イ) 災害時における収容者の保護及び誘導
 - (ロ) 災害時における病人等の受入及び保護
 - (エ) 災害時における被災負傷者の治療及び助産
- (注) 利用者等が安全に避難するための廊下、階段、出入口等

ウ 社会福祉施設の管理者

- (7) 避難施設の整備、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施
- (イ) 災害時における入所者の保護及び誘導

エ 学校法人

- (7) 避難施設の整備、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施
- (イ) 災害時における応急教育対策計画の確立及び実施

オ 漁業協同組合(小坪漁業協同組合)

- (7) 本市が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- (イ) 被災組合員に対する融資または融資のあっ旋
- (ロ) 漁船及び協同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立

カ 産業経済団体(逗子市商工会)

- (7) 本市が行う商工業関係被害の調査及び応急対策への協力
- (イ) 救助用物資及び復旧資材の確保についての協力

キ 金融機関

被災事業者等に対する資金融資

ク 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者

- (ア) 安全管理の徹底
- (イ) 防護施設の整備

ケ 各施設の管理者

- (ア) 自衛消防組織の整備
- (イ) 施設の自主検査と安全管理
- (ウ) 防災施設の整備及び点検の実施
- (エ) 従業員に対する防災知識の普及と防災に関する教育・訓練の実施
- (オ) 施設利用者の安全確保
- (カ) 情報の収集及び伝達
- (キ) 応急救護

第2章 都市の安全性の向上

災害の発生に備え、市の都市計画や公共事業等を実施するに当たり、都市の防災化を推進し、災害時において被害を最小限に防止するために、必要な事項を定めます。

第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進

主管課：防災安全課・環境都市課・まちづくり景観課・緑政課・都市整備課・下水道課

市及び関係機関が実施する各種都市基盤整備関連事業等を、都市の防災化の観点から捉えるとともに、自然災害に対して被害を最小化する「減災」の考え方も踏まえ、これを総合的に推進し、都市構造の安全性を向上させ、災害に強い都市基盤の整備を実現するための基本的な方向を定めます。

1 計画的な土地利用の推進

災害に強い都市基盤の整備は、適正な土地利用を推進することが基本ですが、特に地震防災の観点から、市街地における下水道、生活道路、公園等の整備及び商業地域における再開発の推進を図ります。

2 災害に強いまちづくりの推進

都市防災構造化を図るため、都市基盤の整備を進めてきましたが、今後も避難場所・避難路の整備を含め、密集市街地を防災街区として整備し、防災に関する機能の確保を図るために、神奈川県都市防災基本計画等を踏まえ、逗子市都市防災基本計画の策定に取り組む等、都市防災構造化を推進する整備事業の体系化と事業内容の検討、拡充を図り、災害に強いまちづくりの推進に努めます。

3 防火地域・準防火地域の指定

防火地域・準防火地域の指定に当たって、延焼遮断帯、避難地、避難路、緊急輸送路及び防災拠点等を考慮します。

4 宅地の災害防止対策

市は、宅地造成地に発生する災害防止のため、宅地造成等規制法及び都市計画法の規定に基づき、安全性への配慮を促進します。

5 災害に関する情報の推進

自然災害から市民の生命、財産を守るために、地震等の被害が想定される区域等災害に関する情報を的確に市民に伝え、市民と行政が協力して自然災害を回避した安全な土地利用を促進します。

(1) 施策展開の方向性

- ア より精度の高い自然災害に対する情報の収集・整備に努め、わかりやすい情報提供を行います。
- イ 自然災害発生の危険性の高い地域については、土地利用の規制及び安全な土地利用を誘導します。

(2) 推進事業

- ア 自然災害回避情報の提供
災害履歴や危険区域箇所等を地図化して、市民に提供します。

イ 安全な土地利用の誘導

情報提供や現行法に基づく規制制度等を活用して、安全な土地利用を誘導します。

(3) 自然災害発生危険箇所の把握

自然災害発生の危険が高い場所の把握のため、国や県等と協力して、自然災害に対する危険箇所調査を実施します。

6 市街地の開発・整備

市街地整備は、市総合計画により進められていますが、計画に位置付けられている市街地開発・整備事業のほか、防災上再開発等が必要と考えられる地区においても、各種事業手法による整備を促進します。

7 震災時空地・施設利用計画

大規模な震災が発生した場合、応急仮設住宅の建設、災害廃棄物の集積・処理等、様々な応急対策活動や復旧復興活動が並行して行われるため、それらの活動拠点や事業用地として多くの空地や施設が必要となり、そのニーズは時系列で変化していきます。

そのため、空地等の被災状況により、その使用の可否を判断し柔軟に対応する必要もありますが、速やかな応急活動を実施するため、平時から本市及び関係機関等が所有する市内の空地等の把握に努めるとともに、災害発生時には空地等を次のとおり主要対策のために利用します。

区 分	主な利用目的
市、県、国等が管理する空地 (市以外が管理する空地については、事前承諾や協定締結等により、震災時に利用が可能となる土地)	1 避難場所(広域避難場所等) 2 救援拠点(ヘリポート、応援部隊活動拠点) 3 普通ごみ仮置場 4 応急対応・復旧資材置場 5 仮設住宅建設地 6 災害廃棄物集積場 7 災害廃棄物仮置場
市、県、国等が管理する施設 (市以外が管理する施設については、事前承諾や協定締結等により、震災時に利用が可能となる施設)	1 震災時避難所及び福祉避難所、帰宅困難者一時滞在施設 2 医療活動場所(応急救護所、地域医療救護所) 3 物資配送拠点 4 遺体安置所 5 災害ボランティアセンター 6 災害応急施設

第2節 公園・緑地等の防災空間の確保

主管課：緑政課

都市公園（街区公園、地区公園、総合公園及び風致公園等）、緑地等は、震災発生時に、避難場所あるいは救援活動の拠点として機能するという、防災上重要な役割を担うばかりでなく、輻射熱の遮断や火災の延焼防止に有効であり、また、街路樹や植栽帯が震災発生時の被害の軽減に役立ちます。

本市では、逗子市緑の基本計画（平成8年策定）に基づき、緑を基盤とした安全性の高い都市空間を形成するため、防災機能も考慮した公園、緑地の整備を推進するとともに、緑道、街路樹及び民有地等の緑化にも努める方針を示しています。

1 都市の安全性を高める緑地の保全・創造

- (1) 減災の観点から、市街地を分節して火災の延焼を防止する緑地の保全・創造を図ります。
- (2) 避難場所や広域避難場所となる学校校庭や都市公園等での防災・減災機能を向上させる緑化を推進します。

2 市街地の安全性を高める緑のネットワーク形成

自然災害に伴う市街地火災等の延焼防止と災害時の安全な避難につながる緑を創造し、都市の安全性を向上させる緑のネットワークの形成に努めます。

3 都市公園の計画的整備

防災公園街区整備事業等を活用し、防災機能を備えた公園の整備を行います。

第3節 道路、河川、橋りょうの安全対策と交通環境の整備

主管課：企画課・環境都市課・まちづくり景観課・都市整備課

道路、河川及び橋りょうの整備・保全是、震災時に、避難、消防、救援活動等に重要な役割を果たすとともに、火災の延焼を防止するなどの、多様な機能を有しています。そのため、防災都市づくりの骨格として、都市の構造物の安全性の一層の向上を図るとともに、多重性を高めることが重要です。

1 道路の整備

(1) 道路の整備

災害時の緊急物資の輸送、救助・救急及び消火活動等の災害活動を迅速かつ円滑に実施するため、防災拠点へのアクセス強化や、市街地と高速道路とのアクセス強化等に必要な道路ネットワーク整備を、国や県と一体となって進めます。また、狭い道路の拡幅や老朽化が進む橋りょう、道路施設の計画的な維持・修繕等、安全な生活道路の整備を進めます。

(2) 電線類の地下埋設化

ライフライン機能の確保と併せ、避難路の確保、防災活動の円滑化のため、関係事業者と協力し電線類の地中化を促進します。

(3) う回路の整備

災害時において道路が被害を受けて、その早期復旧が困難で、かつ、交通に支障をきたす場合に対処するため、重要な道路に連絡するう回路をあらかじめ調査し、緊急時に備えます。

(4) 孤立地域対策の推進

がけ崩れによる道路の遮断により孤立することが考えられる避難困難地域を解消するため、道路の整備を進めます。

(5) 資機材、人員の確保

災害時に備え、応急復旧に必要な資機材や人員が不足する場合を考慮し、平常時から関係団体等との協定を締結し、道路の早期啓開を実施できる体制を整えます。

2 河川護岸等の整備

田越川等、地震による護岸の崩壊等による河川のせき止めに起因する浸水や土石流等の二次災害を考慮し、河川護岸等の整備を進めます。

3 橋りょうの整備

既設の橋りょうは、橋梁長寿命化修繕計画を策定し、不測の災害に備えます。

4 交通環境の整備

(1) 災害に備えた道路交通環境の整備

ア 交通安全施設の補強等による耐震性の向上

地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、

緊急輸送道路上にある橋りょうの耐震対策を推進します。

イ 災害発生時の適切な交通規制

災害発生時には、必要に応じて緊急交通路を確保し、それに伴う混乱を最小限に抑えるため、被災地への車両の流入抑制等の交通規制を迅速かつ的確に実施します。

また、災害対策基本法による通行禁止等の交通規制を的確かつ迅速に行うため、災害の状況や交通規制等に関する情報の提供、う回指示・広報を行います。

ウ 災害発生時における放置車両等の排除措置

災害対策基本法適用前における放置車両等の排除については、即時強制はできないため、道路管理者と連携し各種法令を根拠に排除するものとします。

エ 災害発生時における情報提供の充実

災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路、緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資するため、市は、インターネット等ITを活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進します。

オ 災害に備えた安全の確保

災害発生時においても、安全・安心で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、市は、道路斜面等の防災対策や災害のおそれのある区間を回避・代替する道路の整備を推進します。

津波に対しては、津波による人的被害を最小化するため、道路利用者への早期情報提供、迅速な避難を行うための避難路の整備を推進します。

(2) 公共交通機能の向上策の検討

東日本大震災では、災害による道路の不通箇所が広域的かつ多数発生し、緊急車両の通行等ができず、災害応急活動に大きな障害となりました。また、被災地内では、その後も長期にわたり交通が途絶し、自動車に過度に頼っている現在の交通体系の脆弱さが、災害時の課題として露呈しました。

この教訓を生かした交通ネットワークを形成するためには、道路の整備、公共交通網の整備等の総合的な交通体系の整備が必要です。

(3) 鉄道施設

鉄道事業者は、地震発生時の旅客の安全と円滑な輸送を図るため、施設・設備の耐震化、地震列車防護装置の設置及び運行停止時の対応の検討を行います。

第4節 がけ崩れ対策等の推進

主管課：企画課・防災安全課・経済観光課・障がい福祉課・高齢介護課・国保健康課・都市整備課・学校教育課・子育て支援課・保育課・療育教育総合センター

災害によるがけ崩れ等により被害が予想される危険箇所を把握するとともに、その情報を市民に的確に伝え、市民と行政が協力して土砂災害を回避するための、安全な土地利用を促進します。また、居住者等には早期避難を呼びかけ、保安措置等の指導を行うとともに、関係機関と密接な連絡を保ち、緑の基本計画と連携して、土砂災害の未然防止及び被害軽減のための予防対策を推進します。

1 がけ崩れ対策等

(1) 土砂災害警戒区域等の対策

土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、がけ崩れ、土石流等により人家に被害を及ぼすおそれのある箇所や、今後新規の住宅立地等が見込まれる区域に被害を及ぼすおそれのある箇所について、県と連携し、土砂災害警戒区域等の指定を促進し危険箇所を把握するとともに、警戒避難体制を整備し、関係する土地所有者等に対し、その安全対策について指導・助言を行います。

(2) 急傾斜地崩壊危険区域の指定等

急傾斜地の崩壊が助長または誘発されるおそれがあり、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）及び関連基準に適合する場合は、市が窓口となり、県による「急傾斜地崩壊危険区域」の指定、急傾斜地崩壊防止工事の実施、区域内の行為制限等について要望するとともに、区域内のがけ崩れ等を未然に防ぎます。

(3) 土砂災害防止対策

がけ崩れによる災害を防ぐため、防災工事を行う者に対し、防災工事費助成制度を用意し、防災工事の促進を図ります。

(4) 保安林内の防災対策

保安林から周辺住民への土砂の流出、崩壊等による災害が予測される場合は、市はその防止のために県が行う治山事業に協力します。

2 警戒避難体制の整備

(1) 警戒避難体制の整備

土砂災害発生の予測は非常に難しいが、人命安全の確保を図るため、土砂災害警戒区域や土砂災害警戒情報等について周辺市民への周知と警戒避難体制の確立を図ります。

(2) 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報は、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するために、県と横浜地方気象台が共同で発表する防災情報です。

市域に対して発表された場合に備え、警戒避難体制、パトロール、地域住民及び防災関係機関への情報伝達体制等の整備に努めます。

(3) 避難措置

土砂災害の発生するおそれのある場合、または急傾斜地が崩壊し、その被害が拡大して人命に危険を及ぼすと予想される場合は、必要に応じて避難準備情報、避難勧告または指示を発令し、被害の未然防止を図ります。

(4) 避難情報の市民への伝達

避難情報等は、防災行政無線等の情報伝達手段により、迅速かつ正確に市民に伝達し、周知されるよう体制の整備に努めます。その際、避難行動要支援者には十分配慮します。

また、異常発生時には、市民自らの確に通報・避難ができる体制をとるように指導を行います。

3 防災知識の普及徹底

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）及び土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）をもとに、土砂災害等ハザードマップを作成します。土砂災害の特殊性から、特に危険区域内の市民に対して、土砂災害の予防及び応急対策に関する知識の普及を図ります。

また、災害の予兆現象に関する情報は、市民と情報の共有化に努め、避難行動の迅速化を図ります。

4 要配慮者関連施設の土砂災害防止対策

要配慮者利用施設（主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）及び利用者を土砂災害から守るために、施設の管理者に対して、県と協力して、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域、避難場所、警戒避難基準等の情報を提供し、警戒・避難体制の確立等の防災体制の整備に努めるよう指導します。

第5節 津波対策

主管課：企画課・防災安全課・経済観光課・社会福祉課・障がい福祉課・高齢介護課・環境都市課・まちづくり景観課・都市整備課・学校教育課・子育て支援課・保育課・療育教育総合センター
関係機関：県

本市の海岸線は、総延長で4.16kmあり、沿岸部では市街化が進んでいます。海水浴シーズンには、20万人を超える人が集まる海水浴場を抱え、さらに、マリンスポーツの拠点として、季節を問わず大勢の人が利用しています。

東日本大震災では、これまでの想定を超える巨大な津波により大きな被害が発生したことから、国では、津波対策を推進するために「津波対策の推進に関する法律」や「津波防災地域づくりに関する法律」を制定するとともに、これまでの津波対策を抜本的に見直し、「防災基本計画」を修正しました。

県は、津波対策の推進に当たって、科学的知見を踏まえてこれまでの津波浸水予測図を見直すこととし、住民避難を柱とする総合的防災対策を構築するうえで設定する「最大クラスの津波」を想定し、平成24年3月に新たな津波浸水予測図を作成しましたが、平成25年12月に、内閣府が設置した首都直下地震モデル検討会から、相模トラフ沿いで発生する最大クラスの地震モデルなど、最新の科学的知見が示されたことから、想定外をなくすという考えのもと、発生頻度が極めて低いものを含め、予測を見直し、平成27年3月に津波防災地域づくりに関する法律に基づく「津波浸水想定」を設定し、平成31年3月、津波浸水想定を踏まえた津波災害警戒区域の指定について、沿岸市町の合意が得られた地域から段階的に指定を進める方針をとりまとめ公表しました。

また、津波による被害の発生を海岸保全施設だけで防ぐことは現実的でないことから、「減災」の視点に立って、「最大クラスの津波」と「津波高は低いものの発生頻度が高い津波」に分けて、それぞれの対策を強化していく必要があります。津波からの避難の視点等を踏まえた、まちづくりを進めていく必要があります。

さらに、津波が発生した場合には、津波警報の伝達や避難誘導等の「公助」は間に合わない場合もあることから、市民の「自助」「共助」による迅速な避難行動が重要となります。津波に対しては、特に、市民の一人ひとりが自らを守る「自助」の避難行動が原則であることから、住民等が津波の特性（ゆれが小さくても津波は発生する。津波は繰り返し発生する等）を十分に理解した上で正しい判断ができるよう、津波知識の普及啓発に努めます。

1 津波災害対策のための基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、次の2つのレベルの津波を想定することを基本としています。

(1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び津波一時避難施設や避難路の整備・確保等の警戒避難体制の整備等の対策を講じるものとします。

(2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとします。

2 津波に強いまちづくり

(1) 津波避難を考慮したまちづくり

津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、避難場所、避難路の確保等、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指します。地理的条件や土地利用の実態等、地域の状況により対応が困難な地域については、津波到達時間等を考慮して、民間施設の活用による避難場所の確保等に努めます。

(2) 津波防災の観点からのまちづくり

逗子市地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局が緊密に連携した計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画等、津波防災の観点からのまちづくりに努めます。また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めます。

(3) 津波防災地域づくりに関する法律の運用

県と連携して「津波防災地域づくりに関する法律」の適切な運用に努めます。

(4) 公共施設、避難行動要支援者等に関わる施設等の整備

公共施設、避難行動要支援者等に関わる施設について、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、公共施設をやむを得ず設置する場合は、施設の耐浪化、非常電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図ります。

(5) 津波災害（特別）警戒区域等の指定

津波による人的災害を防止するため、県は津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定を検討します。市域において津波災害警戒区域等の指定のあったとき、当該区域ごとにおける避難体制の整備や、津波に関する情報を住民に周知するための印刷物を配布するなど、必要な措置を講じます。

また、津波災害特別警戒区域に指定された場合は、その区域内のうち、円滑・迅速な避難を確保できない区域を検討し、必要により県と協議を行います。

3 海岸保全施設等の整備

(1) 交通基盤等の整備

津波発生時に的確な応急対策を図るため、津波からの防災性にも優れた交通基盤を整備するほか、孤立化防止のためのヘリポート整備を進めます。また、船の座礁防止策や漁業関係被害の軽減策について検討します。

(2) 海岸保全施設等の整備

県及び施設管理者は、海岸堤防等の海岸保全施設、漁港施設及び河川堤防等河川管理施設の整備を実施するとともに、各施設については、地震発生後の防御機能維持のため、必要に応じて耐震診断や補強による耐震性の確保を図ります。

4 伝達体制等の整備

(1) 防災行政無線等伝達体制の整備

地域の住民や海浜利用者への確実な情報伝達のため、防災行政無線等伝達体制の整備を進めます。

(2) 津波監視システム等の整備

発災時に消防団員等が海岸へ直接津波を見に行かなくても済むよう、沿岸域において津波来襲状況を把握する津波監視システム等の整備に努めるとともに、県は、沿岸域に監視カメラを設置し、遠隔地から津波の状況を把握するシステムの整備を図ります。

(3) 伝達方法の統一的な運用

民間団体と連携し、マリンスポーツなどで海岸から離れたところにいる人たちにも津波警報が伝わるように、津波フラッグのように視覚に訴える情報伝達を行うとともに、伝達方法の統一的な運用を図ります。

(4) 津波情報看板等の整備

県と連携して住民の迅速かつ適切な避難を促すため、新たな津波浸水予測図を踏まえた津波情報看板等の整備を進めるとともに、沿岸部の道路利用者に対して津波警報等をいち早く提供できる道路情報盤や道路面の標高を確認できるようにするための標高表示看板の設置を進めます。

5 避難施設等の整備

(1) 避難関連施設の整備

津波から徒歩による迅速な避難を確保するため、津波避難路、津波避難階段等の避難関連施設の整備を進めるとともに、その安全性の点検に努めます。また、県は、後背地が急な斜面で避難路が確保できない場合は、地域の実情を踏まえて、急傾斜地崩壊防止施設の整備に合わせて津波避難階段を整備します。

(2) 指定緊急避難場所（津波避難ビル）の指定等

身近な場所に避難できる高台等がない場合は、身近な場所に避難施設を確保するため、高い建物ビルや高台の土地を所有・管理する企業や個人及びマンション管理組合等に対する説明会等を行い、指定に向けた調整を行い、建物管理者の協力を得て指定緊急避難場所（津波避難ビル）を確保します。

6 避難対策

(1) 津波避難計画の策定

津波発生時における適切な避難対策を実施するため、新たな津波浸水予測図を踏まえて津波避難計画を早期に策定し、避難場所、避難路の確保や誘導標識の整備を進めるとともに、地域の実情を踏まえて、避難指示等の発令基準や具体的な運用等を定めます。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制の確保に努めます。

(2) 避難所等の指定見直し

新たな津波浸水予測図や地域の実情を踏まえ、できるだけ津波による浸水の危険性が低い場所に避難所を設けるよう、避難所等の指定の見直しを行います。

(3) 徒歩避難の原則

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とします。

防災訓練や防災教室等において継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努めます。

(4) 避難誘導における職員等の安全性の確保対策

消防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導に当たる者の危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールの作成や周知に努めます。

7 要配慮者対策

(1) 要配慮者に関わる施設の安全対策

やむを得ず浸水のおそれがある場所に要配慮者に関わる施設を設置する場合は、施設に安全な避難スペースの整備等に努めます。

(2) 避難誘導體制の整備等

避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援に携わる関係者と情報の共有を行い、さらに、外国人、旅行者等も含めた要配慮者の避難誘導體制の整備や避難後の支援方策の検討に努めます。

(3) 要配慮者利用施設等における避難計画の作成等

沿岸部に位置する要配慮者利用施設に関わる施設等の管理者は、地震・津波等災害発生時に迅速・的確な対応を行うため、新たな津波浸水予測図等を踏まえ、施設等における避難計画を作成するとともに、防災組織を強化し、市との緊急連絡体制の確保や地域住民、自主防災組織等との連携に努めます。

8 津波に関する知識の普及

(1) 浸水範囲及び浸水深の周知

県が示した津波浸水予測図及び津波ハザードマップ作成の手引きを踏まえて、想定地震名、標高ラインの色分け、津波の到達時間や浸水方向、避難経路、標高表示、また、凡例を活用し市内の避難所、津波避難ビル、津波一時避難場所、公共施設等を掲載した津波ハザードマップを作成し、全戸配布します。

このほか、防災教室や防災講演会等を通じて、予測される津波浸水範囲及び浸水深を住民等へ周知します。

また、海水浴場や海浜地区の主要な場所へ、津波ハザードマップに英語表記等を加えた津波避難案内表示板を設置します。

(2) 津波知識等の啓発

ア 津波知識の啓発

津波による人的被害を軽減する方策は住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、的確な判断に基づいた行動ができるよう、津波を引き起こす地震とその発生のメカニズム、津波の特性（ゆれが小さくても発生、繰り返し発生等）の正しい知識、津波警報、避難指示、津波浸水想定の数値等の内容、徒歩避難の原則、自ら率先して避難することが他の住民の避難を促すこと、防災に関する様々な動向や各種データ等について、各種媒体を活用し住民等にわかりやすく継続的に周知します。特に「津波防災の日」（11月5日）においては、積極的に広報を実施します。

イ 津波防災意識の啓発

「地震、イコール津波、即避難」の認識が沿岸地域に限らず、全市民の津波に対する共通意識として定着するよう、次に示す「津波に対する心得」を基本とし、市ホームページ、広報誌及びパンフレット等や防災講演会、研修会等を通じて、津波に関する知識の普及啓発を図ります。

9 防災教育の充実

外出先等で津波被害に遭う可能性もあることから、津波被害の可能性が低い地域においても、学校や自主防災組織等に対し、過去の災害の教訓等について継続的な防災教育に努めます。

10 標高表示等による周知

津波被害の軽減を目的として、公共施設等への標高表示板の設置や、指定・協定の締結を行った指定緊急避難場所（津波）への表示シールの設置、津波一時避難施設までの経路上に津波避難経路看板や津波避難経路表示階段蓄光を設置するなど、住民等が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組みを行います。

11 津波避難訓練の実施

(1) 津波避難情報伝達訓練等の実施

警察、横須賀海上保安部や民間の救護組織と連携して、避難訓練や津波情報伝達訓練等を実施します。また、訓練の際は、避難行動要支援者の避難に配慮した訓練を実施します。

(2) 住民参加による津波避難訓練の実施

津波情報伝達訓練、津波到達時間内での歩行避難、避難経路の検討など避難時間を考慮した住民参加による津波避難訓練の実施に努めます。

第6節 液状化対策

主管課：防災安全課

地震による被害は、地盤の特性に大きく影響され、沿岸部等の主に砂質地盤がある地域において、地震発生時に地盤の液状化の発生が懸念されています。

大規模な構造物は、地下深く固い支持層まで杭を打つ等液状化対策が講じられてきましたが、戸建ての住宅等には対策工法の普及は進んでおらず、また、大規模構造物であっても、基礎の地盤が液状化現象により横方向に流れるように動く、側方流動が発生している事例が報告されていることから、今後の液状化対策の見直しが必要です。

1 液状化危険地域の分布

県の地震被害想定調査結果によると、市内における液状化の発生のおそれのある地域は、田越川や久木川などの流域沿いに分布しています。

また、(公)神奈川県都市整備技術センターでは、県内の公共事業で行われた地質調査結果を電子的に一元管理し、その情報を更新するとともに公開しています。

2 液状化予防対策

地震において液状化現象の発生が予想される地域にある公共施設については、適切な液状化対策を講じることにより被害の軽減に努めるとともに、その他の一般建築物については対策知識の普及を図ります。

第7節 ライフラインの安全対策

主管課：下水道課

関係機関：県企業庁・東京電力パワーグリッド(株)・東京ガス(株)・東日本電信電話(株)・
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)・(株)NTTドコモ・KDD I(株)

ライフラインの被災は安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、震災時にもその機能が確保できるよう、各事業者は、施設の多重化や代替設備の整備、主要設備の耐震化や液状化対策等を進め、施設の安全性のより一層の向上に努めます。

1 上水道

市の上水道は、県企業庁が給水しています。

県企業庁では、配水池等の主要な施設については、耐震診断や劣化調査を実施し、耐震診断及び劣化調査結果に基づく改修補強対策を講じ、耐震性能の向上に努めています。また、管路については、送水管や配水管の老朽化や重要性に基づき、耐震性の向上を図るため、耐震継手管の導入等の整備を進めています。

2 下水道

市では、管きよの耐震化対策として、避難所等の排水を受ける管きよや緊急輸送道路等の重要度が高い道路に埋設されている管きよのほか、点検・調査により老朽化が進んだ管きよについて、優先順位をつけて、計画的に耐震機能の向上に努めています。

また、長時間停電や燃料の未入荷への対応として、処理能力を最小限維持するために、非常用発電装置等の設置等についても検討します。

3 電気

東京電力パワーグリッド(株)では、災害に強い電力設備づくりとして、送電系統の二重三重のネットワーク化を進めています。

東京電力パワーグリッド(株)は、液状化等にも配慮した耐震化の推進を図るとともに、共同溝の整備等、一層の防災性の向上に取り組みます。また、被害を最小限にとどめ、早期復旧を可能にするため、施設の多元化・分散化、管路の多重化等を進めるとともに、被害状況の把握、復旧システムの充実強化、応急復旧資機材の整備等を進めます。

4 ガス

東京ガス(株)は、ガス製造・供給設備の耐震性強化を進めるとともに、大地震発生時にはご家庭のマイコンメーター(ガスメーター)が震度5程度以上の揺れを感知しガス供給を自動的に遮断する仕組みを設けています。さらには供給エリアを複数のブロックに分け被害の大きい地域(ブロック)のみを遠隔で遮断する仕組みを設け、ガス供給停止地域を最小限に抑えながら二次災害を未然に防ぎます。またガス供給停止地域では、ITシステム等により最適な復旧方法を判断し、被害のない地域では安全かつ速やかに供給を再開します。

5 電話

電気通信事業者は、建物や無線鉄塔等の耐震化、中継ケーブルの複数ルート分散、災害対策機器類の配備等を行っています。

また、ふくそう対策として、東日本電信電話(株)は「災害用伝言ダイヤル(171)」、「災害用伝言板(web171)」及び避難所への災害時用公衆電話(特設公衆電話)の設置を、携帯電話事業者は「災害用伝言板」を運用することとしています。

第8節 危険物施設の安全対策

主管課：消防予防課

市内にはガソリンスタンドに代表される危険物施設が混在しています。

危険物施設は、貯蔵または取り扱う物質の性質上、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が非常に大きく、多大な被害を生ずる可能性があります。市は、これらの施設の現況を把握し、関係法令等に基づく安全確保対策を推進します。

また、災害応急対策に使用する燃料供給の滞りの発生を抑えるため、必要な燃料等の安全な備蓄対策を検討します。

1 事業者に対する指導

危険物施設の事業者に対し、施設・設備の耐震化を促進するとともに、保安体制の充実、防災教育、防災訓練の実施等、必要な対策を講じるよう指導します。また、先端技術の発展に伴う化学物質の安全対策を促進します。

表 関係法令一覧

区 分	関 係 法 令
危険物	消防法
高圧ガス	高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
都市ガス	ガス事業法
火薬類	火薬類取締法
毒・劇物	毒物及び劇物取締法

2 事業者の措置

各事業所は、危険物施設等からの火災、爆発等による被害の発生、拡大を防止するため、施設等の耐震化、緊急保安体制の確立、防災訓練の実施、防災資機材の整備等必要な措置を行います。

第9節 建築物の安全確保対策

主管課：まちづくり景観課

関係課：各施設担当所管

本市は、大規模地震対策特別措置法第3条第1項による地震防災対策強化地域に指定されていませんが、近接地域であるため、建築物の耐震化を促進し、地震災害による被害の拡大を事前に防止することが望まれます。

このため、建築物に対する耐震診断・耐震補強工事、落下物対策、ブロック塀対策等個々の防災対策を総合的な対策として位置付け、効果的な指導を推進します。

1 防災意識の啓発

既存建築物等の耐震化に関する知識を普及させるため、建築物等の所有者や管理者に対し、耐震診断、補強対策等の重要性を認識させるべく啓発を行います。

2 既存建築物等の耐震性の強化

既存建築物の耐震性の強化は貴重な人命を守る上で重要であり、現行の耐震基準以前に建てられた建築物に対しては、その積極的な推進を図ることが肝要です。

市は、県内各自治体や関係団体との連携を図るとともに「逗子市耐震改修促進計画（平成28年3月）」に基づき、既存建築物の耐震化を推進します。

- (1) 民間建築物の耐震性の向上を図るため、逗子市耐震改修促進計画に基づき、多数の者が利用する建築物の所有者等に対する耐震診断、耐震補強工事の助言や普及・啓発を行います。
- (2) 緊急輸送道路沿いの建築物や危険物を保管している建築物の所有者等に対する耐震診断、耐震補強工事の助言や普及・啓発を行います。
- (3) 「木造住宅耐震診断・耐震補強工事等補助事業」を活用し、旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震性の向上を積極的に促進します。
- (4) 危険なブロック塀等については、撤去の促進を奨励し、倒壊による被害の防止を図ります。
- (5) 建築物は経年により劣化が進み、地震や強風時に被害をもたらすことから、その維持保全は重要になります。

市街地における建築物の外壁、タイル、窓ガラス、看板等の実態調査及び追跡調査を行い、継続的に落下の危険のおそれがある建築物について、その所有者または管理者に対し改善を促進します。

第10節 住宅対策

主管課：防災安全課・まちづくり景観課・都市整備課

1 既存住宅地等の住宅・住環境の改善

古い木造住宅等が密集している地域や道路、公園等の都市基盤未整備の地区、老朽化したマンションなどについては、地震等の災害に対処するため、住宅環境の改善を促進するとともに、住宅等の改善補強・建替えの推進方策を検討します。

2 前面道路等の拡幅・改善

建築物が立ち並んでいる幅員4m未満の狭あい道路は、避難または通行の安全に支障をもたらすため、道路内の建築制限を徹底し、改善指導します。

3 住居内被害軽減意識の啓発

家具類の転倒等による人的被害を防止するため、家具類の安全対策の啓発普及を図ります。

第3章 災害予防計画

大規模な地震災害が発生した場合、発災直後の応急対策活動を適切に実施することが、二次災害等による被害の拡大を軽減、防止するための鍵といえます。市は、災害発生の際に把握できた場合あるいは地震災害が発生した場合を想定した災害応急対策を構築し、各種訓練を実施するなどの備えをしてきました。

しかしながら、こうした体制を現実の場面で有効に機能させるためには、より一層の事前準備と具体的で実践的な行動マニュアルの策定、多様な場面を想定した訓練を実施する必要があります。

津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となります。そのため、大きな地震が発生した場合、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始するなど、避難行動をとることの重要性を啓発し、住民等の防災意識の向上に努めます。

また、帰宅困難者対策、災害廃棄物等の処理対策、災害救援ボランティア活動の充実強化を図ります。

第1節 防災力強化の取組

主管課：企画課・防災安全課・職員課・経済観光課・社会福祉課・障がい福祉課・高齢介護課・国保健康課・資源循環課・環境クリーンセンター・都市整備課・下水道課・消防総務課・消防署・学校教育課・保育課

関係課：各施設担当所管

関係機関：県・県企業庁・消防団・逗葉医師会・逗葉歯科医師会・逗葉薬剤師会

1 消防力の整備・強化

県は、消防力の強化に向けて、県内5つの地域で消防の広域化の可能性を検討します。また、県消防広域化推進計画に基づく消防の広域化等、消防力の強化のための取組を推進します。

市は、災害時に十分な応急活動が行えるよう、資機材・食料・燃料等の確保に努めます。

(1) 公設消防力の強化

地震時に同時多発する火災への対応力の強化のため、消防車両・資機材の整備強化や建築物、建材の不燃化促進を図ります。

また、救命効果の向上を図るため、専門的知識の習得等、救急高度化を推進します。

(2) 消防団の強化

ア 組織の整備強化

消防団員の地域に根ざした活動は、災害時においては非常に有用なものであることから、消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力体制の環境づくりに努めます。

イ 資機材の強化

同時多発する火災に対応するためには、消防署の消防力のみならず、地域の消防力である消防団の消火活動が重要となるため、地域特性を考慮し、消防ポンプ自動車又は小型動力ポンプ付積載車を配置します。

また、地域の防災拠点となる消防団詰所に、消防車両や救出救助活動装備等の資機材の整備強化を図ります。

(3) 消防水利の確保

地震時には、水道管路の破損等により消火栓の使用が不能になる場合も考えられるため、耐震性貯槽の整備、プール等の貯水施設の常時使用が可能になる措置等、消火栓に依存しない消防水利の確保を検討します。

2 災害時情報の収集・伝達体制の拡充

地震発生時に、市民に対し適切な情報提供を迅速に行うと同時に、救援・救助活動に携わる関係機関が被害状況を的確に把握し、相互の連絡を緊密にとりながら効果的な活動を行うことができるように、災害情報管理システムの効果的な運用や防災行政無線等の充実強化を進め、情報通信網の多重化を図ります。

(1) 災害情報受伝達体制の充実

ア 通信施設の整備拡充

(7) 災害対策本部等の衛星電話のほか、県防災行政通信網、市防災専用電話機、一斉受令ファックス及び市内各拠点にMC A無線を配備しており、今後も通信機器の増備、防災拠点の通信力の向上を図ります。

(イ) 住民への確実な情報伝達のため、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）及びその他の伝達手段の整備を進めます。

(ウ) 災害時における通信体制の確立を図るため、無線通信施設の整備拡充と合わせて、他の関係機関等の通信施設の活用を図ります。

また、災害時に災害対策本部、警察署等の防災関係機関や電気、ガス、医療等の生活関連機関との連絡体制を確保するための衛星電話等の通信機器の導入を検討します。

(エ) 災害時に、被災状況等の情報を一元化し、災害対応を行う関係部局が共有するとともに、市民に被災者の安否情報を提供します。

(オ) 被災状況等の情報を県へ報告するときは、報告内容及び報告系統の整理等をして、報告基準を徹底します。

(カ) 県、市間の連絡担当者を特定し窓口を一本化します。また、県から派遣される予定の市町村連絡員との具体的な連絡調整方法を検討します。

イ 市庁舎及び出先施設の通信機器等の復旧

災害時における情報収集・情報配信には、誰もが各種システムを活用できる環境が求められます。各種システムを正常稼働させるためには、少なくとも市庁舎の一部の通信機器等が稼働するとともに、通信回線の確保が必須です。太陽光等の再生可能エネルギーを活用した非常用電源のさらなる整備とあわせて非常時の通信回線の確保を図ります。

ウ 防災情報システムの活用

防災行政無線放送の補完措置として、テレホンサービス、市ホームページ、メール配信、緊急速報メールでの対応や、必要に応じて広報車や消防団車による広報の実施等、防災情報システムの活用を図ります。さらに、事業者が市民の視点に立ち必要な情報を分かり易く提供することを推進します。

また、さらなる高度な活用や新たな伝達手段の導入、逗子・葉山コミュニティ放送(株)との連携、ツイッター等の活用も検討し、帰宅困難者への広報として、交通機関による広報や交通機関との連絡ツールの確保等、交通事業者との連携を図ります。

(2) 被災者支援に関する情報システムの構築等

罹災証明書の発行、義援金の給付等の被災者支援業務を円滑に実施するため、被災者の住所や家屋等

の情報を効率的に処理するシステムの導入や体制の整備に努めます。

市民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等に当たり、インターネット等各種通信手段の活用を図ります。

(3) 報道機関との協力体制の確立

報道機関（テレビ、ラジオ、新聞、コミュニティFM等）の協力のもと発災時における災害報道の拡充を図ることで、被災者に対して必要な情報を提供できるような体制の確立を図ります。

(4) 災害時の情報受伝達に関する協力体制の確保

アマチュア無線団体等、防災関係団体と連携して、災害時の情報受伝達に関する協力体制を確保します。

(5) システムの適切な管理及び操作の習熟

発災時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。

(6) 避難行動要支援者対策の強化

避難行動要支援者の特性に配慮し、適切な伝達手段や伝達体制の整備に努めます。

(7) 初動体制の確保

職員の初動体制を確保するため、従来の電話・携帯電話のほかに、携帯電話のメール機能を活用した情報提供を充実させます。

3 防災備蓄の推進

(1) 防災備蓄の基本的方針

市は、震災直後における物資の調達や輸送の困難性を考慮し、計画的に飲料水や生活用水を確保するとともに、避難所として指定した施設等にあらかじめ避難所設置用資機材や水、食料、生活必需物資の備蓄を進めます。

県は、市町村の避難所運営を支援するため、生活必需物資の備蓄を進めるとともに、市町村の物資の備蓄を支援します。

ア 食料の備蓄

災害時に必要な食料については、発災からの時間経過や必要性に応じて県や協定事業者等から調達することとし、発災後、これらの食料を調達することができるまでの間、最低限の食料供給を行うため、食料の計画的な備蓄や市商工会との調達協定の締結に努めます。

イ 飲料水の確保

応急給水体制が整うまでの間、緊急用飲料水の計画的備蓄や市商工会との調達協定の締結に努めます。

また、県企業庁は、応急飲料水の確保に努め、災害用指定配水池における応急給水を支援するとともに、県営水道給水区域内の市町と災害時の応急給水に関する訓練等を定期的実施し、連携の強化を図ります。

ウ 生活関連物資の備蓄

災害時に必要な生活関連物資については、発災からの時間経過や必要性に応じて県や協定事業者等から調達することとし、発災後、これらの物資を調達することができるまでの間、最低限の供給を行うため、計画的な備蓄や市商工会、量販店との調達協定を結びます。

エ 防災資機材の備蓄

災害時に使用する資機材に関する備蓄については、発災後の物資運搬・調達の困難性を考慮して、応急対策用資機材、避難所運営用資機材を防災資機材倉庫や防災収納庫に分散して備蓄するものとします。

オ 高齢者、障がい者等への配慮

食料、生活必需物資等の備蓄に際して、高齢者、障がい者、女性、乳幼児等や季節性、アレルギー対応に配慮した備蓄品目の検討を行い、整備を進めます。

カ 物資の供給体制の整備

物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、県と連携し、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図ります。

(2) 防災倉庫等の整備

地区防災拠点、避難所及び福祉避難所等に防災倉庫を設置し、必要な防災資機材の備蓄に努めます。

(3) 応急対策従事職員用食料等の備蓄

災害応急対策に従事する職員は、市庁舎、災害現場、避難所等における過酷な業務に継続的に従事することから、体力の消耗を補うための食料や飲料水等の備蓄を進めます。

(4) 市民が行う備蓄

災害に備えて、市民自らが食料や生活用品等を備えることが重要です。なお、備えるべき食料や生活用品等としては、個人や家庭の事情に応じて準備します。

市は、防災訓練、お出かけ円卓フォーラムや防災講話等の機会に市民に普及啓発を行い、避難時に持ち出すものとしての「非常用持ち出し品」や地震後の生活を支えるものとしての「非常用備蓄品」の備えを促進します。

ア 非常用持ち出し品

被災時や非常時に、最初の1日をしのぐための物品です。

両手が使えるリュックサック等に避難の時に必要なものをまとめて、目のつきやすい場所に置いておきます。

項 目	概 要
非常用持ち出し品の例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貴重品（現金・通帳等） ・ 飲料水（携帯用飲料水） ・ 非常食（乾パン、アルファ米、缶詰等） ・ 応急医薬品（ばんそうこう、傷薬、鎮痛薬、解熱剤、目薬等） ・ 衣類（上着、下着、履物、タオルなど） ・ 簡易トイレ ・ 懐中電灯 ・ 携帯ラジオ ・ 生活用品（ライター、ろうそく、ナイフ、ビニール袋、軍手、予備電池等） <p>※ 家族状況によって準備するもの…ほ乳瓶、おむつ、生理用品、予備メガネ、持病薬、看護用品等</p>

イ 非常用備蓄品

自宅等で避難生活を送る上で必要な物品であり、最低3日間、推奨1週間を自足するための分量を備える。避難先へ持ち出すには重いものやすぐに必要とならないものを自宅や物置等に保管します。

項 目	概 要
非常用備蓄品の例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常食品（レトルト食品、ドライフーズ、栄養補助食品、菓子類等） ・ 飲料水・生活用水（1日1人3リットルを目安） ・ 給水用品（ポリ容器、バケツなど） ・ 卓上コンロまたは固形燃料 ・ 簡易トイレ ・ 生活用品（食品ラップ、ビニールシート、トイレットペーパーなど） <p>※ 家族状況によって準備するもの…ほ乳瓶、おむつ、生理用品、予備メガネ、持病薬、看護用品、ペット用品等</p>

4 広域応援受入体制等の整備

(1) 応援の要請及び受入れ体制の整備

大規模災害時には、被害の大きさによっては一自治体の防災体制のみでは、対応が困難となることが予測されるため、他の自治体や自衛隊等の関係機関に対し、応援要請を行うことが必要となります。

このような市単独では十分な応急対策や復旧対策が実施できない場合に備え、地域県政総合センター単位の地域ブロック内の市町相互間の連携強化を図るとともに、訓練等の実施を通じ、体制の検証を行います。また、他の市町村を迅速に応援できるよう応援体制を整備します。

(2) 災害時応援協定の締結の推進

他自治体や関係機関に応援を要請した際に、要請に基づく協力が的確に得られるよう、各機関や事業者との災害時応援協定の締結を推進します。

ア 他の自治体との災害時応援協定の締結

他の自治体と締結した災害応急対策の相互応援に関する協定等に記載された対策を円滑に実施できるよう、必要な体制整備を図ります。

また、今後とも各協定内容の充実を図るとともに、広域的な相互応援体制を整備します。

イ 民間事業者や団体との災害時応援協定の締結

専門的な技術や資機材、物資等を保有し、幅広く的確な応急復旧活動が期待できる民間事業者や団体から積極的な協力が得られるように、あらかじめ協定を結ぶなど協力体制を整えます。

民間事業者や団体に期待できる主な分野	内 容
物資の供給等	<ul style="list-style-type: none"> ・食料品や飲料水の供給、炊き出しの実施 ・生活必需品、日用品の供給 ・救援物資の管理 ・建設材の供給 ・燃料の供給 ・葬祭用品の供給
住家、宿泊施設の提供等	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸住宅の提供、媒介、情報提供 ・宿泊場所の提供
輸送の実施等	<ul style="list-style-type: none"> ・物資の輸送 ・遺体の搬送 ・輸送車両の提供 ・障害物の除去
廃棄物の処理・衛生等	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の運搬・処理 ・被災動物の救護活動
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・被災住宅の修理、解体撤去 ・帰宅困難者の支援

(3) 広域応援活動拠点の確保

県地域防災計画に規定する消防機関、警察機関及び自衛隊機関の広域応援活動拠点を指定します。

(4) ランドマーク表示の整備

上空から主要施設を認識し、被災状況を容易に把握できるよう、地区ごとに市庁舎や学校等の屋上に施設名を表示するなどランドマーク表示の整備に努めます。

(5) 応援機関との連携強化

市が主催する防災訓練や図上訓練には、訓練の規模や目的等に応じて、自衛隊、警察、県、他市町等の応援機関の参加を求め、災害時における連携の強化を図ります。

また、平時から、防災対策の検討等を通じて、「顔の見える関係」を構築するとともに、連携した訓練等により、持続的な連携体制の強化を図ります。

(6) 広域応援支援体制の整備

防災協定締結都市や県内他市町村等において大規模災害が発生した場合に、本市が行う応援体制（物資、人員、派遣手段等）について事前に検討します。

また、応援活動を確保するため、特殊施設、器具の整備を進めます。

5 被災地、被災者への支援体制等の整備

「災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定」を締結し、県及び県内 33 市町村が相互に連携し、被災地を支援する体制を整えています。

(1) 自発的な情報収集の実施

被災地の情報把握を自発的に行い、その情報を基に支援行動を開始するように努めます。

ア 県内の被災地に対して

県内を各地域県政総合センター等のブロックに分けて、県は連絡員を派遣し情報を収集します。

イ 県外の被災地に対して

情報を待つことなく、発災後に被災地に連絡し被災状況を確認し、必要により県が先遣隊を派遣する等により直接情報を収集します。

(2) 役割の明確化

県及び市の役割並びに庁内での支援に向けた役割分担や対応部署及び罹災証明書発行業務体制を確立します。

(3) 支援要請の受入れ

市民や事業者からの救援物資の提供や人的、物的支援の要請に対して、円滑に対応できるような受入体制を確立します。

(4) 避難者の受入れ

避難者を受け入れるための、住居や仕事の確保、支援、個人情報の取扱い及びそれらを被災者へ広報する手段等、受入体制を整備します。

6 救急・救助体制の整備

(1) 救急・救助用資機材等の強化

災害時の救急・救助活動に必要な防災資機材等の整備や備蓄、無線機の増強等装備の充実を図り、機動的な救助・救急体制及び災害医療体制を確保するものとします。

(2) 医療機関との協議

災害発生時における救急・救助活動を円滑に行うため、一般社団法人逗葉医師会（以下「逗葉医師会」という。）、一般社団法人逗葉歯科医師会（以下「逗葉歯科医師会」という。）等とあらかじめ次の事項について調整し、確認しておくものとします。

項 目	概 要
協議・確認が必要な事項	1 災害発生時における連絡体制 2 医療機関の収容能力及び受入体制 3 医療救護班の編成及び現場派遣方法 4 医師及び看護師等の動員計画 5 現地救護所の設置とその運用 6 現場で必要な救急医薬品及び医療資機材の備蓄、調達並びに輸送の方法 7 傷病者の移送に関する協力体制 8 その他必要な事項

(3) 防災関係機関との協議

災害発生時における総合的な現場活動体制を確保するため、県警察、自衛隊、横須賀海上保安部等の防災関係機関と、あらかじめ次の事項について協議し、確認しておくものとします。

項目	概要
協議・確認が必要な事項	1 災害発生時における交通規制 2 自衛隊等の現場派遣部隊等の編成 3 現場における任務分担 4 現場における指揮の調整方法 5 現地救護所の設置とその運用 6 現場における各機関相互の連絡体制 7 各機関が保有する救急・救助資機材の備蓄及び調達に関すること

(4) 消防の強化

ア 地震時における広域的な火災防御活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、消防計画の中に震災時における大規模火災等の対応について事前計画を策定します。

イ 延焼拡大予防のための建築物への初期消火設備の設置・普及等の指導の徹底、消防力の整備強化及び消防水利の整備を図ります。

ウ 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努めます。

(5) 孤立化対策の推進

ア 県と連携して、孤立化する可能性のある地域の状況を検証し、対策を検討する。また、市は、アクセス道路となる市道の防災工事を重点的に行うとともに、緊急避難路やう回路にもなる林道等の安全確保に努めます。

イ 孤立化対策の検討結果等を踏まえ、対策の推進に努めます。

7 事業者等に対する指導

各事業所の災害対応が効果的に行われるよう、事業者等に対する法令事項の指導に加え、災害防止のための指導を強化します。

(1) 防火管理体制の強化

各事業所において、各種災害に対する事前対策及び災害時における応急対策が効果的に実施できるよう指導に努め、各事業所における防火管理体制の強化を推進します。

(2) 予防査察による是正措置

火災予防上の不備等を早期に発見し、出火危険及び延焼拡大要因を排除するため、予防査察により次の事項を主体とした指導を徹底します。

項目	概要
予防査察による是正措置	1 防火管理体制の適正な維持 2 避難施設及び防火設備の適正管理 3 消防用設備等・消火用具等の点検整備

	4 火気使用設備・器具の安全管理
	5 危険物等の安全な取扱いと貯蔵

(3) 関係法令の改正や災害事例の周知

消防法関係法令及び逗子市火災予防条例（昭和37年逗子市条例第14号）等の改正や特に周知を必要とする災害事例に関する説明会や通知を行うことで、関係事業者等に対する指導を徹底します。

8 応急手当の普及啓発

(1) 応急手当の普及啓発

救急隊が到着するまでの間、その場に居合わせた人が心肺蘇生法等の応急手当を素早く的確に行い、救命率を向上させるとともに、大規模災害時における市民の救護能力の向上のため、AEDの使用方法や応急手当の方法を普及啓発します。

(2) 応急手当普及の方針

普通救命講習、上級救命講習等を計画的に実施するほか、地域における防災訓練や市が実施する防災イベント等において、応急手当の方法の普及を図るとともに、事業所、自主防災組織等、学校教員等に対して応急手当普及員講習を実施することで、災害時における応急救護能力の向上を図ります。

9 関係機関等及び事業者との連絡体制の強化

医療機関、関係機関及び都市災害の起因となりうる事業者等との連絡体制を定期的に確認し、災害発生時における円滑な連絡体制を確保します。

10 災害廃棄物等の処理対策

災害廃棄物等の処理・処分の手順や方法を定めた災害廃棄物等処理計画を策定することなどにより、災害時における応急体制の確保に努めます。

ごみ処理施設及び旧浄化センターの浸水対策及び補修等に必要な資機材の備蓄に努めるとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制の整備に努めます。

仮設トイレやその管理に必要な物品の備蓄に努めるとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制の整備に努めます。

(1) 一般廃棄物処理施設の耐震化等

ごみ処理施設及び浄化センターの耐震化、浸水対策及び補修等に必要な資機材の備蓄に努めるとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制の整備に努めます。

(2) 災害廃棄物等の処理・処分計画の策定等

生活ごみや震災によって生じた災害廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置計画、災害廃棄物等の処理・処分計画をあらかじめ策定することなどにより、震災時における応急体制の確保に努めます。

(3) 震災時の相互協力体制の整備

周辺の市町村や廃棄物関係団体と調整し、震災時の相互協力体制の整備に努めます。

(4) 必要な人員の配置

「神奈川県災害廃棄物等処理業務マニュアル」等に基づき、対策組織に必要な人員を配置します。

(5) 連絡体制の確立

「神奈川県災害廃棄物等処理業務マニュアル」等に基づき、相互間の連絡体制を確立します。

(6) ごみ処理施設、浄化センターの被災状況の把握

災害発生後速やかにごみ処理施設及び浄化センターの被災状況を把握し、その状況を関係機関に報告します。

(7) 仮設トイレの設置

ア 住民の避難状況や上下水道の被災状況と復旧の見通し等の情報に基づき、仮設トイレの必要性や配置を考慮しながら、速やかに仮設トイレを設置します。

イ 備蓄している仮設トイレ数が不足する場合は、し尿収集の委託業者の備蓄分や、仮設トイレのリース業者からの調達を検討するとともに、県への支援の要請を検討します。

(8) し尿及びごみ処理

ア 避難場所の収容人数及び断水地域の在宅住民の人数等から、し尿収集対象発生量やごみの発生量を推計し、通常時のし尿やごみの収集・処理体制に基づき、収集体制の確保を図ります。

イ し尿やごみの収集・処理業務の増大により、収集車両や人員、処理施設の能力が不足する場合、処理施設が倒壊または稼働不能な場合等は、県への支援の要請を検討します。

第2節 避難対策

主管課：企画課・防災安全課・課税課・納税課・市民協働課・文化スポーツ課・障がい福祉課・高齢介護課・国保健康課・都市整備課・教育総務課・社会教育課・学校教育課・子育て支援課
 関係機関：県・警察・鉄道事業者

大規模な都市型地震の場合、多くの被災者が出ること、さらには避難生活が長期にわたる場合には、指定避難所の不足、ごみ・し尿の滞積、災害対策本部との情報の途絶、食料や生活必需物資の配布の遅れなどが生じるおそれがあります。また、指定避難所での生活環境を常に良好なものとするため、高齢者、障がい者等の要配慮者へのケア、避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等それぞれの視点で十分配慮する必要があります。また、避難所における新型コロナウイルス感染症等の対応については、神奈川県「新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営ガイドライン」に基づき感染症対策を徹底し、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時より可能な限り多くの避難所の開設を図ります。

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保及び整備

- (1) 災害種別に応じた指定緊急避難場所及び指定避難所（福祉避難所を含む。）（以下「避難場所等」という。）を指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めます。
- (2) 指定避難所は、避難生活の場であるとともに、周辺住民等への支援拠点であるため、避難所運営に必要な物資・資機材の整備に努めます。
- (3) 避難場所等として利用される公共施設のバリアフリー化のほか、男女のニーズの違い等それぞれの視点に立った整備に努めます。
- (4) 指定緊急避難場所（大規模な火事）（以下「広域避難場所」という。）が地震による大規模な延焼火災から身を守るための空地であることを踏まえ、緊急時に円滑な避難が行われるよう、地域の実情を考慮し、広域避難場所に関する標識等を設置します。
- (5) 県有施設や民間施設等を避難場所等として指定する場合は、協定等の締結により、施設管理者との役割分担の明確化を図ります。
- (6) 大規模地震発生時及び感染症のまん延期における避難において、市単独では避難場所等の確保が困難となった場合や二次災害発生の危険がある場合に、市町村域を超えた広域的な避難の支援ができるよう、県と連携し体制の整備を図ります。
- (7) 県と連携し、大規模停電や計画停電を想定して、指定避難所に指定されている施設への太陽光発電その他の再生可能エネルギー等の導入を検討します。

2 避難計画の策定

地震災害時に安全かつ迅速に避難誘導が行えるよう、避難計画を策定し住民への周知に努めます。

3 指定避難所の運営

自主防災組織等地域住民の代表、施設管理者及び市職員で構成する避難所運営委員会を設置し避難所運営マニュアルを作成するなど、避難所の円滑な運営を行います。なお、指定避難所の運営に当たっては、要配慮者へのケア、避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等それぞれの視点で十分配慮します。

4 住民への周知

地震災害時に安全かつ迅速に避難が行えるよう、防災ハンドブック及び津波ハザードマップを作成・配布または市ホームページ等で公開する等、地域内の避難場所等、避難経路、避難指示方法について、あらかじめ住民に周知するとともに、早期の自主避難の重要性について周知するよう努めます。

また、二次被害防止のため、避難する際のブレーカーの遮断、ガス器具元栓の閉塞が確実に実施されるよう、日頃から啓発するとともに、電気復旧の通電の際には地域における周知に努めます。

避難場所等の標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所等であることを明示し、標識の見方について、あらかじめ周知に努めます。

5 避難訓練

(1) 避難場所等、避難経路等の周知

災害時に安全かつ迅速に避難が行えるよう、災害ごとの避難場所等、避難経路及び避難指示方法について、あらかじめ住民に周知するとともに、早期の自主避難の重要性について周知するための訓練を実施します。

(2) 地震等による避難場所等の周知

地震及び地震発生後の津波に関する情報の伝達方法、避難場所等その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な事項を住民に周知するための訓練を実施します。また、指定緊急避難場所への避難訓練を実施し、発災時における混乱防止を図ります。

(3) 避難所運営訓練

災害発生時の避難所における運営を円滑にするため、地域住民に対して指定避難所における生活のあり様について広く周知を図ること及び開設運営上の問題点を明らかにすることを目的に避難所運営訓練を実施します。

6 応急仮設住宅等

(1) 応急仮設住宅供給体制の整備

県が迅速に応急仮設住宅を供給するために必要な建設可能地調査等の事務に協力します。

また、災害時における被災者の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅等の空室情報の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備します。

(2) 応急仮設住宅運営マニュアルの作成

県が作成する、応急仮設住宅の入居基準、運営等についてマニュアル策定指針に基づいたマニュアルを作成します。

(3) 県及び市の協力関係

応急仮設住宅の入居者選定基準、運営方法等について、県と連携し地域の実情に応じた役割分担と協力関係を明確にします。

(4) 訓練の実施

県の実施する応急仮設住宅（建設型・民間賃貸住宅借上げ型）の供給に関する訓練に連携、協力します。

(5) 地元工務店等の活用

従来のプレハブ型の応急仮設住宅のほか、地元の工務店等を活用した新たな工法や供給体制についても検討します。

(6) 空き室情報の把握

災害時における被災者の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅等の空き室情報の把握に努め災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備します。

(7) 罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備

ア 災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めます。

イ 市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めます。

7 ペット対策

- (1) 災害時に飼主不明となった犬、猫等の円滑な保護等を図るため、県と連携し、飼主に対し普段から備えておくべきこと等の普及啓発を行い、災害時に備えます。
- (2) 避難所におけるペットの同行については、鳴き声、臭い、毛の飛散、アレルギー、衛生面に関する問題等が発生することから、飼育スペース、ケージの確保や、飼い主の管理責任等、注意事項を可能な限り具体的に検討し、避難所運営マニュアルに位置づけます。

第3節 帰宅困難者対策

主管課：防災安全課・経済観光課・学校教育課

関係機関：県・県警察・東日本旅客鉄道(株)・京浜急行電鉄(株)・駅周辺事業者

1 一斉帰宅抑制の周知

(1) 一斉帰宅抑制の基本方針

- ア 大規模地震発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送等の応急活動を迅速に行う必要があるほか、二次災害の防止を図る観点から、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則を市民、企業、学校、関係団体等への周知を図り、一斉帰宅抑制の徹底を促します。
- イ 帰宅困難者に対する安否確認や災害関連情報を適宜提供する仕組みについて、関係機関と連携の下整備します。
- ウ 市教育委員会は、児童・生徒の安全確保のため、学校等の関係機関に、必要な取組みを求めていきます。
- エ 帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるように、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル「171」等の複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知します。

(2) 一斉帰宅抑制の取組み

- ア 関係機関及び事業者等に対し、従業員等を一定期間事業所等内に留めるために必要となる水、食料、物資等の備蓄促進を図ります。
- イ 集客施設や主要駅において、多くの帰宅困難者等の発生による混乱が予想されることに鑑み、事業者は、利用者を保護するため、適切な待機・誘導に努めるものとします。
- ウ 関係機関及び事業者等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、事業所建物の耐震化、家具、じゅう器等の固定、ガラスの飛散防止、非常用電源の整備等、従業員等が事業所内に安全に待機できる環境整備に努めるものとします。
- エ 関係機関及び事業者等は、BCP（業務継続計画）等に、災害発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定め、従業員に周知しておくものとします。
- オ 関係機関及び事業者等は、災害発生時には電話がふくそうすることを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めておくとともに、従業員とその家族間においても、携帯電話、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル等複数の安否確認手段をあらかじめ確認することについて、周知しておくものとします。
- カ 関係機関及び事業者等は、災害発生を想定した訓練を定期的実施し、必要に応じて対策の見直しを行うものとします。
- キ 関係機関及び事業者等は、市や自主防災組織等と、災害発生時の対応を事前に取り決めておくなど、日頃からの連携に努めるものとします。

2 避難対策

- (1) 帰宅困難者用の避難所の設置に際し、開設基準や避難所運営マニュアルの作成及び飲料水等の計画的な備蓄を進めます。
- (2) 帰宅困難者が発生した場合の地域ごとの対応を検討・協議するため、市内の駅等を中心に、県、市、鉄道事業者、県警察、駅周辺事業者等で構成する地域協議会の設置を検討します。

- (3) 帰宅困難者用の避難所の場所の周知や発災時の施設への円滑な誘導等の対応を図るため、平常時から鉄道事業者等との連携を強化します。また、鉄道事業者との情報伝達体制を確保するとともに、帰宅困難者に対して携帯電話やインターネット等を活用し迅速に情報を提供できるよう、対策の検討を行います。
- (4) 帰宅困難者は、家族の安否情報、帰宅するための交通情報、地震や津波に関する情報、被害発生状況等の情報ニーズが高いため、従来の広報手段に加え、携帯電話メール、湘南ビーチFM放送の割込み放送、緊急速報メール、ツイッター等地震発生時にも活用できるような様々な伝達経路を検討します。

3 徒歩帰宅者対策

- (1) 事業者等に対し、徒歩帰宅者に対して水、トイレ、交通情報等の提供を行う災害時帰宅支援ステーションの協定締結に努めます。
- (2) 民間事業者等と協力し、災害時帰宅支援ステーションの充実及び機能強化を検討します。また、用語やマークを統一し徒歩帰宅困難者が容易に識別できるようにするための対策を検討します。
- (3) 近隣市町と連携し、徒歩帰宅困難者に対する支援を効率的に行うため、市境を越えた徒歩帰宅ルートの設定とその道路に沿った看板やトイレなどの整備を検討します。

4 駅滞留者対策

- (1) 交通事業者との連絡
迅速で正しい情報を駅前滞留者に伝達できるよう、市と交通事業者が災害時でも必要な情報を入手することができるよう、さまざまな手段で帰宅困難者に対して情報提供できる体制を構築します。
- (2) 駅周辺との連携
駅周辺の民間施設を一時滞在施設として活用できるよう、交通事業者を含めた駅周辺事業者への協を要請します。
- (3) 交通事業者の防災計画見直し
交通事業者に対し、乗客、利用者等の保護、支援及び誘導方法を明確にした交通事業者の防災計画の見直しや修正を要請します。

5 訓練の実施

関係機関の協力を得て、帰宅困難者用の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況の広報、運営管理のための訓練を実施します。

第4節 要配慮者等に対する対策

主管課：防災安全課・市民協働課・社会福祉課・障がい福祉課・高齢介護課・国保健康課・子育て支援課・保育課

関係機関：社会福祉協議会

要配慮者のうち、避難について特に支援が必要な住民である「避難行動要支援者」の把握に努め、生命又は身体を災害から守るために行う措置の基礎となる「避難行動要支援者名簿」を作成します。

また、効果的に避難誘導を実施するため、避難支援に携わる関係者である消防機関、県警察、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿の情報共有を行います。

地震等災害発生時の在宅の高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等の一時的保護及びケアを行うための所在確認、緊密な連絡体制の確保と医療、保健福祉情報等の情報提供システムの整備、さらには社会福祉施設、病院、診療所、保健所等関連施設の機能の強化を図ります。

1 要配慮者対策の推進

地域には、災害発生時において、臨機応変に判断し行動することが難しい寝たきりや認知症の高齢者や障がい者、また、避難する際に地域からの支援を必要とする妊産婦・乳幼児が暮らしています。

こうした方やその家族、地域の住民が安心して生活することができるよう、要配慮者対策を推進します。

(1) 市の役割

避難行動要支援者に対する支援の内容は、次のとおりです。

区 分	実 施 事 項
本市の役割	1 「逗子市避難行動要支援者避難支援計画」の作成 2 避難行動要支援者・避難支援者情報の共有化 3 情報伝達体制の整備 4 福祉避難所の指定、開設 5 福祉避難所の不足を補うための民間の社会福祉施設と災害時の応援協定 6 福祉避難所の設備・資機材の整備 7 防災関係機関、団体等との連携強化

(2) 地域の支援者、市民の役割

避難行動要支援者支援を円滑に行うに当たって、地域の支援者や市民が実施する事項は次のとおりです。

区 分	実 施 事 項
地域の支援者 市民の役割	1 自治会・町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員及び社会福祉協議会等は、市から提供された避難行動要支援者の名簿情報をもとに、避難行動要支援者を支援する体制を整備する。 2 名簿情報の提供を受けた者は、名簿情報の管理を適切に管理するとともに、災害時には、これを活用した安否確認、避難支援等を行う。 3 市民は、地域における避難行動要支援者支援を行政との相互協力のもと、主体的に取り組む。

2 所在情報の把握

- (1) 避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成します。名簿には、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、避難支援等の実施に関し必要と認める事項を記載します。
- (2) 保育所・幼稚園（民間施設を含む）や放課後児童クラブ、ふれあいスクールにおける児童の安全確保等のため、情報交換を深めながら、災害時の対応や保護者との情報共有の取組みを促進します。
- (3) 保育施設の管理者は、災害時における保護者との連絡方法を定め、日常的に訓練を行うなどして、双方の協力により、保護者及び乳幼児等の安否情報・所在情報を確実に把握できるように努めます。

3 避難誘導・搬送等

避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図ります。

4 避難対策

- (1) 避難所において高齢者、障がい者等が安心して生活できるよう支援体制の整備に努めます。
- (2) 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、必要な生活支援を受けられるなど安心して生活ができる体制を整備した避難所（福祉避難所）の指定に努めます。
- (3) 避難行動要支援者等に配慮した構造、設備を整えた応急仮設住宅（福祉仮設住宅を含む）の設置に努めるとともに、避難行動要支援者等が早期に入居し、安心して生活が送れるよう配慮します。

5 社会福祉施設等の対策

(1) 防災設備等の整備

社会福祉施設の管理者に対し、危険箇所及び危険区域、避難場所、警戒避難基準等の情報提供に努めます。

また、社会福祉施設の管理者は、施設の耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強工事を実施するとともに、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努め、施設機能の応急復旧等に必要な非常用自家発電機等の防災資機材の整備を行います。

(2) 組織体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、地震等災害発生時に迅速・的確な対応を行うため、新たな津波浸水予測図等を踏まえて、同施設における避難計画を作成するとともに、防災組織を強化し、市との緊急連絡体制の確保や地域住民、自主防災組織等との連携に努めます。

また、社会福祉施設の管理者は、市と連携し、施設相互間、近隣住民及び自主防災組織、自治会・町内会との日常の連携が密になるよう努め、利用者の実態に応じた協力を得られるよう体制づくりを行います。

(3) 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生に備え、消防機関等への早期通報ができる非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互の連携協力関係の強化に資する

ため、市の指導のもとに緊急連絡体制を整えます。

(4) 防災教育・防災訓練の実施

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や利用者に対して、地震災害等に関する基礎的知識や災害時対応について、理解や関心を深めるため防災教育を推進します。

また、施設職員や利用者が、災害時の切迫した危機的状況下においても適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や利用者の判断能力、行動能力に応じた防災訓練を定期的実施します。特に避難行動要支援者等が入所している施設にあっては、施設職員が手薄になる夜間における防災訓練も定期的に行うよう努めるとともに、施設職員の参集体制も整備します。

(5) 保育所等の防災対策

災害による保育所及び放課後児童クラブ（以下「保育所等」という。）施設・設備の被害を予防し、児童の安全を確保するため、次の対策を行います。

ア 保育所等の施設・設備の定期的な安全点検を行い、安全性を確保する。

イ 保育所等は、災害用備蓄品及び災害用備蓄非常食の管理を行う。

ウ 災害発生時における児童の避難誘導や保護者への引き渡し方法等をあらかじめ定めるとともに、平常時から保護者との連携を図る。

エ 災害発生時に適切な行動がとれるよう、避難訓練等を定期的実施する。

(6) 備蓄品等の確保

入所施設はもとより、保育所等の通所施設においても、保護者等による引き取りまでの間の通所児童等の保護のために、県・市の連携のもと、災害発生時に必要となる備蓄や電源の確保等に努めます。

6 医療体制の整備

人工透析患者等の医療が確保できるように、災害時における医療支援体制の整備に努めます。

7 外国人への対応

外国人のための防災対策をさらに促進するため、県内及び県外の自治体や国際交流協会等と協力した支援体制の構築に努めます。

8 避難行動要支援者避難支援計画の策定

(1) 避難行動要支援者避難支援計画の策定

避難行動要支援者避難支援計画を策定し、その中で避難行動要支援者に対する支援体制を定めます。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成及び利用

逗子市避難行動要支援者避難支援計画に基づき、自主防災組織等が作成する個別支援プランの対象者を掲載した避難行動要支援者名簿を次により作成します。

ア 名簿に記載する避難行動要支援者の基準

次の基準に該当する者を避難行動要支援者とする。

- ① 要介護認定結果が要介護3以上でかつ、ひとり暮らしの高齢者
- ② 身体障害者手帳を所持している者のうち「肢体不自由（1～2級）」の者
- ③ 身体障害者手帳を所持している者のうち「聴覚障害・平衡機能障害」の者

- ④ 身体障害者手帳を所持している者のうち「視覚障害」の者
- ⑤ 療育手帳Aを所持している者
- ⑥ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持している者
- ⑦ 妊産婦
- ⑧ 乳幼児（3歳以下）
- ⑨ 日本語の理解が十分できない外国人
- ⑩ 地域が災害発生時に支援が必要と認めた者
- ⑪ 上記①から⑨に準じる者で、自ら支援を希望し個人情報を提供することに同意した者

イ 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の支援に支障をきたさないよう定期的な更新を行います。

ウ 平常時における利用

災害発生時に地域において避難行動要支援者に対する適切な避難支援が行えるよう、避難行動要支援者本人の同意により、避難支援等の実施に必要な限度で自主防災組織等、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の避難支援等関係者に提供します。

エ 災害時における利用

災害が発生又は発生するおそれがあると判断した場合は、その同意の有無にかかわらず安否確認避難支援に活用すべく、名簿情報を地域に提供します。

第5節 災害医療・防疫体制等の強化

主管課：防災安全課・社会福祉課・国保健康課・都市整備課・消防署

関係機関：県・逗葉医師会・逗葉歯科医師会・逗葉薬剤師会

医療救護活動においては、災害発生直後の初動対応が重要であり、いかに迅速に災害医療活動拠点の初動体制を確立するか、情報機能をどのように充実・強化していくかが重要です。また、医療救護活動は行政、警察、消防、自衛隊等との連携が必須であり、その事前の準備が重要です。

さらに、迅速に災害医療活動拠点の初動体制を確立し、同活動拠点のもとで市全域の医療機関の協力を得て、組織的に活動できるよう、平常時からの訓練の積み重ねも重要です。

医療救護の内容は、発災時は外科系が主であり、3日目以降は感染症等の疾患が増加します。また、避難等により慣れない集団生活の中でのストレスや地震に対する精神的なダメージを訴える被災者も現れ、精神科系の医療や環境の悪化に起因する疾患や持病の悪化等の慢性期の医療を必要とするようになります。

このことから、救護班等の派遣や医薬品の供給等にも被災者のニーズに合わせた医療救護活動体制が重要になります。また、被災地における医療機関の機能の保全と速やかな復旧のための準備が必要です。

災害時においては、感染症が発生しないよう、予防のための消毒等を実施する体制づくりが必要です。また、感染症患者が発生したときに、平常時と同様の情報の収集・提供に努めるとともに、入院が必要な患者に対しては、感染症指定医療機関等において入院治療が受けられるよう連絡体制、搬送体制、医療体制を確保することも必要です。

大規模災害時には、遺体の検案、安置、火葬、埋葬等が課題となります。

1 救出・救助、消火体制の強化

大地震発生後には、家屋の倒壊等により下敷きになったり、津波等により多くの人が行方不明になることが想定されます。

このことから、市及び関係機関、市内の事業者の協力・連携を図り、迅速に救出・救助が行える体制を構築します。

(1) 救助用重機の確保

倒壊建築物からの人命救助に必要な建設用大型重機の確保に努めます。

(2) ヘリコプターの活用

県と連携し、災害時の要員や物資の輸送、救助、重傷者の搬送等に自衛隊及び県警察、横浜、川崎両市消防局のヘリコプターの活用を図ります。

(3) 消防の強化

ア 事前計画の策定

地震時における広域的な火災防御活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、消防計画の中に震災時における大規模火災等の対応について事前計画を策定します。

イ 消防力の整備強化

出火、延焼拡大予防のための建築物、建材の不燃化促進、初期消火設備の設置・普及等の指導の徹底、消防力の整備強化及び消防水利の整備を図ります。

(4) 資機材・装備の強化

災害時の活動に必要な防災資機材の整備や備蓄の充実を図ります。

2 災害医療体制の整備

震災時に、限られた医療要員による最大限の医療効果を上げ、市民の生命・身体の安全を確保することを目的に、逗葉医師会、逗葉歯科医師会及び逗葉薬剤師会と協力し、災害時の医療体制を整備します。

(1) 災害活動拠点の指定

震災時における迅速かつ円滑な医療活動の実施のため、地域医療救護所を地区の防災拠点に設置し、トリアージ及び医療機関への搬送手配、熱傷、骨折、創傷、打撲等の外科的負傷者のうち、軽・中等傷者に対する応急手当を行います。

また、逗子市保健センター及び逗葉地域医療センターを医療拠点としていますが、重傷者(妊婦を含む)については、市内に総合的病院がないため応急二次病院として横須賀市内の病院へ搬送します。

(2) 医療活動体制の確保

ア 設備等の確保

災害医療活動拠点の機能を果たすために必要な水、電気、通信等の確保に努めます。

イ 逗葉医師会等との連携

災害時の医療を確立するため、逗葉医師会、逗葉歯科医師会、逗葉薬剤師会との連携を強化し、地域医療救護所への医師等医療従事者の派遣体制の充実や医療機材等の確保を推進します。

ウ 医薬品・医療資機材の備蓄

災害時必要な医薬品及び医療資機材を備蓄します。備蓄に当たっては、備蓄品目及び数量等について逗葉医師会等と調整し決定します。

県医療救護本部は、市町村から要請された支援を行うため、医薬品等の確保を図るとともに、県薬剤師会、県医薬品卸業協会等と連携し、医薬品等の需給情報的確な収集、医薬品等の適正な供給体制の整備を進めます。

エ 各種マニュアルの作成

医師等が活動する発災時から亜急性期対応の期間については、「逗子葉山地区災害時医療救護ガイドライン」を活用するとともに、震度5強に満たない規模の地震等により、医療救護等の活動が必要になった場合は、保健師の48時間の活動をルール化させた「災害時保健師活動マニュアル」を活用します。

オ 医療機関との連携体制を強化するための災害対応訓練の実施

医療機関との災害対応訓練等を通じ、災害時の医療救護連携体制を構築します。

3 広域医療搬送計画

(1) 広域医療搬送の概要

大規模震災時には、多数の負傷者の発生とともに、医療機関の機能低下等により、十分な医療を確保できないことが予想されます。

そのため、重傷者の救命と被災地内医療の負担軽減を図るために、災害派遣医療チーム(DMAT)が被災地外から派遣され、重傷患者の被災地外への搬送による救命が行われます。

(2) 広域医療搬送体制の整備

広域医療搬送を円滑に行うため、災害医療拠点病院から広域搬送拠点（ヘリポート）への搬送計画等について、神奈川県が定める「神奈川県医療救護計画」等に基づき関係機関と調整を図ります。

4 防疫体制の整備

地震災害を契機とする感染症には様々な発生源があり、その発生源の確認に対して普段から組織的な対応を検討しておく必要があります。

(1) 基本的な考え方

災害発生後における感染の発生源を確認し、まん延を防止するため、殺菌、消毒、ねずみなどの駆除、飲料水検査等に対して迅速な活動が開始できるよう、職員の教育、訓練等の体制強化を進めます。

(2) 資機材の備蓄

感染症の発生防止、被災家屋等の消毒等、防疫業務に必要な資機材の備蓄や調達協定を行います。

5 遺体対応体制の整備

大規模災害発生時において、多くの人命が失われる事態に備えて、遺体の身元確認や検死等の遺体の対応体制について検討します。

(1) 遺体安置所の指定

多くの人命が失われるような大規模災害の発生に備え、遺体の収容に関する対応が滞りなく進められるように事前の準備を行います。

(2) 遺体安置所の運営体制の確保

遺体安置所を適切に運営するため、神奈川県広域火葬計画に定める「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」に従い、遺体の身元確認、火葬許可、遺族への引き渡し等に関する書類の準備、遺体の保存、見分、検視・検案に必要な資機材の確保に努めるなど運営体制を確立します。

(3) 応援体制

災害が大規模で、遺体が多数にのぼり、市内の防災関係機関だけでは対応が困難な場合に備えて、その他防災関係機関等との応援体制の確立に努めます。

安置所に収容されている遺体を火葬場等へ搬送する場合に備えて、民間葬祭業者等からの棺の調達、連絡系統の明確化など体制面での事前対策を強化します。

(4) 広域火葬体制の強化

災害時における遺体の処理を進めるため、神奈川県広域火葬計画に基づき棺の調達、遺体の搬送、火葬、埋葬等の手配を行い、県は、広域的な協力体制をとります。

また、棺の調達、遺体の搬送、火葬、埋葬等に関する関係団体との協定の締結に努めます。

第6節 文教対策

主管課：防災安全課・教育総務課・社会教育課・学校教育課・子育て支援課・保育課

関係機関：県教育委員会

災害に対する日頃からの心構えの大切さと防災に関する正しい知識等について学ぶ防災教育や、家庭や地域と連携した防災訓練の実施を通じた啓発が必要です。

児童・生徒等が在校時に災害が発生する場合を想定した学校の施設、設備の安全性確保が必要であり、災害発生時には、児童・生徒等の保護や帰宅に関し、通学路の安全性等の情報の把握並びにこれに基づく的確な判断及び指導が求められます。

避難場所等としての機能と学校教育の場としての調整を図ります。

1 防災計画等の策定

(1) 防災計画等の策定

市教育委員会は、児童・生徒・教職員の安全確保のため、所管する学校における防災体制を構築するとともに、災害対応が適切かつ迅速に行えるよう、県教育委員会が策定した「学校防災活動マニュアルの作成指針」に基づき、学校別の防災計画（以下、個別計画）の策定を推進します。

(2) 個別計画の改善等に関する指導・助言

市教育委員会は、各学校が策定した個別計画が各学校や地域の実態に即したものになるよう見直しや改善の指導・助言を適宜行います。

2 教職員及び児童・生徒等の安全対策の推進

(1) 教職員等の災害対応能力の向上

学校は、教職員の任務や防災教育等に関する研修等を実施し、災害時に教職員のとるべき行動とその意義について周知を図り、災害時に迅速かつ適切な行動が行われるよう努めます。

(2) 児童・生徒等への防災教育の推進

学校は、児童・生徒の発育段階や施設の立地状況等を踏まえ、教育活動全体を通じて、計画的・継続的に防災教育及び防災訓練を実施します。

また、平時から地域内の安全点検や危険箇所の確認及び周知を通じて、地域住民の一員として貢献できる人材育成等、家庭や地域と連携した防災教育についても推進します。

(3) 児童・生徒等のための防災備蓄品の整備

市は、市立学校において、震災時に児童・生徒等を保護する際に必要な物資を備蓄します。

(4) ふれあいスクール等の保護対策

ふれあいスクール、放課後児童クラブの管理者は学童の安全確保、保護者への引渡し、児童・生徒等の保護等の対策を検討します。

3 学校における防災体制の整備

(1) 各学校は、防災教育及び家庭・地域と連携した防災訓練を実施します。

- (2) 各学校は、児童・生徒等の通学路の安全点検を行います。
- (3) 県は、国や県教育委員会の取組み等について私立学校に情報提供し、各学校における防災体制の整備を促進します。

4 防災教育の充実

- (1) 県教育委員会は、児童・生徒等が各教科や特別活動を含めた学校教育活動全体を通じて、様々な災害時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動力を身に付けるために、防災教育指導資料及び津波の起こる仕組みや避難の仕方等をわかりやすく示した津波防災に関する指導資料等を作成し、公立学校に配付するとともに、教職員に対する研修会を開催するなど防災教育の充実を図ります。
- (2) 各学校は、防災教育指導資料や津波防災に関する指導資料等を活用し、防災教育を進めます。
- (3) 県は、国や県教育委員会の取組み等について私立学校に情報提供し、各学校における防災教育の充実を促進します。

5 学校等における避難場所等の開設

避難場所等に指定された県立高校が災害時において有効に機能するため、県立高校と市との役割分担や避難場所開設の方法等について、双方が連携して行う防災訓練等を通じて確認できるよう、県の協力のもと連携の強化を図ります。

6 文化財の保護

市教育委員会は、文化財の震災対策を確立し、文化財を保護するため、地域における文化財の所在情報の充実、整理を行い、関係機関等と情報を共有化するとともに、具体的な震災対策の検討を連携して進めます。

第7節 緊急輸送体制の整備

主管課：防災安全課・管財契約課・経済観光課・都市整備課

関係機関：県・県警察

発災時における災害応急活動及び警戒宣言発令時の対策活動に必要な物資、資機材、要員等の広域的緊急輸送を円滑に行うためには、幹線道路、物資受入港及びヘリポートの3つの確保が極めて重要です。

1 緊急輸送路等の整備推進

震災時における、物資、資機材、要員の輸送等の対策を円滑に行うため、各拠点との連携を考慮し、緊急輸送路等の整備に努めます。

(1) 緊急交通路・緊急輸送道路

ア 緊急交通路

緊急交通路とは、災害対策基本法第76条第1項に基づき県公安委員会が指定する路線であり、被災者の避難及び救出・救助、消火活動等に使用される緊急車両（自衛隊、消防、警察等）及びこの活動を支援する車両（啓開活動作業車等）のみ通行可能となります。

イ 緊急輸送道路

緊急輸送道路とは、災害時における緊急輸送（被災者の避難、物資輸送等）を円滑に行うための道路です。

第1次及び第2次緊急輸送道路は、主要道路、港湾など拠点を結ぶ道路を道路管理者や自衛隊、県警察等で構成する神奈川県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会を通じて指定されます。

種 別	定 義 等
第1次緊急輸送道路 (県指定)	高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送道路の骨格をなす路線
第2次緊急輸送道路 (県指定)	第1次緊急輸送道路を補完し、地域的ネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等を連絡する路線
市指定緊急輸送道路補完道路	県指定の緊急輸送道路から、震災時避難所や災害医療活動拠点等、応急対策上重要な拠点を連結する路線で、指定については、市が関係部局と調整の上指定する。

ウ 緊急交通路等の耐震化及び復旧体制の整備

市及び道路管理者は、橋りょうの耐震性のさらなる向上を図るとともに、一般道と高速道や鉄道の立体交差点、トンネル等の重要構造物の安全点検を進めていますが、あわせて、被災した場合を想定し、応急復旧のための資機材について事前の備蓄や整備を行います。また、災害時における建設業者等との協力体制の充実・強化を図るとともに、道路管理者相互の連携強化に努めます。

エ 緊急通行（輸送）車両の事前届出

県及び県警察は、緊急交通路における緊急通行（輸送）車両の事前届出手続きの推進を図り、当該車両が発災時に円滑に運行できるよう、平常時から緊急通行（輸送）車両事前届出制度の活用に努めます。

(2) 海上輸送体制の整備

ア 物資受入港の指定

県全域が被害を受けるような大規模な地震災害や陸上の輸送路が被害を受けた場合に備えて、海域からの応援を受け入れる経路を確保するため、物資受入港を指定します。

イ 物資受入れの体制整備

県内全域の大規模被災や、陸上の輸送路が被害を受けた場合に備え、海上からの緊急輸送や物資受入れに備えた体制を整備します。

(3) ヘリポート等の整備

ヘリポート施設の耐震性を高めるとともに、大型ヘリコプターの離着陸が可能なオープンスペースの確保を積極的に進める。また、緊急医療を要する被災者の受入病院とアクセスできるよう、ヘリコプター臨時離着陸場の確保にも努めます。

さらに、災害時に実際に利用できるよう、誘導案内施設の整備を行うとともに、これらの地図情報を、自衛隊を含め応援協定を結んでいる自治体に事前に配布します。

2 緊急通行車両の確認

災害応急対策に係る円滑な緊急輸送を確保するため、緊急交通路等において、緊急通行車両以外の一般車両の通行が禁止・制限されます。

このため、本市が行う災害応急対策活動に使用する予定の車両について、緊急通行車両であることの確認を受けるための事前届出を行わせます。

(1) 緊急通行の対象車両

緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者またはその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事するものです。

ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する緊急自動車については、緊急通行車両の登録手続を省略することができます。

項 目	概 要
緊急通行車両の業務要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告または指示 ・ 消防、水防その他の応急措置 ・ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護 ・ 施設及び設備の応急復旧 ・ 清掃・防疫その他保健衛生 ・ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持 ・ 緊急輸送の確保 ・ その他災害の発生の防衛または拡大の防止のための措置

(2) 緊急通行車両の確認申請

各部局は、災害応急対策活動に使用する予定の車両を事前に市長に報告し、市はこれを取りまとめ、緊急通行車両の確認申請を行い、事前届出済証の交付を受けます。

(3) 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

災害時における緊急通行を行うときに必要な緊急通行車両確認証明書（以下「証明書」という。）及び標章は、災害発生後、事前届出の有無に応じて次により交付を受けます。

項 目	概 要
事前届出済の車両	事前届出済証を各警察署または交通検問所に提出し、証明書及び標章の交付を受ける。
事前届出のない車両	事前届出のない車両を使用する場合は、それぞれ緊急通行車両の確認申請を行う

(4) 民間事業者の緊急通行車両

民間事業者が所有する車両で、災害発生に伴い本市からの応援要請に基づき出動する車両については、緊急通行車両として使用する計画があることを検問所等で証明する必要があります。

そのため、関係部局は応援要請を予定する事業者等に対し、緊急対策に従事する旨の本市との防災協定書または委託契約書等の写しの車両携帯を促します。

3 物資供給体制の整備

(1) 物資受入れ・供給体制の整備

救援物資を円滑に受入れ、これらを円滑・効率的に避難所に搬送するため、物資搬送拠点を確保するなど供給体制の整備に努めます。

(2) 民間事業者の協力

救援物資及び義援物資の集積仕分けについては、市職員が行うよりも物流を専門にする事業者が行うほうが効率的と考えられることから、平常時から倉庫業者や搬送業者と協定を締結するなど連携を強化しておきます。

第8節 災害に強い人づくりの推進

主管課：防災安全課・市民協働課・まちづくり景観課・消防署・学校教育課

関係機関：県・社会福祉協議会

1 防災知識の普及啓発

大規模災害発生時においては、公助による応急活動に限界があり、「自助」・「共助」による対応が重要となることから、市は、様々な機会を通じて防災知識の普及に努め、市民の防災意識の向上を図ることが必要です。

また、市職員に対しては研修等を通じて、平常時から災害時における業務の習熟を図ることが必要です。

さらには、企業の自主防災の徹底を図るとともに、社会福祉、医療施設等、防災上重要な施設の管理者に対する防災意識の向上を図ることが必要です。

(1) 地震防災戦略の普及啓発

地震防災戦略で定めた減災目標の達成に向けて、県や防災関係団体と連携・協力し、積極的に広報を行うことで、市民や事業者等の防災意識の向上を図ります。

(2) 市職員への防災教育

市民の生命、身体及び財産を災害から守るといふ、本市の最も重要な責務を遂行するため、本市職員に対して計画的に防災教育を行うことで、職員の防災に関する知識を高め、災害時における適切な判断力や行動力を身につけます。

災害時における参集、配備及び応急活動における役割等を周知するとともに、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成を図るため、防災研修、防災講演会等により防災教育を行います。

例えば、災害時に感染症が発生した場合の対応など、職員に対して様々な被災場面を想定した研修等を実施します。

教育方法	教育事項
講習会、研修会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・地震及び津波に関する知識 ・地域防災計画等の内容 ・震災時避難所の運営支援 ・職員のとるべき行動 ・応急救護の方法 ・その他必要な事項
啓発資料の作成・配布	
各種防災訓練への参加促進	
新規採用時の研修会実施	

(3) 市民等への防災知識の普及

ア 市民への防災知識の普及

市民の防災意識の向上を図るため、避難行動要支援者等への十分な配慮や、被災時の男女のニーズの違い等それぞれの視点に十分配慮するよう各種広報誌や研修会等を通じて情報提供し、防災知識の普及を図ります。

過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めます。

イ 家庭における身近な防災対策等の普及

- (7) 市民自らが実施する防災対策として、最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、常備薬、お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、耐震診断、耐震補強、家具の転倒防止、ブロック塀の倒壊防止、エレベーターにおける閉じ込め防止対策、窓ガラスの飛散防止等の実施、消火器、感震ブレーカー等の設置、風呂への水の確保、住宅用火災警報器の設置等火災予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり等家庭での予防、安全対策、災害時行動についての周知徹底を図ります。
- (イ) 地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度である地震保険について、その制度の普及促進に努めます。
- (ウ) 地域の防災的見地からの防災アセスメント(注)を行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するハザードマップ、防災ハンドブック、地震発生時の行動マニュアル等を作成し、住民等に配布するとともにおでかけ円卓フォーラムを実施するなど、防災知識の普及啓発に努めます。

注) 防災アセスメントとは、災害誘因(地震、台風、豪雨等)、災害素因(急傾斜地、軟弱地盤、危険物施設の集中地域等)、災害履歴、土地利用の変遷等を考慮して総合的かつ科学的に地域の災害危険性を把握する作業のこと。

ウ 市及び関係機関による防災知識の普及・啓発

市及び防災関係機関は、市民等を対象として次のとおり防災知識の普及・啓発を行い防災意識の向上を図る。なお、普及・啓発に際しては、避難行動要支援者等について十分に配慮します。

普及方法(例)	普及事項
自主防災組織等に対する防災講話	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震及び津波に関する知識 ・ 逗子市等、防災機関の災害対策 ・ 地震に対する日頃の備え ・ 住居の耐震化の重要性 ・ 自主防災活動の重要性(自助・共助・公助について) ・ 避難行動要支援者等に対する支援について ・ 震災時における避難の判断方法 ・ 避難所及び広域避難場所の役割 ・ 地震発生時の身の守り方 ・ 応急救護、救出救助の方法 ・ 安否情報の確認方法 ・ その他必要な事項
防災ハンドブック等の作成・配布	
地震発生時の行動マニュアルなどの作成・配布	
広報誌の活用	
テレビ、ラジオ、新聞等の活用	
防災講演会の開催	

エ 市民がとるべき措置

市民は「自らの身は、自ら守る」、「皆のまちは、皆で守る」の意識に立ち、日頃から防災知識を身につけ、地震発生時には適切な行動をとり、身の安全を確保するとともに、地域における防災活動を積極的に行い被害の軽減に努めます。

- (7) 防災知識を高める
 - (イ) 地域で行う防災訓練へ積極的に参加する
 - (ウ) 出火防止措置の推進に努める
- (エ) 消火器等の消火用具を備え付ける
- (オ) 建物の耐震化、家具類の転倒防止及び備品等の落下防止措置
- (カ) ガラス等の飛散防止措置
- (キ) 危険なブロック塀等の改善

- (ク) 発災時に持ち出す非常食や飲料水、ラジオ、懐中電灯、医薬品等の非常用持出品の準備
- (ケ) 自宅等で避難生活をおくるための最低3日分、推奨1週間分の食料や飲料水その他生活用品等の非常用備蓄品の準備
- (コ) 震災時における家族の役割分担、連絡方法、避難場所の確認等を話し合う

オ 津波防災に関する普及啓発

- (7) 津波浸水想定図を踏まえた津波情報看板の設置に努めます。
- (イ) 県が作成した新たな津波浸水予測図及び津波ハザードマップ作成の手引きを踏まえて津波ハザードマップを作成し、住民等へ継続的に周知を図ります。
- (ロ) 津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討します。また、津波浸水予測図や津波ハザードマップの土地取引等における活用等を通じて、その内容を理解してもらうよう努めます。

カ 液状化対策の普及啓発

液状化とは、地震動により地下水を含んだ砂層が液体状になることにより地盤面が軟弱化する現象で、県の地震被害想定調査結果によると、市内における液状化発生のおそれのある地域は、海岸沿いや河川流域に分布しています。

これらの地区を中心とした液状化による被害を防止するため、以下のような対策に配慮します。

(7) 事業者への助言等

建築物の基礎、杭等については、建築基準法等に定められた構造基準への適合を図るとともに、建築確認申請時には地盤・土質条件に適合した適正な液状化対策工法について助言します。

(イ) 液状化に関する情報提供

県の地震被害想定調査結果や「建築物の液状化対策マニュアル」を活用し、液状化による住宅、ライフライン等の被害軽減のため情報提供に努めます。

キ 帰宅困難者に関する普及啓発

大規模地震発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送等の応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため市民、企業、学校、関係団体等へ「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知を図り、対応の徹底を促します。

ク 自主的な防災活動の普及

災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動の普及のため、「防災とボランティアの日」（1月17日）及び「防災とボランティア週間」（1月15日～1月21日）において、市及びボランティア団体が協力して講演会、講習会、展示会等の行事を実施します。

(4) 事業者等の防災体制の確立等

事業者は、災害時の企業の果たす役割（施設利用者、従業員等の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予測被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めます。

(5) 学校、社会福祉施設等における防災教育の推進

ア 各学校は、自然災害等の危険に際して自らの命を守りぬくため主体的に行動する態度を育成し、支援者となる視点から安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めるために、各教科、道徳、総合的な学

習の時間、特別活動など学校教育活動全体を通じて、児童・生徒の発達段階に応じた防災教育を、家庭・地域社会と連携しながら推進します。

また、教職員の危機対応能力の向上を図るための研修を充実させます。

イ 各学校は、防災教育指導資料や津波防災に関する指導資料等を活用し防災教育を進めます。

ウ 社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や利用者に対して、地震災害等に関する基礎的知識や災害時対応について、理解や関心を深めるため防災教育を推進します。

2 防災訓練の実施

様々な災害や地域の特性を想定した多様で実践的な訓練を実施し、市民、地域の主体的参加を求めるとともに、市、県、防災関係機関、事業所、地域住民、ボランティア団体等の連携による防災力の向上を図る必要があります。

高齢者、障がい者等に配慮した防災訓練を実施し、避難行動要支援者等の安全が確保される体制づくりが必要です。

多様な場面を想定した緊急参集訓練、図上訓練等を積み重ね、職員の防災業務に対する習熟を図る必要があります。

(1) 多様な訓練の実施

ア 地震被害想定調査の結果や地域の実情を踏まえ、大規模災害を想定した広域防災訓練や市域・コミュニティレベルで、大規模火災や津波など多様な場面を想定した防災訓練を実施します。

また、避難行動要支援者等や被災時の男女のニーズの違い等のそれぞれの視点などに十分配慮した防災訓練や避難訓練を実施します。

イ 様々な場面を想定した災害対策本部等の運営訓練、情報受伝達訓練、職員の緊急参集訓練、図上訓練や緊急地震速報対応訓練等を重ね、非常時に臨機応変に対応できるよう努めます。

(2) 実践的な訓練の実施

積極的かつ継続的に防災訓練を実施します。実施に当たって、訓練の目的を設定した上で、地震・津波やその被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的な訓練となるように努めます。

また、訓練後には、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めます。

(3) 地域特性に応じた訓練の実施

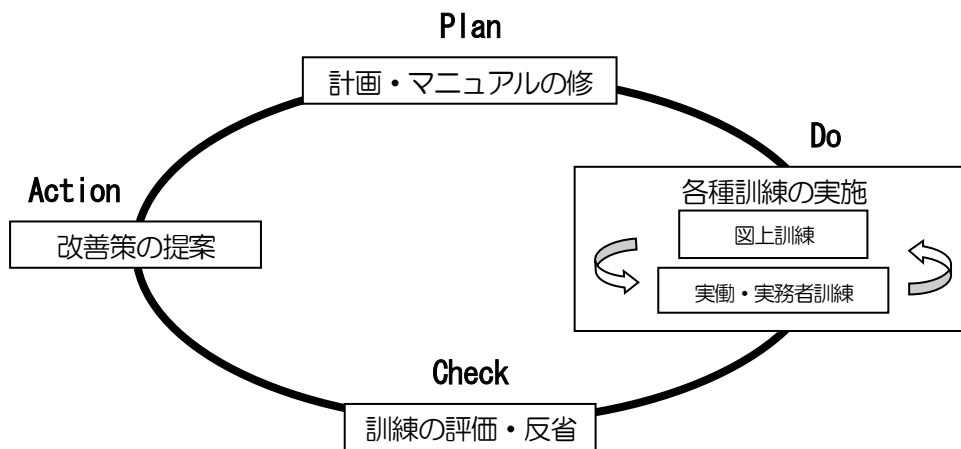
ア 津波情報伝達訓練、避難訓練、津波監視訓練等を、県警察や民間の救護組織と連携して実施します。

イ 関係機関の協力を得て、帰宅困難者用の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況の広報、運営管理のための訓練の実施に努めます。

ウ 特に災害発生時の初期対応の徹底を図るため、自主防災組織育成基本方針に定める情報収集・伝達避難、救出救護、消火訓練を重点的に実施します。

(4) 災害対応能力向上のPDCAサイクル

各種防災訓練を活用し、下図のサイクルにより災害対策の向上を図ります。



(5) 学校における防災訓練の充実

学校施設内での自らの安全を確保するための行動を迅速にとれる能力はもとより、地震、津波に関する知識、日頃の備え、災害時における行動等、防災知識の普及啓発をあわせて実施することで、自助力・共助力を育成します。訓練の実施に当たっては、次の事項に留意します。

- ・ 発展段階に応じた防災教育の実施
- ・ 家庭や地域との連携
- ・ 地域への協力要請
- ・ 教職員研修の充実
- ・ 多様な場面の想定訓練

3 災害ボランティア活動の環境整備

(1) 災害ボランティアの定義等

ア 災害ボランティアの定義

災害による被害の拡大を防ぐため、災害時等において、その能力や時間等を自主的に無報酬で提供し、応急・復旧等の防災活動を行う個人または団体をいいます。

イ 災害ボランティアの区分

災害時におけるボランティア活動は、単純な労働力の提供から専門技術の提供まで多様性があるため、本市においては次のとおり区分します。

区 分	概 要
一般ボランティア	特別な資格や技術がなくても、本人の意思と行動力により幅広い活動を行うボランティア
専門ボランティア	医師、応急危険度判定士等、専門的な資格や技術を活かした活動を行うボランティア

ウ 災害ボランティアに対する基本的な考え方

災害ボランティア活動は、個人の自主的、自発的な活動であり、公的な施策が行き届かない部分を埋める被災者支援が期待されます。

このことから、行政による災害ボランティア活動への過度な関与は行わず、その特性を理解し尊重した上で、協働関係を維持します。

(2) 災害救援ボランティア受入体制の整備

ア 関係機関・団体等の協力のもと、災害ボランティアセンターを開設し、災害救援ボランティアの受入体制及び活動環境の整備、ボランティアニーズの把握及び各ボランティア団体への情報提供等について、あらかじめ、市地域防災計画の中で明確に定めるよう努めます。

イ 災害発生時に、被災地に駆けつける一般ボランティアの受入れ、ボランティア関連情報の受発信等を行う災害救援ボランティアセンターの設置を、逗子市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）に要請します。

ウ 社会福祉協議会は、逗子災害ボランティアネットワークの協力を得て災害救援ボランティアセンターの運営を行い、市は災害救援ボランティアセンターの設置場所の確保、情報等の提供を行います。

エ 市は、県の協力のもと、災害時にボランティアの活動拠点となる場所や必要な資機材の確保に努める。

(3) ネットワークづくりの推進

平常時から、災害救援ボランティア団体や地域住民等との協働による災害救援ボランティアセンターの設置・運営の訓練の実施等を通じて、発災時を想定した連携協力体制づくりに努めます。

(4) 人材の育成と活用

ア 災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるためには、専門性の高いコーディネーターが不可欠であるため、社会福祉協議会は、災害ボランティア関係団体と協力し、災害ボランティアコーディネーターの養成を推進します。

イ 災害時にボランティアが円滑に活動できるよう県の協力のもと、平常時における登録、研修、災害時における活動の受入窓口、その活動の調整方法等の体制整備を図ります。

ウ 災害救援ボランティアコーディネーターとしての経験や能力を持つ人材の掘り起こしとネットワーク化に努めます。

(5) マニュアルの作成等

大規模な災害が発生した際に、県内外から駆けつける多くのボランティアを円滑に受け入れ、効果的な支援活動が展開できるよう、社会福祉協議会等と協働して、災害時におけるボランティアセンターの運営等に関するマニュアル（手順書）等を作成します。

また、ボランティア団体や社会福祉協議会等と連携した防災訓練を実施し、作成した災害救援ボランティア支援マニュアルの検証・見直しを行います。

(6) ボランティア活動中の事故の補償

災害発生後、市内を拠点としたボランティア、ボランティア団体による防災・救援活動中に発生した事故については、事故の発生状況等を考慮し、市民活動補償制度の対象となるよう考慮します。

4 専門ボランティアの育成等

(1) 応急危険度判定士

県及び県内各市町村とともに応急危険度判定士の養成、判定士の災害補償制度の確立、判定体制の整備等を推進します。

(2) 被災宅地危険度判定士

地震に伴い、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の軽減、防止を図るための危険度判定を実施する「被災宅地危険度判定士」については行政職員を中心とした養成を推進します。

(3) 保健師、助産師、看護師、准看護師、及び歯科衛生士

災害が発生した場合において、被災した住民の生命と健康を守るため、事前に登録した看護職等ボランティアに対し医療救護所で活動するために必要な研修を行い、育成を図ります。

第9節 災害に強い地域づくりの推進

主管課：防災安全課・市民協働課・保育課

関係機関：県・消防団

1 自主防災活動の拡充強化

大規模災害発生時においては、公助による応急活動に限界があり、「自助」・「共助」による対応が重要となることから、地域の防災力の向上を図る必要があります。

自主防災組織育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図ります。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境整備等により、これらの組織の日常的な活動や、訓練の実施を促します。その際、女性の参画の促進に努めます。

(1) 自主防災組織の育成

ア 災害に対する地域連帯及び地域防災活動の推進を図るため、自治会・町内会等の住民組織を中心とした自主防災組織の結成・育成を推進します。

イ 自主防災組織の育成・強化を図るため、県と連携してリーダーの育成及び研修の実施に努めるとともに、自主防災組織への女性の参加の促進に努めるとともに、女性リーダーの育成に努めます。

ウ 自主防災組織の防災資機材等の整備に努めるとともに、自主防災組織の防災資機材整備を推進するための支援を行います。

エ 一定の地区内の自発的な防災活動に関する地区防災計画について、住民等から素案の提案があった場合で、必要と認める時は、地域防災計画の中に位置付けます。

オ 自主防災組織の編成基準

(ア) 自主防災組織の編成

自主防災組織を結成し、活動を進めていくためには、組織を取りまとめる会長を置き、会長のもとに副会長ほか自主防災活動に参加する構成員一人ひとりの仕事の分担を決め、組織を編成する必要があります。

編成に当たっては、まず活動班を編成し、活動班ごとにも指揮者（班長）を定めます。

班編成も、組織の規模や地域の実情によって異なるため、まずは地域に必要な最低限の班編成から徐々に編成を充実していくことも必要です。

〈組織の基本的な班編成〉

編成班名	日常の役割	災害時の役割
情報班	情報の収集・伝達 広報活動	状況把握 報告活動
消火班	器具点検・防火広報	初期消火活動
救出・救護班	資機材調達・整備	負傷者等の救出 救護活動
避難誘導班	避難路（所）・標識点検	住民の避難誘導活動
給食・給水班	器具点検	水、食料等の配分 炊き出し等の給食・給水活動

(イ) 自主防災組織の規約

自主防災組織を運営していくうえで基本的な事項については、規約を設けて明確にします。

(ウ) 自主防災組織の活動基準

a 平常時の活動

① 防災知識の広報・啓発

災害への備えと災害時の的確な行動がとれるよう、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図ります。

② 地域の災害危険個所の把握

地域内の危険物集積地域、延焼拡大危険地域、土砂災害危険区域、ブロック塀の安全度等の実態把握を行い、当該実態に即した消防活動、避難行動要支援者に配慮した避難誘導等の対応策について、十分理解しておきます。

③ 防災訓練の実施

災害発生時に備えて日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得します。

訓練の種類は、情報収集・伝達訓練、消火訓練、救出・救護訓練、避難訓練、給食・給水訓練、避難所運営訓練等、地域の特質を考慮した内容で実施します。

④ 火気使用設備機器等の点検

地震等の発生に伴う火災発生の原因となり得るもの等について、普段から十分点検して対策を講じておきます。

⑤ 防災資機材等の整備

地域の実情や組織の構成等からみて、どのような資機材を備えるべきか、市や消防機関等の指導を受けて十分検討します。

⑥ 避難行動要支援者対策

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の取扱いに留意し、市が作成する「逗子市避難行動要支援者避難支援計画」に基づき避難支援を実施します。

⑦ 他団体と連携した訓練活動の実施

消防団、災害ボランティア、事業所等と連携した訓練の実施を検討します。

⑧ 広域避難場所、一時避難場所、避難所、避難路等の確認をします。

B 地震発生時の活動

① 情報の収集及び伝達

市及び他の公的機関からの情報を地域住民に的確に伝達し、市民の不安感を取り除くとともに、地域内に発生した被害の状況を市等に報告し、的確な応急活動を実施します。特に、避難行動要支援者には的確に伝達できる体制を検討します。

このため、あらかじめ次の事項を定めておきます。

- ・ 連絡をとる防災関係機関
- ・ 防災関係機関との連絡手段
- ・ 地域住民に連絡するルートと責任者

② 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の元の始末を呼びかけ、火災が発生した場合は相互に協力して初期消火に努めます。

③ 救出・救護活動

がけ崩れ、建物の倒壊等で負傷者が発生したときは、速やかに消防へ通報し、到着までの

間には救出活動を実施します。

負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに医師の手当を必要とする場合は、救護所へ搬送します。

④ 避難の実施

避難準備情報、避難勧告、避難指示が発令されたときは、地域住民に対し周知徹底を図り、迅速に避難場所へ誘導します。

避難の実施に際しては、次のことに留意します。

- ・ 誘導責任者は、火災、落下物、危険物、がけ崩れ等がないか確認しながら誘導します。避難路は、あらかじめ検討しておいた避難路によるが、状況に応じ適切な判断により、より安全なルートを選択する。
- ・ 携帯品は、必要最小限とするよう指導する。
- ・ 避難行動要支援者等、避難が困難な者に対しては、他の地域住民の協力を要請し、円滑に実施されるように配慮する。

⑤ 給食・給水

避難所においてまたは援助を必要とする者があるときにおいて、必要品目、必要数の把握、自主調達、市民への配布を行い、市の実施する救援活動に協力します。

(エ) 自主防災組織相互の連携強化

自主防災組織相互間等の協力体制の強化を図ります。

(オ) 自主防災組織リーダーの育成

自主防災組織の中核となるリーダーを育成するため、自主防災組織リーダー等研修会等を開催します。

(2) 消防団の機能強化

消防団への現役世代や高校生、大学生等の若い人々や女性の入団を進めるため、市民や事業者に対し地域防災や消防団活動の重要性に関する普及啓発に努めるとともに、将来の消防団活動を担う児童・生徒等の地域防災に関する理解を促進します。また、消防団員の確保及び資機材等の整備を進め、消防団の充実強化に努めます。

2 事業者の防災活動の促進

災害時において、市内事業者が、管理する施設や設備の安全性を確保するとともに、災害時における地域の防災活動に貢献するなど、社会的責任を果たすことができるよう、事業者の防災活動の促進に努めます。

(1) 事業者のとりべき措置

事業者は、地域社会の構成員として、その社会的責任を果たすため、防災体制の充実・強化に努めるとともに、地域の自主防災組織と相互に協力、連携できる体制を整備するよう次のとおり努めます。

項目	概要
事業所の安全化	震災時における事業所施設や設備の安全性を確保することで二次災害を防止する。
防災計画等の整備	防災計画、業務継続計画（BCP）や非常用マニュアルなどの整備を進め、災害による事業活動や地域経済への影響を最小限度にとどめる。
非常用品等の備蓄	防災資機材、水、食料等の備蓄や適正な原材料ストックの確保等、事業を継続するための備蓄の充実に努める。

従業員・顧客の安全対策	事業所内での人的被害を未然に防ぐ措置を講じるとともに、応急手当技術の習得や従業員の安否確認手法の整備に努める。
地域社会への貢献	平常時における地域活動への参加や自主防災組織等との協力体制の確立等に努める。

(2) 事業者に対する指導

ア 地域内の自主防災組織との連携の促進

地域防災訓練等への参加を求めるなど、平常時から地域の一員として積極的に地域防災活動へ貢献するよう促進します。

イ 事業者防災計画や業務継続計画（BCP）の策定支援

事業者が地震に備えての事前計画、地震時の活動計画、災害時における業務継続計画等を作成する場合には、アドバイスを必要に応じて行うなど計画の策定を支援します。

3 男女共同参画の推進

被災時の男女のニーズの違い等に十分に配慮し、避難所、応急仮設住宅等において、被災者の良好な生活環境が保たれるよう事前の対策に努めるとともに、防災に関する各種計画等の策定に当たっては、男女共同参画の視点に配慮した策定に努めます。また、住民への防災知識の普及啓発及び訓練の実施に際しては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮して実施します。

第10節 観光客対策

主管課：防災安全課・経済観光課

関係機関：観光事業者・鉄道事業者

1 観光客対策

逗子海水浴場、逗子マリーナ等の観光地における観光客の安全対策を重視した体制を構築し、推進します。

(1) 観光客への情報の伝達

防災行政無線や市の広報車、津波フラッグの掲出及び観光協会や観光事業者の協力を得て、様々なチャンネルで警報等の情報伝達に努めるものとします。

また、海水浴客に対しての緊急情報の伝達手段として、次のことを行い情報伝達に努めるものとします。

- ① 防災行政無線による緊急放送
- ② NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンクが運用している緊急速報メール（エリアメール）による配信
- ③ 県が設置した津波情報盤への表示
- ④ 夏の海水浴シーズンにおける海の家への津波避難案内ポスター等の掲示及び海の家事業者による避難誘導
- ⑤ ウインドサーファー等への津波フラッグによる情報伝達
- ⑥ 津波避難経路表示路面シートによる避難案内
- ⑦ 津波一時避難場所へ夜間でも誘導できる階段蓄光の整備

(2) 沿岸部観光客の避難対策

沿岸部にいる観光客の避難を迅速に行うために、速やかに避難情報を伝達するとともに、避難方法等の看板の設置や沿岸部に立地する堅牢な民間施設に対し、津波避難ビルの指定協力を要請します。

(3) 観光事業者への啓発

ア 災害時応急対策の啓発

観光協会等の団体と連携し、パンフレット等を活用して、災害予防や災害時の応急対策等の啓発に取り組みます。

イ 帰宅困難者の避難所の確保

観光客の帰宅困難者対策として、観光事業者及び交通事業者に対し帰宅困難者の収容または避難所案内、誘導を要請します。

(4) その他の対策

その他の対策については、第4章の帰宅困難者対策、前章の津波対策に準じます。

第4章 災害応急対策計画

大規模な地震災害が発生した場合、発災直後の応急対策活動を適切に実施するため、被害規模等の概括的な情報をいち早く把握することがその後の応急対策を効果的に実施するために不可欠です。

また、市民や事業者等が適切な行動をとるためには、地震や津波に関する情報や交通情報等の情報が必要となります。そのため、市は、県や関係機関等と連携し、必要な情報の迅速な提供に努めます。

発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとします。

応急対策活動の実施に当たっては、生命・身体の安全を守ることを最優先に、災害の拡大や再発といった二次災害の防止や救助・救急、消火及び医療救護活動を進めます。また、避難所の設置等の避難対策、食料、水等の確保対策等の生活支援対策を進めるとともに、そのための条件としての交通確保対策を進めます。

ライフラインの応急復旧活動、さらに被災地の社会的混乱や心理的動揺の防止に向けて、正確な情報の提供や災害相談の実施等、時間経過に沿った対策を進めます。

なお、巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験したような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足等を含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることを十分留意しつつ、災害応急対策を行います。

第1節 災害応急対策の基本方針

主管課：防災安全課・消防署

1 災害応急対策の概要

(1) 災害応急対策

災害応急対策とは、「災害が発生し、または発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、または応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行う」ことであり、水防、警報の発表、避難勧告等の発令、被災者の救援・救助、都市機能の応急復旧等をその具体的な内容とします。

(2) 震災時における応急期の定義

地震発生後の時間経過から、震災時における応急対策の実施時期を次のとおり定義します。(ただし、被害の程度により数日前後することがあります。)

区 分	時間の目安	重 点 事 項
初動活動期	発災から3日間程度	職員の動員、拠点・避難所の開設、被害情報の収集を行い、人命救助、消火活動、混乱防止に注力する。
応急活動期	4日～10日程度	避難所運営の安定化、インフラ等の復旧
復旧活動期	11日目以降	被災者の生活再建、復興施策の計画及び実行

2 災害応急対策活動の方針

大規模な地震が発生すると、広範囲にわたって被害が発生することが予想され、多岐にわたる応急対策活動を実施する必要があります。

このような中で、発災後は、倒壊家屋からの救出や火災の拡大防止と早期鎮圧等、市民の生命、身体を災害から保護することを最優先に実施すると同時に、正確な情報を迅速に把握しつつ、各部局や拠点との連絡体制を確立することが、災害応急対策活動のその後の成否を決めます。

併せて、時間経過とともに必要となる避難措置、給水や物資供給、住宅対策など被害状況に応じた応急対策を適切に実施することが、後の住民生活の安定化につながります。

そのため、本市、防災関係機関、事業者、自主防災組織等、市民が一丸となり、状況に応じた的確な判断と迅速な行動をとることとします。災害応急対策活動全般における基本方針は次のとおりとします。

項 目	概 要
人命の優先	発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、倒壊家屋からの救出や延焼火災からの避難等、市民の生命、身体を災害から保護することを最優先とする。
消火活動の優先	地震後に発生する火災の拡大防止と早期鎮圧を優先する。
情報連絡体制の確立	正確な情報を迅速に把握するとともに適時に提供するため、各部局や拠点との連絡体制を確立する。
相互協力	被害の拡大を最小限にとどめるため、行政、防災関係機関、市民、事業者等がそれぞれの責務を果たしつつ、相互に協力する体制を整える。
臨機応変な対応	常に状況把握を行い、状況に応じた的確な判断と迅速な行動による臨機応変な対応を実施する。

第2節 災害対策組織の設置

主管課：防災安全課

1 災害注意体制

災害による被害への注意が必要な場合は、平素の活動を維持しつつ、事態の推移に伴い速やかに必要な対策が行える体制をとります。

災害注意体制の設置基準は次のとおりとします。

配備指令	区 分	概 要
第1次体制	市域観測震度によるもの	気象庁が、震度4の揺れを観測したと発表した場合、又は、隣接する市町の地震震度観測地点において震度5強以上を観測した場合
	津波警報によるもの	気象庁が、相模湾・三浦半島の津波予報区に、津波注意報を発表した場合
	南海トラフ地震情報によるもの	気象庁が、南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合

2 災害警戒本部の設置

災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が本部を設置するに至らないときは、逗子市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、災害に関する情報を収集し、防災関係機関との連絡調整を図ります。

(1) 警戒本部設置の基準

警戒本部の設置基準は次のとおりとします。なお、南海トラフ地震臨時情報の内容によっては、災害注意体制を増強した情報収集体制とする場合があります。

配備指令	区 分	概 要
第2次体制	市域観測震度によるもの	気象庁が、震度5弱の揺れを観測したと発表した場合
	津波警報によるもの	気象庁が、相模湾・三浦半島の津波予報区に、津波警報を発表した場合
	南海トラフ地震情報によるもの	気象庁が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表した場合

(2) 警戒本部の設置通知

警戒本部を設置した場合は、次により通知します。

区 分	概 要
関係各課 関係機関	市は、災害警戒本部を設置した場合、その旨を関係各課及び県に連絡する。

(3) 警戒本部の解散

警戒本部は、災害対策本部が設置された場合、又は、次に示す場合は、警戒本部を縮小または解散することができます。

なお、警戒本部を解散した場合は、上記(2)に準じて関係者に通知します。

区 分	概 要
市域観測震度によるもの	被害状況の把握が終了し、災害応急対策が概ね完了したと認める場合
津波警報等によるもの	気象庁が、発表中の津波警報を解除し、市内の災害応急対策が概ね完了したと認める場合
南海トラフ地震情報によるもの	気象庁が、南海トラフ地震に直ちに結びつくものではない旨を明記した南海トラフ地震関連解説情報を発表した場合

(4) 災害警戒本部の組織及び運営

ア 警戒本部の組織及び事務分掌

警戒本部の組織構成及び事務分掌は、情報共有や軽微な災害に対する応急対策を目的とすることに鑑み、平常時の行政組織によるものとし、逗子市災害警戒本部の設置及び運営に関する要綱により定めます。

イ 警戒本部従事職員の職務権限

区 分	指名職員	概 要
警戒本部長	副市長	警戒本部の事務を総括し、警戒本部の職員を指揮監督する。
警戒副本部長	消防長	警戒本部長を補佐し、警戒本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
警戒本部員	関係部局長	警戒本部長の命を受け、指示された事務に従事する。

ウ 運営の基本方針

(7) 警戒本部

運営事項	概 要
警戒本部会議の開催	警戒本部長は、収集した災害に関する情報を共有し、応急対策の方針決定を行うため、警戒本部会議を招集し開催する。
対応状況等の報告	各課は、措置事項等について警戒本部会議で報告する。
被害情報の共有	被害状況や地震に関する情報等を取りまとめ、警戒本部会議で報告する。

(イ) 関係各課

警戒本部における各課の所管事務の運営管理は、逗子市災害警戒本部の設置及び運営に関する要綱で定めるものとします。

3 災害対策本部の設置

災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、必要に応じて逗子市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置し、災害応急対策を総合的に推進します。

(1) 災害対策本部の設置基準

市長（市長が登庁できないときは職務代理者）は、次に示す場合は、災害対策基本法第23条の2第1項に基づき、災害対策本部を設置します。

配備指令	区 分	概 要
第3次体制	市域観測震度によるもの	気象庁が、震度5強以上の揺れを観測したと発表し、かつ、市内に大規模な被害が発生し、または発生のおそれがあるとき。
	津波警報等によるもの	気象庁が、東京湾内湾または相模湾・三浦半島の津波予報区に大津波警報を発表し、かつ、市内に大規模な被害が発生し、または発生のおそれがあるとき。
	南海トラフ地震情報によるもの	気象庁が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表した場合
第4次体制	上記に加えて市内に大規模な被害が発生し、市役所の全活動力を必要とする場合	

(2) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、次の場所に設置します。

項 目	概 要
設 置 場 所	逗子市逗子5丁目2番16号 逗子市役所庁舎3階庁議室（状況により5階会議室）
代替施設の指定	逗子市桜山2丁目3番31号 逗子市消防本部庁舎内。ただし、災害の種類により、逗子市消防本部が災害対策本部としての確でない判断した場合には、使用が可能と判断した他の施設を災害対策本部の設置場所とする。なお、逗子市消防本部庁舎が代替施設としての確でない判断した場合には、沼間小学校区コミュニティセンターを災害対策本部の設置場所とする。

(3) 災害対策本部の設置通知

災害対策本部を設置した場合は、次により通知します。

項 目	概 要
各課・防災関係機関	市は、災害対策本部を設置したときは、その旨を関係各課、県、隣接市町及び警察署その他防災関係機関に連絡する。
報道機関	災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、報道機関に災害対策本部の設置を発表する。
看板等による標示	市は、本部室入口及び庁舎の主要な入口に、看板等により災害対策本部が設置された旨を標示する。

(4) 災害対策本部の解散

本部長は、次に示す場合は、災害対策本部を縮小し、または解散することができます。
 なお、災害対策本部を廃止した場合は、上記(3)に準じて関係者等に通知します。

区 分	概 要
市域観測震度によるもの	災害応急対策が概ね完了したと認められるとき。
津波警報等によるもの	気象庁が、発表中の津波警報を解除し、市内の災害応急対策が概ね完了したと認められるとき。
南海トラフ地震情報によるもの	気象庁が、南海トラフ地震に直ちに結びつくものではない旨を明記した南海トラフ地震関連解説情報を発表した場合

(5) 職務代理者の事前指定

初動時において、幹部職員が参集するまでの間の意思決定を遅滞なく行うため、市長及び各部局長の職務代理者を事前に定めます。

被代理者	職務代理者とその順位
市長 (災害対策本部長)	第1順位 副市長 第2順位 消防長 第3順位 経営企画部長 第4順位 総務部長 第5順位 市民協働部長 第6順位 福祉部長
各部局長	各部局活動細部計画で指定する。

(6) 災害対策本部の代替機能の整備

災害対策本部が被災した場合を想定して、通信機器の整備、バックアップ機能の確保、職員の搬送手段の確保等、災害対策本部代替機能の充実を図ります。

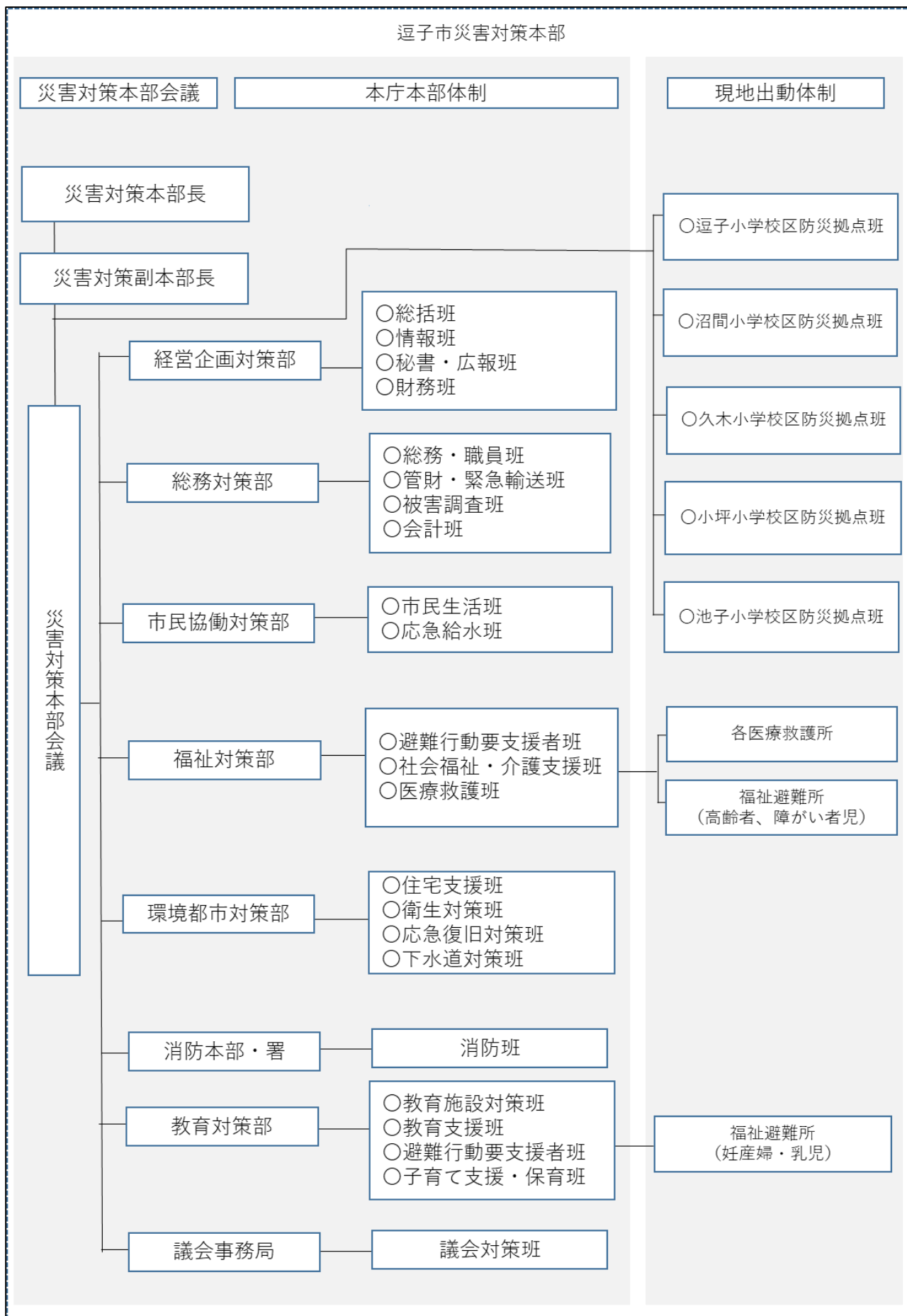
(7) 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及びその運営は、逗子市災害対策本部条例（昭和39年逗子市条例第13号）の規定に基づき、逗子市災害対策本部の設置及び運営に関する要綱により定めます。
 その概要は次のとおり。

ア 災害対策本部の組織及び事務分掌

(ア) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織構成は、災害対策本部会議、本庁本部体制、現地出動体制に区分するものとし、それぞれの組織における職員と役割を概ね次のとおりの体制とします。



(イ) 災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の各対策班における事務分掌は、次に定めるほか、職員初動マニュアル及び各部署で作成している初動マニュアルに準じるものとする。

部	班	分担業務
経営企画対策部	各班共通	1 応急対策特命に関する事。 2 他部の応援に関する事。
	総括班	1 災害対策本部の設置及び運営に関する事。 2 災害対策本部の庶務に関する事。 3 国、県及び防災関係機関との通信に関する事。 4 防災関係機関への応援要請に関する事。 5 復旧・復興計画の立案及び調整に関する事。 6 警戒区域の設定に係わる事務に関する事。 7 庁舎内等のコンピューター関連施設の保持に関する事。 8 所掌不明事項に係る総合調整に関する事。
	情報班	1 各部との連絡調整に関する事。 2 住民に係わる安否情報の収集と収集情報の提供に関する事。 3 災害情報の受理、伝達及び整理に関する事。
	秘書・広報班	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 2 視察・見舞い等主要来庁者の対応に関する事。 3 報道機関に対する情報の発表及び連絡に関する事。 4 災害広報活動に関する事。 5 記者会見の設定に関する事。 6 基地等情報収集及びアメリカ合衆国軍隊との連絡調整に関する事。
	財務班	1 義援金の受入れ等に関する事。 2 公共施設等災害復旧対策に関する事。 3 災害関係予算及び経理に関する事。
総務対策部	各班共通	1 地区防災拠点への職員の派遣に関する事。 2 応急対策特命に関する事。 3 他部の応援に関する事。
	総務・職員班	1 緊急文書等の印刷等に関する事。 2 救援物資の受入れ、配分等に関する事。 3 職員動員調整及び派遣に関する事。 4 被災職員に関する事。 5 職員の健康管理に関する事。 6 職員の公務災害補償に関する事。 7 災害対策基本法により派遣された職員の身分取り扱に関する事。 8 時間外勤務に関する事。 9 職員の食料の確保に関する事。

第4章 災害応急対策計画 第2節 災害対策組織の設置

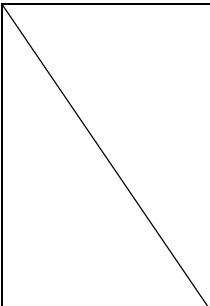
	管財・緊急輸送班	<ol style="list-style-type: none"> 1 市庁舎の安全確認及び管理に関する事。 2 車両の調達、管理等に関する事。 3 必要物資の購入に関する事 4 市有財産の災害対策及び被害調査に関する事。 5 運輸関係機関との連絡調整に関する事。
	被害調査班	<ol style="list-style-type: none"> 1 市税の期限延長、徴収猶予、減免等の特例措置に関する事。 2 被災家屋、被災土地の所有者等の確認に関する事。 3 罹災証明の発行に関する事
	会計班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関係予算の出納に関する事。
市民協働対策部	各班共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 地区防災拠点への職員の派遣に関する事。 2 応急対策特命に関する事。 3 他部の応援に関する事。
	市民生活班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する市民相談及び関係機関が実施する各種相談の連絡調整に関する事。
	応急給水班	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急給水活動に関する事。 2 食料の調達、配分及び配送に関する事。 3 生活必需品等の調達及び供給に関する事。 4 農林・水産・商工関係の被害調査に関する事
福祉対策部	各班共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 地区防災拠点への職員の派遣に関する事。 2 応急対策特命に関する事。 3 他部の応援に関する事。
	避難行動要支援者班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難行動要支援者の避難、救護等に関する情報の収集・伝達及び防災関係機関との連絡調整に関する事。 2 福祉避難所との連絡調整に関する事。 3 障害福祉給付金及び自己負担に関する納期延長、徴収猶予、減免等の特例措置に関する事。
	社会福祉・介護支援班	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティアに関する事。 2 義援金(日赤関係)の受入れ等に関する事。 3 災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金等に関する事。 4 災害救助法の適用申請、精算及び連絡調整に関する事。 5 日本赤十字社との連絡調整に関する事。 6 遺体安置所の開設、火葬及び埋葬に関する事。 7 被災生活保護世帯の把握に関する事。 8 介護保険料の納期延長、徴収猶予、減免等の特例措置に関する事 9 介護保険サービス利用料の減免・軽減等の特例措置に関する事 10 介護保険サービス提供事業所との連絡調整に関する事。
	医療救護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納期延長、徴収猶予、減免等の特例措置に関する事。 2 救急医療及び助産活動に関する事。

第4章 災害応急対策計画 第2節 災害対策組織の設置

		<ul style="list-style-type: none"> 3 県及び関係医療機関との連絡調整及び救急医療情報に関すること 4 逗葉医師会等との連絡調整に関すること。 5 医療救護所の開設・運営に関すること。 6 防疫、保健衛生、食品衛生管理等に関すること。 7 野犬等の回収に関する保健福祉事務所等との連絡調整に関すること。
環境都市対策部	各班共通	<ul style="list-style-type: none"> 1 地区防災拠点への職員の派遣に関すること。 2 応急対策特命に関すること。 3 他部の応援に関すること。
	住宅支援班	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災住宅の調査等に関すること。 2 応急危険度判定に関すること。 3 倒壊建造物の解体撤去等に関すること。
	衛生対策班	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路、河川等の障害物の廃棄及び保管に関すること。 2 災害廃棄物の処理に関すること。 3 仮設トイレの設置に関する業者との調整に関すること。 4 ごみの収集及び処理に関すること。 5 し尿の収集及び処理に関すること。
	応急復旧対策班	<ul style="list-style-type: none"> 1 仮設住宅用地の確保及び調整に関すること。 2 仮設住宅の管理及び入居の決定に関すること。 3 被災者の住宅入居相談に関すること。 4 道路、橋りょう及びトンネルの危険箇所の確認及び応急資機材の確保に関すること。 5 県及び市が指定する緊急輸送路に関すること。 6 道路、橋りょう及びトンネルの応急復旧に関すること。 7 道路の障害物の除去に関すること。 8 道路、橋りょう及びトンネルの交通止め、う回、通行制限に関すること。 9 がけ崩れ等の応急措置に関すること。 10 公共施設の危険箇所の点検及び安全確保に関すること。 11 被災住宅等の応急修理に関すること。 12 仮設住宅等の建設に関すること。 13 河川の障害物の除去に関すること。
	下水道対策班	<ul style="list-style-type: none"> 1 下水道の被害状況調査に関すること。 2 下水道施設の応急復旧に関すること。 3 下水道の使用制限に関すること。
消防対策部	消防班	<ul style="list-style-type: none"> 1 消防職員及び消防団員の招集、配備に関すること。 2 被災消防職員及び被災消防団員に関すること。 3 消防職員及び消防団員の公務災害補償に関すること。 4 消防相互応援に関すること。 5 防災関係機関との連絡調整に関すること。 6 消防職員及び消防団員の水防活動に関すること。

第4章 災害応急対策計画 第2節 災害対策組織の設置

		<ul style="list-style-type: none"> 7 危険物の応急対策に関すること。 8 消防計画に定める事項に関すること。 9 被害の原因及び調査の総括に関すること。 10 水防警戒対策に関すること。 11 災害情報及び気象情報の受理、伝達に関すること。 12 災害の警戒、防御及び鎮圧に関すること。 13 被災者の救護及び搬送に関すること。 14 避難誘導、避難勧告(指示)及び警備に関すること。 15 消防水利施設に関すること。 16 応急対策特命に関すること。
教育対策部	各班共通	<ul style="list-style-type: none"> 1 地区防災拠点への職員の派遣に関すること。 2 応急対策特命に関すること。 3 他部の応援に関すること。
	教育施設対策班	<ul style="list-style-type: none"> 1 教育関係施設及び設備の被害調査並びに応急措置に関すること。 2 文化財の保護及び応急対策に関すること。
	教育支援班	<ul style="list-style-type: none"> 1 応急教育、給食並びに被災児童・生徒に対する教科書及び学用品の給付に関すること。 2 教職員の動員に関すること。
	避難行動要支援者班	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難行動要支援者の避難、救護等に関する情報の収集・伝達及び防災関係機の連絡調整に関すること。 2 福祉避難所との連絡調整に関すること。
	子育て支援・保育班	<ul style="list-style-type: none"> 1 ふれあいスクール及び学童保育利用者の情報収集及び安全確保に関すること。 2 保育所、幼稚園、子育て関連施設利用者の情報収集及び安全確保に関すること。 3 保育料の減免に関すること。
議会対策部	議会対策班	<ul style="list-style-type: none"> 1 議会の連絡調整に関すること。 2 災害に関する議会報告に関すること 3 議会関係の視察、見舞い及び調査等の来庁者に関すること。 4 応急対策特命に関すること。 5 他部の応援に関すること。

	各地区防災拠点班	<p>(現地活動員)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 被災者の救出救護・搬送 2 消防及び警察の活動補佐 3 被害及び生活支援情報の収集 4 災害対策本部への状況報告 <p>(避難所要員)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 情報の収集と伝達
---	----------	--

		2 地区防災拠点との連絡調整 3 防災備蓄品の提供 4 給食等避難者の生活支援 5 その他避難施設の運営 (津波避難ビル要員) 1 施設管理者との連絡調整 2 情報の収集と伝達
--	--	--

イ 災害対策本部会議運営の基本方針

本部長は、災害対策本部の全体の意思決定機関として、災害対策本部会議を開催します。会議の運営に関する基本方針は次のとおりとします。

なお、市は、災害対策本部の運営に必要な具体的事項を定めたマニュアルを策定し、当該マニュアルに基づき円滑に業務を処理します。

項 目	概 要
本部会議 の開催	本部長は、災害対策本部を設置したときは、災害応急対策の方針決定を行うため、本部会議において次に掲げる事項を審議する。 なお、必要に応じて一部の本部員をもって開催することができる。 1 災害応急対策の総合調整に関すること。 2 県及び防災関係機関等との協議に関すること。 3 職員の配備体制及び各部局間の応援体制に関すること。 4 避難勧告・指示に関すること。 5 防災関係機関への応援要請に関すること。 6 災害救助法の適用申請に関すること。 7 激甚被害の指定の要請に関すること。 8 応急対策に要する予算及び資金に関すること。 9 義援金品の募集及び配分に関すること。 10 その他災害応急対策の重要事項の決定に関すること。

3 本部運営に係る留意事項

(1) 時系列による本部運営の留意事項

災害対策本部及び災害警戒本部の運営に係る災害発生からの時系列に応じた留意事項を次のとおり定めます。

ア 警戒期

留意事項	概要
被害状況の把握	地震・津波情報、事故原因者からの情報、防災関係機関からの情報、各部局からの対応状況や市民からの通報等により、被害状況を把握し、必要な応急活動体制を検討する。
事前対策の充実	被害防止を目的とした気象警報等の伝達、自主避難の受入体制、水防活動等、対策を充実させる。

イ 初動活動期

留意事項	概要
被害状況の把握	被害状況や地震・津波情報、防災関係機関からの情報を収集し、関係各課で共有することにより、関係各課の応急対策業務の円滑化を図る。
応援の要請	被害状況や配備状況の把握により、必要な応急対策業務量を見極め、必要に応じて、国・県等の職員のあっせんや、緊急消防援助隊や自衛隊等の派遣要請を行う。
災害救助法の適用	多数の住家被害が発生するなどの被害状況を踏まえ、早期に災害救助法の適用を検討し、災害救助法が適用された場合には、これによる救助を迅速に実施して被災者の生活安定を図る。
住民の安全確保	被害状況や原因事業者等の対応状況等に応じて、避難勧告・指示、警戒区域等の設定、避難誘導を行い、住民の安全確保を図る。
医療体制の確保	人的被害が多数発生した場合は、迅速な救助活動を行い、現地救護所におけるトリアージにより、適切な医療機関へ搬送を行う。
交通の確保	事故等発生現場の周辺の混乱を防止し、市内の交通を確保するため、警察、道路管理者との連携により交通規制を行う。

ウ 応急活動期

留意事項	概要
長期活動体制の確立	被害が甚大で災害対応が長期にわたると判断される場合、本部長は職員のローテーションの作成を関係各課長に指示する。 なお、ローテーションの作成に当たっては、避難所運営や応援部隊との連携に支障が出ないよう配慮する。
応援体制の確立	被害状況に応じて、各課や多くの人手が要る課を的確に把握し、応援が必要な部署への応援体制の確立を図る。
広報活動の推進	被害状況や被災者支援制度の情報提供を適切に行うことで被災者の不安を軽減し、また、被災地ニーズを的確に発信し、被災地外救援の適正化を図るため、報道機関やホームページを活用した広報活動を推進する。
安否情報の管理	避難者、医療機関への収容者、死亡者の把握を行い、安否情報を適切に管理・公開する。

エ 復旧活動期

留意事項	概 要
復旧事業の 推 進	公共施設等の被害が発生した場合には、その原因を的確に把握し、原因事業者等からの補償や国等の財政援助を得つつ、施設の災害復旧事業を推進する。
被災者支援 制度の推進	住家被害・建物火災や火災による死傷者が発生した場合には、災害見舞金（市単独）、弔慰金、被災者生活再建支援金等の支給や災害援護資金等の貸付、応急住宅の提供等を円滑に行い、早期の被災者生活再建を図る。
平常業務の 再 開	避難所の縮小状況等、応急対策活動の進捗状況に応じた配備人員の見直しを適宜行い、順次平常業務を再開する。

第3節 職員の出動体制

主管課：防災安全課

震災時の体制としては、災害注意体制（第1次体制）、災害警戒本部設置体制（第2次体制）、災害対策本部設置体制（第3次体制・第4次体制）の4種類があり、それぞれ事前に要員を指定するものとします。

1 配備指令の種別と発令基準

出動体制の種別と配備指令発令基準の関係は次のとおりです。

設置組織	配備指令	配備指令発令基準			配備すべき 職員の基準	発令者
		震度	津波 警報等	南海トラフ地震		
災害 注意体制	第1次体制	震度4又は隣接する市町の地震震度観測地点において震度5強以上を観測	津波 注意報	南海トラフ 地震臨時情報 (調査中)	防災安全課職員及び消防長があらかじめ指定した消防職員	自動発令
災害 警戒本部 設置体制	第2次体制	震度5弱	津波 警報	南海トラフ 地震臨時情報 (巨大地震注意)	各部の部長があらかじめ指定した職員	
災害対策 本部設置 体制	第3次体制	震度5強	大津波 警報	南海トラフ 地震臨時情報 (巨大地震警戒)	各部の部長があらかじめ指定した職員	
	第4次体制	震度6弱以上	上記に加えて市内に大規模な被害が発生し、市役所の全活動力を必要とする場合		全職員	

2 参集対象者と参集場所

配備される職員（ただし、参集時において傷病等で応急活動に従事することが困難である者、その他本部長が認める者を除く。）はあらかじめ指定された場所に参集します。

なお、やむを得ない事情で指定場所に参集できない場合は、市庁舎または市施設に参集し、所属長の指示を仰ぐものとします。

3 勤務時間外に地震が発生した場合の対応

職員は、勤務時間外に地震が発生した場合において、テレビ、ラジオ、防災行政無線、MCA無線等により、市域の観測震度、津波警報・注意報及び南海トラフ地震臨時情報などの情報の発表を覚知した時点で、予め指定された出動体制に従い、安全かつ迅速に参集行動に移行します。

4 勤務時間内に地震が発生した場合の対応

職員は、勤務時間内に地震が発生した場合や各種情報が発表された場合においては、庁内放送等による配備指令の伝達後、各部局長等からの指示により配備に移行します。

第4節 情報の収集と伝達

主管課：企画課・財政課・基地対策課・防災安全課・総務課・社会福祉課・消防本部・消防署・消防予防課

関係機関：県・ライフライン関係機関・消防団

地震発生後、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の措置状況を迅速に収集・連絡し、災害対策本部の設置等必要となる体制の整備を進めます。

災害対策本部設置後、被害規模等の情報の収集・連絡を行い、その情報に基づき事態の推移に合わせた災害応急活動を行います。

1 情報受伝達等に係る基本方針

(1) 防災機関間の情報受伝達に係る基本方針

災害の特性を考慮し、職員間や防災機関間における情報受伝達に係る基本方針を次に定めます。

項目	概要
情報の重要性	発災直後の連絡や通報等が錯綜する中で、必要な災害応急対策を迅速に実施するため、情報の受伝達及び情報の整理を行う。
正確性	市内全域に被害が広がるような状況の中で、限られた活動部隊や活動資源で最大の効果を上げるには、情報の正確性は欠かすことができない。迅速性を欠くことなく復唱を行うなど、正確性を高めることが必要である。
迅速性	災害応急対策に係る業務通信は、担当者不在によるかけ直しなどを行わないよう、受伝達双方が責任を持ち、迅速に行わなければならない。

(2) 住民等への情報伝達に係る基本方針

災害の特性を考慮し、住民への情報伝達に係る基本方針を次に定めます。

項目	概要
積極的な広報	<ol style="list-style-type: none"> 1 発災後速やかに広報担当を設置し、防災関係機関と連携して流言、飛語等による社会的混乱を防止し、市民の心の安定を図るとともに、被災者等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努める。また、避難所以外で避難生活を送る避難者、応急仮設住宅として提供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。 2 住民等に対して、地震災害の状況、避難所情報、交通機関やライフラインの復旧情報、その他生活に必要な情報の広報活動を行う。 3 民間事業者等からの有線や無線による地域情報の受入体制を整備し、これらの情報の活用に努める。 4 被災者の安否情報について住民から照会があった場合は、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するよう努める。なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者等が含まれる場合は、その個人情報の管理を徹底する。

伝達手段の選択	報道への積極的な情報提供、防災・防犯メール、広報車の巡回、災害時広報誌の発行、市ホームページ、湘南ビーチFM放送の割込み放送の活用等、伝達内容に応じて有効かつ確実な手段により実施する。
---------	--

2 災害対策本部での情報の収集

(1) 災害発生直後に収集すべき情報

災害による被害の程度を把握することは、その後の応急活動の方針や復旧対策の基礎となるものであるため、市は、災害発生直後に次の事項を中心に情報を収集します。

項目	災害発生直後
発災状況の 覚知後即時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人的被害に関する情報 ・ 火災発生状況 ・ 公共施設の利用者、職員等の人的被害状況 ・ 公共施設の物的被害状況
建物、人的被害、火災発生状況が把握された場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火災等の二次災害の発生状況及び拡大の危険性 ・ 公共交通施設(道路、橋りょうなどの土木施設)の被災状況 ・ 電気、水道、電話等ライフラインの被害状況 ・ 津波被害の発生状況 ・ 住民避難の必要性の有無 ・ 市民の動向 ・ 職員の参集及び配備状況 ・ その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

(2) 災害対策本部で収集する情報と優先度

被災地の状況は時間経過と共に変化し、これに合わせ災害対策本部で扱う情報も変化するため、時間ごとに扱う情報と優先度の基本的な考え方を以下に例示します。

発災後3時間	発災後12時間	発災後24時間
1 死者・行方不明者数	1 死者・行方不明者数	1 死者・行方不明者数
2 火災の発生状況	2 火災の発生状況	2 火災の発生状況
3 施設内の市民の負傷状況	3 市施設の被害状況	3 職員の負傷状況
4 職員の負傷状況	4 職員の負傷状況	4 ライフラインの応急復旧見込み
5 ライフラインの利用可否	5 ライフラインの利用可否	5 他市町の被害状況
6 交通機関の運行状況	6 交通機関の運行状況	6 がけ崩れ・建物倒壊の状況
7 がけ崩れ・建物倒壊の状況	7 がけ崩れ・建物倒壊の状況	7 地域医療救護所等の状況
8 道路の通行可能状況	8 道路の通行可能状況	8 避難所の状況
9 市施設の被害状況	9 医療機関の被害状況	9 各対策部の人員の過不足
10 通信手段の状況	10 避難所の状況	10 帰宅困難者の滞留状況
11 天候の状況	11 帰宅困難者の滞留状況	11 燃料の不足状況
	12 関係機関等への要請状況	12 関係機関等への要請状況
	13 県の対応状況	13 道路の通行可能状況
	14 通信手段の状況	14 交通機関の復旧見込み
		15 通信手段の状況
		16 天候の状況

県防災行政通信網	県、各市町村及び防災関係機関間の通信に用いる。
県災害情報管理システム	県及び各市町村間の被害状況の報告等に用いる。
衛星電話	通信のふくそうの影響がないため、災害発生初期における拠点間の通信に有効であるが、電源管理、アンテナの方向及び設置場所等に注意が必要である。
MCA無線	避難所での活動に際し、災害対策本部または地区防災拠点への被害状況報告等に用いる。
災害時優先電話	大規模災害発生時には、被災地への安否の問合せなどで通話が急増することから、NTT東日本では交換機の処理能力やネットワーク全体に影響を及ぼすおそれがある場合には、警察・消防等の緊急通信や重要通信を確保する（災害時優先電話）ために、一般加入電話の通話を規制する必要がある。
伝令の活用	いかなる通信手段も用いることができない場合には、衛星電話による通信または職員が徒歩、バイク若しくは自転車により情報を伝達するなど代替通信手段を確保する。

4 災害情報の収集及び報告等

(1) 情報の収集及び伝達の実施

市及び防災関係機関等は、災害情報の収集及び伝達を次により実施します。

項目	概要
地震情報の伝達	気象庁が発する地震情報(震度、津波発生の有無)を収集し、庁内放送等により直ちに全職員に伝達する。
情報収集	警察、ライフライン関係機関、その他防災関係機関との連絡を緊密かつ積極的に行い、テレビ・ラジオを活用しつつ、被害状況の早期把握に努める。
公共施設等の被害情報	公共施設の被害の概況を取りまとめる。 ・人的被害、職員の参集状況 ・所管施設及び設備等の被害状況 ・事務室の被害状況及び通信の確保の状況
ライフラインの被害情報	・ライフライン関係機関は、所管事業に係る被害の概況を取りまとめ、伝達が必要とされる情報について市へ報告する。 ・ライフラインの被害について、急を要するもの及び応急対策のため即時に災害対策本部全体に情報共有が必要な事項は、庁内放送等により伝達を行う。
取りまとめ情報の提供	防災関係機関、ライフライン関係機関等から報告された被害状況を取りまとめる。 関係機関への伝達が必要と判断される取りまとめ情報について防災関係機関に提供する。
伝令等の活用	いかなる通信手段も用いることができない場合には、伝令による情報伝達を検討するとともに、伝令のための人員確保ができない場合は、災害対策本部室への掲示も考慮する。
災害対策基本法第54条に基づく対応	市民等から災害発生のおそれのある異常な現象(地震による火災発生や建物倒壊、異常水位、がけ崩れ、火災等)の発見について通報を受けた場合、またはその通報を受けた関係機関から報告を受けた場合は、その旨を速やかに県・気象台その他の機関に通報する。

(2) 神奈川県及び消防庁への報告

災害の状況とその措置の概要について、次により速やかに県または国へ報告します。

項目	概要
県への被害報告	<ul style="list-style-type: none"> 被害の報告は、県災害情報管理システムにより行うが、同システムが使用不可能な場合は県防災行政通信網FAX等を利用して行う。 通信の不通等により県に報告できない状況が発生した場合は、直接国(消防庁)に報告する。
火災・災害等即報要領による報告	<ul style="list-style-type: none"> 前記とは別に、消防庁「火災・災害等即報要領」の即報基準に該当する場合には、県に被害の状況を報告する。 災害により多くの死傷者が発生するなど、消防への通報が殺到した場合はその状況を、直接即報基準に該当する場合は被害の状況を、消防庁及び県に報告する。

(3) 異常現象発見者の通報

市民が異常な現象を発見した場合の措置を、災害対策基本法第54条に基づき、次のとおり規定します。

項目	概要
市民の通報義務	市民は、災害が発生し、または発生するおそれがある異常な現象を発見したときは、直ちに最寄りの市行政機関、警察官または海上保安官に通報しなければならない。
気象台等への通報	通報を受けた機関は、横浜地方気象台その他防災関係機関にその旨を通報するものとする。

(4) 災害情報等の記録

災害情報の記録について、以下のとおり規定します。

項目	概要
災害情報の記録	災害情報の受伝達に際しては、緊急度・重要度により整理し、正確に記録しなければならない。
記録映像等の確保	災害応急対策の実施に際しては、必要に応じて画像、映像の撮影を行い、災害画像等の確保に努める。

5 市民への情報伝達

災害発生時には、被災地住民をはじめとした市民等に対して、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動ができるようにする必要があります。

市は、速やかに適切かつ迅速な広報活動を行う。なお、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等は多様であることから、情報を提供する際には、様々な媒体を活用するよう配慮します。特に、避難所や避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めます。

また、所管区域内の防災関係機関と調整を図り、同報無線や広報車、協定を締結するケーブルテレビやコミュニティFM放送局、自主防災組織等との連携等により、住民等に対して次の事項等について広報します。

(1) 市民への情報伝達

災害発生時及び発生直後における市民への情報伝達は、次により実施します。

項目	概要
災害発生直後の情報伝達	<p>災害発生直後は次に示す生存関連情報及び混乱防止情報を中心に伝達を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生した事案に関する情報 ・住民に対する避難勧告、指示等に関する事項 ・市災害対策本部の運営状況、災害救助活動の状況 ・被害状況と被害拡大防止に関する情報 ・避難所、救護所等の支援情報 ・電話回線やライフラインの状況 ・その他混乱防止に関する情報
災害に関する警報等の放送要請	<p>伝達内容が緊急を要する場合には、災害対策基本法第57条に基づき放送事業者に放送要請を行う。</p>

(2) 災害広報の実施

災害発生後の応急活動期や復旧活動期においては、情報不足により社会不安や風評被害が生じるおそれがあることから、市が実施する対策について住民等へ積極的かつ適正・確実な方法で広報します。

公共のインターネット回線を利用するSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）は災害時にも比較的安定して通信が行うことができ、情報発信ツールとして活用することができます。

また、情報機器の普及が拡大していることや、SNSは携帯端末に向けた情報発信が容易で、携帯端末からのアクセスもしやすいことから、本市においてもSNSを活用した情報発信体制の整備を図ります。

ア 災害広報の手段とその内容

次により災害時における広報活動を実施します。

項目	概要
災害時広報誌 チラシの配布	<p>被害状況、応急対策の活動状況、生活再建制度の周知、各種救援事業等、市民への情報提供事項を取りまとめ、地域防災拠点と連携し、広報誌やチラシにより情報を提供する。</p> <p>なお、応急活動期における配布に当たっては、避難所、公共施設、駅、バス停などの拠点配布を実施する。</p>
避難所での 情報提供	<p>各避難所は、地域における生活支援拠点である避難所を被災者への広報拠点とし、広報誌、チラシ、校内放送、掲示板、ハンドマイクなど様々な手段により情報提供を実施する。</p> <p>なお、実施に当たっては、手話通訳等を活用し、障がい者への対応に配慮するものとする。</p>
防災行政無線 による放送	<p>必要に応じて、防災行政無線を用いて市内全域に情報伝達を実施する。</p> <p>ただし、放送の乱用を防ぐため、原則として次に該当することを要する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の生命・身体を保護するために緊急を要する事項であること ・混乱防止等を目的として市内に広く周知すべき事項であること

広報車による広報	必要に応じて、広報車による放送を用いた広報を行う。
職員による広報	地区防災拠点及び各避難所は、必要に応じて、現場に職員を派遣して戸別訪問による広報を行う。
インターネット	災害用ホームページの立ち上げ及び更新管理を行い、インターネットを通じた広報を実施する。
マスコミ	湘南ビーチFMを通じて、市民への情報提供を行う。 その他災害報道を通じて市民へ広報を実施する。
防災・防犯メール (メール配信)	住民が地域の防災、防犯、生活に関する情報を共有することによって、地域の安心・安全の確立に取り組むことを目的として、全市民及び市内在勤、在学者を対象に、携帯電話やパソコンにメールを配信する。
防災・防犯メール (電話配信)	地域の安心・安全の確立を図ることを目的として、災害時に市の防災行政無線放送やメール配信等を通じて伝達する情報が行き届きにくい住民（ひとり暮らしの高齢者や視・聴覚の障がい者）を対象に、防災行政無線放送と同様の内容を、自動音声による電話及びファックスにて配信する。
被災地外避難者への配慮	市は、被災地外に避難した避難者が情報過疎とならないよう、被災地外避難者を把握し、広報誌の送付やEメール、市ホームページ等による情報提供を実施するとともに、各種支援の手続等について、避難先自治体との連携を図るものとする。

イ 生活関連広報

被災地の状況変化とともに、被災者のニーズも変化してくるので、生活情報に関する広報については、次の例示を参照し実施します。

時 期	概 要
災害発生後 3日～1週間	<ul style="list-style-type: none"> ・電気、ガス、水道等の復旧状況及び復旧に伴う二次災害の防止に関する情報 ・公共交通機関の復旧情報及び道路の交通規制に関する情報 ・生活の基礎情報(炊出し、風呂等の生活情報、行政サービス情報) ・安否情報 ・相談窓口の情報
災害発生後 2～3週間	<ul style="list-style-type: none"> ・交通やライフライン等の復旧により、軽微な被災であった市民は通常生活を再開することから、通常の行政サービスに関する情報を広報する。 ・避難所等で生活する被災者に対しては、災害関連の情報も併せて提供する。
災害発生後 4週間目以後	<p>応急仮設住宅での生活が始まるとともに、多くの市民が通常生活を取り戻す時期になり、被災者向けの行政施策情報とそれ以外の市民向けの通常行政サービス情報に分け提供する。</p>

(3) 公共施設等での広報

不特定多数の利用者が集まる公共施設等の施設管理者は、混乱による二次被害を防止するため、利用者に対して速やかに災害状況や施設状況について広報します。

6 報道機関への情報提供

(1) 災害報道の基本方針

報道機関への情報提供は、被災地からの情報発信という点でその効果は極めて大きいことから、早期に報道機関に対する発表が行える体制を確立し、状況の変化に応じた発表及び要請を行います。

(2) 災害報道の手段とその内容

放送・報道機関に対し、住民の安全確保及び社会的混乱の防止を目的として災害情報を提供し、住民に対して正確で迅速な報道を実施するよう協力を依頼します。

ア 報道機関への配慮依頼事項

放送・報道の実施に際しては次の事項について、配慮するよう依頼します。

- ・ 視覚・聴覚障がい者等に配慮し、テレビ放送には画像と音声の組み合わせや手話通訳、テロップを挿入するなどの必要な措置
- ・ 外国人の被災者のため、外国語によるラジオ放送の実施
- ・ 広報を実施する場合には健常者への伝達を前提とせず、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人等の要配慮者に対して特に留意して実施します。

イ 災害報道

次のとおり報道機関への情報提供を行います。

種 別	概 要
情報提供方法の設定	災害発生後に報道発表の時間や記者会見の方法、提供情報の一元化など情報提供方法を定める。
プレスセンターの設置	本庁舎内に災害時プレスセンターを設置し、報道機関に対して災害及び対策に関する情報を発表する。
記者発表	市民への要請など特に重要な情報の発表については、原則として本部長が記者会見等により行うものとする。

ウ 情報提供の目的と内容

項 目	内 容
発表事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部の設置、市の活動体制及び活動状況 ・ 地震、余震、津波に関する情報 ・ 各種被害の状況(発生内容、箇所、件数等) ・ 避難状況 ・ 医療関連情報(受入れ可能な病院等) ・ 食料、飲料水、生活関連物資の供給状況 ・ ライフライン、道路交通機関の状況(被害状況、復旧見通しなど)
要請事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会秩序保持のための市民への呼びかけ(出火防止、パニック防止、人命救助、相互援助、不要不急の行動の控えなど。) ・ 二次災害が予想される地域等への警戒 ・ 被災地外地区への支援呼びかけ ・ 流言飛語(デマ)や風評など混乱情報の打ち消し

7 災害時広聴

地域の被災住民から寄せられる生活上の不安などの解消を図るため、県と相互に連携して臨時災害相談所等を設け、発災直後からの時間経過に伴うニーズの変化に対応した総合的な相談活動を実施します。

(1) 市の広聴活動

1 避難所における相談・要望などの受け付け
2 自主防災組織等及び町内会等を通じた相談・要望等の受け付け
3 被災者のための相談所の設置及び各種相談窓口の開設
4 県及び防災機関に対する広聴活動の依頼 県及び防災関係機関に対し市の行う被災者のための相談活動に対する支援及び所管事項に関する相談窓口を開設するよう依頼する。この場合において、相談等は、職員のみならず、関係機関、弁護士等の専門家及び通訳ボランティアの協力のもと、外国人への対応についても配慮しながら、広域的かつ総合的に行う。

(2) 相談窓口等の設置

各避難所は、災害時における相談窓口の設置を次のとおり実施します。

項目	概要
相談窓口の設置	各避難所は、各種相談、罹災証明書の申請・交付、災害見舞金及び災害援護資金等の申請・交付等を処理する窓口を設置し、問い合わせ、相談、要望等に対応する。

(3) 要望等への対応

各避難所は、要望や意見等への対応を次のとおり実施します。

項目	概要
専門相談	避難所は、処理できない要望や意見等をファックス等により各小学校地区防災拠点を通じ災害対策本部へ報告する。災害対策本部は、必要に応じて関係各課の協力を求め回答を作成し、避難所へ送付する。
相談内容対応の共有	要望や意見等への対応内容については、取りまとめ関係課かいで共有する。

8 被災者支援窓口の設置

(1) 被災者支援窓口の設置

復旧状況や被災者のニーズによって変化する申請や相談等に対応するため、被災者支援窓口を設置します。

項目	概要
予定される申請事項	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書の申請・交付 ・被災住宅支援に関する申請(応急仮設住宅、住宅修理等) ・災害見舞金及び災害援護資金の申請・交付

<p>想定される相談内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認(家族の消息、捜索依頼、死亡者リストとの照会等) ・医療相談(病院等のあっせん、その他の医療相談) ・住宅相談(生活廃棄物の除去、修理・解体等) ・各種融資相談(税の軽減、減免、融資に関する相談) ・法律相談(借地借家、相続、その他権利関係等)
<p>窓口の対応</p>	<p>相談内容は多種多様となる可能性があるため、必要に応じて関係団体からの応援を求め対応する。</p>

(2) 要望等への対応

被災者支援窓口等から受けた要望や意見等について取りまとめ、全庁で共有します。
 また、寄せられた要望や意見等を分析し、応急対策や復旧対策に反映させるとともに、課題解消に向け県や関係機関と連携します。

第5節 避難対策計画

主管課：企画課・防災安全課・市民協働課・社会福祉課・障がい福祉課・高齢介護課・国保健康課・
都市整備課・子育て支援課・保育課

関係機関：県・警察・横須賀海上保安部・自衛隊・消防団・社会福祉協議会・東日本旅客鉄道(株)・
京浜急行電鉄(株)・社会福祉施設

1 避難対策に係る基本方針

(1) 震災時の避難対策に係る基本方針

震災時の災害特性を考慮し、避難に係る基本方針を次に定めます。

項目	概要
自己判断の原則	震災時の避難は、地震の揺れから身を守った後に、個々の状況に応じた避難場所の判断を行うことを原則とする。
津波からの避難	海岸付近にいる者は、大きな揺れや長い周期の揺れを感じたときは、津波警報の発表を待たずに海岸から離れた高いところへ避難する。
大規模火災からの避難	地震発生後に、大規模な延焼火災が発生したときは、住民の自己判断または避難勧告及び避難指示（緊急）により広域避難場所へ避難する。
集団避難の原則	地域の一時避難場所から避難所等への避難は、二次災害から身を守るため、自主防災組織等の主導による集団避難を原則とする。
避難勧告等の発令	災害の状況により避難が必要と認める場合に避難準備・高齢者等避難開始の発表、避難勧告の発令を行う。なお、状況がより切迫している場合には、避難指示（緊急）を発令する。
警戒区域の設定	災害の状況により特に必要と認める場合に警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域の立入りを制限若しくは禁止し、または当該区域からの退去を命じる。
避難誘導の実施	避難勧告等の発令及び警戒区域の設定を行ったときは、消防、警察等の関係機関及び自主防災組織等の協力を得て、避難誘導の実施に努める。
避難所の開設	市域で震度5強以上の地震が観測されたときには、状況に応じて避難所を開設する。
避難所の運営	避難所の運営は、災害対策本部の指示を受け、担当課の職員が担当避難所に向かい、避難所運営委員会を中心に運営する。
避難者の帰宅	一時的に避難した住民のうち、火災等による危険が去り、自宅が被害を免れたか被害が軽微であった者は、自宅に帰宅する。
地域への支援	自宅で生活が可能な在宅避難者及び避難所外の避難生活者への支援は、地区防災拠点又は避難所を拠点として行う。
避難所の閉鎖	避難所は応急的な生活場所であるので、自ら住居を確保することができない被災者の応急仮設住宅や借上げ賃貸住宅等への移行により、避難所の早期閉鎖に努める。
市外への避難	市内の避難所等の避難施設により収容しきれないような事態が発生したときは、県知事を通じて受入市町村のあっせんを依頼する。

(2) 帰宅困難者の解消にかかる基本方針

帰宅困難者対策の基本は、事業者、学校などの事業所や組織の責任において帰宅困難者の抑止に努めることにあります。

大規模な震災により交通障害が発生した場合には駅周辺等に帰宅困難者が滞留することを想定し、関係機関と連携し帰宅困難者対策に当たります。

2 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）等の実施

(1) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の発令

市長は、災害が発生した場合において危険が切迫し、市民の生命及び身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために避難の必要があると認めるときは、次により避難の勧告及び指示を発令します。

なお、居住者等に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を発令します。

ア 発令基準

種 別	概 要
避難準備・高齢者等 避難開始	気象庁（横浜地方気象台）が津波注意報を発表した場合 地震災害により人的被害の発生する可能性が高まった場合
避難勧告	気象庁（横浜地方気象台）が大津波警報または津波警報を発表した場合 地震災害により人的被害の発生する可能性が明らかに高まった場合
避難指示（緊急）	避難勧告の発令基準に該当し、危険な状況がより切迫している場合

イ 実施者

市長は、住民の生命、身体に危険が及ぶと認められるときは、危険地域の住民に対して避難を勧告または指示します。（災害対策基本法第60条）

なお、市長不在時等の代行者については、下表によるものとします。

代行者	概要及び法的根拠
職務代理者	危険の切迫により市長の判断を仰ぐいとまがない場合や市長が不在の場合には、副市長等の職務代理者が市長の権限を代行し実施する。なお、実施後直ちにその旨を市長に報告する。
県知事	災害により市長が避難勧告・指示の措置を実施できない場合には、県知事が市長の措置を代行する。県知事は代行した旨を公示し、市長に通知する。（災害対策基本法第60条第5項）
警察官及び 海上保安官	警察官及び海上保安官は、災害現場において市長等が避難のため立ち退きを指示することができないとき（連絡等のいとまがなく、これを行わなければ時機を失するような場合）、または市長から要求があったときは、立ち退きの指示及び警戒区域の設定をすることができる。この場合、その旨を市長等に速やかに通知する。（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条）なお、警察官は、人命または身体に危険を及ぼすおそれがある場合、その場に居合わせた者に対して避難の措置を講じることができる。この場合、その旨を県公安委員会に報告する。

自衛官	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、避難のための警告を発することができる。特に急を要する場合は、危険防止のため必要と認められる措置をとることを命じまたは自らその措置を講じることができる。
-----	---

ウ 内容

実施者は、避難勧告・指示の実施の際には、次の事項を住民等の対象者に伝達します。

ただし、津波到達までに時間的余裕がない場合等については、防災行政無線により高台への避難を呼びかけるのみの対応とします

また、市は、避難情報が対象者へ的確に伝達されるよう関係部局及び関係機関と綿密な連携をとります。

項 目	概 要
避難情報の伝達内容	<ul style="list-style-type: none"> ・避難を要する理由 ・避難勧告・指示等の対象区域 ・避難先とその場所 ・避難経路 ・注意事項

エ 伝達方法

項 目	概 要
住民への伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・対象世帯数等に応じて、防災行政無線、メール配信、緊急速報メール、広報車、各戸への呼びかけ、湘南ビーチFMなどを用いて実施する。 ・発令内容を市ホームページへ掲載する。 ・広範囲に伝達する必要がある場合には、放送機関への協力要請を行う。
関係機関への連絡	避難勧告及び避難指示（緊急）を発令したときは、警察、横須賀海上保安部、自衛隊等の防災関係機関に対してその内容を連絡する。

オ 報告

市長は、避難勧告及び避難指示（緊急）を発令したとき、若しくは警察官、海上保安官または自衛官が避難の指示を実施したと通知を受けたときは、速やかに次の事項を県知事へ報告します。

報告は、県災害情報管理システムまたはファックスにより行います。

項 目	概 要
県知事への報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告・指示の発令者 ・発令日時 ・発令の理由 ・避難対象区域 ・避難対象世帯数及び人員数 ・避難先

カ 解除

市長は、避難の必要がなくなると認めるときは、避難勧告及び避難指示（緊急）を解除し、直ちに公示その他の方法で対象区域の住民に伝達し、解除した旨を県知事へ報告します。

(2) 警戒区域の設定

市長は、災害が発生した場合において、市民の生命及び身体を保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次により警戒区域を設定します。

ア 実施者

市長は、災害の状況により特に必要と認める場合に警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対し当該区域への立入りを制限若しくは禁止し、または当該区域からの退去を命じます（災害対策基本法第63条第1項）。

なお、市長不在時等の代行者については、次の表により事前に定めます。

代行者	概要及び法的根拠
職務代理者	危険の切迫により市長の判断を仰ぐいとまがない場合や市長が不在の場合には、副市長等の職務代理者が市長の権限を代行し実施する。なお、実施後直ちにその旨を市長に報告する。
県知事	災害により市長が警戒区域の設定の措置を実施できない場合には、県知事が市長の措置を代行する。県知事は代行した旨を公示し、市長に通知する。（災害対策基本法第73条）
警察官及び海上保安官	警察官及び海上保安官は、警戒区域の設定を行う市職員等が現場にいないとき、または市長等が要請したとき、若しくは住民の生命、身体に危険が切迫していると認めるときは、警戒区域の設定を行うことができる。なお、実施後直ちにその旨を市長等に通知する。（災害対策基本法第63条第2項、警察官職務執行法第4条）
自衛官	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、警戒区域の設定を行うことができる。なお、実施後直ちにその旨を市長等に通知する。（災害対策基本法第63条第3項、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条）

イ 方法等

警戒区域の設定は、情報伝達のみによるものではなく、ロープ等による立入禁止区域等の明示及び市職員や警察官等による警戒区域内への進入規制を行うものとします。

ウ 解除

応急対策が終了するなど、警戒区域の設定を継続する必要がなくなると認めるときは、警戒区域を解除し、直ちに対象区域の住民に伝達します。

(3) 避難の実施

ア 震災時における避難の原則行動

市民は、震災時の災害特性を考慮し、以下に定める避難原則行動をとります。

項目	概要
徒歩の原則	避難時は、自家用車の使用を避け徒歩で避難する。

自己判断の原則	震災により倒壊家屋や道路の寸断等が予想されることから、避難所は状況に応じて自己の判断により選定する。
津波からの避難	海岸付近で大きな揺れや長い周期の揺れを感じた場合は、津波警報の発表を待たずに、海岸から離れた高台等へ避難する。
大規模火災からの避難	地震発生後に、大規模な延焼火災が発生した場合には、住民の自己判断または避難勧告や避難指示（緊急）により指定緊急避難所（大規模な火事）（以下「広域避難場所」という。）へ避難する。
集団避難の原則	地域の一時避難場所から指定緊急避難場所または広域避難場所への避難は、二次災害から身を守るため、自主防災組織等の主導による集団避難を原則とする。

イ 避難誘導の実施

避難勧告等の発令及び警戒区域の設定を行った場合には、消防、警察等の関係機関及び自主防災組織等の協力を得て、避難経路の安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路での避難誘導実施に努めます。

避難対象	避難誘導実施者
住民等	消防職員、消防団員、警察官、自主防災組織
学校施設、保育施設	施設職員
社会福祉施設	施設職員
事業所等	施設の防火管理者、管理責任者、施設管理者等

3 避難所の開設・運営

(1) 避難所の開設

被災者に対する救援措置を行うために、必要に応じ、災害の態様に応じて安全適切な場所を選定して避難所を開設します。

ただし、緊急の場合（各避難所要員の職員の到着を待ついとまがない場合）は、自主防災組織等の判断により、あらかじめ指定された避難場所に避難所を開設できるものとします。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所を開設できるものとします。

さらに、災害が長期にわたることが見込まれる場合には、避難行動要支援者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めます。

区 分	概 要
勤務時間内	<ul style="list-style-type: none"> 震度5強以上の地震が観測された場合には、避難所の開設準備のため、避難所要員に指名した職員を派遣し、施設の安全性を確認した後、速やかに避難者の受入れに必要な措置を実施する。 施設管理者は、発災直後で避難所要員の到着を待ついとまがない場合には、施設管理者の判断で避難者の受入れに必要な措置を実施する。
勤務時間外	<ul style="list-style-type: none"> 避難所要員に指名された職員は、震度5強以上の地震が観測された場合には、指定された避難所に参集し、施設の安全性を確認した後、速やかに避難者の受入れに必要な措置を実施する。 避難所要員は、発災直後で施設管理者の到着を待ついとまがない場合には、避難者の受入れに必要な措置を実施する。

(2) 避難者の受入

避難所への避難者の受入れは、次を基本として実施します。

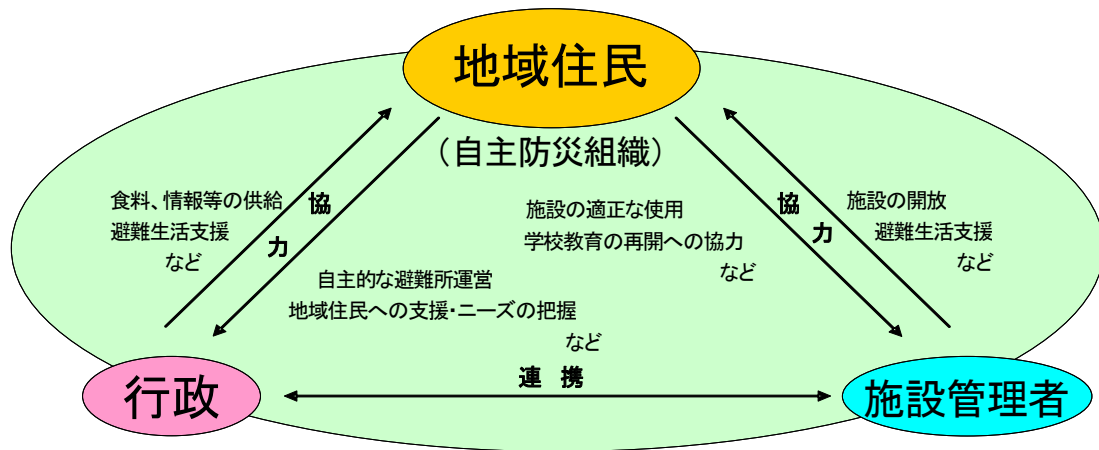
項目	概要
避難所の周知	避難所を開設した場合においては、速やかに地域住民に周知するとともに、県をはじめ県警察、自衛隊、横須賀海上保安部等防災関係機関に連絡する。
避難者情報の収集・報告	地域住民及び施設の職員と協力して、避難者名簿により避難者の住所、氏名、健康状態・負傷の有無等の情報を把握し、避難者一覧表を作成し定期的に各地区防災拠点へ報告する。
避難者への情報提供	地域住民及び施設の職員と協力して、掲示板等により災害対策本部からの被害情報等を避難者に提供する。
避難所の状況報告	避難者の状況、避難所周辺の被害状況、食料、飲料水、生活必需品の需給状況等について、定期的に地区防災拠点に報告する。

(3) 避難所運営委員会の設置

避難所の運営は、避難者が中心に行うことを原則とし、避難所開設後、避難所運営マニュアルに基づき、避難者の代表、施設管理者及び市職員で構成する避難所運営委員会以下「運営委員会」という。)を設置し、避難所の円滑な運営を行います。

(4) 運営委員会の構成

避難所の運営を行う運営委員会の構成及び地域住民、行政、施設管理者の3者の関係は次のとおりです。



(5) 避難所の運営管理

ア 市の避難所運営マニュアルに基づき、避難行動要支援者等や男女のニーズの違い、要配慮者等の多様な視点が反映できるよう十分配慮するほか、避難所の運営に当たっては、被災者に対する給水、給食措置等が円滑に実施できるよう努めるとともに、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、市民、自主防災組織等、災害救援ボランティア等の協力が得られるよう努めるものとします。

イ 避難所の生活環境については、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策やエコノミークラス症候群対策の必要性、ごみ処理の状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握を行い、必要な措置を講じるよう努めます。また、要配慮者や妊産婦、母子のための専用スペースの確保に努めるとともに、

巡回警備等により、避難所の安全性の確保措置に努めます。

さらに、ペット同行避難のルールを定め、飼い主が責任をもって飼育するための居場所確保やケージ等を用意するなどの具体的な対応がとれるよう努めます。

ウ 避難所のライフラインの復旧に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討します。

エ 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促します。

オ 災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な建設と、公営住宅、民間賃貸住宅等の活用により、避難所の早期解消に努めることを基本とします。

カ 避難所における避難者の避難生活が長期間に及ぶ場合には、空きスペースの状況を勘案し、子どもの遊戯・学習部屋や避難者の交流スペースの確保に努めます。

キ 避難所の運営管理は次を基本として実施します。

項目	概要
避難生活の維持	運営委員会は、避難所運営マニュアルに基づき、避難所の安全かつ秩序ある運営に努める。
避難所運営委員会の活動	運営委員会は、朝・夕にミーティングを行うなど、地域住民、行政、施設管理者の3者の連携を深め、安全かつ秩序ある避難所運営に努める。
地域への支援	運営委員会は、避難所内外の避難者の生活支援のため、救援物資、飲料水及び情報等の提供を行う。
食料等の供給	市は、避難者情報に基づき、食料や生活必需品を調達し、各避難所に供給する。
保健体制の整備	市は、避難所に保健師等を巡回または常駐させて、避難者の健康管理、健康相談等を実施する。
生活関連機器の設置	市は、避難が長期にわたる場合は、テレビ、空調設備、冷蔵庫、炊事設備、掃除機等の生活関連機器を調達する。
衛生管理	市は、校庭、公園等に仮設入浴施設や仮設洗濯場等を設置するなど、被災者の衛生管理に努める。
プライバシー及び男女のニーズの違いへの配慮	運営委員会は、避難者世帯間の間仕切りの設置等プライバシーに配慮するとともに、男女別の更衣室やトイレ、授乳室を設置する等、男女のニーズの違いに配慮した避難所運営に努める。
バリアフリー化	市は、スロープや障がい者用トイレの設置等、避難所のバリアフリー化に努める。
防犯対策	各避難所要員は、避難所における防犯対策を推進するため、警察と連携し、各避難所への巡回パトロールを実施する。
避難所内の秩序保持等	市は、避難場所及び避難所内における混乱の防止、秩序保持等、被災者の収容及び救援対策が安全適切に行われるよう措置する。
避難者名簿の作成等	各避難所との連絡体制の確立に努めるとともに、個人情報に配慮しつつ、避難者名簿作成等を実施する。なお、避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者等が含

	まれる場合は、その加害者等に居場所等が知られることのないよう、個人情報の管理を徹底します。また、避難生活が長期にわたる場合に備えて、国、県の協力のもと、公営住宅や民間賃貸住宅等の空室情報を把握するほか、応急仮設住宅の建設候補地をリストアップする。
ボランティア等の受入れ	市は、避難所において救援活動を行うボランティアの受入れについて、社会福祉協議会、県災害救援ボランティア支援センター及びボランティア団体のネットワーク組織等と連携して対応する。
震災時避難所の追加開設	市は、震災時避難所の避難者用スペースが不足する場合、関係部局と調整の上、付近の災害応急施設を選定し、追加の震災時避難所を開設する。

(6) 市外での避難者の受入れ要請

本市で指定している避難所のみでは、避難者を受入れることができない場合には、県または相互援助協定締結市に対し、避難者の受入れを要請します。

(7) 避難所の統合

仮設住宅への入居等により避難者が減少したときは、地域単位に避難所を統合します。

また、避難所への受入れ期間の長期化が見込まれ、教育活動の再開に支障を来す場合には、他の対応可能な避難所へ統合します。

(8) 避難所の早期解消

避難所の設置は応急的なものであるため、応急住宅の提供や避難者の生活再建支援を積極的に行うことで避難所の早期解消を図り、学校教育等の早期再開に努めます。

4 避難所外避難者の支援

(1) 避難所外避難者の把握

公共的空き地や自治会館、車中など、震災時避難所以外に避難をしている住民（以下「避難所外避難者」という。）について、各部局や関係機関の協力を得て把握を行います。

(2) 避難所外避難者の支援

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、職員や自治会の協力による巡回等、様々な手法で把握に努め、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保に努めます。

5 避難路の通行確保と避難の誘導

あらかじめ想定した避難路の安全確認を行うとともに、被災者が迅速かつ安全に避難できるよう、消防職員、警察官、その他の避難措置の実施者と相互に連携し、避難先への誘導に努めます。

なお、その際は、避難措置の実施者の安全確保に留意します。

また、災害種別一般記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めます。

6 帰宅困難者等対策

大規模な地震災害により交通障害が発生した場合、主要駅周辺、民間特定施設等に帰宅困難者が滞留することが予想されます。

市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑止を図るとともに、滞在場所の確保等の支援に努めます。滞在場所の運営に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した運営に努めます。

市は、帰宅困難者発生状況を把握し、必要に応じて事前に指定した帰宅困難者用の一時避難所を迅速に開設し、円滑な管理運営を行うとともに、帰宅困難者への開設状況の広報、県・鉄道事業者への情報伝達を行うなど、帰宅困難者解消のための総合的な対策を県と連携し実施します。

また、帰宅困難者を施設へ誘導する際には、道路状況など安全の確保に特に留意します。

(1) 帰宅困難者及び滞留者への対応

項目	概要
帰宅困難者の安全確保	駅、商業施設等の利用者の多い施設管理者は、地震による使用者等の混乱を防止するため、自らの施設を有効活用する。 帰宅困難者が発生し、自らの施設にとどめることが困難な場合は、必要に応じて警察官等の協力を得て安全な場所へ誘導する。
情報等の提供	主要道路その他の被害状況及び安全に帰宅するための公共交通機関等の復旧状況等の情報を提供し、徒歩帰宅者の安全で円滑な帰着を支援する。
応援の要請	帰宅困難者が多数発生し、市外への自力帰宅が困難な場合には、関係機関に対して帰宅支援の要請を行う。

(2) 避難所の開設および帰宅困難者の誘導

項目	概要
避難所の開設	終日にわたり公共交通機関の運行見込みがない場合は、主要駅近傍の避難所に帰宅困難者の収容を依頼する。
帰宅困難者の誘導	避難所の開設状況を各主要駅及び警察等に伝達し、帰宅困難者の避難所への誘導について依頼する。

7 施設利用者等の安全確保

災害時において、不特定多数の人を収容する公共施設及び集客施設等の管理者は、利用者の安全確保を図るため、次により自主的に防災活動を実施します。

また、自主的な防災活動が円滑に行われるよう、防災関係機関と協力のもと、施設管理者に対して必要な指示を行うものとします。

事項	概要
施設利用者の安全確保	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者に災害状況等を伝達し、災害内容の周知を図る。 2 避難誘導に際しては、高齢者、障がい者等の要配慮者を優先し、必要な場合は介護措置を行う。 3 人的被害が発生した場合は、可能な限り家族等へ状況連絡を行う。 4 自主的な防災活動が困難な場合、必要な措置について市及び防災関係機関に依頼する。

8 広域的避難

大規模な災害が発生し、市単独では避難場所の確保が困難となった場合に、市は県内の他の市町村への住民の受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求めます。

9 避難行動要支援者の避難対策

(1) 震災時における避難行動要支援者避難対策の基本方針

震災の災害特性を考慮し、避難行動要支援者の避難等に関する市と市民の役割を次のとおり定めます。

区 分	基 本 方 針
市等の役割	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難行動要支援者情報の収集を行い、常に避難行動要支援者リストの更新を行う。 2 避難誘導、避難所での生活環境の確保、応急仮設住宅への入居に当たっては高齢者、障がい者等に十分配慮する。特に福祉避難所の指定、高齢者、障がい者等の避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先入居、福祉仮設住宅の設置等に努める。 3 地域の支援者及び高齢者、障がい者等に向けた情報の提供について十分配慮する。 4 高齢者、障がい者等に対して、必要に応じて社会福祉施設等の利用、ホームヘルパーの派遣、車いす等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力のもとに実施する。 5 在宅の高齢者、障がい者等の所在情報を把握し、迅速に避難ができるよう努める。 6 地域及び避難所において、高齢者等が避難生活により健康を害し、要介護等の状態にならないための健康管理の取組みを行う。 7 避難所の運営に当たって、高齢者、障がい者等健康に不安のある避難者に対する身体的ケアを実施するとともに、精神的、心理的な訴えにも的確に対応できるようメンタルケアの実施に努める。 8 医療機関との連携を密にし、避難所等において、医療ケアが必要と認められる者については、入院等必要な措置を講じる。 9 避難誘導、情報提供、相談、避難所の運営等に当たって、留学生など外国人に十分配慮する。 10 市及び施設管理者は、在宅または施設利用の高齢者及び障がい者の安否確認及び避難対策について、地域の自主防災組織等と協力して実施する。
市民の役割	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難行動要支援者リストを適正に管理し、発災時においては、当該リストを活用した避難行動要支援者の安否確認等を行う。 2 避難生活においては、在宅及び避難所の避難行動要支援者等の見守り活動を地域の民生委員・児童委員等と協力して実施する。 3 その他相互扶助の観点から、主体的に避難行動要支援者等の支援に取り組む。

(2) 福祉避難所の開設及び運営

ア 福祉避難所の開設

妊産婦・乳幼児又は高齢者、障がいのある人など、常時介助が必要で、かつ、その疾患や障がいの特性から集団での避難所生活を長期に継続することが困難と認められる避難行動要支援者等を受け入れるため、あらかじめ指定された施設を福祉避難所として開設します。

イ 福祉避難所の統廃合

福祉避難所への避難者が減少したときは、震災時避難所と同様に避難所の統廃合を図ります。

(3) 福祉避難所への受入れの決定

福祉避難所への受入れの決定については、次に留意して実施します。

項目	概要
受入決定における留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、障がい者及び妊産婦・乳幼児等、社会福祉施設の専門分野に適合した避難行動要支援者等を受け入れることを原則とする。 ・ 入所型の社会福祉施設は、重度の要介護者を優先とする。 ・ 市内施設のみで受入れが困難な場合には、県へ受入施設の調整を要請する。

(4) 外国人の安全確保

言葉や文化の違いにより災害時において適切な行動がとりにくい外国人への対応について、次のとおり行います。

区分	概要
通訳・翻訳スタッフの確保	外国人が円滑にコミュニケーションを図れるよう通訳や翻訳スタッフ等を確保する。
情報提供	テレビ、ラジオ、インターネット等を活用して、外国語による情報提供を行う。県は、災害多言語支援センターにおいて、通知文等の発行、相談窓口の開設等による生活情報の提供を行う。

10 男女双方の視点に配慮した生活環境の確保

- (1) 被災時の男女のニーズの違いを踏まえた男女双方の視点や参画に十分配慮し、避難所における生活環境を常に良好なものとするよう努めます。
- (2) 避難所運営マニュアルに基づき、女性用のトイレや専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置及び設置場所の工夫、生理用品、女性用下着の女性による配布等、女性の生活環境を良好に保つとともに、安全性を確保し、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所1の運営管理に努めます。

第6節 消防対策計画

主管課：消防本部・消防署

関係機関：消防団

1 消防活動体制

(1) 災害活動組織

震災に対処するための消防活動組織として、次のとおり設置します。

逗子市消防本部等設置条例（昭和39年逗子市条例第34号）により本署の管轄区域及び分署の受持区域が各々規定されていますが、8分消防体制及び5分救急体制を確保するとともに、3方面警備体制の地域を明確にするため、優先出場する担当区域を次のとおり区分します。

名 称	担当区域	地 区 名 等
本署	東方面	逗子、桜山（4丁目の一部を除く）、沼間（2丁目の一部を除く）、新宿1・2丁目
小坪分署	西方面	小坪、新宿（1・2丁目を除く）、久木4丁目
北分署	北方面	池子、山の根、久木（4丁目を除く）、沼間2丁目の一部、桜山4丁目の一部

(2) 震災時の消防体制

南海トラフ地震臨時情報等による地震の警戒または発生による非常配備を行う体制を次のとおり定めます。大規模地震が発生するおそれのあるとき、または発生した場合において、消防部隊を増強し災害活動組織の増強を図るため、次の基準により震災特別配備体制を発令します。

市内の震度等	体制種別	活 動 内 容	動 員 職 員
震度4または津波注意報を入手した場合	第1次体制 (警戒体制)	災害活動、地震情報 及び被害状況の把握	消防総務課長、消防予防課長、警備課長、分署長、警戒要員
南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合			
震度5弱以上または津波警報・を入手した場合	第2次体制 (災害警戒本部設置体制)	災害活動、被害状況 の把握	全職員
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合			
震度5強以上または大津波警報を入手した場合	第3次体制 (災害対策本部設置体制)	災害活動、情報収集	
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合			

(3) 職員等の招集連絡と動員

ア 震災特別配備体制発令時の招集連絡

震災特別配備体制発令時における職員への連絡については、通信指令室から自動発令により実施します。

イ 動員方法

- (7) 緊急動員の必要がある場合は、所属長及び近隣在住職員を第1次、近隣在住職員以外の全職員を第2次で招集します。
- (8) 動員に時間的余裕のある場合は、所属長及び近隣在住職員以外の職員を第1次、近隣在住全職員を第2次で招集します。
- (9) 消防長の特命による動員の場合は、その指示によります。

ウ 警戒要員の動員

- (7) 所属長は、災害時の消防力を増強するため、消防署非勤務職員の協力体制により警戒要員をあらかじめ指定しておくものとします。
- (8) 本署は昼夜各2名、分署は昼夜各1名の警戒要員を確保し、災害時の即応体制に万全を図るものとします。

(4) 初動体制の確立

地震予知に伴う震災特別配備体制が発令されたときは、直ちに次の初動措置をとり、警戒活動体制を整えるものとします。

隊名	措置
各隊共通	1 庁舎及び車両等の安全確保 2 落下、転倒物の防護措置 3 非常電源等の確認 4 計画、資料の活用 5 その他責任者が必要と認める事項
指揮支援隊	1 消防指揮本部の設置 2 応急資機材等の調達 3 燃料、食料、飲料水等の確保 4 職・団員等に係る情報収集
情報調査隊	1 巡回広報体制の強化 2 情報収集及び防災主管課との連絡調整 3 危険物等の監視、警戒、応急措置、指導
通信指令室	1 情報の収集及び防災関係機関等への伝達 2 通信施設の確認及び安全確保 3 医療機関等との連絡調整 4 市民への情報提供
警備隊	1 出火防止、初期消火の処置 2 受付、立番、高所見張り勤務の実施 3 部隊編成 4 消防隊等の出場準備 5 車両移動無線局の開局及び試験 6 車両等の安全確保及び資機材の確認と増強 7 巡回広報

2 消火活動

(1) 消火活動の基本方針

震災時の消火活動は、次により実施すること。

ア 震災時の消火活動の基本

震災時の消火活動を最優先とし、消防力が優勢のときは、先制防御活動により一挙鎮圧を図り、また、劣性のときは、次の原則に基づいて消火活動を実施します。

項目	概要
重要防御地区優先	同時に複数の延焼火災を覚知したときは、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。
消火有効地域優先	同規模の延焼火災が出場管内に複数で発生したときは、消火有効地域を優先して消火活動を行う。
市街地火災優先	市街地の延焼火災及び市街地に面する部分の延焼火災の消火活動を優先とする。

イ 初期消火活動体制

(ア) 配備場所またはその付近で火災が発生したときは、直ちに消火活動を行い、配備場所の安全を確保したのち、消火活動の範囲を順次周辺へ拡大するものとします。

(イ) 地域活動中の消防隊にあっては、所在地点を中心とした火災発見に努め、火災を発見したときは、自主防災組織等を指導し消火活動を行います。

なお、津波に係る警戒区域内における消火活動については、津波来襲時の安全確保に努めるものとします。

ウ 炎上火災消火活動体制

配備場所またはその付近で火災が発生し、消火が困難と思われるときは、直ちに通信指令室に報告するほか、必要に応じ応援隊の出場を要請して延焼防止に全力を傾注します。

エ 大規模火災消火活動体制

項目	概要
防御線の設定等	前号の活動では火勢の阻止ができないと認めるときは、時期を失することなく適切な防御線を設定する。
防御線の基本	防御線は、幹線道路または河川、鉄道、空地等で阻止すべき面に耐火建築物の多い地域に設定することを原則に、有効な防御活動に努めるほか、飛火警戒及び住民等に対する避難の指示、誘導等を併せて行う。

(2) その他

消防は、消火活動の細部計画を作成し別に定めます。

3 救助・救急活動

地震発生後、市民一人ひとりが「自らの身は、自ら守る」、「失火防止に努める」とともに、被災者の救出・救護、消火活動を行い、災害の拡大の防止に努めるものとします。

また、市は、派遣内容や物資等の必要量等の活動内容をあらかじめ被害想定に基づいて災害に備えることとし、発災後速やかに、一体となって、救助・救急活動を行います。また、救助・救急、消火活動等を行う際には、安全確保に留意して活動を行います。

なお、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとします。

(1) 救助・救急活動の基本方針

震災時の救助・救急活動は次により実施します。

ア 震災時の救助・救急の基本

震災時の救助、救急活動は、救助隊、救急隊及び徒歩部隊により、人命の救助及び救命活動を優先し、次の原則に基づき実施します。

項目	概要
重症者優先	救助及び救急活動は、救命の措置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携の上救助、救急活動を実施すること。
要配慮者優先	負傷者多数の場合の救助、救急活動は、幼児、高齢者、障がい者等要配慮者を優先して実施すること。
火災現場付近優先	延焼火災が多発し、同時に多数の救助、救急事象が併発しているときは、火災現場付近を優先に救助、救急活動を行うこと。
救助、救急効率重視	同時に小規模救助、救急事象が併発したときは、救命率の高い事象を優先に救助、救急活動を行うこと。
大量人命危険対象物優先	延焼火災が少なく、同時に多数の救助、救急事象が併発しているときは、多数の人命を救護できる事象を優先に、効率的な救助、救急活動を行うこと。

イ 発災初期の活動体制

地震発生当初は原則として、署所周辺の救助、救急を行い、積極的に大規模事象の発見及び救急病院等の受入体制を把握し、広域救助、救急体制に移行する体制を整えます。

ウ 火災が少ない場合の体制

火災が少なく救助、救急事象が多いときは、早期に部隊編成順位を切り替えて災害現場に投入し、積極的な救助、救急体制を確保します。

エ 救助・救急事象の把握

救助・救急事象は、出火防止等の広報に出場中の広報査察車、参集職員、消防団員、自主防災組織等及び通行人並びに警察官等あらゆる情報媒体を活用して覚知に努めます。

(2) 救助・救急、消火活動

ア 市民及び自主防災組織等の役割

- (ア) 市民は、まず自身及び家族の身を守ることに最大限努め、かつ出火防止に努めます。
- (イ) 市民及び自主防災組織等は、近隣において救出・救護を行うとともに、発災時の初期段階で消火活動を行い、救助・救急、消火活動を実施する各機関に協力します。

イ 自衛消防組織の役割

事業者等の自衛消防組織は、発災時の初期活動として事業者等内での救助・救急、消火活動を行うとともに、可能な限り救助・救急、消火活動を実施する各機関に協力します。

ウ 市による救助・救急、消火活動

- (ア) 災害時の警防計画等により消防活動を実施しますが、消防の投入に当たっては、住宅密集地域、特殊火災危険区域を優先しつつ、火災の全体状況を把握しながら消火活動を行い、最も効果的な運用を図ります。
- (イ) 被害情報を把握しながら被害の拡大防止を主眼に、地域の防災組織等と連携して救助・救急活動を行う。特に、被災地域の医療機関等が被災した場合は、逗葉医師会など関係機関の協力のもと「神奈川県救急医療情報システム（広域災害・救急医療情報システム）」を活用して、広域的な救急活動を実施します。
- (ウ) 災害発生時に傷病者の緊急度や重傷度に応じた適切な処置や搬送を行うため、傷病者の治療優先順位を決定するトリアージの手法について定めます。
- (エ) 消防団は、地域防災の中核として、地域の自主防災組織等と連携し、発災直後の初期消火や被災

者の救出・救護を行うとともに、常時消防を補佐し、各種消防活動を行います。

- (ウ) 消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に救助・救急、消火活動の応援要請をするとともに、必要に応じ、神奈川県内消防広域応援実施計画に基づく応援要請及び緊急消防援助隊派遣要請等を行います。さらに、応援部隊の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減に努めます。なお、職員等のストレス対策として必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請します。
- (カ) 大規模な災害のため自衛隊が派遣された場合、最重要防御地域等の優先順位を決め、迅速に連絡します。
- (キ) 南海トラフ地震臨時情報が発表され、政府から事前の準備行動等を行う旨の公表があった場合、必要な準備等を行います。

エ その他

消防は、救助・救急活動の細部計画を作成し別に定めます。

第7節 津波対策計画

主管課：企画課・防災安全課・経済観光課・社会福祉課・障がい福祉課・高齢介護課・消防本部・保育課
 関係機関：県・警察・横須賀海上保安部・横浜地方気象台

1 津波対策に係る基本方針

津波による被害を最小限にとどめるために行う応急対策の基本方針を次のように定めます。

区 分	基 本 方 針
迅速な情報伝達	気象庁から発表される津波警報、津波注意報を防災行政無線、緊急速報メール、湘南ビーチFM放送の割込み放送、防災・防犯メール等により迅速に伝達し、沿岸住民及び海浜利用者等に海岸から離れた高いところへの避難や津波への注意を促す。
被害の拡大防止	津波による被害を最小限にとどめるため、防災行政無線、緊急速報メール、湘南ビーチFM放送の割込み放送、放送、防災・防犯メール等による津波警報等の伝達の他、避難勧告・指示を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行うとともに、海の家や海洋レジャー事業者への注意喚起、海面監視等の緊急対策を実施する。
津波からの避難	津波から身を守るためには、「海岸から離れ、直ちに高いところへ」避難することが重要であり、平常時からハザードマップや表示板等により津波に関する知識の普及を図りつつ、津波発生時には迅速な避難を呼びかける。

2 津波情報の伝達等

(1) 津波警報・注意報、津波情報、津波予報の発表

気象庁は、地震の発生後、津波の可能性迅速に判定し、必要に応じて津波警報等を発表します。

ア 津波警報・注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に 大津波警報、津波警報又は津波注意報を津波予報区（東京湾内湾、相模湾・三浦半島）単位で発表します。津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表します。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表します。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝えます。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表します。

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震 の場合の 発表	
大津波 警報	予想される津波の 高さが高いところ で3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してする。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波 警報	予想される津波の 高さが高いところ で1mを超え、3 m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波 注意報	予想される津波の 高さが高いところ で0.2m以上、1m 以下の場合であっ て、津波による災 害のおそれがある 場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記し ない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置付けています。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいいます。

津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合があります。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合があります。
- ・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行います。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合があります。

イ 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表します。

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波到達予想時刻や予想される津波の高さを発表
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

津波情報の留意事項等

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻です。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくる場合があります。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合があります。
- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合があります。
- ・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかる場合があります。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがあります。
- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなります。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分かからない場合もあります。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もあります。

ウ 津波予報

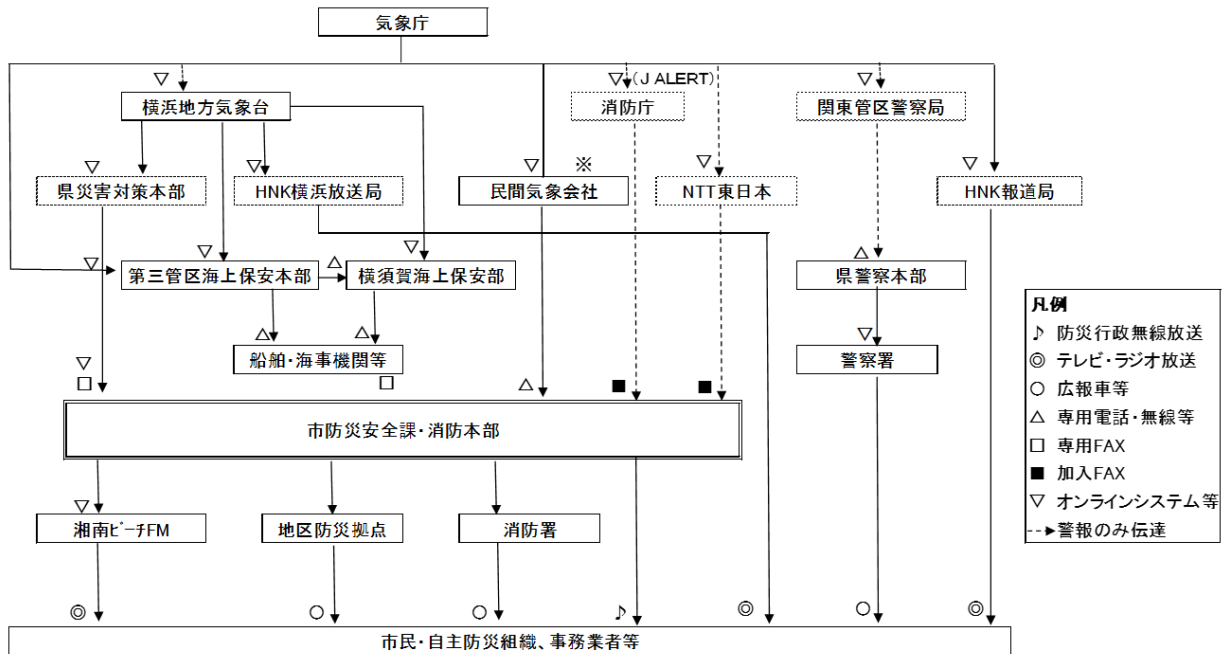
気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合に、以下の内容を津波予報として発表します。

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

エ 津波警報・注意報の伝達

津波警報・注意報が発表された場合には、次の伝達系統図に従い、迅速に伝達します。

〈伝達系統図〉



※ 気象業務支援センター等を介して伝達

破線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

※ 防災安全課不在時、防災行政無線と湘南ビーチ FM の操作は、消防本部・署で行う

オ 海面監視

地震を感知したとき、または津波警報・注意報等の情報を入手したときは、直ちに海面状態を監視するとともに、当該地震または津波に関する情報の入手に努めます。この場合における、海面状態の監視は、市消防職員等が行うものとします。

カ 内部連絡体制等の確立

- ① 携帯電話、MCA無線、庁内LAN等を活用する。
- ② 通信機材は、日頃から訓練を実施し、常に関係部局と連絡できる体制を確立する。
- ③ 職員緊急連絡網等により、勤務時間外であっても、連絡できる体制を確立する。

キ 海水浴客対策

海水浴客へは、次の手段により緊急情報を伝達します。

- ① 防災行政無線による緊急放送
- ② NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルが運用している緊急速報メール（エリアメール）による配信
- ③ 県が設置した津波情報盤への表示
- ④ 夏の海水浴シーズンにおける海の家への津波避難案内ポスター等の掲示及び海の家事業者による避難誘導
- ⑤ ウィンドサーファー等への津波フラッグによる情報伝達
- ⑥ 津波避難経路表示路面シートによる避難案内
- ⑦ 津波一時避難場所へ夜間でも誘導できる階段蓄光の整備

3 津波発生時の対処

津波発生時または津波警報等受信時の対処は以下のとおり実施します。

項目	概要
住民への情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> 市は、津波警報、大津波警報または津波注意報を受信した場合は、防災行政無線等により迅速に沿岸地域へ情報伝達を実施する。 津波警報及び大津波警報については、全国瞬時警報システム(Jアラート)により防災行政無線が自動放送されるが、その後も手動放送により繰り返し情報伝達を行う。
避難場所への情報提供	指定緊急避難場所（津波）に対して避難場所の開設を依頼する。
避難勧告の発令	市長は、発表された予想される津波の高さ等を勘案して、影響のあると予想される地域に対して避難勧告を発令する。
海岸保全施設への対応	市は、海岸保全施設の的確な防潮対策を実施し、安全を確保した上で海岸保全施設をパトロールする。
水防活動の実施	水防法第16条により県から水防警報の通知を受けた場合、関係部局は同法第17条に基づき水防活動を実施する。
船舶等への情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> 市は、津波警報または大津波警報が発表された場合は、関係機関へ迅速に伝達・周知する。 津波注意報が発表された場合にも、その取扱並びに周知に関しては警報に準じて処理する。
事業者への注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> 市は、漁業協同組合や海洋レジャー事業者への注意喚起を行う。 市は、港湾事業者への注意喚起を行う。
対処上の留意点	職員は、避難の呼び掛け、避難誘導、海面監視活動、水防活動等を実施する際は、自身が被害を受けないよう行動する。

4 避難対策

津波から身を守るためには、「海岸から離れた高いところへ」避難することが重要であり、平常時から、ハザードマップや表示板等により、津波に関する知識の普及を図りつつ、津波発生時には迅速な避難を呼びかけます。

(1) 市民の自主避難

市民は、沿岸付近で強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、または地震を感じなくても津波警報・注意報が発表されたときは、直ちに海岸付近から離れ、付近の高台等安全な場所へ避難するとともに、テレビ・ラジオ、防災行政無線、広報車等を通じて正しい情報を入手するよう努めます。

また、周辺に気づかない人がいた場合は、呼びかけを行うとともに、警報・注意報が解除されるまでは気をゆるめないように努めます。

(2) 避難勧告、避難指示（緊急）等

強い地震（震度4程度以上）または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じて避難の必要性を認める場合、直ちに避難勧告を行うなど、速やかに的確な対応を行います。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示（緊急）等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示（緊急）の対象となる地域を住民等に伝達します。

予想される津波到達時間を考慮しつつ、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、要配慮者の避難支援等の緊急対策を行います。

ア 避難勧告、避難指示（緊急）

津波からの避難は、緊急を要するため、近海で地震が発生した場合には、津波警報等が発表される前であっても、海面状態を監視し、異常を発見したときは、市長は市民等に海浜等から避難するよう勧告または指示をします。

また、気象庁等から津波警報を受信または津波による浸水が発生すると判断したときは、市長は直ちに沿岸地域等の市民に対し、避難勧告または避難指示（緊急）を行うとともに、その周知徹底を図るため、広報等必要な措置をとるものとし、市民は、付近の高台等に避難します。

なお、津波到達予想時刻を勘案し、活動方針を決定する等、避難の呼びかけを実施する者の安全確保について徹底します。

イ 県等への報告

津波のための避難勧告または避難指示（緊急）を実施した場合は、速やかに県に対しその旨を報告するとともに、隣接市町に連絡します。

ウ その他防災関係機関の措置

県警察は、津波警報が発表されたときまたは津波による浸水が発生すると判断した場合において沿岸市町長が避難勧告・指示をすることができないと認めるときまたは沿岸市町長から要請があったとき、若しくは危険が切迫していると自らが認めるときは、直ちに沿岸住民及び海岸利用者等に避難の指示を行います。

第三管区海上保安本部は、津波による被害が予想される沿岸地域の住民、海水浴客等に対しては、船舶、航空機等を巡回させ、拡声器、たれ幕等により情報を周知します。

第8節 食料・生活関連物資等供給計画

主管課：企画課・経済観光課

関係機関：県

市民の非常用備蓄等にもかかわらず、災害の規模により食料等（飲料水、生活用水、食料及び生活必需物資等）の不足が生じた場合、市は、備蓄物資の活用、各種協定等による物資の調達、支援物資の活用さらには広域的な支援を受け、被災者に早期に必要な食料等を供給します。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとします。

また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとします。

なお、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需物資等の円滑な供給に十分配慮します。

1 食料・生活関連物資等の供給に係る基本方針

備蓄食料等を活用するとともに、主要食料及び副食・調味料及び必要な生活必需物資等を調達し、被災者等に対して供給します。

(1) 食料・生活関連物資等の供給に係る基本方針

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとします。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや男女のニーズの違いに配慮します。

なお、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需物資等の円滑な供給に十分配慮します。また、避難所以外で避難生活を送る避難者、応急仮設住宅として提供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても、物資等が提供されるよう努めます。

震災時において、被災者に食料等を供給するための基本方針を次に定めます。

項目	概要
食料等の供給を行う場合	1 災害救助法が適用された場合 2 市長が被災者及び応急復旧作業に従事する者に対し、炊き出しによる給食を行う必要があると認めた場合
市民が行う備蓄	市民は、発災直後には、非常用持ち出し品の非常食を摂取し、また、避難生活の内3日間は、事前に備えた食料を摂取するよう努めるものとする。また、生活関連物資については、家族の状況に応じて、十分な量を備え、これを使用するものとする。
供給する食料	発災当初は、食料の調達が困難であるため、備蓄食料によるものとし、調達体制が整い次第、調達食料の配給や炊き出し等に移行する。
救援物資の募集	原則として行政、事業者以外からの救援物資の受付はしないこととし、個人等からは、義援金による支援を呼びかける。

2 食料の調達・配給等

(1) 食料の調達及び配送

食料の調達及び輸送を次のとおり行います。

項目	概要
食品の調達	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の調達に関しては、「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定」を締結する組合に、食料品の売り渡し要請及び輸送の依頼を行う。 ・協定による調達が困難な場合には、県知事に対して支援を要請する。 ・地域の復旧度合いに応じて、営業を再開した地元の事業者避難所への食料の供給を委託する。
燃料の調達	炊き出し用の燃料は、「液化石油ガスの供給に関する協定」を締結する逗子市プロパンガス防災協力会にLPガスの供給要請及び輸送の依頼を行う。
調達食料の配送	調達食料の配送は、輸送関係の協定業者の車両または食料提供事業者により、市の指示で実施する。

(2) 食料の配給

調達食料の応急配給は、次のとおり行います。

項目	概要
実施時期	初動活動期（発災から3日間以内で、県等からの調達食料が避難所に行き渡るまでの間。）
配給対象	食料の配給を必要とする者
備蓄場所	避難者用として、避難所及び防災資機材倉庫に備蓄する。 また、応急対策従事職員用として、防災倉庫に備蓄する。
備蓄食料の輸送	備蓄食料の輸送は、輸送関係の協定業者の車両により、市の指示で実施する。
配給場所	<ul style="list-style-type: none"> ・震災時避難所で配給する。 ・在宅避難者のうち自ら受け取りに来ることができない高齢者や障がい者等には、自主防災組織等、近隣住民等が供給支援する。
配給手順	<ul style="list-style-type: none"> ・発災初期には、パン、弁当、インスタント食品、缶詰、レトルト製品等、調理が不要または簡易調理により摂取できる食品から配給する。

3 生活関連物資供給対策

(1) 生活関連物資供給の実施

衣料品、日用品等の生活関連物資の応急供給は、住家の被害により衣料・寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失・き損した者またはこれらの物資を直ちに入手することができない状態にある者に対して行います。

(2) 生活関連物資の調達・配給等

ア 生活関連物資の調達及び配送

生活関連物資の調達及び配給等は、次のとおり行います。

項目	概要
物資の調達	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救援物資は、災害救助法が適用された場合は、原則県知事が調達して被災地域に交付する。 ・ 災害の状況により救助を迅速に行うため必要があると県知事が認めたときは、小売業者及び協定締結自治体等から調達する。
物資の管理	<p>調達物資及び救援物資の集積場所は、あらかじめ定めた物資配送拠点とし、市は、物資配送拠点の運営及び集積された物資の管理を行う。</p>
物資の配分・配送	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活関連物資に関する報告を取りまとめ、県知事に報告するとともに、県知事から示された配給基準に基づき、配給計画を作成する。 ・ 配分は物資配送拠点で行い、輸送関係の協定業者の車両により配送実施する。

イ 生活関連物資の調達及び配給

衣料品、日用品等の生活必需品等の物資の応急配給は次のとおり行います。

(ア) 生活関連物資の配給

項目	概要
実施期間	初動活動期～復旧活動期（発災から配給の必要のなくなった日まで。）
基準額	生活関連物資を配給する際の避難者の1人当たりの基準額は、災害救助法に基づき県知事が定める額とする。
配給対象	<p>生活関連物資の配給は、次の者に対して行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住家の被害により衣料・寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者 またはき損した者 2 これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者
配給方法	避難所に届けられた物資は、運営委員会が避難者及び届出のあった在宅生活困窮者の数に応じて必要な物資の品目・数量等を把握し、自主防災組織等、近隣住民及びボランティア等の支援を得つつ配布を行う。

(イ) 生活関連物資の種類

種別	品目
寝具	就寝に必要な毛布及び布団
衣服	普通着、肌着、作業衣、婦人服、子ども服及び雨ガッパ等
身の周り品	タオル、チリ紙、トイレットペーパー、おむつ及び生理用品等
炊事道具	釜、鍋、包丁、ヤカン及び卓上コンロ等
食器	茶わん、汁わん、皿、はし等

日用品	石けん、歯ブラシ、歯磨粉、爪切り、綿棒、薬、雨靴、雨傘、貯水用ポリエチレン容器、バケツ、ゴミ袋、懐中電灯、電球、携帯ラジオ及び電池等
光熱材料	マッチ、ローソク、固形燃料、携帯用LPG等
その他物資	自家用発電機及び灯油ストーブ等

4 救援物資の受入れ

物資の不足を補うため、被災地外からの救援物資の受入れ、配分については次のとおり実施します。

なお、発災直後は、個人からの善意に基づく救援物資への対応が困難であるため、原則として行政、事業者以外からの救援物資の受付はせず、個人等からは、義援金による支援を呼びかけます。

(1) 物資の募集及び受付

項目	概要
救援物資の募集	避難所からの情報により被災地内での物資の需要を把握し、救援物資希望リストを作成し、市ホームページへの掲載、報道機関への情報提供等により周知を図る。
救援物資の受付	救援物資の申し出を受けた時点で、受付日時、受付担当者名、物資の内容、物資の量、輸送手段、同行人員、出発日時及び受入場所等を各避難所と協議し、決定して連絡する。
救援物資の受入	<ul style="list-style-type: none"> ・陸上輸送の場合は、原則、救援申出者が物資配送拠点まで輸送を行う。 ・海上輸送及び航空輸送の場合は、救援申出者が、市内の緊急輸送拠点（物資受入港、ヘリポート）まで輸送し、緊急輸送拠点から物資配送拠点までの間は、輸送関係の協定業者の車両により輸送を行う。
県との連携	県が受け付けた救援物資の本市への配分を調整し、物資配送拠点に受け入れる。

(2) 救援物資の受入及び配給

項目	概要
救援物資の受入	陸上輸送の場合は、原則として救援申出者が物資配送拠点まで輸送を行うこととし、海上輸送及び航空輸送の場合は、救援申出者が市内の緊急輸送拠点まで輸送し、緊急輸送拠点から物資配送拠点までの間は、輸送関係の協定業者の車両により輸送を行う。
救援物資の仕分け	物資配送拠点では、集積される物資の仕分けを行い、物資の受入日時、物資毎の受入量、搬出先・種類・数量、物資毎の在庫量等を把握し物資の管理、配分を行う。物資配送拠点からの配送は、輸送関係の協定業者の車両により行う。
配送と配給	配送と配給は、前項にある生活関連物資と同様に実施する。

第9節 飲料水供給計画

主管課：経済観光課

関係機関：県・県企業庁

1 飲料水等の供給に係る基本方針

市は、応急給水班を組織し、県企業庁が確保した飲料水のほか、備蓄された飲料水、非常用飲料水貯水槽、鋼板プールの水、井戸水等を活用して応急給水を実施します。特に医療機関への速やかな給水を優先的に配慮します。

また、給水が困難な場合は、県に対して支援を要請します。

県企業庁は、応急飲料水の確保に努め、災害用指定配水池における応急給水を支援します。飲料水の確保が困難な場合は、必要に応じて、災害時、震災時等の相互応援に関する協定を締結している九都県市、関東地方知事会若しくは厚生労働省又は国の非常（緊急）災害対策本部等に支援等を要請するとともに、必要に応じて自衛隊に給水等を要請します。

事 項	概 要
給水方針	市は、災害発生時に飲料水を得られない者に対して、1人1日3リットルの応急給水を行う。
飲料水の確保	<ol style="list-style-type: none"> 1 県は、水道事業者に対して、飲料水の確保を指示する。 2 市は、県企業庁に要請して、飲料水の確保を行うとともに、自ら、湧水・井戸水・鋼板プールの水等を浄化处理して飲料水を確保する。 3 県企業庁は、災害用指定配水池における応急給水用飲料水の確保及び水道施設の被害状況の確認を行う。

2 飲料水の確保

県企業庁に要請して飲料水の確保を行います。飲料水は、県企業庁が災害用として指定している久木低区配水池及び桜山低区配水池のほか、市が設置した貯水槽の飲料水、耐震性プールまたは井戸水をろ過したものにより確保します。

3 応急給水等の実施

(1) 応急給水方法

ア 地震発生直後

地震発生直後は、市民等の備蓄飲料水の活用で対応します。

イ 拠点給水

地震発生から数日間程度は、1人1日3リットルの飲料水を供給するため、災害用指定井戸、学校・事業者等の緊急遮断弁付受水槽または耐震性プールの水をろ過した飲料水を避難所等と給水拠点へ運搬し、給水します。

ウ 応援給水

必要に応じて県、自衛隊、民間事業者等に応援を要請し、給水活動を実施する。この場合、必要な応援給水の種類（給水車両、ペットボトル、ポンプなど）を明確に伝えます。

エ 給水困難地域、避難行動要支援者等への給水

道路途絶地域や避難行動要支援者等への給水は、自主防災組織等、自治会・町内会、ボランティア等に協力を要請し、給水拠点からの給水を依頼します。

オ 災害用指定井戸の確保

大地震その他の災害により水道施設が被害を受け、給水が困難となった場合において、水道施設が復旧するまでの間、市内にある井戸水を飲料水や生活用水として活用できるよう、地域における応急給水の確保を図ります。

(2) 応急給水用車両等資機材

応急給水車両は、原則として、市が保有する車両及び協定を締結している民間協力機関の車両により、応急給水容器等を積載し給水を実施します。

市民側の給水容器は原則として、市民の備蓄によるものを使用し、必要に応じて市備蓄のポリタンク等を配布します。

4 応急飲料水以外の生活用水の供給

飲料水以外の生活用水等についても、必要最小限の範囲で確保及び供給に努めます。

5 応急給水の広報活動

地震災害時に実施する応急給水や応急復旧対策等の実施状況や活動状況を市民に適時、適切な情報を広報します。

- (1) 市民に対する広報は、広報車による巡回のほか、テレビ、ラジオ等の報道機関に協力を要請し、あらゆる手段で実施します。
- (2) 主な広報事項は、水道施設の被害状況、供給支障の状況、応急給水・応急復旧の現状と見通し、応急給水場所の状況及びその他必要と認める事項とします。
- (3) 水道の復旧等について、市民への情報提供を行うとともに相談窓口を設置します。

第10節 住宅対策計画

主管課：課税課・納税課・まちづくり景観課・都市整備課・消防署

関係機関：県

1 住宅に係る応急対策の基本方針

住居を失った被災者に応急住宅の供給等を行うための基本方針を次に定めます。

項目	概要
危険度判定の実施	被災した家屋及び宅地に対する危険度判定を迅速に行うことにより、二次災害を防止する。
被害調査の実施	災害救助法や被災者支援制度の適用及び応急仮設住宅の入居審査等に資するため、被災した家屋の被害認定を正確かつ迅速に実施する。
住宅の応急修理	災害によって住宅が被害を受け、応急的な修理によって居住を継続することができる場合には、住宅の応急修理を実施することにより、被災者の居住の安定を図る。
応急住宅の供給	応急仮設住宅の建設、民間アパート等の活用等により、被災者の居住の安定を図る。

2 危険度判定の実施

(1) 応急危険度及び被災宅地危険度の判定

地震発生直後に倒壊・破断した建築物・構造物（以下「建築物等」）及び被災宅地が引き起こす人的被害、余震による被害拡大等の二次災害を防止するとともに、従前住宅の利用を促進するため、建築物及び宅地等の応急危険度を判定します。

項目	概要
判定士の要請	地震発生後応急危険度判定の必要性を検討し、必要と認めた場合には、県に対して応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の参集を要請する。
判定士の輸送	判定士を輸送するための車両（自転車、オートバイを含む。）を確保する。
判定作業の準備	判定が円滑に行えるよう、判定作業実施までに、地区防災拠点別に班分けを行った上で次の準備を行う。 1 判定街区の割り当て及びマップの作成 2 判定士受入名簿と判定チームの編成 3 判定実施マニュアル、判定作業表、判定標識、判定備品
判定の対象	判定作業は、民間建築物等及び宅地を対象に外観目視点検調査を行い、3段階（危険・要注意・調査済）に区分し判定する。
判定の表示	判定士は、判定の結果を、判定標識の規準に従い建築物の入口または外壁等及び当該宅地の見やすい位置に表示する。
集計・処理	判定結果を集計の上、市長に報告する。

3 被害調査の実施

(1) 被災家屋調査の実施

被災者支援施策を実施するため必要な被害家屋の調査は、内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成21年6月改訂）」第1編に基づき実施します。なお、火災による被害については、次に準じて

消防が実施します。

項目	概要
事前準備	被災状況の把握や応急危険度判定の判定結果を参考にして調査区割を行うとともに、次の準備事項を実施する。 1 調査員及び調査備品等の確保 2 調査員の事前研修及び打ち合わせ 3 被災家屋調査の市民周知
第一次被害家屋調査	被害家屋を対象に2人1組で外観から目視調査を行う。
第二次被害家屋調査	第一次調査の結果を受けた被災者から再調査申請があった場合には、申請者の立会いのもと、内部立ち入りによる詳細な調査を実施する。
罹災台帳の作成	被災家屋調査の判定結果と家屋データ等を集積した罹災台帳を作成し、罹災証明書交付の基本台帳とする。

(2) 被害認定基準

逗子市災害分類認定基準にある住家被害の認定基準の概要を次に示します。

程度	被害程度の説明
全壊	住家が居住のための基本的機能を喪失したもの。 住家全部が倒壊、流失、埋没したもの。 損壊が延べ床面積の70%以上に及んだもの。または、当該住家の主要な構成要素の経済的損失が50%以上に達したもの。
半壊	住家が居住のための基本的機能の一部を喪失したもの。 損傷が甚だしいが、補修により元通りに再使用することが可能なもの。 損壊が延べ床面積の20%以上70%未満のもの。または、当該住家の主要な構成要素の経済的損失が20%以上50%未満のもの。
一部破損	住家が居住のための基本的機能の一部を喪失したが、被害の程度が半壊に至らないもの。
床上浸水	全壊及び半壊に達しない場合であって、1階の床面より上に浸水が認められるもの、または土砂等の堆積により一時的に居住できない状態となったもの。
床下浸水	建物基礎の地盤面より上に浸水があり、基礎内に浸水が認められるが、1階の床面より上に浸水が認められないもの。

4 被災住宅の応急修理

(1) 被災住宅の応急修理

自宅の応急修理に対する支援を次のとおり行い、居住の安定を図ります。

項目	概要
実施者	災害救助法が適応されたときは、県は市町村と密接な連携をとり、自らの資力では住宅の応急修理ができない者に対し、居室、炊事場、トイレ等の日常生活に必要な最小限度の部分について応急修理を行う。

対象者	1 災害によって住宅が半壊または半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者 2 自己資金では、応急修理ができない者 3 障害物の除去を行うことによって、応急仮設住宅等を利用しないと見込まれる者
修理部分	災害により被害を受けた住宅の応急修理の部分は、屋根、居室、台所及び便所等の日常生活上欠くことのできない部分で必要最低限のものに限られる。
修理期間	原則として、災害発生の日から1箇月以内に完了する。

5 応急住宅の確保

(1) 応急仮設住宅必要戸数の把握

応急仮設住宅として利用可能な公営住宅及び民間賃貸住宅等の戸数を関係団体とも連携して調査します。

(2) 応急仮設住宅への入居者募集及び運営管理

応急仮設住宅への入居者の募集を行う。この際、要配慮者優先の観点から、入居者の優先順位を設定して選考します。

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮します。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入りに配慮します。

(3) 応急仮設住宅の建設

災害によって住宅を失った被災者に対し、自らの資力では住居の確保ができない者に応急仮設住宅へ入居を次のとおり行い居住の安定を図ります。

項目	概要
実施者	災害救助法が適用された場合は県知事が実施するが、災害の状況により救助を迅速に行う必要がある場合その他必要と認める場合、県知事はこれを市長に委任することができる。災害救助法が適用されない場合は、市長が関係機関等の協力を得て実施する。
入居対象者	災害により被災し、自らの資力では住家を確保できない者で、次に掲げるいずれかに該当する者とする。 1 住家が全焼、全壊または流失した者 2 居住する住家がない者 3 二次災害等により、被害を受けるおそれがあるなど、1と同等とみなす必要がある場合

入居者の選定	<p>入居者の選定については、県知事が市長の協力のもと、被災者の資力その他の生活条件を十分調査の上行うことを原則とするが、県知事から委託された場合には市長が行う。</p> <p>この際、要配慮者優先の観点から入居者の優先順位を設定し、選考する。</p>
建設戸数	<p>入居者の選定により算出された必要戸数から、民間賃貸住宅の借上げや公営住宅により確保される応急住宅数を減じ建設戸数を決定する。</p>
建設場所及び用地の確保	<p>原則として公有地とし、震災時空地利用計画に基づき決定するが、公有地のみでは建設場所が不足する場合は、国有地、無償で提供を受けられる事業者等の民有地から確保する他、必要に応じて、2階建て仮設住宅の建設や自宅敷地内への建設等の方策を検討する。</p>
実施期間	<p>原則として、災害発生の日から20日以内に着工する。</p>
運営管理	<p>応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。</p>
入居期間	<p>応急仮設住宅への入居期間は工事が完了した日から2年以内とする。</p>
高齢者、障がい者への配慮	<p>身体的・精神的に虚弱な状態にあり、日常のケアを必要とする高齢者、障がい者等及びその家族に対して、平屋建て、バリアフリーなど、日常生活の送りやすさに配慮した応急仮設住宅を設置し、優先入居に努める。</p>
コミュニティの維持等	<p>応急仮設住宅の建設及び入居に当たっては、従前地区の数世帯単位での入居をすすめるなど、地域のコミュニティの維持に極力努めるとともに、集会所の建設や自治会の育成など地域活動の推進を図る。</p>

(4) その他の応急住宅の確保

市は、応急仮設住宅以外の方法による応急住宅の確保について次に定めます。

項目	概要
公営住宅の一時提供	<p>市営住宅の空き部屋及び県が提供する県内及び近接都県の公営住宅の空室状況に応じて、仮設住宅入居対象者を基準として割り当てる。</p>
民間アパート等の活用	<p>民間賃貸住宅、企業住宅、保養所等の民間所有施設についても、避難者の一時入居のため、その所有者に建物の提供について協力を要請する。</p>
帰省・疎開の奨励	<p>協定締結都市をはじめとした全国の自治体に公営住宅の空き家情報の提供を求め、出身地等への帰省や疎開を県と奨励する。</p>
相談窓口の設置	<p>各避難所との協力のもと、被害調査の再申請、住宅の応急修理、応急仮設住宅等への入居等の応急住宅関連の相談、申請を受け付ける専門窓口を設置する。</p>
その他の施策	<p>その他被災者の居住の安定を確保するための住宅関連施策を検討の上実施する。</p>

第11節 医療救護対策計画

主管課：国保健康課・消防署

関係機関：逗葉医師会・逗葉歯科医師会・逗葉薬剤師会・逗葉地域医療センター・県

1 医療救護に係る基本方針

震災時において、救護が必要な被災者等に医療及び助産を提供するための基本方針を次に定めます。

項目	概要
医療救護所の設置	大規模の地震が発生した場合、または被害状況に応じて、事前に指定した公共施設等を地域医療救護所として開設し、トリアージ及び医療機関への搬送手配、外科的負傷者のうち、軽・中等傷者に対する応急手当を実施する。
医療機関の運営	災害医療拠点病院及び応急二次病院に指定されている医療機関は、それぞれが定める災害対策計画に基づき災害医療体制を整え、負傷者等を受け入れる。
広域医療搬送への対応	災害の規模に応じて、災害拠点病院等におけるDMAT等の救護班の受入準備、重傷者の広域医療搬送拠点への搬送等、広域医療搬送を実施する。
医薬品・医療資機材の調達	不足する医薬品及び医療資機材の調達を、逗葉薬剤師会から行うほか、県に調達を依頼する。
心のケアの充実	被災による急性ストレス障害や心的外傷後ストレス障害等の「心の傷」のケアをするために、復旧活動期から長期的な対応を図る。

2 医療救護体制

(1) 医療救護活動の実施

医療救護活動の実施に当たっては、逗葉医師会、逗葉歯科医師会、逗葉薬剤師会及び逗葉地域医療センターと連携して次の活動を行います。

項目	概要
医療機関等の被災状況の把握	医療機関、保健福祉事務所等の被災状況の把握を行う。
医療機関等の活動状況の把握	医師をはじめとする医療スタッフの稼働状況、不足する医薬品、医療資機材やベッド数等の状況の把握を行う。
災害時医療情報の広報	災害時医療情報（稼働している医療施設の所在地等）を発表する。
広域医療搬送の調整	神奈川県医療救護本部と連携し、被災地外の医療機関の収容可能人員を把握し、防災関係機関に情報を提供するとともに、消防と連携し搬送の調整を実施する。
救護班等の要請及び配置調整	被災状況に合わせた医療救護体制整備のために、被災地外からの救護班等の派遣要請を県保健福祉事務所（地域災害医療対策会議）を通じて県医療救護本部に対して行うほか、救護班の配置調整を行う。

<p>医薬品等の救援物資の供給拠点の設置及び運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護活動に必要な医薬品等の救援物資の仕分け、配送をするための拠点（被災状況に合わせて複数箇所）を設置する。 ・医薬品の支給管理は、市が逗葉薬剤師会と連携し行う。地域医療救護所において血液製剤の供給が必要な場合、県保健福祉事務所を通じて県医療救護本部に対して供給の要請を行う。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の医療機関で対応できない重傷者、難病患者、人工透析者等を市外の医療機関等へ移送できる体制を整える。 ・疾患に応じた必要な医療の確保を行う。 ・遺体の検案を行うために、遺体安置所へ医師を派遣する。

(2) 医療救護所の運営

医療救護所の業務内容等を次に定めます。

項目	概要
<p>運営管理</p>	<p>医療救護所の運営管理は、市が逗葉医師会、逗葉歯科医師会及び逗葉薬剤師会と連携し行う。</p>
<p>医療スタッフ等の手配</p>	<p>地域医療救護所の医療スタッフは、逗葉医師会等及び逗葉歯科医師会が手配し、その他の人員及び機材の手配を行う。</p>
<p>医薬品・医療資機材の手配</p>	<p>地域医療救護所において必要な医薬品・医療資機材は、地域医療救護所での備蓄物資を利用するほか、県保健福祉事務所を通じて県医療救護本部に対して供給を要請し、または、逗葉薬剤師会や医療機関の現有物及び調達した物資を利用する。</p>
<p>主な活動内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・トリアージ及び医療機関への搬送手配 ・熱傷、骨折、創傷、打撲等の外科的負傷者のうち、軽・中等傷者に対する応急手当

(3) 広域医療搬送への対応

被災地外後方医療機関への搬送について次のとおり定めます。

項目	概要
<p>基本方針</p>	<p>被災地内での応急処置は原則として必要最小限にとどめ、重傷者等はできるだけ後方医療機関へ搬送する。</p>
<p>被災地内での搬送手段</p>	<p>広域搬送拠点への搬送については、医療機関ドクターカー、救急車等、重傷者の搬送に適した車両により実施する。</p>
<p>被災地外への搬送手段</p>	<p>原則として、後方医療機関への搬送は、県知事等に対して航空機による輸送を要請して行う。</p>

第12節 防疫・保健衛生対策計画

主管課：障がい福祉課・高齢介護課・国保健康課・資源循環課・環境クリーンセンター・都市整備課
 関係機関：県・逗葉医師会・逗葉歯科医師会・逗葉薬剤師会・獣医師会

1 防疫及び保健衛生に係る基本方針

震災時において、衛生状態の悪化による感染症等を防止し、被災者等の健康を守るための基本方針を次に定めます。

災害による被災者のこころのケアを行うために、精神科医をはじめとした医療、保健及び福祉関係者等の協力を得て、時期や状況に応じた必要な措置を講じます。また、非被災地域からこころのケアの専門職からなるチームが派遣される場合は、派遣に係る調整や活動場所の確保等を図ります。

さらには、被災者のみならず災害救援スタッフのメンタルヘルスの維持に努めます。

項目	概要
保健活動の実施	避難生活が長期にわたる場合は、必要に応じて健康相談等を行い、エコノミークラス症候群への対応の周知や心のケアへの対応を行う。
衛生管理の実施	震災発生後に伴う感染症・食中毒の発生を未然に防ぐため、配給された水・食品、支給物資及び炊き出し等の衛生管理を行う。
入浴の実施	入浴が困難な住民に対し、保健衛生、精神ストレスの解消及び疲労回復のため、入浴施設の早期確保を行う。
防疫活動の実施	災害時における感染症の多発流行に対処し、患者の早期発見、収容施設及び患者搬送の確保、消毒及び清潔の徹底、住民に対する周知その他迅速かつ的確な防疫活動により感染症の防止を図る。

2 生活衛生の管理

(1) 保健衛生

震災時における保健衛生活動を、次のとおり実施します。

項目	概要
活動の概要	1 避難所の食品集積場所、救援物資集積場所等の衛生確保 2 関係施設の貯水槽等の簡易検査 3 避難所等における健康相談の実施 4 エコノミークラス症候群防止等を目的とした体操等の普及啓発 5 長期的な視点による被災者の心のケアへの対応 6 仮設トイレの設置 7 食品関係営業施設、仮設店舗等の衛生指導 8 清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等に係る必要な措置 9 入浴可能な公衆浴場等についての情報提供 10 災害救援スタッフのメンタルヘルスの実施 11 その他水・食品に起因する危害発生の未然防止

(2) 入浴施設の確保

入浴が困難な住民に対し、保健衛生、精神ストレスの解消及び疲労回復のため、入浴施設の早期確保を次のとおり実施します。

項目	概要
入浴施設等の確保	大地震の発生により水道施設、電力施設及びガス施設等のライフラインが長期にわたり機能停止する場合は、住民等の衛生を確保するため、市は、一般公衆浴場の再開支援等により入浴施設の確保を行う。また、学校グラウンド、公園等に仮設入浴施設や仮設洗濯場等を設置するなど、被災者の衛生管理に努める。
要配慮者への配慮	入浴が困難な高齢者や障がい者等については、自主防災組織等、近隣住民及びボランティア等の協力を得て入浴サービスを実施する。

3 防疫対策

(1) 防疫活動の実施

震災に伴う衛生状態の悪化による感染症等を防止し、被災者等の健康を守るため、防疫活動を以下により実施します。なお、感染症の発生に対する処置は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「予防接種法」に規定するところによります。

項目	概要
防疫活動の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症予防上必要な場合の消毒、消毒用薬剤等の配布 ・災害地のそ族、有害昆虫等の駆除 ・予防接種の実施 ・広報誌・ホームページ等による感染症発生予防に関する知識の啓発 ・感染症予防のための保健衛生指導 ・その他環境衛生上の危害の発生防止についての啓発指導
防疫対象地域	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症患者が多く発生している地域 ・避難所 ・その他浸水区域など衛生状態が良好でない地域

(2) 防疫業務実施基準

災害時における防疫業務の実施基準を、災害の程度により次のとおり定めます。

等級	実施基準概要
A級	感染症流行のおそれのある地域が、広範囲にわたっている場合
B級	感染症流行のおそれのある相当広い地域が数箇所以上に及ぶ場合
C級	感染症流行のおそれのある地域が小さくかつ点在している場合

(3) 感染症患者収容施設

地区防災拠点からの要請により市外医療機関と連絡調整し、受入れの手配を行うとともに、搬送に必要な緊急車両の手配等を関係各課と連絡調整し確保します。

(4) 消毒薬等の確保

震災時における消毒薬等の確保は、次のとおり実施します。

項目	概要
資機材の備蓄及び調達	資材倉庫等に消毒薬の確保及びその散布器具を備蓄する。また、不足する場合は、市が逗葉薬剤師会及び関係業者に協力要請して調達する。

○ 防疫実施の方法

1 防疫体制の確立

市は、被災地域または被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対処方針を定めて、防疫体制の具体的な確立を図る。

2 感染症指定医療機関の確認

県は、災害の発生による感染症患者、または保菌者等の多発に備え、被災地域の感染症指定医療機関の収容力の把握に努めるとともに、患者移送に関して迅速かつ適切な指示体制の整備を図る。

3 治療勧告及び入院措置等

県は、感染症指定医療機関へ当該患者の入院を勧告または措置する。また、感染症の発生を予防し、または、感染症の発生状況、動向及び原因を明らかにする必要があると認める場合には、患者等に必要な調査を行う。発生場所及びその周辺地区等の消毒を実施するよう市町村に指示する。

4 感染症発生状況及び防疫活動の周知

感染症が発生した場合、市は、その発生状況及びその防疫活動等につき速やかに広報活動を実施する。県衛生研究所は、保健福祉事務所から依頼された検体検査の確定検診を行い、その情報を関係機関とともに周知する。

5 積極的疫学調査

- (1) 県は、災害に即応した防疫対策に基づき、被災地域所轄の保健福祉事務所と緊密な連絡を取り、実情に即した防疫活動の推進を図る。
- (2) 被災地域所轄の保健福祉事務所は、災害の規模に応じて1班あるいは数班の積極的疫学調査班を設け、被災地並びに集団避難所等における積極的疫学調査を行う。調査の結果必要がある時は、健康診断を実施する。
- (3) 積極的疫学調査班は、医師、保健師等をもって編成し、調査に当たっては調査班の稼働能力を考慮の上、緊急度に応じて計画的に実施する。
- (4) 被災地域所轄の保健福祉事務所のみで班の編成が困難な場合は、被災地外の保健福祉事務所の協力により班を編成する。

6 消毒

- (1) 県は、感染症の発生を予防し、または、そのまん延を防止するため必要と認めるときは、感染症法第27条の規定に基づき、当該感染症患者がいる場所等を管理するもの等に対し、消毒すべきことを命令する。
- (2) 県は、当該感染症患者がいる場所等を当該患者やその場所を管理する者がまん延を防止することが困難な場合は、市町村に消毒するよう指示し、または必要に応じて民間事業者を活用しながら、職員が消毒を行う。
- (3) 消毒を実施する者は、感染症法第27条の定めるところに従って行う。
- (4) 消毒の実施に当たっては、速やかに消毒薬剤等の手持量を確認のうえ、不足分を補い便宜の場所に配置する。

7 ねずみ、昆虫の駆除

- (1) 県は、感染症の発生を予防し、または、そのまん延を防止するため必要と認めるときは、当該感染症の病原体に汚染され、または汚染された疑いがあるそ族、昆虫等が存在する区域を指定し、当該区域を管理する者またはその代理の者に対し、そ族、昆虫等を駆除すべきことを命令する。
- (2) 当該感染症患者がいる場所等を当該患者やその場所を管理する者がまん延を防止することが困難な場合は、市町村に駆除するよう指示し、または、職員が駆除する。
- (3) 市は、そ族、昆虫等の駆除の実施に当たっては、機材及び薬剤の現状確認を速やかに行うとともに、不足機材等の調達に万全を図る。

8 予防接種の実施

- (1) 県は、感染症予防上必要と認めるときは、予防接種法第6条の規定により臨時の予防接種を行い、または市町村に対し行うよう指示する。
- (2) 市は、県の指示に従い臨時の予防接種を実施する場合は、ワクチンの確保等を迅速に行い、時機を失しないように措置する。

4 ペット対策

市は、県が作成する「災害時動物救護活動マニュアル（平成27年3月）」に基づき、獣医師会及び動物愛護団体等と連携して、被災した犬猫等の救護を行います。

項 目	概 要
避難所における飼育の原則	動物の飼育者は、避難所の責任者や他の被災者の理解と協力のもと、責任を持って飼育することを原則とする。
ペットの把握	避難所運営委員会は、次に挙げる事項を把握し、適正な管理を行う。 1 飼育者の氏名と住所 2 動物の種類と数 3 動物の特徴（性別・体格・毛色 等）
飼育場所の指定	避難所運営委員会は、避難所における飼育場所の指定を行う。
物資等の情報提供	市は、必要に応じ、次に掲げる情報の提供を行う。 1 動物用物資の配布（食料、生活必需品） 2 動物の負傷や病気に対する診断、治療 3 動物に関する相談（一時預かり、飼育相談 等）
保護施設等への受入調整	市は、獣医師会等関係団体の協力のもと、必要に応じて、避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。

第13節 遺体の搜索、対応、埋葬計画

主管課：企画課・社会福祉課・国保健康課・消防署

関係機関：県・警察・横須賀海上保安部・自衛隊・消防団・逗葉医師会・逗葉歯科医師会・逗葉薬剤師会

1 遺体等の搜索、対応及び埋葬に係る基本方針

項目	概要
行方不明者等の搜索	警察、自衛隊、その他の防災関係機関や自主防災組織等々の協力のもと、可能な限り早期の発見に努める。
遺体の処理	<p>遺体について適切な対応をとるため、神奈川県広域火葬計画に定める「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」に基づき、棺の調達、遺体の搬送の手配、遺体の保存のために必要な物資の調達等を実施するとともに、その衛生状態に配慮する。</p> <p>被害の状況に応じた遺体安置所の開設を迅速に行う。この際、死者に対する礼、衛生管理に配慮しつつ実施する。</p> <p>また、必要に応じて、神奈川県広域火葬計画に沿って県内及び県外の市町村の協力を得て、広域的な火葬の実施に努める。県は、これらが円滑に遂行できるよう協力する。</p>

2 行方不明者及び遺体の搜索

(1) 行方不明者・遺体の搜索活動

項目	概要
搜索の対象	災害のため行方不明の状態にあり、または周囲の状況により既に死亡していると推定される者とする。
広報	市及び逗子警察署は、災害現場から遺体を発見した者が、直ちに逗子警察署または直近の警察官にその旨を通報するよう広報を徹底する。
届出の受理	行方不明者の届出の受理は、地区防災拠点が行うものとし、受理した情報(住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他の特徴)は、住民基本台帳等と照合・整理し、行方不明者に関する調書に記録するとともに、作成した行方不明者に関する調書を逗子警察署に提出する。
搜索活動	市は、行方不明者・遺体の搜索活動は、警察、横須賀海上保安部、自衛隊、自主防災組織等や住民の協力を得て、可能な限り早期の発見・収容に努める。

(2) 発見した場合の措置

項目	概要
生存者の発見	人命救助、救急活動及び行方不明者・遺体の搜索中に生存者を発見した場合は、必要な応急手当を実施しつつ、直ちに医療機関へ搬送する。 なお、搬送は必要に応じて、自主防災組織等、近隣住居者等の協力を得る。

遺体の発見	遺体を発見した場合は、直ちに逗子警察署または災害対策本部に連絡の上、検視等を受けるため、遺体発見機関が、自主防災組織等、近隣住居者及びボランティアの協力を得て、遺体安置所へ搬送する。
-------	---

(3) 災害救助法の適用等

災害救助法が適用され、「死体の搜索」について県知事から本部長（市長）に権限の委任通知がされた場合は、厚生労働省が定める「災害救助事務取扱要領」及び第21章第2節「災害救助法の適用」等に基づき実施します。

災害救助法が適用されない場合は、災害救助法に準じ、本節に基づく措置を速やかに実施します。

3 遺体の収容及び対応

遺体の検視等、洗浄・縫合・消毒、遺体の身元確認・引き取り等（以下「遺体の取扱い」という。）については、神奈川県広域火葬計画に定める「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」に沿った棺の調達、遺体の搬送の手配、遺体の保存のために必要な物資の調達等を実施するとともに、その衛生状態に配慮して実施します。

(1) 遺体安置所の開設等

項 目	概 要
遺体安置所の開設	逗子警察署と協議し、あらかじめ適当と認められる公共施設のうち、遺体の検視等及び遺族等への引渡し等、実施のための施設を選定のうえ、遺体収容・安置施設として指定し、災害時には直ちに開設する。また、搜索により収容された遺体を遺体収容・安置施設へ搬送する。
遺体安置所指定施設	安置所を市内の被害状況に応じて開設する。
応援要請	遺体安置所の開設・運営に関して、本市での対応能力を超えると認められるときには、県及び防災関係機関に応援を要請する。
資機材の調達	協定事業者の協力のもと、必要な棺、ドライアイス、ビニールシート納体袋、毛布等を調達・確保するとともに、遺族感情を考慮して、生花、焼香台の調達についても配慮する。 なお、資機材が不足する場合は、県に資機材の調達について要請する。

(2) 遺体の受付及び対応

項 目	概 要
遺体の搬送・収容	遺体安置所を直ちに開設し、搜索により収容された遺体を搬送、収容する。
遺体の受付	警察官と協力の上、搬送者等から必要事項を聴取して受付書類を作成する。
遺体の見分・検視	警察（広域緊急援助隊を含む）が派遣した検視班が遺体を見分し、見分調書を作成する。
遺体の検案	遺体の検案は、医療救護本部の医師が、警察協力医、逗葉医師会、逗葉歯科医師会

	等の医師及び日本赤十字社神奈川県支部その他医療関係機関の支援を受けて遺体収容所（安置所）において行う。
遺体の洗浄 縫合・消毒等	必要に応じ、遺体安置所において遺体の洗浄・縫合・消毒等の処置を行う。

(3) 遺体の身元確認及び引き取り

項目	概要
身元不明者の対応	身元不明者について、行旅死亡人として本人の認識に必要な事項を記録するため、遺体及び歯型、所持品を写真撮影するとともに、人相、着衣、特徴等を記録し、遺留品等を保管する。
協力要請	逗子警察署、地元自治会・町内会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める。 警察は、身元不明者の身元確認のため、必要に応じて神奈川県警察医会等へ協力要請を行う。
遺体の引き渡し	逗子警察署は、検視等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族または関係者に引渡し、身元が確認できない遺体を市に引渡す。
遺体名の掲示等	検視等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体の氏名等を掲示し、遺族等の早期発見に努める。
関係書類の交付	死体検案書の交付、死亡届の受理、火葬許可証の交付等の関係法令上の手続きを行う。
身元不明遺体の処理	身元の確認ができず警察から引渡された遺体については、「墓地、埋葬等に関する法律」及び「行旅病人及行旅死亡人取扱法」に基づき埋葬または火葬し、焼骨を仮収蔵する。

(4) 遺体等対応の期間

区分	概要
災害救助法が適用された場合	遺体の処理（検視・検案、洗浄・縫合・消毒、遺体の身元確認・引き取り等）は、災害が発生した日から10日以内に完了する。 11日目以降も死体の処理を行う必要がある場合は、処理期間内に次の事項を明らかにし、県知事を通じて厚生労働大臣へ申請する。 1 延長の期間 2 期間の延長を必要とする地域 3 期間の延長をする理由 4 その他(期間の延長をすることによって処理される遺体の数等)
災害救助法が適用されない場合	遺体の処理は、できる限り速やかに完了する。

4 遺体の火葬・埋葬

(1) 火葬・埋葬の実施

項目	概要
対象者	災害時に死亡し、災害により通常の埋火葬を行うことが困難である者
実施者	災害救助法が適用された場合には、県知事の委任を受けて市長が実施する。災害救助法が適用されない場合には、市長が埋火葬を実施する。
応援要請	火葬場の被災や火葬場の処理能力が遺体数に対して不足する場合は、県知事へ広域的な火葬に係る応援を要請する。
埋葬の実施	火葬場の被災や火葬場の処理能力が遺体数に対して不足する場合で、広域的な火葬の応援を待ついとまがない場合は、応急的な仮葬として埋葬を実施する。
外国人への配慮	外国人の遺体については、風俗、習慣、宗教等の違いに極力配慮して埋火葬を実施する。

(2) 火葬・埋葬の期間

区分	概要
災害救助法が適用された場合	遺体の火葬・埋葬は、災害が発生した日から10日以内に完了する。 11日目以降も遺体の火葬等を行う必要がある場合は、期間内に次の事項を明らかにし、県知事へ申請する。 1 延長の期間 2 期間の延長を必要とする地域 3 期間の延長をする理由 4 その他(期間の延長をすることによって火葬・埋葬される遺体の数等)
災害救助法が適用されない場合	遺体の火葬・埋葬は、できる限り速やかに完了するものとする。

5 市民への情報提供

項目	概要
実施事項	行方不明者の搜索状況、遺体安置所の開設状況、収容遺体の搬送先等について、広報誌や報道等を通じて情報提供を行う。
注意事項	遺体(死亡者)数、死者の氏名、身元不明死体数等の広報に当たっては、警察、消防等関係機関と協議の上、統一的に行う。

第14節 災害廃棄物等の処理対策

主管課：防災安全課・資源循環課・環境クリーンセンター

関係機関：県

「神奈川県災害廃棄物処理計画」等に基づき、連携してごみ処理施設及びし尿処理施設の被災状況を把握するとともに、し尿収集対象やごみの発生量を推計し、応急体制の確保を図り、適切な収集・処理に努めます。

1 廃棄物及びし尿の処理に係る基本方針

震災時において、通常の廃棄物及び下水処理が不可能になった場合における対処の基本方針を次に定めます。

項目	概要
必要な人員の配置	「神奈川県災害廃棄物等処理業務マニュアル」等に基づき、対策組織に必要な人員を配置する。
連絡体制の確立	「神奈川県災害廃棄物等処理業務マニュアル」等に基づき、相互間の連絡体制を確立する。
ごみ処理施設 し尿処理施設 の被災状況の把握	災害発生後速やかにごみ処理施設及びし尿処理施設の被災状況を把握し、その状況を関係機関に報告する。
廃棄物の収集	災害が一部地域に限定される場合は、あらかじめ定めた収集体制と応援によって収集する。なお、全市に及ぶ広範囲な災害の場合は、主要幹線道路沿い、駅周辺等市街地中心部の重点収集に切り替える。
し尿の処理	大規模災害の発生により下水道施設が被害を受けた場合は、避難所を中心に仮設トイレを早期に設置し、し尿の収集はバキュームカーにより実施する。
衛生状態の保持	清掃、生活ごみの収集処理についても必要な措置を講じる。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物の収集

災害時に発生したごみの収集は次のとおり実施します。

項目	概要
収集体制の確保	避難場所の収容人数及び断水地域の在宅住民の人数等から、ごみの発生量を推計し、通常時のごみの収集・処理体制に基づき、収集体制の確保を図る。
支援要請	ごみの収集・処理業務の増大により、収集車両や人員、処理施設的能力が不足する場合、処理施設が倒壊または稼働不能な場合等は、県への支援の要請を検討する。県は、市町村からごみ処理に関する支援の要請があった場合は、県内の他市町村と調整を行うなど、必要な支援を行う。
収集方法	大規模災害発生時には、被災地域における通常の収集方式は不可能となると考えられるため、主要幹線道路及び避難所等に臨時ごみ集積所を設ける。
収集方法の周知	市民に対し、臨時ごみ集積所への搬出、分別、自己搬入等の広報を行う。

仮置き場の設置	ごみ処分場の一時的な使用不能、道路事情によりごみ処分場への運送が困難となる場合や、倒壊家屋等のがれきの一時集積場所として仮置き場を選定し、収集したごみやがれき等を集積する。
---------	--

(2) 廃棄物の処理

収集したごみの処理は次のとおり実施します。

項目	概要
焼却処理	収集されたごみは、極力分別し自区内処理に努める。処分能力を超える量のごみが排出された場合は、他市町焼却場での処分に係る応援を県知事に要請する。
埋立処分	焼却し得ない残余のごみについては、可能な限り埋立処分とする。処分能力を超える量のごみが排出された場合は、他市町での処分に係る応援を県知事に要請する。
その他の処分	自区外にて資源物として処理委託している品目については、可能な限り自区外処理を継続する事とし、関係各県知事に資源物の受け入れについての配慮を要請する。 焼却施設の一部または全部が被災し、使用不可能となった場合は、処分できない大量のごみが発生するため、公園または海浜地等の空地を利用し、一時仮置きするとともに、必要に応じて、他市町焼却場での処分に係る応援を県知事に要請する。

3 し尿の処理

(1) 仮設トイレの設置

震災の発生により上下水道施設、電力施設等のライフラインが被害を受けた場合は、その被害の状況に応じて、避難所等に仮設トイレを設置します。

なお、避難所や各地域における仮設トイレの設置に当たっては、避難所運営委員会が中心となり実施します。

項目	概要
仮設トイレの設置	住民の避難状況や上下水道の被災状況と復旧の見通し等の情報に基づき、仮設トイレの必要性や配置を考慮しながら、速やかに仮設トイレを設置する。
仮設トイレの備蓄等	組立トイレ（大・小）、マンホールトイレ用備品を防災倉庫等に備蓄する。 備蓄している仮設トイレ数が不足する場合は、し尿収集の委託業者の備蓄分や、仮設トイレのリース業者からの調達を検討するとともに、県への支援の要請を検討する。 県は、市町村から仮設トイレに関する支援の要請があった場合は、県内の他市町村と調整を行うなど、必要な支援を行う。
設置場所	避難所のほか、ライフラインの被害によって水洗トイレの使用が不可能な在宅被災者を考慮して、必要に応じて公園等の拠点に仮設トイレの設置を行う。
設置基準	避難所における仮設トイレの設置数は、避難所避難者及び在宅避難者 100 人に対して 1 基を目標とする。

調達・確保	仮設トイレの設置必要数に対して備蓄数が不足する場合には、流通在庫や広域応援によって調達・確保する。
要配慮者への配慮	高齢者、障がい者等の要配慮者に対しては、段差がなく、便座に座れるトイレ及びオストメイト対応トイレを使用する。

(2) 携帯トイレの配布等

震災の発生によりトイレが使用できない場合に備えて、生活関連物資として備蓄した携帯トイレを、避難所等で被災者に配布します。

なお、使用済み携帯トイレは、通常の燃やすごみとして処理します。

(3) し尿の収集と処理

大規模災害の発生により下水道施設が被害を受け、管路による汚水の排除ができない場合の収集は次のとおり実施します。

項目	概要
収集体制の確保	避難場所の収容人数及び断水地域の在宅住民の人数等から、し尿収集対象発生量を推計し、通常時のし尿の収集・処理体制に基づき、収集体制の確保を図る。
支援要請	し尿の収集・処理業務の増大により、収集車両や人員、処理施設の能力が不足する場合、処理施設が倒壊または稼働不能な場合等は、県への支援の要請を検討する。 県は、市町村からし尿処理に関する支援の要請があった場合は、県内の他市町村と調整を行うなど、必要な支援を行う。
収集方法	バキュームカーによる直接収集とする。
重点収集場所	通常の各戸収集は一時中止し、避難所やその他公園等に設置されている仮設トイレ、医療機関、その他の公共施設等を優先して収集する。
応援要請	下水道普及率の向上によりバキュームカーが減少しているため、近隣自治体や協定締結都市に対し、収集車両等の支援要請を行う。
し尿の処理	収集したし尿は、原則として葉山浄化センターにおいて処理するが、被害の状況によっては、他市町処理場での処理に係る応援を県知事に要請する。

4 廃棄物等処理の際の秩序維持・環境対策

(1) 適正処理の推進

災害廃棄物等の処理が適正に行われるよう監視・管理します。

特に災害の規模が甚大で大量の障害物が発生する場合には、仮置き場へ無秩序に災害廃棄物等が持ち込まれないよう、搬入許可証を発行するなどの対策・指示を行います。

(2) 排出の自粛要請

一般廃棄物（し尿を除く）の収集能力が低下する場合には、一般家庭には、可燃ごみ以外のごみ家庭での一時保管、事業系ごみは排出の自粛等を要請するなど、市民等に協力を呼び掛けます。

(3) 環境対策

項 目	概 要
粉じん・アスベスト等への対策	解体事業者や所有者・管理者に対し、粉じんやアスベスト粉じん、騒音・振動等の防止に必要な措置について指導・周知を行う。
事業者の措置	事業者は、市や県と連携し、有害物質の漏洩を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

第15節 障害物の除去計画

主管課：防災安全課・資源循環課・環境クリーンセンター・都市整備課・消防本部

関係機関：警察・県・関東地方整備局

1 障害物除去に係る基本方針

震災による道路や河川、港湾に堆積した土砂やがれき等の障害物は、災害応急対策及び災害復旧を実施する上で大きな支障となるため、除去します。

なお、民有地内の住宅関係の障害物等については、基本的には土地所有者が処理すべきものですが、公共交通や応急対策の障害など市民の安全が脅かされる場合は、市民の安全確保を最優先させ、現場の判断でこれらの障害物を除去するものとします。

2 がれき除去の実施

震災により、道路、河川等に堆積した土砂やがれきの除去を行い、市内の応急復旧を実施します。

(1) 除去の対象

災害時におけるがれきの除去は、次の場合に実施します。

項目	概要
実施する場合	1 市民の生命、財産などの保護のため、速やかに除去を必要とする場合 2 避難、消火等、緊急に応急措置を実施するため除去を必要とする場合 3 河川はん濫、護岸決壊等の防止その他水防活動実施のため除去を必要とする場合 4 交通安全及び輸送の確保に必要な場合 5 その他公共的立場から除去が必要と認められる場合

(2) 除去の実施者

災害時におけるがれきの除去の実施者等は次のとおり。

項目	概要
実施者	1 道路、河川や港湾等を閉塞した土砂やがれきなどの障害物の除去及び保管は当該道路・河川等の管理者が行う。 2 市街地に堆積した土砂等で国土交通省が定める基準に該当するものの除去は、都市災害復旧事業の適用により市長が実施する。 3 その他倒壊家屋等のがれきの除去や、家屋の解体に係る廃棄物の処分については、第4章第14節に定めるところによる。
応援等の要請	災害緊急協力事業者等に協力を要請するほか、障害物除去の範囲が広範囲な場合は、県に対して応援を要請する。

(3) 除去の方法

項目	概要
優先除去対象	1 優先啓開路線における車両の通行を妨げる障害物 2 河川氾濫等の二次災害の防止のために除去が必要と認められる障害物
使用資機材	市は所有する応急対策器具を用いて障害物を除去するほか、災害緊急協力事業者の重機・トラックなどを有効に活用しつつ実施する。

仮置き場等への集積	除去した障害物は、それぞれの実施者の判断に基づいて応急措置として最寄りの広場等に集積した後、仮置き場へ順次運搬を行う。
-----------	---

(4) 仮置き場の運用等

仮置き場の運用については、次のとおり実施します。

項目	概要
仮置き場の使用	仮置き場の使用については、市の管理する遊休地及び空地等とし、除去対象物の種別、運搬方法、応急対策の優先順位等を勘案して使用する。
民有地等の借り上げ	市の管理する遊休地及び空地等が不足する場合は、国、県の管理地または民有地について、所有者等の同意を得て一時借り上げるなどの措置を実施する。
搬入券による管理	災害の規模が甚大で大量の障害物が発生する場合には、無秩序に災害廃棄物が持ち込まれないよう、仮置き場への搬入を許可する搬入券を発行し、搬入券のない廃棄物については、搬入を認めないこととする。

3 生活障害物除去の実施

震災によって、土砂、樹木等の障害物が住家またはその周辺に運び込まれ、日常生活に支障をきたしている生活障害物を除去することにより被災者を保護します。

(1) 除去の対象

災害時における生活障害物の除去は、次の場合に実施します。

項目	概要
実施する場合	1 地震災害等によって、土石、竹木、土砂が日常生活に欠くことができない場所に運び込まれ、これを除去する以外に居住の方法がないと認められたとき。 2 自らの資力では障害物の除去ができないと認められたとき。

(2) 除去の実施

災害時における生活障害物の除去の実施者等は次のとおり。

項目	概要
実施者	1 生活障害物の除去は、災害救助法が適用された場合には、県知事の委任を受け市が実施する。 2 災害救助法が適用されない場合は、市が実施する。
実施方法	市が、災害緊急協力事業者等に協力を要請して実施する。 ただし、厚生労働大臣が定める1世帯当たりの金額を限度として行う。
実施の機関	災害が発生した日から10日以内に完了する。
窓口の設置	生活障害物の除去の申請は、市が設置する応急住宅に関する窓口で受け付ける。

(3) 仮置き場の運用等

仮置き場の運用については、前節に準じて実施します。

第16節 緊急輸送対策計画

主管課：管財契約課・国保健康課・都市整備課・消防本部

関係機関：県・警察・横須賀海上保安部・自衛隊・東日本旅客鉄道㈱・京浜急行電鉄㈱

1 緊急輸送の確保に係る基本方針

震災時において、緊急物資及び人員等を輸送する緊急輸送路をはじめとした路線網を確保するための基本方針を次に定めます。

項目	概要
車両等の確保	緊急輸送に適した車両を事前に把握し、緊急通行車両の事前確認を申請するとともに、災害発生時には、各機関等へ車両等の要請をすることで、輸送手段の確保に努める。
輸送計画の策定	緊急物資等を避難所等の拠点に円滑に搬送するために、事前に輸送計画を定め、災害発生時における円滑な緊急輸送の確保に努める。
輸送路の確保	災害発生時には、管理する路線の被害状況を早急に把握し、障害物の除去、応急復旧を行い道路機能の確保に努める。

2 緊急輸送の実施

(1) 市保有車両の使用

項目	概要
車両の把握	市は、市保有車両のうち、あらかじめ緊急通行車両に登録された緊急輸送活動に活用可能な車両を把握するものとする。
車両の使用	各部局は、配車依頼を行い、指示された車両等を使用する。

(2) 各機関への要請

項目	概要
市内各機関への要請	市保有車両で不足する場合は、次により要請を行う。 1 市内のバス会社、運送会社等に、乗用車、貨物自動車、特殊車両の使用について協力を要請する。要請に当たっては、車両の運行のみならず、荷役についてもあわせて要請する。 2 船舶については、市内の漁業協同組合等に協力を求める。
県への要請	県に対して、乗用車、貨物自動車、特殊車両、船艇、船舶等の調達・あっせんを依頼する。
鉄道会社への要請	道路の被害等により自動車による輸送が不可能な場合、または遠隔地において物資を調達した場合において、鉄道による輸送が適当であると認められる場合は、各鉄道会社に協力を要請する。
航空輸送の要請	災害の状況により航空機による輸送を必要とする場合は、県知事に対し、自衛隊、横須賀海上保安部の航空機による輸送について、出動を要請するよう求める。

(3) 海路による緊急輸送の実施

海路による緊急輸送については、第3章第7節に記載する物資受入れ港施設を拠点に実施します。

(4) 緊急通行車両の確認手続

災害対策基本法第76条第1項に基づく交通規制が行われたときは、第3章第7節の規定に基づき、緊急通行車両として公安委員会へ申し出て、その確認を受け、緊急通行車両確認証明書・同標章の交付を受けます。

(5) 配車等

項目	概要
集結場所	輸送に従事する車両は、輸送に従事する前に、緊急通行車両確認証明書・同標章の交付を受ける。
表示板の掲示	輸送に従事する車両は、「災害輸送」の表示板を車両の前面及び両側面に掲示する。
配車	車両の使用状況を常に把握しつつ適正な配車を行う。

3 輸送対象の想定

(1) 緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、概ね次のとおりとします。

区分	概要
第1段階 発災直後から 2日目までの間	<p>災害によりもたらされた直接的な被害・死傷等に対応するとともに、災害の混乱を緩和させるために最優先して必要とされるもので、主に次のものを対象とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 救助、救急活動、医療活動の従事者及び医薬品等の人命救助に要する人員及び物資 2 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 3 政府災害対策要員、他市町等災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害応急対策に必要な要員・物資等 4 後方医療機関へ搬送する負傷者等 5 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階 発災後3日目から 概ね1週間の間	<p>災害による被害を軽減するとともに、災害による混乱を収束させ、かつ、被害を受けた生活基盤を復旧するに際して応急的に必要とされるもので、主に次のものを対象とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 上記第1段階の続行 2 食料、水等生命の維持に必要な物資 3 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 4 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階 発災後概ね1週間 以降	<p>災害により困難となった当面の生活を支えるとともに、災害復興に必要とされるもので、主に次のものを対象とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 上記第2段階の続行 2 災害復旧に必要な人員及び物資 3 生活必需品

(2) 輸送路の選定

輸送路の選定にあつては、第3章第7節1「(1) 緊急交通路・緊急輸送道路」にある輸送路を優先使用しますが、被害の状況等により輸送路の使用の可否が左右されることから、まず被害の状況を把握し、必要に応じた輸送路を選定します。

(3) 緊急輸送計画の作成

道路啓開状況、物資集積状況、避難所情報を集約し、応急対策の進捗状況に合わせた緊急輸送計画を適宜作成します。

(4) 交通支障状況の把握

迅速かつ効果的に緊急輸送活動を行うために、緊急輸送道路を中心に道路等の被害状況を関係機関で速やかに共有します。

区 分	概 要
国道・県道に関する情報	国道、県道等の支障箇所について、横浜国道事務所金沢国道出張所(国道16号)、県土木事務所(県道及び国道134号)、警察署、東日本高速道路㈱、神奈川県道路公社から収集する。
市道に関する情報	市指定緊急輸送道路を中心に道路の被害状況を点検し、県土木事務所、警察署等の関係機関へ連絡する。また、緊急輸送道路の機能に支障があると判断される区間の情報を集約する。

4 緊急輸送道路の確保

災害発生時には、管理する路線の被害状況を早急に把握し、障害物の除去、応急復旧を行い道路機能の確保に努めます。その際、市指定緊急輸送道路補完道路の確保を最優先に応急復旧等を実施します。

(1) 交通支障の把握

緊急輸送路線の確保に当たり、その被害状況を把握、通報することにより、国、県及び防災関係機関との情報の共有化を行います。

区 分	概 要
国道・県道	国道、県道等で通行に支障がある箇所についての情報は、横浜国道事務所金沢国道出張所(国道16号)、県(県道及び国道134号)、警察から収集する。
市道	その管理に属する道路、橋りょうの支障箇所について、県、警察または防災関係機関へ連絡する。

(2) 市指定緊急輸送道路補完道路の応急復旧

項 目	概 要
被害状況の把握	災害発生後、事業者等と区間を分担し、市指定緊急輸送道路補完道路の被害状況を点検する。
情報の集約	道路に流出した土砂等によって、市指定緊急輸送道路補完道路の機能に支障があると判断される区間の情報を集約する。
道路啓開計画の策定	災害応急対策における重要性等を判断し、啓开区間の優先順位や啓開実施者等に関する道路啓開計画を策定する。

啓開作業の実施	道路啓開計画に基づいて、必要に応じて事業者等と協力し、啓開作業を実施する。
遺棄自動車の除去	放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは道路管理者に通報する。 市が管理する道路においては運転者等に対し移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、警察、事業者等と協力しつつ車両の移動を行う。
二次災害の防止	トンネルやがけの崩落による土砂の除去等の実施に当たっては、地震感知器を使用するなど、余震による再崩落等の二次災害の防止策をとった上で実施する。
仮置き場への搬入	啓開作業の中で発生した土砂・がれきについては、啓開実施者が仮置き場等の保管場所への搬入券の発行を受け、自ら保管場所への搬入を行う。

5 障害物の除去

(1) 実施機関

- ア 各種応急措置を実施するため障害となる工作物及び山（がけ）崩れ、浸水等によって住家、またはその周辺に運ばれた障害物の除去を行います。実施困難なときは、県に対し応援協力を要請します。
- イ 道路、河川等の管理者は、道路、河川等にある障害物の除去を行います。道路管理者は、災害対策基本法第76条の6第1項により、災害が発生した場合において、緊急車両通行の妨げになる車両等を、区間を指定して道路外の場所へ移動すること等の措置を命ずることになります。県管理の道路、河川等については、県土整備局及び環境農政局が県警察又は消防、自衛隊の協力を得て、障害物の除去を行います。
- ウ その他施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地所有者または管理者が行います。

(2) 障害物除去の対象

災害時における障害物（工作物を含む）除去の対象は、お概ね次の場合とします。

- ・市民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- ・河川氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合
- ・緊急通行車両の通行、緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- ・その他、公共的立場から除去を必要とする場合

(3) 障害物除去の方法

- ア 障害物の除去の実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用いまたは土木建設業者等の協力を得て、速やかに行います。
- イ 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後に支障の起こらないよう配慮して行います。

(4) 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮しますが、概ね次の場所に集積廃棄または保管します。なお、この集積場所については、関係用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とします。ただし、災害の状況によっては、海岸、河川敷、緑地帯等を一時使用します。

- ・廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地その他廃棄に適当な場所
- ・保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所

- 除去した障害物が二次災害の原因にならないような場所
- 広域避難地として指定された場所以外の場所

第17節 学校教育等計画

主管課：教育総務課・学校教育課・保育課

1 災害時における学校教育の実施に係る基本方針

(1) 災害時における学校教育の実施に係る基本方針

災害時には、児童・生徒等の安全確保を図るとともに、学校教育の実施等に万全を期すため、教育施設、教員及び学用品等の早期確保に努め、応急教育の円滑な実施を図ります。

(2) 情報通信手段の確保

市教育委員会は、児童・生徒の安全のための的確な指示や報告を実施するため、学校との連絡手段を確保します。

2 発災時の措置

震災発生時、授業等の実施が困難な場合、学校長は教育委員会からの指示により、またはその指示を受けることが不可能である場合は学校長の判断により、次の措置をとるものとします。

(1) 児童・生徒等の措置

項 目	概 要
学校の対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め、的確な指揮に当たる。 2 学校長は、児童・生徒等の生命・身体的安全確保を図るとともに、安全が確認されるまでは、学校で児童・生徒等を保護し、安全が確認された後に、保護者へ引き渡す。ただし、公共交通機関の運行中止等により保護者が帰宅できないことも想定されることから、保護者が来校するまでは、学校で児童・生徒等を保護する。なお、震度に応じて、あらかじめ対応を定めておく。 3 学校長は、市教育委員会に避難誘導等の状況を速やかに報告する。 4 学校長は、初期消火及び救護・救出活動等の防災活動を行う。 5 学校長は、休日、祭日及び夜間等に災害が発生した場合、非常招集した教職員により、児童・生徒の安否確認を行う。
学校教職員の対処、指導基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 学級担任等は、学校防災計画等、あらかじめ決められた方法で、児童・生徒等の安全確保を図った後、避難誘導を行う。その後、対策本部の指示により、さらなる児童・生徒等の安全確保に努める。 2 障がいのある児童・生徒等については、介助体制などの組織により対応する等、十分配慮する。 3 児童・生徒等の保護者への引き渡しについては、あらかじめ決められた方法で確実にを行う。 4 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童・生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。 5 児童・生徒等の安全を確保した後、対策本部の指示により防災活動に当たる。

(2) 学校施設の管理

項 目	概 要
被害状況の報告	地震発生後、各学校長は、児童・生徒や教職員の安全を確認した後、施設の被害を点検し、被害の有無に関わらず、速やかにその状況を教育委員会に報告する。教育委員会は、各学校からの被害状況報告を取りまとめ、災害対策本部に報告する。

(3) 学校等における避難場所の開設

避難場所に指定された市立学校等は、市と連携して避難場所を開設し、避難者の安全確保を図ります。

3 学校教育

(1) 学校教育の実施基準

学校施設の被害の程度に応じた学校教育の実施基準を次のとおり定めます。

区 分	概 要
施設の被害が軽微な場合	各学校において、速やかに応急措置をとり、授業を行う。
施設の被害が相当に甚大な場合	残存の安全な教室の使用、または特別教室、屋内体育施設等の転用により、学級合併授業、一部または全部の二部授業を行う。
施設の使用が全面的に不可能な場合	近隣の安全な学校や公共施設の利用、または用地の確保が可能な場合は、仮設教室の建設等の方法により、授業を再開する。

(2) 学校教育の実施

学校長は、被災状況、復旧期間を勘案し、状況に応じた教育活動を実施します。

学校長は、できる限り速やかに出勤可能な教職員の実態を把握し、教育活動の実施に支障がないよう努めるものとします。

項 目	概 要
教職員の確保	<p>1 臨時参集 教員は原則として各所属に参集するものとする。ただし、交通途絶で参集不能な場合は、最寄りの学校（小・中学校）に参集する。</p> <p>(1) 参集教員の確認 各学校において、責任者（学校付近居住者）を定め、参集した教員の学校名、職、氏名を確認し、人員を掌握する。</p> <p>(2) 参集教員の報告 学校で掌握した参集教員の人数等について、市教育委員会に報告する。</p> <p>(3) 市教育委員会の指示 市教育委員会は、前項で報告された人数、その他の情報を総合判断し、市立学校に対し教員の配置等を適宜指示連絡する。</p> <p>(4) 臨時授業の実施 通信の途絶または交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教員をもって授業が行える体制を整える。</p>
学校教育実施場所の確保	<p>市教育委員会は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。</p> <p>1 被害箇所及び危険箇所の応急修理 被害箇所及び危険箇所は早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。</p>

	<p>2 公立学校の相互利用 授業の早期再開を図るため、県と連携して、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。</p> <p>3 仮校舎の設置 校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて授業の早期再開を図る。</p> <p>4 公共施設の利用 被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育施設その他の公共施設を利用して、授業の早期再開を図る。 この場合、教育委員会は、災害対策本部と協議し、利用についての総合調整を図る。</p>
教育内容の選択	学校長は、被災の状況及び施設の復旧期間を考慮し、学校教育の期間及び内容等を定める。

(3) 学用品の支給等

住家が倒壊、焼失等により被害を受け、教材・学用品を喪失または棄損した児童・生徒等に対し、その調達及び支給について、次のとおり実施するものとします。

項目	概要
学用品の確保のための調査	<p>1 県教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量を市町村教育委員会を通じて調査する。</p> <p>2 県教育委員会は、調査の結果、教科書等の学用品の確保が困難な市町村に対して、教科書等の学用品を供与するために、文部科学省及び県内図書取次店への協力要請等必要な措置を講じる。</p>
学用品の調達	教育委員会は、被災した児童・生徒等について実態を把握し、教科書、教材、文房具等の授業用物品を教材納入業者の協力を得て調達する。なお、災害の程度により、災害救助法による学用品の給付手続をとるほか、県に対し必要な措置を要請する。
学用品の支給	学用品等の支給については、災害の規模範囲及び被害の程度等により、災害救助法施行令第9条第1項の基準に準じた支給を行う。

(4) 学校給食

項目	概要
学校給食の確保	学校長は、給食施設設備及び物資の現状並びに食材納入業者の被災状況を早急に把握し、それらの状況によって学校給食の実施または中止を決定する。
配給	学校施設を避難所として使用した場合、給食施設は、非常炊き出し用施設として利用され、学校独自での使用が不可能となるため、児童・生徒等の給食は、住民に配給するものと同様のものをもって行う。
衛生管理	災害が発生した場合は、調理場に関係者以外の者の出入りを禁止するとともに、食器具類の加熱または薬品による消毒を完全に実施し、伝染病や食中毒が発生しないよう衛生管理を徹底する。また、調理場には、最小限の消毒薬を備蓄する。

(5) 児童・生徒等の心的症状の対応

学校長等は、被災後、児童・生徒等の心的症状に対応するため、日頃から、学校医、スクールカウンセラー、教育相談機関等との連携を密にし、校内相談体制の整備を図るとともに、校内研修に努めます。

(6) 避難所が開設されている場合の対応

項 目	概 要
学校の対応	<p>1 児童・生徒等が通常授業を受けることができるよう区割りを実施し、避難者と児童・生徒等が混同しないよう注意する。 避難者を受け入れるに当たり、体育館内の区割りを実施する。</p> <p>2 避難行動要支援者等のうち、高齢者や乳幼児を抱えた世帯は、避難所で生活することとなる。このため、高齢者は、高齢者優先トイレの近くに、乳幼児を抱えた世帯は、授乳スペース等を確保するなど、極力生活環境に配慮することが望ましい。</p> <p>3 立ち入り禁止区域を教材室、事務室、コンピューター室、校長室、職員室、放送室等について通常授業が行える状況を確保するため設定する。</p> <p>4 体育館が定員に達した場合、使用可能な部屋に入場してもらう。使用可能な部屋は、施設図を作成し、使用可能な部屋と使用不可の部屋を区分する。 なお、教室については、原則開放しない。開放した場合は、指定避難所を縮小するとき、最初に閉鎖する。</p>

4 通常授業への復帰

項 目	概 要
施設の復旧等	<p>教育施設の被災または避難所として使用していることにより授業が長時間にわたって中断することを避けるため、被災した教育施設の被害箇所・危険箇所の応急修理、学校の相互利用、仮設校舎の設置及び公共施設の利用等を行い、教育の早期再開を図る。</p>
通常授業への復帰	<p>各学校長は、施設の復旧対策状況をみて、速やかにその施設に児童・生徒を収容し、教育を平常の状態に復帰させるように努め、その時期を早急に保護者へ連絡する。</p>

5 保育所等における応急対策

(1) 児童の保護対策

保育所及び放課後児童クラブ（以下「保育所等」という。）は、「第2節 発災時の措置」に準じて、児童の避難・誘導・保護を実施します。

(2) 被害状況等の把握

災害が発生した場合、保育所等は、施設設備の被害状況及び児童の安否、所在等を把握し、市に報告します。

(3) 応急保育の実施

応急保育の実施に当たって、児童をもつ市民が安心して生活再建のための活動に専念できるよう援助するとともに、児童の精神的安定を確保します。

ア 通所の可否による保育の実施

(イ) 通所可能な児童について

通所可能な児童については、各保育所等において保育等します。

(ロ) 通所できない児童について

通所できない児童については、地域ごとに実情を把握するよう努めます。

イ 保育所等での対応

(7) 入所児童以外の受入れについて

入所児童以外の児童については、可能な限り受入れ、保育等するよう検討します。

(4) 長期間保育所等が使用できない場合

災害により長期間保育所等として使用できない場合、防災関係機関と協議して早急に保育等が再開できるよう措置するとともに、平常保育等の開始される時期を早急に保護者に連絡するよう努めます。

第18節 警備・交通対策計画

主管課：防災安全課・都市整備課

関係機関：県・警察・県公安委員会・逗子警察署・第三管区海上保安本部

1 警備及び交通規制等に係る基本方針

地震発生時においては、一時的に社会生活が麻痺状態となり、混乱に乗じた各種犯罪の発生も予想されます。

このような事態に対処するため、警察及び関係機関が実施する災害警備活動が円滑かつ効果的に実施できるよう緊密に連携を図ります。

2 警察による警備活動

(1) 災害警備活動

大地震発生時においては、逗子警察署は警察署警備本部を設置し、次のとおり災害警備活動にあたります。

項目	概要
救出救助活動の実施	把握した被災状況に基づき、迅速・的確な救出救助活動を実施する。
防災関係機関との連携	逗子警察署長は、消防等防災関係機関と連携を密にするとともに、各機関の現場責任者と随時、警察署等において搜索区割り等現場活動に関する調整を行う。
避難の指示等の実施	警察官は、災害対策基本法第61条により避難の指示を、また、同法第63条により警戒区域を設定する。また、警察官職務執行法第4条により避難等の措置を行う。

(2) 警察による警備活動との連携

ア 災害警備活動との連携

県警察による災害警備活動については、本市が行う災害応急対策との連携が必要なため、情報共有を図り、相互に円滑な活動が行われるよう努めます。

イ 災害発生時の防犯対策の強化

大震災後は、無人化した住宅街や商店街等での窃盗事件や、社会混乱に乗じた生活経済事件等の犯罪が発生していることから、総合対策部は、警察や町内会等と連携して被災地域及びその周辺における社会秩序の維持に努めます。

3 交通規制の実施

(1) 交通規制の実施

大震災発生時に通行規制もしくは緊急優先通行を図る必要が生じた場合、各実施者は次のとおり規制を行います。

項目	実施者	概要
被災地等への流入規制	警察機関	道路交通法に基づき、大震災が発生した直後に優先的に避難路及び緊急通行路の機能確保を図るため、次により規制する。 1 混乱防止及び被災地への流入抑制のため、通行禁止区域または通行制限区域(以下「通行禁止区域等」という。)を設定し、交通整理または交通規制を行う。

		2 高速自動車国道及び自動車専用道路については、通行禁止区域等におけるインターチェンジ等からの流入を禁止する。
緊急交通路の確保	公安委員会 警察機関	災害対策基本法に基づき、緊急交通路指定路線について、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止または制限する。
危険状態にある道路の通行禁止及び制限	道路管理者	道路法に基づき、道路の損壊、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合等は、区間を定めて道路の通行を禁止または制限する。

(2) 交通規制実施に当たっての措置

項目	概要
関係機関等への通知	市道の交通規制を行った場合は、警察署及び関係機関に通知する。 また、規制場所には、規制内容を記載した道路標識等を明示する。
う回路の設定	交通規制を行うに当たり、う回路を指定する場合には、緊急輸送ルート、道路啓開活動等の確認のため警察署及び関係機関との緊密な連携をとった上で実施する。
交通規制情報の広報	自ら実施した規制及び関係機関が実施した規制内容を取りまとめ、市民に周知する。

4 緊急通行車両の確認手続

災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両であることの確認並びに同法施行令第33条に規定する標章及び証明書の交付は次により実施します。

なお、緊急通行の対象車両は、第3章第7節2によるものとします。

区分	概要
県の保有車両及び調達車両	県知事（災害対策課、地域県政総合センター）が行い、確認車両台数を県公安委員会に通知する。
その他の車両	県公安委員会（県内各警察署及び交通検問所、県警察本部交通規制課、第一・第二交通機動隊、高速道路交通警察隊）が行う。

第19節 海上災害対策計画

関係機関：横須賀海上保安部

1 海上災害の拡大防止に係る基本方針

震災時において、海上警備及び船舶の衝突や油流出等の海上災害に対応するための基本方針を次に定めます。

項目	概要
基本方針	海上保安部は、市、警察及び県と連携協力して応急対策を実施し、海上における人命・財産の保護及び治安の維持に当たる。 なお、状況に応じ市、警察及び県等の協力を求める。

2 震災時における応急対策

(1) 災害応急体制の確立

項目	概要
災害対応組織の編成	災害が発生した場合において、災害応急対策を統一的かつ強力に推進するため、災害の態様に応じて、必要な措置を行う。

(2) 災害応急対策の実施

ア 情報の受伝達

項目	概要
情報の収集及び情報連絡	船舶の被災状況、水路または航路標識等の異常の有無、港内外の在泊船や船舶交通のふくそう状況、その他必要な事項について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施し、防災関係機関等と密接な情報交換を行う。
警報等の伝達	気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報を受けた場合、船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知った時または船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じた時、並びに船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報、水路通報、標識の掲揚、船艇及び航空機による巡回等により速やかに周知する。
避難の勧告等	防災関係機関との緊密な連絡のもと、必要により次の事項を実施する。 1 港則法（昭和23年法律第174号）または海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）に基づく航行制限措置 2 危険物、障害物の移動・除去・固縛等に関する勧告 3 船舶に対する避難勧告・避難場所の選定及び誘導 4 その他必要な措置
広報	第三管区海上保安本部との緊密な連絡のもとに、船舶海洋施設の被災状況、海上交通規制等の状況、排出油等の処理状況、水路、航路標識の異常または復旧の状況、その他災害応急対策の実施状況等について広報を行う。

イ 緊急措置の実施

項目	概要
危険物の保安措置	危険物積載船舶に対する移動命令または航行制限若しくは禁止を行い、危険物施設に対して危険物流出等の事故を防止するための必要な指導を行う。
海難救助等	船舶海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機または特殊救難隊によりその捜索活動を行い、船舶火災または海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊または機動防除隊によりその消火活動を行い、危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒、火災発生の予防、航泊禁止措置または避難勧告を行う。
船舶火災	船舶火災の発生状況を入手したときは、直ちに消防等に通報し、巡視船艇等による消火活動を行うとともに周辺海域の警戒または船舶交通の整理を行う。
大量の排出油等の防除	<p>海域への大量の油等の排出情報を入手したときは、直ちに漁港管理者・消防等防災関係機関に通報するとともに、防除措置を講ずべき者への指導または命令を行い、危険物が流失したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置または避難勧告を行う。</p> <p>また、特に必要があると認められるときは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2に基づき、関係行政機関の長等に対し、防除措置等を要請する。</p>
航路障害物の除去	海難船舶または漂流物等により船舶交通の危険が生じ、または生じるおそれがあるときは、所有者に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じることを勧告または命令する。
緊急輸送	傷病者、医療関係者、避難者等または救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、または要請に基づき、迅速かつ積極的に実施する。
物資の無償貸与または譲与	物資の無償貸与若しくは譲与について要請があったときまたはその必要があると認めるときは、国土交通省所管に属する物品の無償貸与及び譲与に関する省令（平成18年国土交通省省令第4号）に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対して無償貸与し、または譲与する等の処置を講ずる。

ウ 海上警備

項目	概要
海上交通安全の確保	船舶交通を整理、指導及び制限または禁止し、漂流物等の応急措置及びその措置を命じまたは勧告し、船舶への情報提供、水路の安全確保及び航路標識の復旧に努める。
治安の維持	海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じて巡視船艇及び航空機により犯罪の予防・取締り及び警戒区域または重要施設の周辺海域において警戒に当たる。
警戒区域の設定	人の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、災害対策基本法第63条第1項及び第2項の定めるところにより警戒区域を設定し、船艇、航空機等により、船舶等に対して区域外への退去及び入域の制限または禁止の指示を行う。

第20節 応援要請計画

主管課：防災安全課・消防総務課

関係機関：県・地域県政総合センター・警察

1 応援要請の概要

震災時において、本市が要請元として行う、物資、人員、消防力等の応援要請の種類とその概要は次のとおり。

要請事項	要請先	概要
応急措置の実施	県知事	災害対策基本法第68条に基づき、本市の災害に係る応急措置に対する応援と、県が行うべき応急措置の実施について要請する。
県職員の派遣	県知事	災害対策基本法第30条に基づき、職員の派遣についてあつせんを求める。
国職員の派遣	指定地方行政機関の長	災害対策基本法第29条に基づき、指定地方行政機関の職員の派遣を要請する。
	県知事	災害対策基本法第30条に基づき、指定（地方）行政機関職員の派遣についてあつせんを求める。
自衛隊災害派遣部隊の派遣	県知事または部隊の長	人命救助、捜索、医療救護、緊急輸送、炊事、道路啓開等の応急対策活動において、市が対応できない場合は、県知事に対して災害派遣部隊の派遣を要請する。
緊急消防援助隊の派遣	県知事	消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条に基づき緊急消防援助隊の派遣を要請する。
近隣市町の応援	近隣市・町の首長	「災害時における横須賀三浦地域市町相互応援に関する協定」、「災害時における神奈川県内の市町村相互応援に関する協定」や「消防相互応援協定」等に基づき、応援を要請する。 他市町村長へ応援要請を行うに当たり、県は、必要に応じて、地域県政総合センター単位の地域ブロック内及び地域ブロック相互間における市町村間の相互応援の調整を行う。
協定締結都市の応援	協定締結自治体の長	「災害時における相互応援に関する協定」等に基づき応援を要請する。
事業者の労働力等	事業所長等	特殊作業や労働力に不足が生じた場合は、必要に応じてライフライン事業者、災害緊急協力事業者等に協力を要請する。

2 応援要請の手続概要

(1) 応援要請の手続き

応援要請を行う際には、次の事項を明らかにし、電話またはファックスにより要請し、後日速やかに文書を送付することにより行います。

項目	連絡事項
職員の派遣	1 派遣を要請（あつせん）する理由 2 派遣を要請（あつせん）する職員の職種別人員数 3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 1～4に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項
応援の要請	1 被害の状況 2 応援の要請内容 3 品目及び数量等 4 応援を受ける場所及び応援を受ける場所への経路 5 応援の期間 6 その他必要な事項

(2) 自衛隊災害派遣部隊の派遣要請手続等

ア 派遣要請の種類

自衛隊の派遣については、要請によるもの、要請によらないものの2種類があります。

区分	概要
要請によるもの	県知事は、市長による派遣要請を受けて自衛隊にその内容を伝え、この要請を受け自衛隊は部隊を派遣する。
要請によらないもの	市長は、県知事への派遣要請が連絡不能等で要求できない場合は、部隊の長に被害の状況等を通知する。 自衛隊は、この通知を受けた場合や、急を要し、要請を待ついとまがない場合には要請を待たずに部隊を派遣することができる。なお、市長は当該通知を行った場合は、その旨を速やかに県知事へ通知する。

イ 派遣要請手続及び派遣後の措置

派遣要請手続及び派遣後の措置については、「自衛隊災害派遣要請の要求の判断マニュアル」により実施します。

ウ 自衛隊派遣要請の範囲

自衛隊派遣を要請できる範囲は、原則として人命、身体及び財産の救護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合であり、概ね以下の活動内容とします。

なお、自衛隊は通知を受けた場合や、要請を待ついとまがない場合には要請を待たずに部隊を派遣することがあります。

項目	概要
被害状況の把握	車両、艦艇、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の指示、勧告等が発令され、避難等が行われる場合で必要がある時は、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。
避難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索、救助活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

消防活動	火災に対しては、利用可能な航空機その他の防火用具をもって、消防機関に協力して消火に当たる。
道路もしくは水路の啓開	道路若しくは河川が損壊し、または障害がある場合は、それらの啓開または除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関が提供するものを使用する）。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。 この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水（炊飯の米穀及び炊飯用の水は、通常関係機関が提供するものを使用）を行う。
物資の無償貸付または譲与	被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、または救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安措置及び除去	処理能力上可能なものについて火薬・爆発物（不発弾等）、危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	知事が必要と認めるもので、自衛隊との協議の整ったもの。

3 応援の受入れ

(1) 応援部隊等の受入れ

部隊等を単位として派遣を行う消防、警察、自衛隊、ライフライン関係機関等の応援部隊については、第3章第2節第4項に定める広域応援活動拠点相互の連携を図り、災害応急活動を次のとおり実施します。

区 分	概 要
応援部隊等の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄防災資機材・物資の配分、搬送調整 ・ 救援物資の受入れ、配分及び搬送調整 ・ 協定物資の受入れ、配分及び搬送調整 ・ 輸送車両・ヘリコプターの誘導、物資の搬送調整 ・ 救援・復旧等対策に携わる災害応急活動要員等の集結、待機、出動調整 ・ その他必要な災害応急活動

(2) 自発的支援の受入れ

ア 海外からの支援受入れ

国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、その受入れと円滑な活動の支援に努めます。

第21節 災害救助法運用計画

主管課：財政課・社会福祉課

関係機関：県

1 災害救助法の運用に係る基本方針

震災時において、被災者の救援救護を目的とした災害救助法の運用のための基本方針を次に定めます。

項目	概要
災害救助法の適用	被災状況によって災害救助法に基づく応急措置を実施する必要があると認めるときは、知事に対してその旨要請する。 県知事は、必要があると認めた場合、災害救助法を適用する。
実施機関	災害救助法に定める救助は、国からの法定受託事務として県知事が実施する。ただし、県知事から救助の実施について委任された場合は市長が実施する。
災害救助法の適用	県知事または市長は、市域における被害の程度が災害救助法に定める適用基準に該当すると見込まれる場合は、同法の適用を受けて必要な応急救助を実施する。
救助の費用	救助に係る費用は県が支弁し、国はその一定額を負担する。

2 災害救助法の適用

(1) 災害救助法の適用基準

本市における災害救助法の適用基準は次のとおり。なお、ここでいう世帯とは、生計を一にしている実際の生活単位をいいます。

区分	概要
基準1	本市域において、住家が滅失した世帯数が80世帯以上の場合。
基準2	県下において、住家が滅失した世帯数が2,500世帯以上に達した場合で、本市域において、住家が滅失した世帯数が40世帯以上の場合。
基準3	被害が県内全域に及ぶ大災害で、滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合または災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情（※1）がある場合であって、多数の住家が滅失したとき。
基準4	多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準（※2）に該当するとき。

住家の滅失した世帯、すなわち全壊（全焼）、流失等の世帯を標準としているので、半壊・半焼等著しい損傷を受けた世帯については、2世帯で1の世帯とし、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯については、3世帯で1の世帯とみなします。

（※1）災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、または災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

（※2）災害が発生し、または発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して、継続的に救助を必要とすること。

災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、または災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(2) 被害の認定基準

被害の認定は、災害救助法の適用及び実際の救助の実施の判断の基礎となります。

なお、被害の認定は、第10節3により行います。

(3) 災害救助法の適用手続

災害救助法の適用は県知事への報告に基づき実施されます。

項目	概要
適用の報告	1 災害に際し、市における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当する見込みのあるときは、直ちにその旨を知事に報告する。 2 市長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、知事が行う救助の補助として災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を事後速やかに知事に情報提供する。 3 県知事は、救助を迅速に行うために必要があると認めるときは、下記に掲げる救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うことができる。この場合、救助の期間、内容を市町村長に通知する。 4 県知事は、災害救助法を適用したときは、当該市町村及び各部局に指示するとともに関係指定地方行政機関等に通知し、厚生労働省社会・援護局長に報告する。
適用の通知	市は、当該災害に係る災害救助法の適用について県知事から通知されたときは、関係各課にその旨を通知する。

○ 「災害救助法施行細則による救助の程度等」(県告示)における救助の種類

- ・ 避難所、応急仮設住宅の供与
- ・ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ・ 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
- ・ 医療及び助産
- ・ 被災者の救出
- ・ 被災した住宅の応急修理
- ・ 学用品の給与
- ・ 埋葬
- ・ 死体の搜索
- ・ 死体の処理
- ・ 障害物の除去
- ・ 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用

(4) 県知事への災害報告

災害報告は災害発生からの時間経過に伴い、発生報告、中間報告、決定報告に区分され、次のとおり行います。

区 分	時 期	内 容	方 法
発生報告	災害発生直後	1 災害発生の日時・場所 2 災害の原因 3 災害発生時における被害状況 4 法適用要請の見込み 5 既に行った措置及び今後の措置等	電話、 FAX等
中間報告	法適用後、必要の都度、または報告の要請があったとき	1 災害発生の日時・場所 2 災害の原因 3 被害状況 4 法適用要請の有無 5 応急救助の実施状況 6 救助費概算額等	文書
決定報告	応急救助の完了後	1 災害発生の日時・場所 2 災害の原因 3 確定した被害状況 4 応急救助の実施状況	文書

3 救助の実施

災害救助法が適用された場合における被災者への救助は次のとおり実施します。

(1) 救助の実施

項 目	概 要
実施の原則	災害救助法に係る県知事からの救助の委任通知を受け、関係各課の所管業務に応じて実施業務の調整を行い、業務の実施を関係各課に要請する。ただし、事態の急迫により県知事の通知を待つことができない場合は、事前に着手することができる。この場合は、速やかにその状況を県知事に情報提供する。
実施の範囲	関係各課は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償」（平成12年厚生労働省告示第144号）の範囲内で救助を実施する。
実施状況の報告	救助の実施状況について、県知事に報告する。
予算措置	災害救助法による救助の委任が通知された場合は、繰替支弁に伴う予算措置を講じる。
県との協力	関係各課は、県が行う救助のために必要な情報提供に積極的に協力する。

(2) 救助の種類と報告事項

救助の実施に係る報告事項のうち、全応急救助の共通事項である「既支出額及び今後の支出見込額」以外の事項は、概ね次のとおりです。

救 助 の 種 類	報 告 内 容
避難所の設置	箇所数、収容人員数
炊出し、食料の提供	箇所数、給食数、給食人員数
飲料水の供給	対象人員数、給水車台数
被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与	主たる品目別給与点数及び給与世帯数
医療・助産	医療班数、医療機関数、患者・分娩者数
被災者の救出	救出人員数、行方不明者数
被災住宅の調査、応急修理	対象世帯数
学用品の支給	小中学校別対象者数及び支給点数
遺体の捜索、処理	遺体処理数
埋火葬	埋火葬数
災害廃棄物の除去	対象世帯数
応急仮設住宅の建設	設置（希望）戸数、完成戸数
民間住宅の借上げ	借上げ戸数

4 義援物資及び義援金

(1) 義援物資

ア 民間事業者や自治体等からの義援物資

関係機関等の協力を得ながら、民間事業者や自治体等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び希望しないものを把握します。市及び県は、その内容のリスト及び送り先を公表し、周知等を図るものとします。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するものとし、これを活用し、物資の配分を行います。

イ 個人等からの小口の義援物資

個人等からの小口義援物資については、原則受け入れないこととし、その方針を周知するものとします。

なお、周知に当たっては、記者発表や市のホームページへの掲載のほか、県域報道機関及び全国ネットの報道機関による放送や他の自治体等のホームページへの掲載依頼等を行います。

(2) 義援金

義援金の受入れ、配分に関して、市、日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県共同募金会等と義援金の募集、配分に関する委員会を必要に応じて組織し、適切な受入れ、配分を行います。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めます。

(3) 配分に関する指針

義援物資、義援金の受入れ、配分に関して、迅速な対応を図るため、県の策定した指針に基づき実施します。

5 災害弔慰金

- (1) 一定規模以上の地震災害により死亡した住民の遺族に対しては災害弔慰金の支給を、一定規模以上の地震災害により精神または身体に著しい障害を受けた住民に対しては災害障害見舞金を支給します。
- (2) 災害により家屋等に被害を受けた世帯等に対して、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害では、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例に従って災害援護資金の貸付けを行います。
- (3) 県社会福祉協議会は、同法の適用に至らない小規模災害時に「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づく生活福祉資金を低所得世帯を対象に貸し付けます。
- (4) 各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付します。

第22節 災害ボランティア活動支援計画

主管課：社会福祉課

関係機関：県・社会福祉協議会

大規模災害が発生し、救援活動が広範囲または長期に及ぶ場合においては、関係団体等と連携し、災害救援ボランティアの活動を支援する逗子市災害救援ボランティアセンター（以下「災害救援ボランティアセンター」という。）を設置・運営し、ボランティアニーズ情報の受発信、ボランティアの受入れ・コーディネート等により被災地におけるボランティア活動の効果的な支援に努めます。

1 災害ボランティア活動の支援に係る基本方針

震災時において、災害救援ボランティアを受入れ、その活動を支援するための基本方針を次に定めます。

項 目	概 要
災害救援ボランティアセンターの設置・運営	災害救援ボランティアセンターは、市災害対策本部の要請に基づき、市社会福祉協議会が設置し、逗子市災害ボランティアネットワーク等関係団体の協力を得て、その運営を行う。
災害救援ボランティアセンターの役割	災害救援ボランティアセンターの主な役割は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・被災地・被災者のボランティアニーズ情報の収集・発信 ・災害救援ボランティアの受入れとコーディネート ・災害救援ボランティアへの資機材等の提供等の活動支援 ・市域内外の災害救援ボランティア団体・行政機関と、地域住民等との連絡調整
災害救援ボランティアの受入れ	市は、関係団体等と協力し、災害救援ボランティアに対する活動場所や資機材等の提供及びそれらの情報提供により、経験や能力を有した災害救援ボランティアの受入れに努める。 県外からの支援の受入れについては、県と連携し、迅速に受入体制を整える。
災害救援ボランティア関係団体の活動に対する支援	行政とボランティア団体の特性の違いを活かした効果的な支援活動を行うため、日頃から災害救援ボランティア関係団体との協働・連携をすすめるとともに、その活動に必要な場所・資機材等の確保に努める。
ボランティア活動の自己完結	ボランティア活動に係る食料、宿泊については、ボランティア本人が用意することを原則とする。

2 ボランティア活動支援拠点の設置

(1) 災害救援ボランティアセンターの設置

災害救援ボランティアセンターは、体験学習施設スマイル及び第一運動公園内プールに設置します。ただし、当該施設が罹災し使用できない場合、その他当該施設内に設置することが困難である場合にはこれに代わる施設を確保します。

(2) 一般ボランティアの受入れ等

災害救援ボランティアセンターは、一般のボランティアの受入れ、ボランティア関連情報の受発信及び行政との調整等を行います。

(3) 一般ボランティアの活用

ア 一般ボランティアの活動内容

項 目	概 要
一般ボランティアの活動例	<ul style="list-style-type: none"> ・救護救援活動 ・医療支援 ・給食・給水支援 ・避難行動要支援者等(高齢者・障がい者)の介護・支援 ・建築土木作業、住居内清掃・片付け作業 ・手話通訳 ・要約筆記 ・心のケア、幼児・子どものケア ・理容・美容 ・ボランティアセンター支援 ・その他の事項

イ 一般ボランティアの需要把握

市は、被災現場及び避難所等の現状を把握し、ボランティア需要状況を取りまとめ、災害救援ボランティアセンターに報告します。

ウ 一般ボランティアの派遣

災害救援ボランティアセンターは、一般ボランティアの需要状況と、直接市民から受けた派遣要請を整理し、ボランティアの資格や経験等を考慮し一般ボランティアへの派遣指示を行います。

エ 災害時ボランティア関連情報の発信

ボランティア募集やボランティア活動支援等に関する情報の広報に努めます。

(4) 専門ボランティアの受入れ・活用

専門ボランティアの要請、受入れ、活動調整等については、関係部局で対応します。

事 項	関 係 対 策 部
応急危険度判定士	環境都市部
被災宅地危険度判定士	環境都市部
その他の専門ボランティア	関係部

第23節 二次災害の防止活動

主管課：防災安全課・経済観光課・社会福祉課・まちづくり景観課・都市整備課・下水道課・消防本部
関係機関：社会福祉協議会

余震または降雨等による水害・土砂災害、余震による建築物、構造物の倒壊等、地盤沈下による浸水等に備え、二次災害防止施策を講じます。

1 水害、土砂災害対策

(1) 二次的な水害・土砂災害危険箇所の点検と応急工事

余震あるいは降雨等による二次的な水害に対する点検を行い、応急対策を実施します。また土砂災害等の危険箇所の点検については、必要に応じて専門技術者等を活用して行います。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、防災関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を行います。

(2) 適切な避難対策

適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策を実施します。

大規模な土砂災害が急迫している場合、河道や火山噴火による土石流等が想定される際は国が、地すべりが想定される際は県が、それぞれ緊急調査を実施して、被害の想定される土地の区域・時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を市町村に通知するとともに、住民等への周知を行うこととしており、市は、この情報を基に住民への避難勧告・指示等を行います。

2 建築物及び敷地対策

(1) 被災建築物等の応急措置

大地震後、余震等による建築物等の倒壊や、余震及び降雨による宅地の崩壊をもたらす人的二次災害を防止するため、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を活用して、被災建築物等に対しては応急危険度判定、被災宅地に対しては宅地危険度判定を速やかに行い、その判定結果を標識で表示し、住民に説明するなどの応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策を実施します。

(2) 建設業者の措置

建設業者等は、ボランティア、調査活動等で、自社施工の建築物、構築物の危険性を調査し、一定の役割を果たします。

3 津波対策

津波による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて応急工事を行います。また、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかな避難対策を実施します。

4 爆発等有害物質による二次災害対策

- (1) 危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検や応急措置を行います。また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡します。

- (2) 県、市または事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行います。

第24節 ライフライン施設対策計画

主管課：下水道課

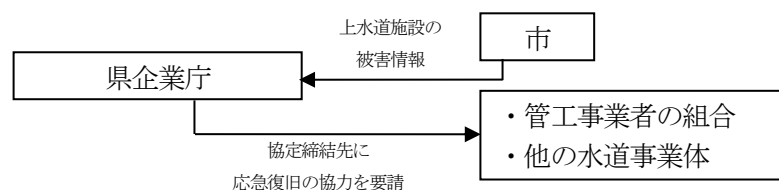
関係機関：県企業庁、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガス(株)、NTT東日本、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ・KDD I(株)

災害対策本部は、水道、電気、ガス等のライフラインを早期に回復するために、ライフライン各事業者に対して応急対策活動を要請するとともに、各事業者の被害及び復旧状況を把握し、異なる施設間の復旧速度の相違に起因する二次災害の発生を防ぐため、連携を図りながら復旧するよう調整します。

各事業者は、あらかじめ相互の応援体制を整備し、必要に応じて電力等の融通等について検討するとともに、被害状況、復旧〔見込み〕状況及び安全確認のための情報を県民等に広報・周知し、二次災害の防止、利用者の不安解消に努めます。

1 上水道施設の応急対策

上水道施設は県企業庁管轄のため、市は、発見した上水道施設の被害情報を県企業庁へ報告し、県企業庁は、被害施設の重要度に応じて、順次、上水道施設の応急復旧を行います。



(1) 応急復旧

県企業庁は、被災者の生活に欠かすことのできない水道施設を復旧し、一日も早く給水できるようにするため、災害時における応急復旧工事の協力に関する協定等を締結している管工事業者の組合等の協力を得て、水道施設の応急復旧を行います。

(2) 応急飲料水以外の生活用水の供給

市は、飲料水以外の生活用水等についても、必要最小限の範囲で確保及び供給に努めます。

(3) 応援の要請

県企業庁は、災害の程度により、水道施設の復旧のための資機材または人員に不足が生じる場合は、日本水道協会等を通じて、他の水道事業者等に応援を要請します。

2 下水道施設の応急対策

被害調査の結果に応じて、主要な管きょや医療機関及び避難所など公共性の高い施設からの排水を受ける管きょを優先して復旧します。

(1) 被害状況の調査等

ア 市は、地震発生後、直ちに下水道施設について、被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのある場合については、応急復旧を行うとともに、被害の原因、種類、規模等について、災害対策本部長に報告します。

イ 市は、施設の実状に即した応急対策用資材の確保に努め、応急復旧の緊急度等を考慮し、関係機関と協力した応急復旧を実施します。

ウ 施設の被害状況及び復旧見込み等について、市民等に対して広報し、利用者の生活排水に関する不安解消に努めます。

エ 被害状況によっては、利用者に下水道の使用制限を要請します。

(2) 応急復旧

応急復旧活動は、関係業者の協力を得て作業にあたります。

項目	概要
ポンプ場、処理場施設	ポンプ場、処理場とも、施設に被害が発生した場合は、排水・処理能力を極力維持するために、総力をあげて復旧する。
下水道管きょ施設	管きょの復旧作業は、管の破損、陥没等による閉塞ともなう排水不良箇所の復旧を優先し、継ぎ手の目地ずれ、クラック等については、排水が可能な限り他の排水不良箇所の復旧を優先する。
マンホール	排水に支障を生じている箇所、崩壊の危険性のある箇所を優先的に修理・補強する。
取付管	取付管は、埋設深度が浅く被害が多く発生すると考えられることから、復旧は布設替えまたは仮設排水管等で公共性の高い場所を優先的に実施する。

(3) 応援の要請

市は、災害の程度により下水道施設の復旧のための資機材または人員に不足が生じる場合は、災害時における復旧工事の協力に関する協定を締結している事業者等への応援を要請します。

また、必要に応じて、災害対策本部を通じて、災害緊急協力事業者、相互応援協定締結都市に応援要請します。

3 電力施設の応急対策

地震により電力施設に被害があった場合、被害状況を早期に把握し、通電火災等の二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、電力供給施設としての機能を維持します。

(1) 東京電力パワーグリッド(株) 藤沢支社支部の応急対策

ア 基本方針

項目	概要
非常災害対策本部(支部)の設置	非常災害対策神奈川総支社本部の発令に伴い、非常災害対策藤沢支社支部を設置する。
電力供給継続の原則と危険予防措置	電力需要の実態に鑑み、震災時においても原則として送電を継続するが、円滑な防災活動を実施するため、警察、消防機関等からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講じる。
電力の融通	災害時においても、各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び、隣接する電力会社と締結している「二社融通電力受給契約」に基づき、電力の緊急融通を実施する。
防災関係機関との連携	市災害対策本部へ要請に基づき職員を派遣し、防災関係機関等との緊密な連絡調整を行う。

イ 応急対策

項目	概要
応急工事の実施	災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。
設備の復旧	設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから実施する。
優先送電	特に防災上の重要となる施設（原則として人命にかかわる施設、災害対策の中核となる官公署、報道機関、避難場所、その他）に対しては優先的に送電する。
復旧応援隊の編成	被害の状況等を勘案し、被害が甚大な場合は当社他支店社員あるいは工事会社の協力を得て、復旧応援隊を編成し復旧工事を実施する。
広報対策	被害状況及び復旧見通し等について広報を行うほか、電気による二次災害を防止するため次の事項について注意喚起を行う。 1 避難するときは安全器またはブレーカーを必ず切る 2 感電事故の防止（垂れ下がった電線には絶対触れない等） 3 漏電等による出火防止（冠水した屋内配線、電気器具等は使わない） 4 電気器具のコンセントを抜く

(2) 市の措置

項目	概要
協力応援	電力供給施設の重大災害について、電力供給機関から災害応急対策について要請があった場合は、必要に応じて協力応援する。
住民への周知	市は、市民に対して、電力設備について次のような異常を発見した場合は、最寄りの電力供給機関事業所へ通報するよう周知徹底を図る。 1 電線が切れ、地上へ垂れ下がっているとき。 2 樹木、テレビのアンテナ、煙突等が倒れて、電線に触れているとき。 3 電力施設から、火花、音響、煙等が出ているとき。 4 電柱が傾斜または倒壊しているとき。

4 都市ガス施設の応急対策

地震により都市ガス施設に災害があった場合、早期に被害状況を把握し、引火等の二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、被災地に対するガス供給を確保します。

(1) 体制の確立

災害が発生した場合に対処するための非常体制は次による。

体制区分	適用条件
第0次非常時体制	1 震度5弱の地震が発生した場合、その他必要な場合
第一次非常体制	1 震度5強の地震が発生した場合、その他必要な場合 2 供給支障となる期間が24時間以内の地震以外の自然災害が発生、又は非常事態が発生した場合

第二次非常体制	<ul style="list-style-type: none"> 1 震度6弱以上の地震が発生した場合 2 震度5弱・5強の地震が発生し、中圧又は低圧ブロックを供給停止した場合 3 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合 4 供給支障となる期間が24時間以上の地震以外の自然災害の発生、又は非常事態が発生した場合
---------	--

(2) 通報・連絡の経路

社内及び外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化等、体制の確立に努めるものとする。

(3) 通報・連絡の方法

通報・連絡は、災害時優先電話、社内電話、携帯電話、無線通信等を使用して行う。

(4) 災害時における情報の収集・伝達

ア 情報の収集・報告

災害が発生した場合は、次に掲げる各情報を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

イ 気象情報

気象庁の発表する、地震、大雨、洪水等に関する情報

(5) 被害情報

ア 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部・官公庁・報道機関・お客様等への対応状況）

イ ガス施設等被害の状況及び復旧状況

ウ ガス施設等の被害及び復旧に関する情報、復旧作業に必要な資機材・食料又は応援隊等に関する情報

エ その他災害に関する情報

(6) 災害時における広報

ア 広報活動

災害時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。

イ 広報の方法

広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

(7) 災害時における復旧用資機材の確保

ア 調達

各班長、各支部長は、予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のような方法により速やかに確保する。

(ア) 取引先・メーカー等からの調達

(イ) 被災していない他地域からの流用

(ウ) 他ガス事業者等からの融通

イ 復旧用資機材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資機材置場及び前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

(8) 非常事態発生時の安全確保

ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(9) 災害時における応急工事

応急の復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後可能な限り迅速・適切に施設及び施設の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被害者の生活確保を最優先に行う。

(10) 復旧対策

ア 復旧計画の策定

非常事態により被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災した地域施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。

(ア) 災害が発生した場合、被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を策定する。

- ①復旧手順及び方法
- ②復旧要員の確保及び配置
- ③復旧用資機材の調達
- ④復旧作業の期間
- ⑤供給停止需要家への支援
- ⑥宿泊施設の手配、食料等の調達
- ⑦その他必要な対策

イ 復旧作業の実施

供給設備の復旧作業は、二次被害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順により行う。

(ア) 高・中圧導管の復旧作業

- ①区間遮断
- ②漏えい調査
- ③漏えい個所の修理
- ④ガス開通

(イ) 低圧導管の復旧作業

- ①閉栓作業
- ②復旧ブロック内巡回調査
- ③被災地域の復旧ブロック化
- ④復旧ブロック内の漏えい検査
- ⑤本支管・供給管・灯外内管の漏えい箇所の修理
- ⑥本支管混入空気除去
- ⑦灯内内管の漏えい検査及び修理

⑧点火・燃焼試験（給排気設備の点検）

⑨開栓

(11) 本市の措置

項目	概要
協力応援	<p>ガス供給施設の重大災害について、ガス供給機関から災害応急対策について要請があった場合は、必要に応じて協力応援する。</p> <p>また、地震等大規模災害時には、ライフラインの復旧には多くの車両や人員が全国から駆けつけて対応するため、復旧拠点の場所の確保が必要不可欠になる。そのため、車両や資機材の保管場所の確保等、初動体制時点でライフライン事業者と連携し、一日でも早い復旧を図るよう協力応援する。</p>
住民への周知	<p>市民に対しガス設備について異常を発見した場合は、最寄りのガス供給機関へ通報するよう周知徹底を図る。</p>

5 通信施設の応急対策

地震により通信施設に被害があった場合、早期に被災状況を把握し、二次災害の発生の防止、情報通信網の確保をするため、速やかに応急復旧を行い、迅速な機能回復を図ります。

通信事業者（NTT東日本、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ、NTTドコモ及びKDDI(株)）が行う応急対策

項目	概要
情報伝達の実施	<p>災害の発生に伴い、情報連絡体制を確立し、情報収集及び伝達に当たる。また、気象業務法に基づき気象庁から伝達される警報等については、速やかに関係する市町村等へ連絡する。</p>
防災機関等との連携	<p>応急対策が円滑、適切に行われるよう、防災関係機関等と連携し、次の事項に関して協調する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する情報の提供及び収集 2 災害応急復旧及び災害復旧 3 資材及び物資対策 4 交通及び輸送対策
施設の応急復旧	<p>通信設備等に被害を受けた場合、原則として治安、救援等の最重要機関及び防災機関等の通信の確保を優先して行う。また、伝送路に障害が発生した場合には、他の伝送路に切り替えを行い、通信を確保する。</p>
ライフライン事業者との協調	<p>電力、燃料、水道、輸送等のライフライン事業者と協調し、商用電源の優先供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水、資材の緊急輸送等を確保する。</p>
グループ会社等との復旧体制の確立	<p>グループ会社、工事会社等と協調し、応急対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を確立する。</p>
災害用伝言ダイヤル等の運用	<p>大規模災害が発生した場合は、家族との安否確認が円滑に伝達できるよう、災害用伝言ダイヤル「171」等及び携帯電話での災害用伝言板の運用開始、回線の応急復旧、災害対策用携帯電話の貸出しなどの応急措置を実施する。</p>

臨時公衆電話の設置	臨時公衆電話の設置に当たっては、罹災者の利用する避難所を優先する。
-----------	-----------------------------------

第25節 鉄道施設等対策計画

関係機関：東日本旅客鉄道(株)・京浜急行電鉄(株)

地震災害により鉄道施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、交通機関としての機能を維持します。

1 東日本旅客鉄道(株) 横浜支社の応急対策

(1) 緊急措置

項目	概要
対策本部の設置	地震災害の規模、状況に応じて横浜支社等に災害対策本部(以下「対策本部」という。)を設置するとともに災害現場には現地対策本部を設置する。 ただし、震度6弱以上の地震が発生した場合は、直ちに対策本部を設置する。
社員の参集	震度6弱以上の地震が発生した場合は、全社員は自律的に勤務箇所、または最寄りの駅区所へ非常参集する。
情報の収集及び連絡	災害に関する情報を迅速・的確に把握するため、関係自治体、警察、消防機関、関係事業所、及び自衛隊等と緊密な情報連絡をとる。 また、震度6弱以上の地震が発生した場合は、被害の情報収集と旅客の救助活動を行うため、予め定めた各情報連絡拠点及び救助中継基地を機能させる。
電力の確保	災害時における運転、営業用電力を確保するため、停電時には非常用予備発電装置及び予備電源設備の利用と電力事業者からの受電方策を講じる等、早期給電を確保する。
非常通信の確保	災害時における情報連絡、指示、命令伝達、報告等の運用を図るため、必要に応じ非常電話、可搬型衛星通信装置等、通信回線運用措置をとるほか、非常無線通信規約による官公庁通信の相互活用を図る。
緊急広報	災害時、旅客の不安感を除き、動揺、混乱を防止するため、掲示、放送等により案内を行い、旅客の鎮静化に努める。
旅客の案内	乗務員は、災害により列車を駅間等で停止または徐行した場合は、輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況、その他を把握し、放送等により案内し旅客の動揺、混乱の防止に努める。
避難誘導	災害の発生に伴い、建物の到壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、旅客等を一時的に安全な場所に誘導するとともに、大規模な延焼火災により危険が迫った場合や、避難勧告のあったときは、広域避難地等へ避難するよう案内及び誘導する。
初期消火等の実施	地震その他の原因によって火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに、延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。
救助活動	災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに、負傷者の救助に努める。

多数負傷者発生時の対応	災害等により死傷者が発生した場合は、箇所長及び乗務員は協力して速やかに負傷者の救出救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣その他必要事項を対策本部に速報するとともに、消防、警察機関及び地元医師会等に協力を要請する。
交通輸送対策	災害区間着または通過する旅客の乗車券類の発売制限及び輸送制限、う回線区輸送力の増強、他社線との振替輸送線による輸送強化等の措置を講じ、輸送の確保を図る。
駅構内等の秩序維持	災害時における混乱を防止し、秩序を維持するため、警察と緊密な連携のもとに駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客等の適切な誘導等、災害警備については次により旅客の安全を確保する。 ① 混乱防止の広報、営業中止、制限の時期等の告知 ② 旅客の避難誘導及び避難場所の案内 ③ 警備及び警察の要請

(2) 復旧措置

項目	概要
基本方針	災害に伴う被災線区の迅速な運転再開を図り、社会経済活動の早急な回復と、災害復旧に際しては再び同様な災害を被ることのないよう耐震性の向上を図るとともに、関係行政機関が行う復旧作業等を考慮し、迅速かつ適切な復旧を実施する。
災害復旧計画及び実施	災害の復旧に当たっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画を策定して本復旧工事を実施する。 また、本復旧工事の実施に当たっては、被害原因の調査分析結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期す。

2 京浜急行電鉄（株）の応急対策

(1) 緊急措置

項目	概要
活動方針	地震等の大規模災害に際しては「災害対策規程」により鉄道部門災害対策本部を設置して、被害を最小限度に防止するとともに速やかな被害復旧に当たり輸送の確保を図る。また、平常から防災教育及び訓練等により知識・技能の習得を図るとともに、災害発生時にはその状況に応じて従事員を非常招集し災害復旧に努める。
部門本部の設置	鉄道本部長を部門本部長とする鉄道部門災害対策本部を設置し、被害を最小限度に防止するとともに速やかな被害復旧に当たり輸送の確保を図る。
通報連絡体制	別に定める「事故速報規程」により、通信連絡体制を確立する。
地震発生時の緊急措置	運輸司令所長、駅長、乗務員、保守担当責任者等は、震度4以上の地震を感知した場合は、被害の未然防止のため、震度に応じた緊急措置を実施する。
旅客の避難誘導	駅長は、駅従業員を指揮して、駅構内の状況及び旅客の動態を把握し、適切な放送等により旅客の混乱を防止する一方、危険と思われるときは、旅客を安全な場所に避難誘導するとともに、火気使用器具等の使用を禁止し、出火防止に努める。 乗務員は、列車の停止した場所が危険な状態のときは、併発事故の防止を考慮して対向

	列車に十分注意し旅客を安全な場所または最寄駅まで誘導する。この場合、車内放送等により旅客にその状況を知らせ、旅客の混乱を防止する。状況により、停車場間に停止した列車を、旅客の避難誘導のために、最寄駅等の安全確認後、最寄駅まで運転する。
出火防止	出火防止については「火災並びに災害防止規制」により職場ごとに防火管理者及び火元責任者を定めるとともに自衛組織の確立を図り、地震発生時には出火及び被害の防止に努める。

(2) 復旧措置

項目	概要
基本方針	災害に伴う被災線区の迅速な運転再開を図り、社会経済活動の早急な回復と、災害復旧に際しては再び同様な災害を被ることのないよう耐震性の向上を図るとともに、関係行政機関が行う復旧作業等を考慮し、迅速かつ適切な復旧を実施する。
災害復旧計画及び実施	<p>災害の復旧に当たっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画を策定して本復旧工事を実施する。</p> <p>また、本復旧工事の実施に当たっては、被害原因の調査分析結果に基づき必要な改良事項を考慮して、その適正を期す。</p>

第26節 公共施設等対策計画

関係課：管財契約課・各施設所管課

1 公共施設等の応急対策に係る基本方針

(1) 公共施設等の応急対策に係る基本方針

震災時において、公共施設や公共空地における被害の軽減及び応急復旧または有効利用のための基本方針を次に定めます。

項目	概要
来場者等の安全確保	施設管理者（指定管理者を含む。以下同じ。）は、来庁者の安全確保、情報提供、応急手当、避難誘導等を的確に行い、必要に応じて近隣の避難所等に誘導する。
被害の把握	施設管理者は、発災後、直ちに施設の被害状況を調査し、市長に報告する。
業務の実施	施設管理者は、所管課の指示により、施設の応急対策業務に従事する。
施設・空地の有効利用	平常時に策定及び作成された施設管理データベース等を活用し、時系列でニーズが変化 する空地及び施設の応急利用の円滑化を図る。

2 公共施設等における応急対策

地震発生時における、不特定多数の来場者がある公共施設や公園等の公共空地の施設管理者等が行う緊急措置を次に定めます。次の措置を実施した後は、当該施設を所管する各課の指示により応急対策業務につくものとします。

項目	概要
安全確保	来場者に落ち着いて行動するよう放送等で呼びかけ、敷地内外で比較的安全な場所に一時的に避難させる。
情報提供	災害対策本部等やテレビ・ラジオからの情報を来場者等へ提供し、不安の解消に努める。
応急手当	来場者及び職員等が負傷を負った場合は、応急手当を実施するとともに、必要に応じて、近隣住民等と協力しつつ医療機関等へ搬送する。
避難誘導	施設及び周辺における災害状況に応じて、近隣の避難所、広域避難場所等に来場者を誘導する。
被害状況の把握	発災後、直ちに施設の被害状況を調査し、市長に報告する。

3 公共施設及び空地の有効利用

(1) 震災時施設利用計画の実施

各所管課から報告された各施設の被害状況を把握しつつ、各所管課が実施する応急対策業務に必要な施設の需給調整を行います。

(2) 震災時空地利用計画の実施

各所管課からの報告や被害通報等により空地の被害状況を把握しつつ、各所管課が実施する応急対策業務に必要な空地の需給調整を行います。

第27節 危険性物質等対策計画

主管課：防災安全課・消防署・消防予防課

1 危険物等災害の応急対策

石油類等危険物保管施設、火薬類保管施設、高圧ガス・液化石油ガス保管施設、毒物・劇物取扱施設等の危険物等保管施設において、地震の発生に伴う二次災害の発生及び拡大を防止するため、市及び事業所は必要に応じて防災体制を整えます。

(1) 地震発生時の措置

項目	概要
市の措置	消防は、危険物保管施設の安全対策に関する情報を収集するとともに、二次災害の発生による被害が拡大しないよう必要な措置を講じる。
事業者の措置	事業所の管理者、保安責任者、輸送事業者及び取扱責任者は、施設等の安全対策を講じ、消防に対して対策の実施状況を報告する。
輸送時の措置	輸送事業者・事業者・現場責任者は、予防規程及び危害予防規程に従い、危険物の流出及び爆発のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検、火災の防止措置、危険物の漏洩等の防止措置を講じ、最寄りの消防機関、警察機関等に報告する。

(2) 二次災害発生時の措置

地震により、危険物保管施設または危険物輸送時に災害が発生した場合の措置は、風水害等対策計画編第5部第4章危険物等災害対策に準じて実施します。

2 放射性物質等災害の応急対策

地震の発生に伴う二次災害として放射性物質等による災害の発生及び拡大を防止するため、市及び放射性物質等取扱事業者は、必要に応じて防災体制を整えます。

(1) 地震発生時の措置

項目	概要
市の措置	消防は、放射性物質等取扱事業者の安全対策に関する情報を収集するとともに、二次災害が発生しないよう必要な措置を講じる。
放射性物質等輸送時の措置	輸送事業者・現場責任者は、放射性物質等の流出のおそれのある作業及び移送の停止、輸送車両等の応急点検、放射性物質等の漏洩等の防止措置を講じ、最寄りの消防機関、警察機関等に報告する。

(2) 二次災害発生時の措置

地震により、放射性物質等取扱事業者で災害が発生した場合の措置は、風水害等対策計画編第5部第6章放射性物質等災害対策に準じて実施します。

3 その他の環境対策

(1) 地震発生時の措置

項 目	概 要
市の措置	事業者に対し、家屋解体、撤去に伴う粉じん、アスベスト粉じんの飛散、PCB、騒音、振動等の防止に必要な措置の実施及び関係法令の遵守について、文書により要請を行う。
事業者の措置	事業者は、県や本市と連携し、有害物質の漏洩を防止するため、施設の点検、応急措置、防災関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

第5章 復旧・復興計画

大規模な都市型地震災害は、市民の生活、財産、生活基盤等に直接の被害をもたらすだけでなく、その被災規模が大きいと、その爪痕は社会・経済活動に長期間影響を及ぼし続けます。大震災後の市民生活の再建、都市の復興、さらには経済活動の復興を早期に実現するため、市民、地域コミュニティやNPO、県や市などの行政機関が協働して、復興対策に取り組むことが必要となります。

復興に当たっては、被災者、被災地の住民のみならず、市民全体が相互扶助と連携のもとでそれぞれの役割を担っていくことが不可欠であるとともに、復旧の段階から、単なる復旧ではなく、未来に向けた創造的復興を目指していくことが重要です。

そこで第5章において、あらかじめ復興の考え方や復興対策の内容を整理し、震災後の迅速な復興対策が推進できるよう地域防災計画に位置付けました。

震災復興対策は、被災直後から量的・質的な変化を伴いつつ、連続的かつ段階的に進んでいくものであり、災害対策本部が担う応急・復旧対策のうち、震災復興にも関係する対策については、連携して進めます。

また、復興対策の実施に当たっては、男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織において、女性及び障がい者、高齢者等の要配慮者の参画の促進に努めます。

暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めます。

第1節 復興体制の整備

主管課：企画課・財政課・基地対策課・防災安全課・職員課・教育総務課

大震災後、迅速かつ的確に震災復興対策を実施するため、震災復興体制を整備します。

1 復興計画策定に係る庁内組織の設置

災害により重大な被害を受けた場合において、都市の復興、被災者の生活再建、地域経済の復興等迅速かつ的確に復興対策を実施するため、必要があると認めるときは、逗子市災害復興対策本部（以下「災害復興対策本部」という。）を設置します。

(1) 災害復興対策本部の運営

市長は、震災復興基本指針及び震災復興基本計画の策定等を決定し、また、震災復興事業の調整等を行うため、必要に応じて災害復興対策本部会議を開催します。

(2) 諮問機関等の設置及び運用

災害復興対策本部会議を経て策定される震災復興基本指針及び震災復興基本計画等について、審議・検討、答申を行うため、必要に応じて、防災関係機関、学識経験者、市民等からなる諮問機関を設置します。

(3) 分野別調整会議の開催

各復興事業の実施において、各部局間で調整が必要な課題を効率的かつ合理的に解決するために、必要に応じて分野別調整会議を開催します。

(4) 防災関係機関との連携

県が、市町村その他関係行政機関や公共機関が実施する復興事業の整合を図るために設置する連絡協議会に参加するほか、震災復興事業等の実施に当たっては、国、県その他防災関係機関との連携のもとに実施します。

2 人的資源の確保

本格的な復旧作業及び震災復興事業の実施のためには、通常業務に加えて膨大な事務執行が長期間にわたり必要になりますが、被災職員による減員等により、特定の分野や職種において人員不足が予測されます。

このため、特に人材を必要とする部門については、関係課と協議・調整し、弾力的かつ集中的に人員配置を行うとともに、臨時職員等の雇用を検討します。

(1) 職員配置の調整

職員の被災、応急・復旧対策業務の集中等により不足している職員の部門及びその職員数について調査を行い、特に人員が必要と判断される部門がある場合には、弾力的に職員の再配置を行います。

(2) 職員数が不足する場合の措置

職員の絶対数が不足する場合には、応援協定締結都市や県などに対して職員の派遣またはあっせんの要請を行い、職員を受け入れます。また、必要に応じて臨時職員の雇用を検討します。

(3) 派遣職員の受入れ

職員の不足を補うため、地方自治法第252条の17第1項（他の普通公共団体に対する職員の派遣要請）、災害対策基本法第29条第2項（災害応急対策または災害復旧のため必要があるときの職員の派遣要請）、第30条第1項及び第2項（指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関または指定地方行政機関若しくは特定公共機関に対する職員のあっせん要請）等に基づき、職員の派遣またはあっせんの要請を行い、職員を受け入れます。

(4) 専門家の支援の受入れ

災害後は、土地の測量、登記、建築、不動産評価等の土地に関する法律的な問題等、さまざまな問題が発生し、専門的なサービスの提供が求められることが予想されるため、県による「大規模災害時における相談業務の応援に関する協定」に基づき、神奈川県大規模災害対策士業連絡協議会に対して、市が開催する相談業務に従事する者の派遣を要請し、弁護士、司法書士、建築士、不動産鑑定士、税理士等の専門家の支援を受け入れます。

第2節 復興対策の実施

主管課：企画課・財政課・基地対策課・防災安全課・総務課・課税課・納税課・経済観光課・環境都市課・まちづくり景観課・緑政課・都市整備課・下水道課・消防本部

市街地及び都市基盤施設等の復旧・復興の基本方向の決定、住宅の復興対策、生活再建支援など多岐にわたる復興対策を迅速・的確に行うために、被災状況に関する正確な情報の収集を行い、それに基づき各分野の対策を実施します。

1 復興に関する調査

災害時における、市内の被災状況を詳細に把握し、市街地及び都市基盤施設の復旧・復興の基本方向の決定、住宅の復興対策、生活再建支援など、復興対策及び復興対策に係わる応急対策を迅速かつ的確に行うため、復興に関する調査を行います。

(1) 被害状況調査

県は、災害情報管理システムなどを通じて、市町村から被害情報等を収集し、また、防災関係機関等からの情報収集にも努め、被害状況等を取りまとめます。

市は、建築物、都市基盤施設等の被害概要について、調査を実施し、結果を県に報告します。

ア 被害家屋調査の実施

住家の被害程度は、次にある被災者に対する各種支援策の基礎となることから、被災直後から、第4章第10節により迅速に行います。

なお、応急活動期までは、住家を中心に実施し、第1次被害家屋調査終了後には、全建物について実施します。

区 分	概 要
被災者支援策	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援制度の適用 ・応急仮設住宅等の応急住宅への入居 ・災害援護資金の貸付 ・災害見舞金（市単独）の支給 ・義援金等の支給 ・罹災証明の発行

(2) 都市整備基盤復興に係る調査

ア 公園・緑地等の被災状況調査

震災後に広域避難場所や応急仮設住宅用地となる公園・緑地等の被災状況を調査します。

なお、公園については、市が被災直後から実施し、緑地については県と連携しつつ、被災後1週間後を目標に実施します。

イ その他の都市基盤に関する調査

県と連携し、次に例示する都市基盤に関する被害の状況や、災害廃棄物の状況について調査します。

区 分	概 要	実施目標時期
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・道路及び橋りょう等に関する被害 ・河川施設に関する被害 ・がけ崩れ等の土砂災害による被害 	発災直後から

	<ul style="list-style-type: none"> ・公共建物に関する被害 ・電気、ガス、水道等ライフラインに関する被害 ・鉄道等、交通機関に関する被害 ・学校等、文教施設に関する被害 ・医療機関に関する被害 ・社会福祉施設に関する調査 ・下水道施設に関する被害 ・清掃施設に関する被害 ・海岸保全施設に関する被害 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の発生量 ・山腹崩壊等の森林及び治山施設に関する被害 ・船舶に関する被害 	<p>発災1週間後から</p>

(3) 住宅の復興対策に関する調査

ア 住宅の復興対策を効果的に行うために、応急仮設住宅等の入居状況を仮設住宅の種類別、立地場所別に整理して県に報告します。

イ 市は、住宅の復興対策を効果的に行うために、応急仮設住宅の建設戸数調査を作成し、県に報告します。

ウ 市は、全壊、半壊といった被災地全体の建築物の被災状況の調査を行い、その結果を整理して県に報告します。県は、市町村の行う調査に対し職員の派遣を行うとともに、必要に応じて、国や他の自治体等の協力を得ながら、派遣要請等を行います。

なお、市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明書の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明書を交付します。

エ 市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施します。

(4) 生活再建支援に関する調査

ア 離職者数に関する調査

雇用対策のため、地域経済の被災状況を把握するとともに、被災離職者の調査を行い、離職者の特性等について把握します。

イ その他生活再建に関する調査

要配慮者の被災状況や地域における医療需要、医療機関の再開状況の把握、社会福祉施設の被災・復旧状況、社会教育施設等の被災状況等、その他の生活再建に必要な被災状況について調査します。

(5) 地域経済復興支援に関する調査

被災地全体の概要の把握に努めますが、特に中小企業の工場や商店街の商店等の被災状況等は、生活再建支援策と密接に関連するため、県と連携のもと、可能な限り綿密に調査を行います。

ア 事業所等の被害調査

被災直後の緊急対策及び復興に向けての施策を検討するために、業種別、規模別被害額や工場、商店、農林水産業等の被害について調査を行います。

なお、業種別・規模別の被害調査については被災直後から実施し、農林水産施設等の被害については被災後1週間後を目標に実施します。

イ 地域経済影響調査

地域経済への影響を把握するため、産業基盤施設の被災状況や事業者の物的被害状況、事業停止期間の把握、取引状況の調査等を被災後1箇月を目標に行います。

(6) 復興の進捗状況モニタリング

住宅、都市基盤、地域経済等の復興状況や被災者の生活再建の度合い、失業率、将来への意向等を復興状況等に応じて的確に調査し、必要に応じて復興対策及び復興事業の修正を行います。

2 復興計画の策定

大規模地震等の災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地の再建は高度かつ複雑な大規模事業になることから、これを速やかに実施し、多くの関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を推進していくことを目的に、必要に応じて復興計画を策定します。

復興計画を策定する際には、①復興の基本方針の策定、②分野別復興計画の策定、③復興計画の策定という3つのステップを経て行います。

なお、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことを踏まえ、その維持・回復や再構築に十分に配慮します。

(1) 復興の基本方針の策定

復興の基本方針では、復興理念（スローガン）の設定、復興の基本目標等を設定します。平成25年に制定された大規模災害からの復興に関する法律（以下、「復興法」という。）により、都道府県が、政府の復興基本方針に即して都道府県復興方針を作成できるとされ、県の基本方針が法定化されました。同法により、市の復興計画は、県復興方針に則して策定されるものとなります。

(2) 分野別復興計画の策定

社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地の再建に当たっては、市街地整備のみならず、産業振興、福祉、教育等広範な分野にわたる事業を展開していく必要があります。このため、都市復興、住宅復興、産業復興、生活再建等、個別具体的な計画が必要な分野については、分野別復興計画を策定します。また、計画の策定に当たっては、各計画の整合性を図るものとします。

(3) 復興計画の策定

復興の基本方針、分野別復興計画の検討結果を踏まえ、復興計画（案）を作成します。復興計画（案）について、県民、市町村、関係機関、団体等の意見を聞き、復興計画を作成します。

復興計画策定に当たっては、総合計画との整合のほか、次の点を踏まえる必要があります。

- ・被災教訓の反映（再度被災しないための防災性向上の必要性）
- ・復興施策の優先順位の明確化

また、策定に当たっては、県や関係機関、市民等の意見の反映に努めます。

その際、市外に避難している被災者の意見把握にも留意する必要があります。

復興計画の項目例は、次のとおりです。

- ① 復興に関する基本理念
- ② 復興の基本目標
- ③ 復興の方向性
- ④ 復興の目標年

- ⑤ 復興計画の対象地域
- ⑥ 分野別の復興施策の体系
- ⑦ 復興施策や復興事業の事業推進方策
- ⑧ 復興施策や復興事業の優先順位

【参考：復興計画の位置づけ】

復興計画は、各地方公共団体で作成されている総合計画、長期計画等の地域の将来ビジョンを踏まえ、被災者の生活再建、産業・経済の再建、復興防災まちづくり等を進めるために必要な施策を取りまとめた計画として位置づけられる。

出典：内閣府「復旧・復興ハンドブック」（平成28年3月）

(4) 復興計画の公表

市民や防災関係機関等と協働・連携して復興対策を推進するため、市ホームページ、広報誌等により復興施策を具体的に公表します。

第3節 復興財源の確保

主管課：財政課

1 財政方針の策定

被害状況の把握と対応策の検討と同時に、応急・復旧事業及び復興事業に係る財政需要見込みを算定します。

また、財政需要見込みに基づき、対策の優先度や重要度に応じて適切な対応が図れるよう、機動的かつ柔軟な予算編成や予算執行を行います。

(1) 財政需要見込額の算定

応急・復旧事業、復興事業に係る財政需要見込みは、震災後の予算措置、財源対策、さらに国等への各種要望、激甚災害適用の前提となる基礎資料であるため、被害状況の把握と対応策の検討と同時に需要見込額の算定を行うことが必要です。

ア 応急・復旧事業に係る財政需要見込み額の算定

緊急を要する応急・復旧事業に係る事業概要及び財政需要見込額について、各課に照会・集約し、災害対策本部員会議に報告します。

イ 復興事業に係る財政需要見込み額の算定と見直し

復興事業に係る事業概要及び財政需要見込額について、各課に照会・集約し、災害復興対策本部会議に報告します。

また、以後、復興事業の進捗状況に応じて、財政需要見込額の見直しを行います。

(2) 予算執行方針の決定

緊急度が高い応急・復旧事業について、当年度予算で可能な限り措置するため、優先的に取り組むべき対策のリストアップによる必要額の算定を行い、その必要額を確保するための予算執行方針を、被災後2週間を目標に決定します。

2 財源確保対策

復旧・復興対策に係る財政需要に対応するため、財政調整基金の活用や他の事業の抑制等により財源の確保を図るほか、激甚災害の指定、災害復旧に係る補助や起債措置、交付税措置、復興交付金等、十分な支援を国や県に要望していきます。

(1) 自らの取組みによる財源の確保

ア 自主財源の確保

財政調整基金の活用や他の事業の抑制等により自主財源の確保に取り組みます。

イ 市債による確保

財政需要見込額の照会とあわせて災害復旧事業債の起債所要額を取りまとめ、起債要望、起債協議等の手続きを行います。

(2) 特例措置の要望

本市において大規模な震災が発生した場合には、平成23年の東日本大震災時などと同様の措置を講じるよう、県を通じて国に強く働きかけ、財源の確保に努めます。

(3) 一般災害に係る財政援助

公共施設が災害により被害を受けた場合の災害復旧事業は、一定の要件に該当するものについては国が経費の一部を負担または補助する制度が設けられています。

主な災害復旧事業とその根拠法令等は、次のとおりです。

事業名（根拠）	対象施設等	所管省庁
公共土木施設災害復旧事業 （公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号））	河川	国土交通省
	海岸	国土交通省
	砂防設備	国土交通省
	林地荒廃防止施設	農林水産省
	地すべり防止施設	国土交通省
	急傾斜地崩壊防止施設	国土交通省
	道路	国土交通省
	港湾	国土交通省
	漁港	農林水産省
	下水道施設	国土交通省
公園施設	国土交通省	
農林水産業施設災害復旧事業 （農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号））	農地・農業用施設 林業用施設 漁業用施設 共同利用施設	農林水産省
都市災害復旧事業 （都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針）	街路 都市排水施設等 堆積土砂排除事業 湛水排除事業	国土交通省
水道災害復旧事業（上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助について）	水道施設	厚生労働省
公営住宅等災害復旧事業 （公営住宅法（昭和26年法律第193号））	既設公営住宅 災害公営住宅の建設	国土交通省
社会福祉施設災害復旧事業 （社会福祉施設災害復旧費国庫負担（補助）の協議について）	社会福祉施設	厚生労働省
公立医療施設、病院等災害復旧事業 （内閣府及び厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領）	医療施設等	厚生労働省
廃棄物処理施設災害復旧事業 （廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱）	廃棄物処理施設	環境省
公立学校施設災害復旧事業 （公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号））	公立学校施設	文部科学省
その他の災害復旧事業		

(4) 激甚災害に係る財政援助

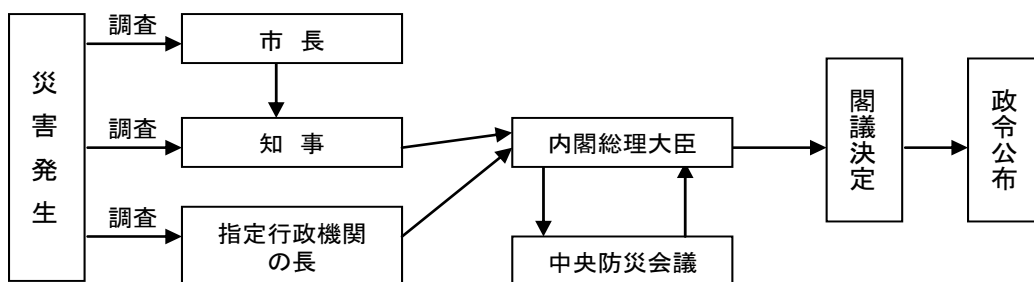
ア 激甚災害の指定

激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律（昭和37年法律第150号）（以下「激甚法」という。）は、著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化、及び罹災者の災害復興の意欲を高めることを目的としたものです。

市は、県が行う激甚法に関する必要な調査等に協力し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努めるものとします。

激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書を作成し、県関係各部に提出するものとします。

図 激甚災害指定の流れ



イ 激甚法に定める基準

激甚災害には、次の二通りの指定基準があります。

- (7) 広域的(全国レベル)な「本激甚指定」
- (4) 市町村レベルの局地的な被害に対して救済しようとする「局地激甚」

ウ 激甚災害に係る財政援助の種類

激甚法による特別の財政援助及び助成等の種類は次のとおり。

- (7) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ・ 公共土木施設災害復旧事業
 - ・ 公共土木施設災害関連事業
 - ・ 公立学校施設災害復旧事業
 - ・ 生活保護施設災害復旧事業
 - ・ 児童福祉施設災害復旧事業
 - ・ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ・ 身体障がい者更生援護施設災害復旧事業
 - ・ 知的障がい者援護施設災害復旧事業
 - ・ 婦人保護施設災害復旧事業
 - ・ 感染症予防施設災害復旧事業
 - ・ 感染症予防事業
 - ・ 堆積土砂排除事業
 - ・ 湛水排除事業
- (4) 農林水産業に関する特別の助成
 - ・ 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
 - ・ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ・ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例

- ・ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- ・ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ・ 森林災害復旧事業に対する補助
- (ウ) 中小企業に関する特別の助成
 - ・ 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）による災害関係保証の特例
 - ・ 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）による貸付金の償還期間の特例
 - ・ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - ・ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例
- (エ) その他の特別財政援助及び助成
 - ・ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - ・ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ・ 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - ・ 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による国の貸付の特例
 - ・ 水防資材費の補助の特例
 - ・ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - ・ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
 - ・ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
 - ・ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）による求職給付の支給に関する特例

(5) その他災害復旧事業に必要な融資等のあっせん

ア 農林漁業災害資金

災害により被害を受けた農林漁業者または農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定化を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）等の各種融資制度についての情報提供を行うとともに、活用を促進します。

イ 中小企業復興資金

被災した中小企業が早期に経営の安定が得られるよう、普通銀行、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が行う融資制度の周知及びあっせんを行います。

第4節 市街地復興

主管課：企画課・財政課・基地対策課・防災安全課・市民協働課・環境都市課・まちづくり景観課
都市整備課

被災した市街地を迅速に復興するには、被災者が住んでいた地域に留まって自ら立ち上がっていくことが必要となります。

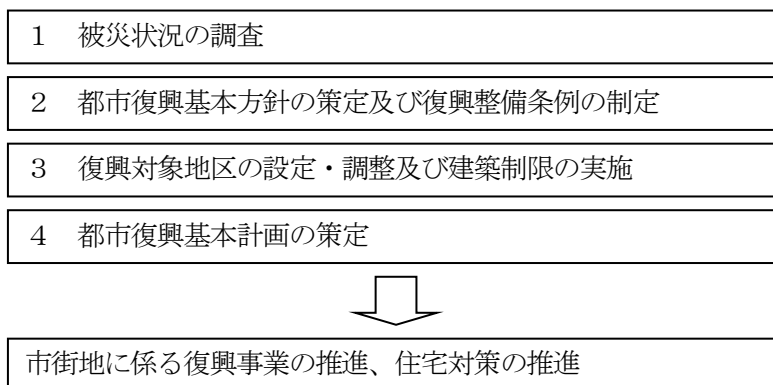
市街地復興の決定に当たっては、まず、被災地区の被災状況、地域の従前の基盤施設の整備状況、既存の長期計画、広域計画における位置付け、関係者の意向等をもとに迅速な復旧を目指し、かつ、どのようにして災害に強いまちづくりを行うかといった中・長期的な計画的市街地復興方策を検討します。

さらに、市街地復興を行う基本方向が決定された地区については、市街地復興の方針、目的、手法等を決定し、災害に強いまちの形成やより快適な都市環境の形成を図ります。

特に市街地の防災機能の向上や都市機能の更新が必要とされる地区等では、単なる現状復旧ではなく、合理的かつ健全な市街地の形成や都市機能の更新を図っていきます。

なお、津波による被害を受けた被災地については、津波に強いまちづくりを図る観点から、住民等の参加のもと、高台移転も含めた総合的な市街地の再整備を行います。

〈市街地復興のフロー〉



1 都市復興方針の策定

(1) 都市復興方針の策定

各地の被災状況、地域の従前の都市基盤施設の整備状況、既定の長期計画・広域計画における位置付け、関係者の意向等を踏まえ、原状復旧を行う地区とするか、計画的復興地区とするのかを検討して基本方針を策定します。

(2) 都市復興方針の周知

都市復興方針策定後は、地区復興まちづくり計画等の作成に向けた住民参加の環境整備を図るため、市広報誌、市ホームページ、報道機関等により周知します。

2 復興整備条例の制定

市街地の無秩序な復興を防止し、都市復興の理念を公にするため、必要に応じて復興整備条例を制定します。

(1) 復興整備条例の検討及び制定

復興整備条例の必要性について事前に検討を行い、必要があると判断される場合は、事前の制定に努めます。

(2) 復興整備条例の構成内容

復興整備条例において想定される構成内容は次のとおり。

区 分	概 要
復興整備条例の構成内容例	1 条例の目的 2 用語の定義 3 復興の理念 4 市・住民・事業者の責務 5 復興対象地区の指定と整備手法 6 適用期間

3 復興対象地区の設定

復興整備条例を制定したときは、被災状況調査や既存の都市計画における位置付け、都市基盤整備状況等に基づき、復興対象地域の地区区分を設定します。

(1) 地区区分の設定

被災地の被害状況、基本計画及び都市計画等の既定計画における位置付け、都市基盤の整備状況などを根拠に、重点復興地区、復興促進・誘導地区、一般地区に分類します。

なお、各地区の定義を次のとおり定めます。

地区区分	定 義
重点復興地区	比較的広い範囲で面的に被災し、かつ既定計画における位置付けが高く、都市基盤整備を促進することが必要な地区で、重点的かつ緊急にまちづくりを行うことが適切と考えられる地区
復興促進・誘導地区	基本的には被害が散在しているが、ある程度の面的被害が混在し、かつ、都市基盤整備が必ずしも十分なされていない地区で、既定計画の位置付けもあり、計画的なまちづくりにより復興を進めることが適切と考えられる地区。または、被害が散在的に見られるが、既定計画による都市基盤整備が概ね完了しており、自力再建による復興を誘導することが適切と考えられる地区
一般地区	ほとんど被害がない地区

(2) 地区区分判定基準の作成

復興地区区分を判定するため、復興対象地区の判定基準を、次を参考に作成します。

地区の現況	被 害 状 況			
・ 基盤整備状況 ・ 既定計画位置付け	面的被害	点的被害 一部分的被害	点的被害 のみ	ほとんど 無被害
・ 都市基盤未整備 ・ 計画あり・優先的地区	重点復興地区	重点復興地区	復興促進 誘導地区	一般地区
・ 都市基盤未整備 ・ 計画なし	重点復興地区	復興促進 誘導地区	復興促進 誘導地区	一般地区

・ 都市基盤整備済み ・ 計画なし	復興促進 誘導地区	復興促進 誘導地区	復興促進 誘導地区	一般地区
----------------------	--------------	--------------	--------------	------

※「都市基盤未整備」とは、道路・公園等の都市施設、急傾斜地崩壊対策施設等が、本市の目標とする整備水準に比べ低い地区をいう。

(3) 各復興対象地区と整備手法の検討と実施

復興対象地区ごとに、土地区画整理事業等の整備手法を検討し実施します。

地区区分	建築制限等	市街地整備手法
重点復興地区	A：建築基準法（昭和25年法律第201号）第84条による建築制限 B：建築基準法第84条により建築制限を実施し、引き続き被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）による被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行うことによって同法による建築制限へと移行する。	○ 法定事業 ・ 土地区画整理事業 ・ 市街地再開発事業 ○ 地区計画等
復興促進・誘導地区	C：条例による建築行為の届出を義務付ける D：建築制限等を行わない ※ 住民の間で法定事業に対する機運が高まった場合には、被災市街地復興特別措置法による地区指定（建築制限）を行い法定事業による復興を行う場合もある。	○ 自力再建 ○ 任意事業 ・ 優良建築物等整備事業 ・ 街なみ環境整備事業

4 建築制限の実施

都市計画区域内の被災の程度や従前の状況によって、都市計画、区画整理等による本格的な復旧・復興事業に着手するまでの間、復旧・復興の妨げになるような無秩序な建築行為を防ぐことを目的として、被災市街地復興特別措置法第5条の規定に基づき被災市街地復興推進地域を指定し、建築制限を実施します。

この場合、住宅等の復興に関して情報提供を行うため、建築相談所等を開設します。

(1) 建築制限の実施

ア 短期制限型

県は、建築基準法第84条の規定に基づき、被災後2週間以内に建築制限区域を指定し、2箇月を超えない範囲において、当該区域内の建築制限を行います。

イ 長期制限型

被災市街地復興特別措置法第5条の規定に基づいて、県知事との協議のもと、被災後2箇月以内の期間に、都市計画に「被災市街地復興推進地域」を定め、2箇年以内の期間において、同法第7条の規定に基づき、当該地域内の建築制限及び建築指導を行います。

(2) 建築相談への対応

被災市街地復興特別措置法に基づく被災市街地復興推進地域を定め、これを公表した場合には、住民への情報提供を適切に行い、円滑な市街地復興を図るため、相談窓口を設置します。

5 都市復興基本計画の策定、事業実施

(1) 都市復興基本計画の策定

都市復興方針を受け主体的に整備する都市施設等の復興及び被災地の復興方針を定めた「(仮称) 逗子市都市復興基本計画」を、被災後6箇月を目標に策定し、公表します。

(2) 地区復興まちづくり計画の策定

復興対象地区ごとに地区復興まちづくり計画(以下「まちづくり計画」という。)を説明会やワークショップなどを開催し、地区住民の参画を得て策定します。

6 仮設市街地対策

地域の本格復興が完了するまでの間、住宅の応急修理や仮設店舗等の建設、応急仮設住宅の建設等により、住民の他地域への疎開を減らし、被災前のコミュニティをできる限り守るため、仮設市街地計画を策定します。

7 住宅対策

(1) 応急住宅の提供

生活の基盤である住宅の再建は、地域経済の復興にも大きく関わってくるため、市は、持ち家、マンション等の再建支援、災害公営住宅の供給及び公営住宅等への特定入居等を行います。また、公営住宅の入居対象外の住民に対して、民間賃貸住宅の供給促進及び入居支援を行います。

ア 応急仮設住宅の提供

応急仮設住宅の提供については、第4章第10節により行います。

イ 一時提供住宅の提供

一時提供住宅の提供については、第4章第10節により行います。

(2) 被災住宅の応急修理対策

被災住宅の応急修理については、第4章10節により行います。

なお、市は、市営住宅の応急危険度判定を民間住宅とあわせて実施し、応急修理を迅速に実施します。

(3) 持ち家の再建支援

住宅再建の原則である被災者による自力再建を促すため、次のとおり実施します。

項目	定義
自力再建の促進	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関等への融資要請、各種融資制度利用者への利子補給等を関係機関等との連携により実施する。 県等と協議のもと、既存制度の弾力的運用等の対応策を検討する。 応急住宅関連の相談、申請を受け付ける住宅専門相談窓口を設置する。

(4) マンション等の再建支援

被災したマンションの建て替えや修繕を支援するため、県との協力により、優良建築物等整備事業の活用をあっせんする他、コーディネーターの派遣等による住民合意形成等の活動支援、利子補給等によるマンション等の再建支援に努めるものとします。

(5) 災害公営住宅の整備

自力での住宅の再建・取得が長期的な視点で困難と認められる者が多く、民間賃貸住宅の利用等によっても恒久住宅に不足が生じる場合は、災害公営住宅の整備を検討します。

災害公営住宅の整備に際しては、必要な住宅の推計、建設候補地の検討、地域特性の考慮等の必要な対応を行い、復興計画に盛り込みます。

(6) 民間賃貸住宅への入居支援

民間賃貸住宅の空き家情報を避難所等で情報提供することで、民間賃貸住宅への入居を促進するほか、民間賃貸住宅の家賃負担を軽減する制度を検討します。

第5節 都市基盤施設等の復興対策

主管課：企画課・財政課・基地対策課・防災安全課・経済観光課・まちづくり景観課・緑政課・資源循環課・都市整備課

関係機関：各関係機関

都市基盤施設の復興は、災害応急対策として行われる都市機能の回復を目的とした応急復旧と施設自体を被災前の状況に戻す復旧、あるいは、防災機能を高めて計画的に整備するといった本格的な復興の3つの段階に分けられ、それぞれの基本方向に沿って施策を実施します。

なお、復興法において、被災地方公共団体等からの要請及び当該被災地方公共団体等における工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要な場合は、漁港、道路、海岸保全施設、河川等の災害復旧事業等の工事について、国または都道府県が代行できることが明記されました。

1 被災施設の復旧等

(1) 災害復旧事業の方針

都市基盤施設の復旧は、被災した施設の原形復旧を基本としながら、再度の災害による被害を防止するため、必要な改良を伴う関連事業を積極的に取り入れて施行するものとします。

ア 被害状況の調査と災害復旧の体制整備

災害が発生した場合、各所管施設について被害状況を速やかに調査し、緊急に災害査定が行われるよう対処するとともに、災害復旧の迅速な実施が図れるよう、必要な職員の配備、応援、派遣等の体制の整備に努めます。

イ 災害復旧事業計画

各種施設の災害復旧計画の策定に当たっては、災害の実状に鑑み、その原因となった自然的、社会的、経済的諸要因について詳細に検討し、総合的な見地において策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧に当り、速やかに完了するよう施行の促進を図るものとします。

なお、国または県が費用の全部もしくは一部を負担あるいは、補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画をたて、査定実施が速やかに行えるように努めます。

ウ 災害復旧事業の促進

災害復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効果をあげるように努めます。

(2) 被災施設の復旧等

ア 市管理公共施設の復旧

あらかじめ定めた応援協定等を活用するとともに、県に対して人的、物的な支援を要請し、市管理の公共施設の復旧を進めます。

イ 県管理公共施設の復旧

県管理の公共施設の復旧については、県に対して早期復旧を要望します。

ウ ライフライン、交通関係施設の応急復旧

ライフライン、交通関係施設の応急復旧については、関係事業者に対して施設の早期復旧を要望します。

2 応急復旧後の本格復旧・復興

避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の骨格的都市基盤整備、防災安全街区の整備、ライフライン施設の地中化等の防災機能の強化、さらには建築物や公共施設の不燃化等を基本目標とします。

(1) 道路施設

被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すか、中・長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのかを検討し、復旧・復興方針を作成します。

なお、計画道路については、被災状況や市街化の動向等を勘案し、幅員やルート、線形の変更も含めて再検討します。

ア 道路に関する復旧・復興方針の作成

道路に関する復旧・復興方針の作成については、被災状況調査の結果を踏まえ、都市復興方針との連携・調整を図りながら進めます。

なお、震災前に既に道路計画が定められていた未整備の道路については、被災状況や市街化動向を勘案し、幅員、ルート、線形等の変更も含めて再検討します。

イ 道路ネットワークの整備

(ア) 復旧事業の実施

道路に関する復旧・復興方針において、原状復旧が決定された道路については、迅速に復旧事業を実施します。

(イ) 計画道路の整備

災害に強い道路ネットワークを構築するため、計画道路の整備を進めます。

なお、震災の状況により市街地の状況が大きく変化した場合、都市復興方針との連携・調整を図りながら必要に応じて既存の道路計画の見直しを検討します。

(ロ) 既存道路の耐震性等の強化

災害に強い道路ネットワークを補完するため、市街地の整備にあわせて、路線や道路施設の優先度等を勘案し、既存道路の耐震対策及び道路環境の安全性や快適性の向上を図ります。

(2) 公園・緑地

被災市街地・集落の復興における基盤整備の方針、計画、整備手法等と調整を図り、公園・緑地の復旧・復興方針を作成します。また、都市計画決定されている公園緑地の整備を進め、既存公園に防災施設の整備・拡充を行うとともに、防災拠点となる公園について、県や周辺市町と連携し整備を進めます。

ア 公園・緑地に関する復旧・復興方針の作成

公園・緑地の復興は、市街地の復興と密接に関連するため、公園・緑地に関する復旧・復興方針の作成については、市総合計画、整備手法等と調整を図りつつ進めます。

イ 公園・緑地ネットワークの整備

(ア) 復旧事業の実施

各種防災拠点や広域避難場所等に指定されている公園・緑地については、被災後直ちに復旧事業を実施します。

(イ) 公園の整備・拡充

災害発生時における防災空間の確保のため、市総合計画、緑の基本計画等における公園の整備を進めるほか、公園、緑地を整備します。

なお、新たな都市公園の整備に当たっては、陸・海・空路の緊急輸送網との接続や避難所、医療機

関等の公共施設等の配置について配慮します。また、公園内の施設の整備に当たっては、防災機能の強化に配慮します。

(3) 漁港施設

施設管理者は、被害の程度に応じて応急工事を実施しつつ、関係法令等に基づき復旧事業を計画し、復旧工事を実施します。

(4) ライフライン施設

被害状況や緊急性を考慮して、各ライフライン事業者と調整を図り、施設の早期復旧・復興を目指すとともに、防災性の向上に努めます。

ア 下水道施設の復旧・復興

被害の程度に応じて復旧計画を策定し、復旧工事協力業者や応援自治体等の協力のもとに応急復旧工事を行い、可能な限り早期に排水処理の機能回復を図ります。

下水道に係る復旧計画の策定及び復旧工事の実施に際しては、上水道・電気・ガス・電話等のライフライン事業者が行う復旧・復興事業との調整を図り実施します。

イ 水道施設の復旧対策

県企業庁は、応急復旧により仮修理を行った箇所について、本復旧を行う場合は、道路管理者及びライフライン事業者等の関係機関と調整を図り、被害施設の本復旧工事を行います。

ウ 電気施設の復旧対策

東京電力パワーグリッド(株)は、災害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急措置を講じ、施設の機能を維持します。

エ ガス施設の復旧対策

東京ガス(株)は、災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持します。

(5) 河川・砂防施設・急傾斜地崩壊防止施設・海岸保全施設・森林等

県及び市は、管理する各施設について、被害状況や緊急性を考慮して、施設の早期復旧・復興を目指すとともに、防災性の向上に努めます。

(6) 災害廃棄物等

大規模地震により災害廃棄物が発生しますが、特に、津波被害が生じた場合は、損壊家屋をはじめとする大量の災害廃棄物が発生することから、関係機関が緊密に連携し、必要に応じて広域的な処理を検討するとともに、環境負荷のできるだけ少ない方法を検討し、円滑かつ迅速に処理を進める必要があります。

ア 災害廃棄物等処理実行計画の作成

市は、平時に策定した災害廃棄物処理計画をもとに、国の災害廃棄物処理指針等を踏まえ、災害廃棄物処理実行計画を策定します。

イ 災害廃棄物処理の実施

県と協力して、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適切な処理を行います。災害廃棄物の処理に当たっては、可能な限り分別・選別・再生利用等により減量化を図りながら適正かつ円滑・迅速な処理に努めます。

(7) 災害廃棄物量の把握及び推計

被災状況の調査により、災害廃棄物等の推計発生量を算出し、県知事に報告します。

(イ) 災害廃棄物等の処理実施計画の策定及び支援の要請

災害廃棄物等処理実施計画を策定し、これを県知事に報告するとともに、必要に応じ処理の支援を要請します。

項 目	定 義
検討事項 (例)	<ul style="list-style-type: none"> • 仮置き場の配置 • 市内からの収集方法と搬入ルート • 処分の優先順位 • 選別・中間処理場及び最終処分場等

(ウ) 収集、処理業務実施者の確保

災害廃棄物等の収集に際しては、市が委託事業者や協定事業者の協力のもとに実施します。なお、収集能力が不足する場合は、必要に応じて県に協力を要請します。

(エ) 不適正処理対策

災害廃棄物等処理実施計画に基づき、災害廃棄物等の処理が適正に行われるよう監視するとともに、ごみの分別方法や収集場所、し尿の処理、家屋の解体撤去等について広報を行います。

また、把握した処理状況を、県知事に報告します。

ウ 家屋等の解体・撤去

市は、アスベスト調査を実施の上、分別を考慮しながら、倒壊の危険性のある損壊家屋等から優先的に解体・撤去します。

県は、市からの支援要請に基づき、建物の解体・撤去等に関する協定を締結している民間事業者団体等に支援を要請します。

(イ) 受付窓口の開設等

住家被害の発生状況、国の補助施策の動向等を踏まえ、解体処理に関する処理実施計画を定めます。また、解体申請の受付窓口を設置するとともに、申請方法等について広報を行います。

(イ) 解体業者の指定等

解体業務を発注する業者を指定するとともに、解体の実施に当たり、廃棄物の適正処理について指導を行います。

(ウ) 分別処理の徹底

解体処理に伴って発生する廃棄物については、分別処理を徹底し、再利用、再資源化を極力図り、有効利用が不可能なものは適正処理されるよう解体業者を指導するとともに、処理処分状況を、県知事に報告します。

(エ) 粉じん・アスベスト等飛散防止対策

解体撤去作業時及び搬出輸送時の周辺環境に及ぼす影響を最小限にする対策を講じるよう解体業者等を指導します。

エ 仮設処理住宅の設置

市は、災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、必要に応じて仮設処理施設を設置し、適切な運営・管理を行うとともに、余震に備えた安全対策、関係法令を遵守した公害対策を行います。

県は、仮設処理施設の設置や管理・運営について情報提供、技術的支援を行います。

第6節 生活再建支援

主管課：企画課・課税課・納税課・文化スポーツ課・経済観光課・社会福祉課・障がい福祉課・高齢介護課・国保健康課・教育総務課・社会教育課・図書館・学校教育課・保育課・療養教育総合センター

関係機関：社会福祉協議会

被災者の生活復興は、震災前の状態に復元することが第一目標となりますが、心身や財産、就業場所の被害が甚大なため、元の生活に戻ることが困難な場合があります。そこで、新たな生活を再建するためには、市、市民、民間機関が連携し、協働することが大切です。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要があります。

さらに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供できるよう努める必要があります。

また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める必要があります。

1 被災者の経済的再建支援

市は、被災者の生活再建が円滑に進むよう、福祉、保健、医療、教育、労働及び金融等総合相談窓口を設置し、さらに被災者生活再建支援金の支給申請や災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護資金や生活福祉資金の貸付け及び罹災証明書の交付をはじめとする各種事務執行体制を強化するとともに、必要に応じて税や保険料の納期限等の延長、徴収猶予、減免を行います。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じるとともに、市外に避難した被災者に対し、避難先の地方公共団体と協力し、必要な情報や支援・サービスの提供に努めます。

(1) 共通事項

ア 制度の広報

被災者の支援制度は多岐に渡るため、企画課が各制度をまとめたチラシ等を作成し、避難所や駅など、人が集中する場所で配布するほか、市ホームページ、テレビ・ラジオ、広報誌など、様々な手段で広報を行います。

イ 事前の取組み

総合相談窓口における業務マニュアルやそれに基づく訓練の実施、チラシ案や被災者用のチェックリストを事前に作成するなど、窓口での混乱を防ぐための取組みを実施します。

(2) 被災者支援窓口の運用

被災者が被災状況に応じて受け取ることができる支援制度を容易に確認できるチェックリスト等を用意し、総合相談窓口において罹災証明書を発行するなど、被災者が手続きで混乱をすることがないように配慮します。

(3) 被災者の経済的再建支援

ア 被災者生活再建支援金の支給

被災者の自立的生活支援が速やかに図れるよう、被災者生活再建支援金の支給申請等に係る窓口業務を行います。

イ 災害援護資金

災害により家屋等に被害を受けた世帯主に対し、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害については、逗子市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年逗子市条例第27号以下「災害弔慰金等条例」という。）第11条の規定に基づき、災害援護資金の貸付けを行います。

ウ 生活福祉資金の貸付

社会福祉協議会は、同法の規定に至らない小規模災害時には「生活福祉資金（神奈川県社会福祉協議会委任事業）貸付制度要綱」に基づく生活福祉資金を、低所得者世帯を対象に貸付けを行います。

エ 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

災害による死亡者の遺族に対し、災害弔慰金等条例第2条の規定に基づき、災害弔慰金の支給を行います。また、災害により精神的または身体に著しい障がいを受けた者に対しては、同条例第8条の規定に基づき、災害障害見舞金を支給します。

オ 義援物資の受入れ及び配分

(ア) 民間事業者や自治体等からの義援物資

関係機関等の協力を得ながら、民間事業者や自治体等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び希望しないものを把握する。市はその内容のリスト及び送り先を公表し、周知等を図るものとします。

また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改訂するものとし、これを活用して物資の配分を行います。

(イ) 個人等からの小口の義援物資

個人等からの小口の義援物資については、原則受け入れないこととし、その方針について周知するものとします。

なお、周知に当たっては、記者発表や市のホームページへの掲載のほか、県域報道機関及び全国ネットの報道機関による放送や他の自治体等のホームページへの記載要請等を行います。

カ 義援金の受入れ及び配分

義援金の受入れ、配分に関して、日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県共同募金会等と義援金の募集、配分に関する委員会を、必要に応じて組織し、適切な受入れ、配分を行います。

その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めます。

被災後直ちに義援金の受付口座を開設します。また、義援金及び義援物資に関する要請をホームページ等で発信し、個人からの援助の志は義援金により行うよう広報します。

また、県等からの義援物資の配分を適正に受付けるため、避難所からの物資の需給状況を随時把握し、必要物資を県へ要請します。

キ 生活保護

被災による生活環境の変化から、新たな要保護者の発生が予想されるので、申請漏れが発生しないよう、相談窓口の設置等により生活保護制度の周知を行います。また、被災の状況

によっては申請そのものが困難な場合も考えられるため、積極的に情報を収集して要保護者の把握に努めます。

ク 税の減免等

被災者の生活再建を支援するため、個人住民税、軽自動車税、固定資産税等の市税について、納付及び申告等の期限延長、徴収猶予及び減免等の納税緩和措置について検討します。

ケ 社会保険関連

被災者に対する国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険など社会保険関連の特例措置を実施します。

2 雇用対策

(1) 雇用対策の実施

国・県との連携のもと、雇用状況の把握、雇用維持の要請等、被災者の雇用確保に関する対策を進めます。

(2) 国への要望事項の取りまとめ

雇用状況の把握から、国等への要望事項を検討し、必要に応じて県と連携して国へ要請を行います。

3 精神的支援

(1) 相談窓口の設置及び保健医療活動の実施

被災を体験したことにより精神的に不安定になっている被災者に対し、保健師、精神保健福祉士等が電話等で対応する相談窓口等を設けます。また、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の支援により、必要に応じて訪問相談、巡回相談を実施します。

(2) 被災者の精神保健支援のための拠点の設置

被災者のこころのケアに長期的に対応するための拠点を設置して地域に根ざした精神保健活動を行います。

(3) 災害時のこころのケア啓発冊子の作成・配布

被災に関わるこころの変化について、被災者、行政関係者、NPO・ボランティア等に周知を図るため、既存の冊子や新たに作成した冊子を配布します。

(4) 被災児童・生徒等のこころのケア事業

県及び市町村は、災害時に特に影響を受けやすい児童・生徒等に対して、相談窓口の設置や電話相談の開設、スクールカウンセラー等による巡回相談等を実施します。

(5) 女性のための相談窓口の設置

避難所で生活する女性が抱える多様な悩みに対応するため、医療職等の専門家や女性相談員等による悩み相談の実施や必要な支援・助言を行います。

また、各種相談窓口の設置情報について周知を図ります。

4 要配慮者対策

(1) 高齢者、障がい者、児童等への支援の実施

高齢者、障がい者、児童等の要配慮者の被災状況を把握し、介護保険サービスや障害福祉サービスなど、必要な支援が受けられるよう体制を整備します。

また、障がい等の種類、程度によっては、情報の入手に支障が生じ、必要な手続きができないことも考えられるため、そうした方への支援も実施します。

(2) 外国人被災者への支援の実施

言葉の壁がある外国人被災者が情報を入手できるよう、応急仮設住宅、義援金等各種交付金の手続といった被災後の生活情報を、ふりがなをつけた日本語ややさしい日本語で発信することに加え、多言語で発信するとともに、災害時に開設される臨時災害相談所において、外国人の相談窓口を設置し、通訳ボランティア等の協力を得て、可能な限り多言語で、帰国手続、罹災証明、義援金等の金銭給付、就労、労働、住宅等に関する相談に応じます。

また、各種公的サービスを提供する行政機関等において、通訳ボランティア等による支援を行います。

5 医療機関

民間医療機関の被災状況や再開状況を随時把握し、地域医療救護所を縮小するなど、災害時医療体制から平常時の医療体制の移行を促進し、その状況を県に報告します。

6 社会福祉施設

社会福祉施設等の被災による既存の福祉サービスの供給能力低下や、被災後の生活環境の変化等により新たな福祉需要の発生に対応するため、再建支援が必要な社会福祉施設等や新たな福祉需要を把握します。また、社会福祉施設等の再建に係る復旧事業費に対応した財政的支援について、必要に応じて国に要請します。

7 生活環境の確保

(1) 食料品・飲料水の安全確保

水道施設の復旧が完了するまでは、貯水槽等の水を飲料水として利用することから、感染症の発生等を防止するため、飲料水の安全確保のための指導を行うとともに、水道施設の復旧支援を行います。

また、食料品についても、炊き出し等による健康被害が発生しないよう、食品衛生確保のための指導を行います。

(2) 公衆浴場等、入浴可能施設の情報提供

公衆浴場や理髪・美容店の営業状況を把握し、情報提供を行います。

8 教育の再建

(1) 学校施設の再建、授業の再開

被災地での授業の早期再開を図るため、校舎等の損傷箇所等を確認し、修繕や建替等の復旧方策を検討するとともに、学校周辺の被災状況等を把握し、再建復興計画を作成します。

また、学校施設の相互利用、仮設校舎の設置や公共施設の利用等により応急教育を行う場を確

保します。学校は正規の授業再開を目指して、応急教育計画を作成し実施します。

(2) 児童・生徒等への支援

児童・生徒等の心的影響、経済的影響、学用品の不足等に対して支援を行います。また、転入・転出手続についても弾力的に取り扱います。

9 社会教育施設、文化財等

被災施設の再建計画を作成するとともに、収蔵品の保管場所の確保、破損した収蔵品の補修計画を策定します。

また、文化財についても、破損、劣化、散逸を防止し、復旧対策を推進します。

10 ボランティアの活動支援

(1) 要配慮者に対するボランティア活動支援

被災者が一時避難所から仮設住宅に移り、さらに自立できる人達から仮設住宅の退去が進む復興期においては、高齢者や障がい者、親を失った児童等、要配慮者の個別化が進み、個々の要配慮者をサポートするには、行政のみの対応では限界があるため、市では、社会福祉協議会、民間事業者等と協働で、個別ケアなどに取り組むボランティアやNPO法人が円滑かつ効果的に活動を行うことができるよう、必要な情報の提供等の支援に努めます。

(2) 被災地のボランティア団体に対する支援

被災地の復興に向けては、地域の住民や団体が主体となって長期的に取り組んでいくことが必要であることから、県と連携して、要配慮者に対する支援や、まちづくり、産業振興など、様々な課題に関わる地元のボランティアやNPO法人のネットワーク化や組織強化等に対する支援に取り組みます。

11 男女共同参画の推進

復興期における男女のニーズの違い等に十分に配慮し、応急仮設住宅等において、被災者の良好な生活環境が保たれるよう努めるとともに、復興に関する各種計画等の策定に当たっては、男女共同参画の視点を意識した策定に努めます。

第7節 地域経済復興支援

主管課：企画課・課税課・納税課・経済観光課・まちづくり景観課・都市整備課

関係機関：各関係機関

地域経済の状況は、そこに住む市民にとって、雇用、収入、生活環境の確保の面において密接に係わってくるもので、被災した市民の生活再建にも大きな影響を与えます。また、財政面から見ると、地域経済が復興し、税源を涵養できれば、自治体の復興財源の確保にもつながります。地域経済を復興するには、元いた地域に人々とどまり、人々が戻ってくる中で経済活動が行われることが重要であり、市民の生活、住宅、市街地の復興等との関係に留意した地域経済の復興を進めることが求められます。

特に行政が行うべき地域経済の復興支援の柱としては、経済基盤が脆弱な中小企業の自立支援、地域経済全体の活性化のための支援等が挙げられます。

1 地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施

(1) 産業復興方針の策定

県・関係団体と協力し、被災した事業者等が速やかに事業を継続し、再開できるよう、既存の計画を尊重しながら、被災状況に応じ、産業が進むべき方向を中・長期的な視点から示した新たな産業復興方針を策定します。

(2) 相談・指導体制の整備

雇用の確保、事業継続、事業の再建に不安を抱えている事業者が、安心して復興を図ることができるよう、情報提供や様々な問題の解決を助ける相談・指導体制を整備します。相談に当たっては、市商工会等各種関係団体と協力するとともに、経営の専門家を活用する等、総合的な支援を行います。

また、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めます。

(3) イベント等の活用

各種団体との協力体制を確立し、情報発信に取り組むとともに、観光フェア、イベントの活用等により、観光や地場産業のPRを行い、観光客や大規模な催しなどの誘致を目指します。

2 金融・税制面での支援

(1) 資金融資の簡易迅速化、条件等の緩和

既存の貸付制度により融資を受けている事業者は、被災により返済資金の調達が困難になり、償還が困難になることが予想されるため、市及び県は、国等の関係機関に対して償還条件の緩和等特例措置を要請します。

また、被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続の簡易化・迅速化、償還期限の延長等特別な取扱いを行うよう要請します。

(2) 既存融資制度等の活用の促進

事業者が速やかに事業を再建できるよう、既存融資制度等について周知し、活用促進を図ります。

(3) 金融機関の資金の円滑化を図るための支援の実施

震災復興時の旺盛な資金需要により、金融機関の資金が不足することが想定されることから、金融機関（一般金融機関及び政府系金融機関）と協調して融資を行い、資金の円滑化を図ります。

(4) 新たな融資制度の検討

本格的な復興資金需要に対応するために、被害状況調査、資金需要の把握、事業者や業界団体等の意見を踏まえ、低利での融資等新たな融資制度の創設について検討します。

(5) 金融制度、金融特別措置の周知

速やかに事業所の再建を図るため、国や県等の既存融資制度を含む各種の融資制度についての情報提供を行うとともに、リーフレット等を作成します。

(6) 税の減免等

災害の状況に応じて、個人住民税等の市税について、納付及び申告等の期限延長、徴収猶予及び減免等の納税緩和措置について検討します。

3 事業の場の確保

(1) 仮設賃貸店舗の建設

被害状況調査や事業者、業界団体等の意見をもとに、店舗の被災（倒壊、焼失等）により事業再開が困難となっている事業者に対し、事業者が自ら事業の場を確保するまでの間、暫定的な仮設賃貸店舗を建設し、低廉な賃料等での提供を検討します。

(2) 共同仮設工場・店舗の建設支援

倒壊または焼失等の被害を受けた事業組合等が、自ら共同仮設工場・店舗を建設する場合には、工業集団化事業の一環として、（公財）神奈川産業振興センターと連携を図りながら、相談・指導を行います。

(3) 工場・店舗の再建支援

自ら工場・店舗等を再建しようとする事業主・組合等に対して、（公財）神奈川産業振興センターと連携を図りながら相談・指導を行うとともに、資金面に関する支援を検討します。

(4) 民間賃貸工場・店舗の情報提供

業界団体等に対して賃貸が可能な工場・店舗の物件情報の提供を依頼して情報収集を行い、リストを相談窓口や業界団体等に配布するとともに、市ホームページ等を活用して情報提供を行います。

(5) 発注の開拓

取引事業者の被災、交通事情の悪化等により被災していない事業所（特に中小企業）の経営状況が悪化することが予想されるため、被害状況や団体の意見を踏まえ、受注拡大に向けた発注の開拓を図ります。

(6) 物流ルートに関する情報提供

長期にわたる道路等の利用制約により、原材料等の仕入れ、商品等の出荷が滞ることを防ぎ、経営安定化を図るため、道路等の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルート等の物流ルートに関する情報提供に努めます。

(7) 港湾機能の確保、水上での物的・人的輸送ルート確保

できる限り早急に港湾機能の確保が図られるよう、国及び県に対して特例措置を要請するもの道路等を利用した輸送を補完するため、海上を利用した輸送ルートについても活用します。

4 農林水産業者に対する支援

(1) 災害復旧事業等の実施

被災した農林水産業の再建に加え、生鮮食料品の安定供給を図るため、国等が行う各種の農林水産業施設の再建費用への助成制度を活用し、災害復旧事業等を行います。

なお、津波災害は沿岸部の漁業者に対して、壊滅的な被害をもたらす場合があることから、漁場等の一体的復旧等に十分留意します。

(2) 既存制度活用の促進

被災した農林水産業者が速やかに生産等が再開できるよう、農林水産団体等を通じて各種の融資制度の趣旨や内容を周知し、活用を促進します。

(3) 物流ルートに関する情報提供

長期にわたる道路利用等の制約により、生産物等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、道路等の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルート等の物流ルートに関する情報提供に努めます。

第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とします。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

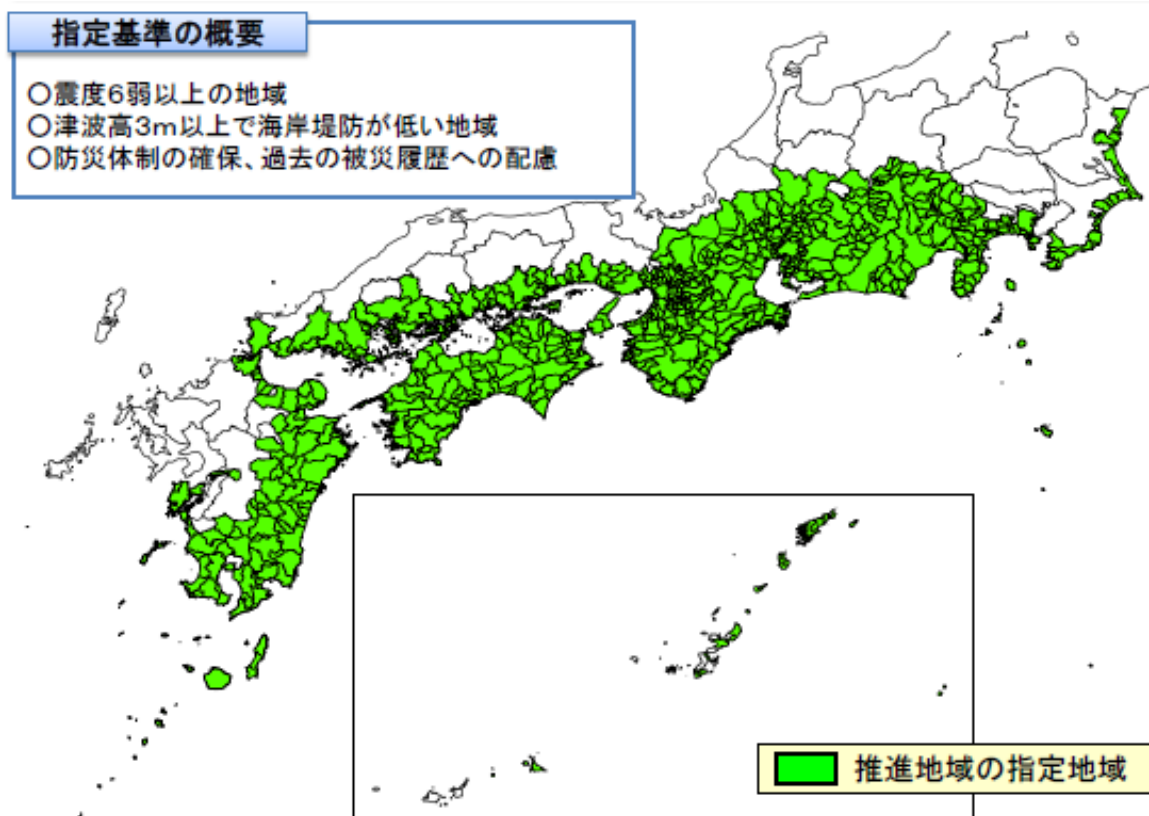
市は、南海トラフ地震による災害の発生を防止し、又は軽減し、市民の生命及び財産の保全のため処理すべき事務の大綱を定めます。

本市及び防災関係機関等の業務大綱は、第1章第6節を参照。

3 南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づく推進地域及び同法第10条第1項の規定に基づく南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されています。

南海トラフ地震防災対策推進地域（内閣府資料）



※南海トラフ地震防災対策推進指定市町（神奈川県内）

横浜市・横須賀市・平塚市・鎌倉市・藤沢市・小田原市・茅ヶ崎市・逗子市・三浦市・秦野市・厚木市・伊勢原市・海老名市・座間市・南足柄市・三浦郡葉山町・高座郡寒川町・中郡大磯町・同郡二宮町・足柄上郡中井町・同郡大井町・同郡松田町・同郡山北町・同郡開成町・足柄下郡箱根町・同郡真鶴町・同郡湯河原町

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（内閣府資料）



※南海トラフ地震津波避難対策特別強化指定市町【神奈川県内】

横須賀市・平塚市・鎌倉市・藤沢市・小田原市・茅ヶ崎市・逗子市・三浦市・三浦郡葉山町・中郡大磯町・同郡二宮町・足柄下郡真鶴町・同郡湯河原町

4 南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象

南海トラフ沿いで観測され得る大規模地震については、確度の高い地震の予測は困難であるものの、南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象のうち、観測される可能性が高く、かつ大規模地震につながる可能性があるとして、防災対応の検討が必要となる3つのケースが想定されています。

(1) 半割れ（大規模地震）／被害甚大ケース（以下、「半割れケース」という。）の概要

南海トラフの想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合です。

また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード（以下、「M」という。）8以上の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価されます。

(2) 一部割れ（前震可能性地震）／被害限定ケース（以下、「一部割れケース」という。）の概要

南海トラフ沿いで、大規模地震に比べて一回り小さい、M7クラスの地震が発生した場合です。

また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM7以上、M8未満の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価されます。なお、想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で発生したM7以上の地震についても、「一部割れケース」として取り扱われます。

(3) ゆっくりすべり／被害なしケース（以下、「ゆっくりすべりケース」という。）の概要

短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合です。

5 異常な現象に伴う防災対応

(1) 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報

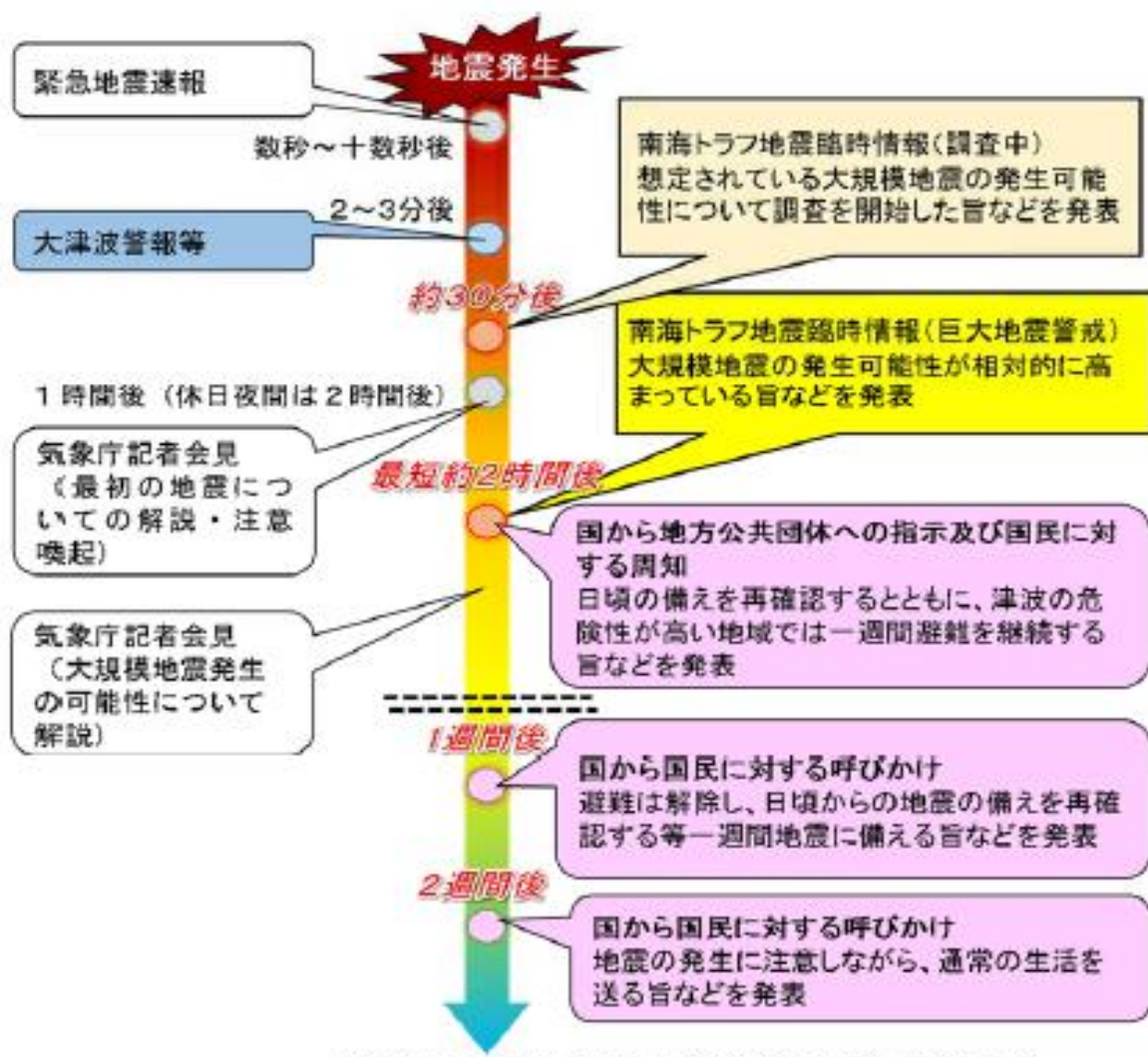
ア 気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的な評価で算出されたマグニチュード6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」として発表します。

イ その後、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、発生した現象について評価を行います。当該評価結果が、前項の3つのケースのいずれかに該当する現象と判断された場合には、気象庁から次の情報が発表されます。

異常な現象に対する評価	発表される情報
半割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
一部割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
ゆっくり滑りケース	

【出典：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（平成31年3月、内閣府）】

ウ 「巨大地震警戒対応」における情報の流れのイメージ



※南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の発表後は、随時、「南海トラフ地震関連解説情報」で地震活動や地殻変動の状況を発表

(2) 臨時情報の内容に応じた防災対応

住民や企業は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、南海トラフの震源域で想定される最大クラス（M9クラス）の後発地震の発生を想定し、次のような防災対応を行います。

ア 巨大地震警戒対応（半割れケース）

(ア) 発生直後、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、状況に応じて避難等の防災対応・開始します。

(イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、最初の地震発生から1週間を基本に、国からの呼びかけに応じ、次のような対応を行います。

- ・ 日ごろからの地震への備えを再確認する。
- ・ 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は避難の準備を整え、個々の状況等に応じて避難する。
- ・ 地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難する。

(ウ) 最初の地震発生から1週間経過以降2週間経過までの間、次項の巨大地震注意対応を行う。

(エ) 2週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う。

イ 巨大地震注意対応（一部割れケース、ゆっくりすべりケース）

(ア) 発生直後、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、状況に応じて防災対応を準備・開始します。

(イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出た場合、最初の地震発生から1週間（ゆっくり滑りの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間）を基本に、国からの呼びかけに応じ、日ごろからの地震への備えの確認等の対応を行います。

(ウ) 1週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行います。

(3) 臨時情報に対応した防災体制

県と市町村は、後発地震等の発生に備えた防災体制をとります。

また、市は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、次のとおり対応します。

ア 市内で地震等が発生している場合

地震や津波が発生している場合又は大津波警報や津波警報・注意報が発表されている場合は、配備基準に基づく体制をとり、災害対応に当たります。

イ 市内で地震等が発生していない場合

次表に定める基準に基づき体制をとります。なお、災害対策本部会議において体制を決定した場合は、その議決によります。

気象庁が発表する情報	市の配備体制
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	【第1次体制】 ・情報収集を行う
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	災害警戒本部体制【第2次体制】 ・市長メッセージを速やかに発出する
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	災害対策本部体制【第3次体制】 ・本情報が出た場合は、災害対策本部会議を開催し、 情報共有とともに今後の対応を検討する。 ・市長メッセージを速やかに発出する ・巨大地震警戒の続報として発表された場合は、 災害対策本部体制を維持する
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	体制解除【通常体制】 ・災害対応が終了している場合

第2節 関係者との連携協力の確保

主管課：企画課・防災安全課・職員課・経済観光課・障がい福祉課・高齢介護課・学校教育課・保育課
関係機関：県・県企業庁・東日本旅客鉄道（株）・京浜急行電鉄（株）

1 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

ア 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成します。

物資の備蓄及び調達の実施については、第3章第2節、第4章第8節を参照

イ 市は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給を要請します。

応援の要請については、第4章第20節を参照

(2) 人員の配置

市は、人員の配備状況を都府県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県に応援を要請します。

応援の要請については、第4章第20節を参照

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

防災関係機関は、地震が発生した場合において、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成します。

2 他機関に対する応援要請

(1) 市は、災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることにし締結します。

市が締結している協定は、逗子市地域防災計画資料編 4-2を参照

(2) 市は必要があるときは、(1)に掲げる応援協定に従い、応援を要請します。

3 帰宅困難者への対応

市は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者の協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとします。

帰宅困難者の対策については、第3章第3節を参照

第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

主管課：企画課・防災安全課・管財契約課・経済観光課・社会福祉課・障がい福祉課・高齢介護課
・下水道課・保育課・消防本部・消防署

関係機関：県・県企業庁・警察・横須賀海上保安部・横浜地方気象台・消防団・東日本旅客鉄道（株）
京浜急行電鉄（株）東京電力パワーグリッド（株）東京ガス（株）NTT東日本・エヌ・ティ・
ティコミュニケーションズ・NTTドコモ・KDDI（株）

1 津波からの防護

(1) 津波警報等の伝達

津波による被害を最小限にとどめるため、気象庁から発表される津波警報、津波注意報を防災行政無線、緊急速報メール、湘南ビーチFM放送の割込み放送、地域安心安全情報共有システム等により迅速に伝達し、沿岸住民及び海浜利用者等に海岸から離れた高いところへの避難や津波への注意を促します。

津波に関する情報の伝達については、第4章第7節を参照

(2) 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備

市は、道路網が著しく被害を受け、陸路による食料や物資の配送が困難な状況に備え、県指定の臨時ヘリポート以外のヘリコプター離着陸可能場所を把握し、災害時にはその情報を応援機関に提供します。また、上空から主要施設を認識し、被災状況を容易に把握できるよう、地区ごとに市庁舎や学校等の屋上に施設名を表示する等ランドマーク表示の整備に努めます。

(3) 防災行政無線の整備等の方針及び計画

津波警報等や避難指示等を伝達するために沿岸部における防災行政無線の耐震性や向き、音量等を整備、点検するとともに停電に備え非常電源等の整備に努めます。

また、津波情報の伝達については、従来の広報手段に加え、「地域安心安全情報電話配信システム」メール、湘南ビーチFM放送の割込み放送、緊急速報メール、ツイッター等補完伝達手段を充実します。

2 避難指示（緊急）等の発令基準

津波からの避難は、緊急を要するため、近海で地震が発生した場合には、津波警報等が発表される前であっても、海面状態を監視し、異常を発見したときは、市民等に海浜等から避難するよう勧告または指示をします。

また、気象庁等から津波警報を受信または津波による浸水が発生すると判断したときは、直ちに沿岸地域等の市民に対し、避難勧告または避難指示を行います。

3 避難対策等

- (1) 地震が発生し津波が予測される場合、市全域を対象に避難の勧告又は指示を発令します。なお、市は、レベル2の津波にも対応できる避難場所となる津波避難ビル等を適切に指定するほか、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示するものとします。

市は、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念され

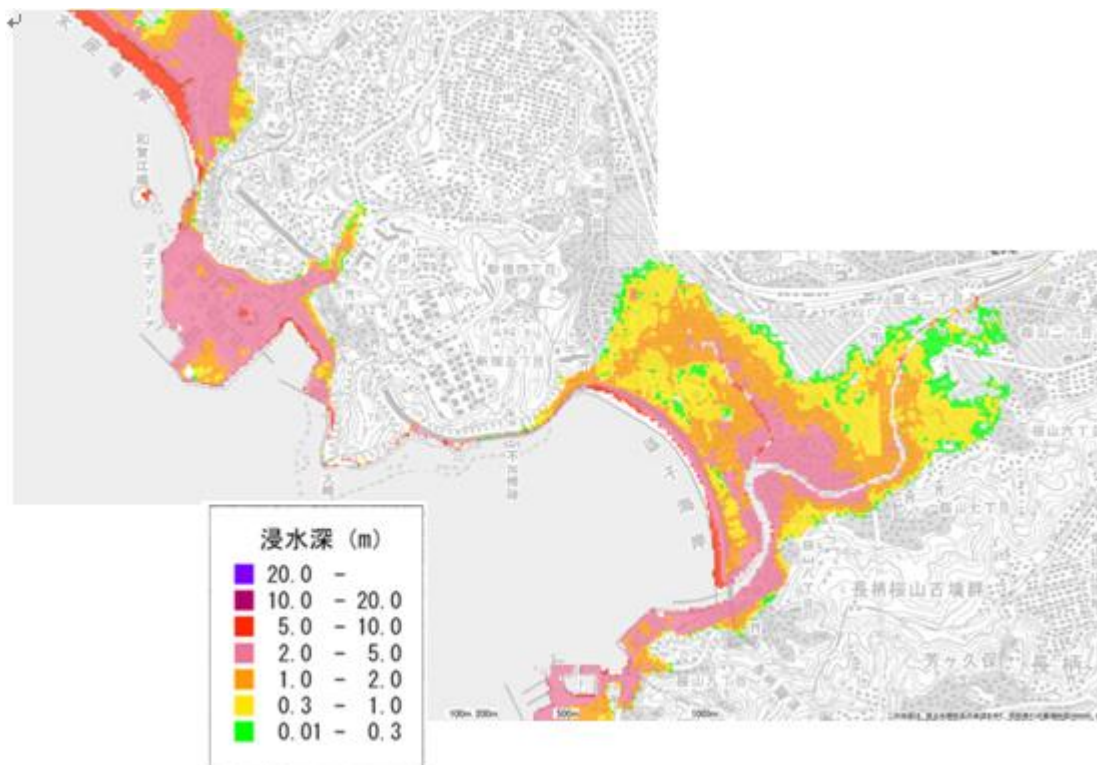
第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

る木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組むものとします。

また、市は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うように努めます。

(2) 市は、浸水可能性のある地域については、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図る様に努めます。

- ア 地域の範囲
- イ 想定される危険の範囲
- ウ 避難場所（屋内、屋外の種別）
- エ 避難場所に至る経路
- オ 避難の勧告又は指示の伝達方法
- カ 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
- キ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）



南海トラフを震源とする巨大地震の浸水想定範囲の区域

(3) 市が、避難所の開設時における、避難所の応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備する事項は、次のとおりです。

- ア 市は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておくものとします。
- イ 地域の自主防災組織等及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難の勧告又は指示があったとき

は、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとします。

ウ 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ次の点に留意するものとします。

(7) 市は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有するものとします。

(イ) 津波の発生のおそれにより、市長より避難の勧告又は指示が行われたときは、避難行動要支援者の避難場所までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定します。

(ウ) 地震が発生した場合、市は避難行動要支援者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとします。

4 住民の防災対応等

(1) 日頃からの地震への備えの再確認

ア 県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合に、住民があわてて地震対策をとることがないように、「日頃からの地震への備え」について周知し、平時からの対策を促します。

イ 県及び市町村は、大規模地震の発生可能性が平常時と比べ相対的に高まったと評価された場合、直ちに地震や津波が発生するとの誤解から混乱が生じないように、南海トラフ地震臨時情報の意味や南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応等について、普及啓発に努めます。

ウ 県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合、国からの呼びかけに応じて、1週間（ゆっくりすべりケースの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間）、「日頃からの地震への備え」の再点検を行い、日常の生活を行うことや、個々の状況に応じて、危険性が高い場所を避け、できるだけ安全な行動をとることなどを周知します。

エ 県及び市町村は、後発地震に備えて不要不急の火気器具や電熱器具の使用を控えることなどにより、火災の発生を防止することなどを周知します。

(2) 津波からの避難対策

南海トラフ地震の想定震源域内で地震が発生した場合、震源から本市が離れている場合でも、本市を含む南海トラフ沿いの全域の沿岸部に対して、大津波警報や津波警報が発表されることが想定されるため地域防災計画に基づき、避難指示（緊急）を発令し、住民等の避難を呼びかけます。また、大津波警報等が津波注意報に切り替わった後の対応について検討します。

ア 避難対象地域の設定

市は、国の南海トラフ地震の津波浸水シミュレーションやガイドラインを参考に、地震が発生してからでは避難が間に合わない地域を事前避難対象地域として設定します。設定に当たっては、要配慮者のみが避難を要する地域、健常者も含むすべての住民が避難を要する地域等、避難対象者の特性に応じて検討します。

イ 避難対象地域における避難の継続

沿岸部に発表されていた大津波警報や津波警報が津波注意報に切り替わった場合、後発地震に備え、

第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

事前避難対象地域に避難勧告等を発令し、巨大地震警戒対応を行う1週間を目途に、住民の避難を継続します。

(3) 土砂災害等に対する防災対応

県と市町村は、巨大地震警戒対応及び巨大地震注意対応において、住民の安全確保のため、次のような事項について周知に努めます。

ア 土砂災害の発生の危険が高いエリアの特定は難しいことを前提に、不安がある住民に対しては、個々の状況に応じて、知人・親類宅への避難など、身の安全を守るなどの防災対応を検討する必要があること。

イ 住宅の耐震性に不安がある住民は、知人・親類宅等への避難をあらかじめ検討する必要があること。

(4) 事前避難

市は、巨大地震警戒対応における事前避難が被災後の避難とは異なり、ライフラインや流通機能も稼働していると想定されることから、「自らの命は自ら守る」という防災対策の基本を踏まえ、次の事項について周知に努めます。

ア 住民の避難は、知人・親類宅等への避難が基本であること

イ 食料や生活用品等は、避難者が各自で準備するのが基本であること

ウ 避難所の運営も避難者自らが行うことが基本であること

また、後発地震の発生に備え、知人・親類宅等への避難が困難な避難者に対して、巨大地震警戒対応期間の1週間を基本とした避難所を確保します。

5 消防機関等の活動

(1) 消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講じます。

ア 津波警報等の情報の的確な収集・伝達

イ 津波からの避難誘導

ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援

エ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

(2) 上記の措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、市消防計画に定めるところによります。

6 水道、電気、ガス、通信、放送関係、下水道

(1) 水道

市は、発見した上水道施設の被害情報を県企業庁へ報告し、県企業庁は、被害施設の重要度に応じて、順次、上水道施設の応急復旧を行います。また、被害調査の結果に応じて、主要な管きよや医療機関及び避難所など公共性の高い施設を優先して復旧を行います。

水道施設の応急対策については、第4章第24節を参照

(2) 電気

電力事業者は、地震により電力施設に被害があった場合、被害状況を早期に把握し、通電火災等の二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、電力供給施設としての機能を維持します。
電力施設の応急対策については、第4章第24節を参照

(3) ガス

ガス事業者は、地震により都市ガス施設に災害があった場合、早期に被害状況を把握し、引火等の二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、被災地に対するガス供給を確保します。
ガス施設の応急対策については、第4章第24節を参照

(4) 通信

通信事業者は、地震により通信施設に被害があった場合、早期に被災状況を把握し、二次災害の発生の防止、情報通信網の確保をするため、速やかに応急復旧を行い、迅速な機能回復を図ります。
通信施設の応急対策については、第4章第24節を参照

(5) 下水道

下水道管理者は、地震により下水道施設に被害があった場合、被害状況を早期に把握し、上水道の復旧状況を勘案しながら応急復旧工事を行い、迅速に機能回復を図ります。
下水道施設の応急対策については、第4章第24節を参照

7 交通

(1) 道路

地震発生時に、通行規制若しくは緊急優先通行を図る必要が生じた場合、被災地等への流入規制、緊急交通路の確保等の規制を行います。
道路に関する応急対策については、第4章第18節を参照

(2) 海上

横須賀海上保安部は、市、警察及び県と連携協力して応急対策を実施し、海上における人命・財産の保護及び治安の維持に当たります。
海上災害に関する応急対策については、第4章第19節を参照

(3) 鉄道

津波警報等が発表された場合、列車は可能な限り津波注意区間外又は次の停車場まで運転を継続させるとともに、駅構内の乗降客に対しては、放送等により避難を呼びかけ、避難場所へ避難誘導、津波注意区間内で停止した列車の乗客に対しては、避難を呼びかけ、避難誘導を行います。
鉄道に関する応急対策については、第4章第25節を参照

8 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

災害時において、不特定多数の人を収容する公共施設及び集客施設等の管理者は、利用者の安全確保と協力のもと、施設管理者に対して必要な指示を行います。

公共施設等の応急対策については、第4章第26節を参照

9 迅速な救助

市は、派遣内容や物資等の必要量等の活動内容をあらかじめ被害想定に基づいて災害に備えることとし、発災後速やかに、一体となって、救助・救急消火活動を行います。

消防機関等による被災者の救助・救急活動については、第4章第6節を参照

第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

主管課：環境都市課・まちづくり景観課・緑政課・都市整備課・下水道課

関係機関：県

市はその地勢上、少ない平地と谷戸地形、急傾斜地に近接した住家、数多いトンネル、海岸を有するなどの特徴があり、大規模地震が発生した場合、さまざまな被害の発生が予想されます。そこで、地震に強いまちづくりを進めるため、こうした特徴を考慮し、市総合計画の策定に当たっては、建築物・構造物の耐震化・不燃化、道路網の確保、防災空間の確保等に重点を置き、各種事業・施策を体系的に捉えつつ、総合的かつ計画的に推進します。

施設等の整備については、第3章第1節を参照

第5節 防災訓練計画

主管課：防災安全課・市民協働課・消防署・学校教育課

- 1 市は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施します。
- 2 1の防災訓練は、11月5日の津波防災の日に津波避難訓練を実施するなど、少なくとも年1回以上実施するよう努めます。
- 3 市は、都府県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行います。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に都府県及び防災関係機関に伝達する訓練防災訓練の実施については、第2章第5節及び第3章第9節を参照

第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

主管課：企画課・防災安全課

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織等、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進します。

1 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各部、各課、各機関ごとに行うものとします。防災教育の内容は次のとおりです。

防災教育の内容（例）

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を実施します。防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとします。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行います。

防災教育の内容（例）

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識

- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 避難生活に関する知識
- (10) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (11) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 相談窓口の設置

都府県及び市（町村）は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとします。

第7節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

主管課：防災安全課・経済観光課・環境都市課・まちづくり景観課

市は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、避難場所、避難路の確保など、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指します。

津波対策については、第2章第5節を参照

逗子市地域防災計画（地震津波対策計画編）用語集

この計画において使用している用語等は、次によります。

あ行

アルファ米	水またはお湯を加えるだけでご飯にもどる保存食のことをいう。
一時避難場所 (いっときひなんばしょ)	地震の発生後、まだ広域避難所に行くほどでもないが、一応避難して火災の状況や風向などの周辺の様子を見るための場所で、自宅付近の空地・学校・寺院・公園等が想定される。また、一時避難場所は市が指定するものではなく、あらかじめ家族で話し合っ決めておく。
液状化	地震の際に地下水位の高い砂地盤が、振動により液体状になる現象である。これにより比重の大きい構造物が埋もれ、倒れたり、地中の比重の軽い構造物（マンホール等）が浮き上がったりする。
エコノミークラス症候群	長時間同じ姿勢で座ったままでいることで、血栓ができる病気である。血行障害による呼吸困難に陥ることもある。
MCA（エムシーエー）無線	「Multi Channel Access」の略で、複数の周波数を多数の利用者が効率よく使える業務用無線通信方式の一つ。混信に強く、無線従事者の資格が必要ないなどの特徴がある。
応急危険度判定	大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラス等の落下の危険性を判定する。その判定結果は、建築物の見えやすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対する二次災害を防止する。

か行

外国人	計画中では単に日本国籍を持たない者を指すのではなく、日本語が堪能ではない者、日本の文化に不慣れな者も意味する。
活断層	通常は地表に現れている断層と認められる地形のうち、最近の地質時代（第四紀以降：最近約170～200万年）に活動し、今後も活動しそうな（＝地震を発生させるような）ものをいう。
帰宅困難者	大規模災害が発生した場合、公共交通機関の運行停止等により、自宅に帰ることが困難になった者のことをいう。内閣府中央防災会議では、統計上のおおまかな定義として、帰宅距離10km以内は全員「帰宅可能」、20km以上は全員「帰宅困難」としている。

急性ストレス障害	強度のストレスを感じたあとに起こる精神障害のことをいう。心的外傷後ストレス障害（PTSD）と同じような症状（無感情や不眠など）で、数時間、数日から4週間以内に自然治癒する一過性の障害をいう。それ以上継続する場合はPTSDである可能性がある。
共助	地域や近隣の人などが互いに協力し合うことをいう。
緊急通行車両	地震発生時の交通規制により、一般車両の通行は禁止または制限されるが、公安委員会で確認を受けた緊急車両は優先して通行することができる。
緊急輸送道路	災害応急対策のため、必要な人員、物資及び資機材等を迅速かつ確実に輸送するために県が事前に指定した道路（路線）をいう。
検案（けんあん）	監察医（医師）が死亡原因を調べることをいう。
検視（けんし）	検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うことをいう。
広域災害・救急医療情報システム	被災地の医療機関の応援要請情報や支援情報をリアルタイムに収集、交換することにより、効果的な医療救護活動を確保できる全国を結ぶシステムのことをいう。
広域避難場所	地震発生に伴い火災が発生し、延焼拡大のおそれがあり、輻射熱や煙から身体の安全を確保するための避難場所として、建ぺい率、周辺の空地等の状況を考慮して、あらかじめ対象地区を定めた場所。
公助	国や県、市町村等の行政、消防機関による救助・救援等のことをいう。
後方医療機関	災害拠点病院、救急告示医療機関、その他の病院で、災害発生後においても傷病者の受入れを行う医療機関をいう。

さ行

災害拠点病院	後方医療機関として、地域の医療機関を支援する機能を有し、重症・危篤な傷病者を受け入れるなど、災害時の医療救護活動において中心的な役割を担う病院として位置づけられている。横須賀三浦地域では横須賀共済病院と横須賀市立市民病院が指定されている。
災害対策本部	市内に大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合に臨時に設置される組織のことをいう。市災害対策本部設置後は被害規模等の情報収集・連絡を行い、その情報に基づき事態の推移に合わせた災害応急活動を実施する。

相模湾・三浦半島	神奈川県（観音崎以北の東京湾を除く。）沿岸の区域のことをいう。
自助	自分の身を自分の努力によって守ることをいう。
自主防災組織	地域住民相互による「共助」の精神のもとに、地震その他の災害時に避難誘導、救出・救助、応急救護活動、初期消火、情報の収集・伝達等、地域の防災活動を担う組織のことをいう。
地震情報等	津波警報等{津波警報（大津波）、津波警報（津波）、津波注意報}及び震度速報、震源・震度に関する情報、各地の震度に関する情報等の地震・津波に関する情報のことをいう。
指定管理者制度	それまで地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる（行政処分であり委託ではない）制度のことをいう。
指定緊急避難場所	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに市町村長が指定した安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所であり、避難所のように、避難生活を送る場所としての位置付けはない。
指定避難所	災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として市町村長が指定したものをいう。主に小・中学校や公民館、その他の建物を指定している。
社会福祉施設	老人、児童、心身障害者、生活困窮者等社会生活を営む上で、様々なサービスを必要としている者を援護、育成し、または更生のための各種治療訓練等を行い、これら要援護者の福祉増進を図ることを目的とし、老人福祉施設、障害者支援施設、保護施設、婦人保護施設、児童福祉施設、その他の施設がある。
障害物除去	災害時には、道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両等の交通障害物により通行不可能となる道路が発生する。それらの障害物を除去、簡易な応急復旧作業をし、避難・救護・救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ることをいう。道路啓開ともいう。

心的外傷後ストレス障害 (PTSD)	「Post Traumatic Stress Disorder」の略で、生死に関わる体験や重症を負うなどして、心に受けた衝撃的な傷が元で後に生じるさまざまなストレス障害のことを指す。
震度	ある地点における地震の揺れの程度を表した数値をいう。日本では気象庁がその基準を定め、震度は、0、1、2、3、4、5弱、5強、6弱、6強、7の10段階に分かれている。 ※マグニチュードが地震の規模を表す数値であるのに対して、震度は地表での揺れの程度を表す数値である。そのためマグニチュードは一つの地震に対して一つしかないが、震度は場所が異なると違った数値となる。以前は人間が体感で震度を決定していたが、現在では計測震度計を使って決定されている。
震度情報ネットワークシステム	県内各地に配置した震度計からリアルタイムで震度情報を収集し、市町村ごとの震度を迅速に把握するとともに、収集した地震情報を消防庁及び気象庁へ送信するシステムのことをいう。
水防活動	洪水、高潮または津波により、堤防等に漏水、浸食または越水等が発生するおそれがある場合、その被害を最小限に食い止めようとする活動のことをいう。
図上訓練	防災訓練のうち、現場での実動訓練を行わず、地図を用いて、ロールプレイング方式等により行う訓練をいう。訓練者は与えられた被害状況を解決することで、応急対策業務の判断調整力を高めることができる。
全国瞬時警報システム(J-ALERT)	津波警報、緊急地震速報といった、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、人工衛星を用いて市町村等へ送信するもので、市町村は、これを防災行政無線等と接続し、人手を介さずに国から住民まで緊急情報をサイレンや音声放送により瞬時に伝達できるようにしている。緊急地震速報や津波警報は、原則として自動的に発報される。

た行

大規模災害	災害により、ライフラインや鉄道機関等に多大な影響を及ぼし、住民に大きな被害を与える危険性をはらんでいる災害をいう。
ダウンバースト	積乱雲から勢いよく吹き降りた気流が地面にぶつかって広がるときに強い風が吹く現象をいう。竜巻とは異なり、被害は放射状に広がる。
津波浸水予想図	津波が陸上に遡上した場合に浸水する陸域を示した図をいう。

DMAT (ディーマツト)	災害急性期 (お概ね 48 時間以内) に活動できる機動性を持った専門的な訓練を受けた医療チームのことをいい、「Disaster Medical Assistance Team (災害派遣医療チーム)」を略してDMATと呼ばれている。医師、看護師、業務調整員 (医師・看護師以外の医療職及び事務職員) で構成されている。
東京湾内湾	東京湾内の千葉県富津岬以北 (富津岬先端を除く) ・東京湾・神奈川県観音崎以北の沿岸の区域のことをいう。
トリアージ	災害発生時等に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定することをいう。

は行

ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものをいう。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経路や避難場所等の情報が地図上に示されている。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者をいう。
PFI	「Private Finance Initiative (ピーエフアイ)」の略。公共サービスの提供に際して公共施設が必要な場合に、従来のように公共が直接施設を整備せずに民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供をゆだねる手法のことをいう。
BCP (ビーシーピー)	「Business Continuity Plan (事業継続計画)」の略であり、被災時に、事業者の事業が停止するような深刻な被害を回避するため、重要業務の継続を目的として作成する計画のことをいう。なお、自治体においては、業務継続計画という。
避難勧告	災害が発生し、かつ被害の拡大が予想されるとき、当該被災地域または被災するおそれがある区域の住民等に対し、あらかじめ指定した避難場所または避難所への避難を促すために通知する情報のことをいう。
避難指示 (緊急)	被害の状況が「避難勧告」の通知時より悪化したとき、または、危険が切迫しているとき、「避難勧告」より避難の拘束力が強い「避難指示 (緊急)」に切り替えて通知する情報のことをいう。
避難準備・高齢者等避難開始	「避難勧告」または「避難指示 (緊急)」の決定・通知に先立ち、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める情報のことをいう。「避難行動要支援者情報」ともいう。

避難路	震災時に、避難場所まで遠距離避難が必要となる地域などに住む人が、指定避難場所へ安全に避難するための道路をいう。
-----	---

復興計画	災害が発生し、かつ被害の拡大が予想されるとき、当該被災地域または被災するおそれがある区域の住民等に対し、あらかじめ指定した避難場所または避難所への避難を促すために通知する情報のことをいう。
------	--

ま行

マグニチュード (M)	地震の規模を表す数値で、数字が大きいほど地震の規模も大きくなる。マグニチュードが1増えるとエネルギーはおよそ3.2倍になる。 ※阪神・淡路大震災はM7.3、東日本大震災はM9.0
-------------	---

や行

要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。
------	-------------------------------

ら行

ライフライン	市民生活の基盤となる生命線 電気、ガス、上下水道、電話、交通、通信などの生活を支えるシステムの総称
--------	--